

インドネシア共和国
農業省

インドネシア共和国
官民連携型農業振興活性化支援
情報収集・確認調査
ファイナル・レポート

平成 29 年 2 月
(2017 年)

独立行政法人 国際協力機構
株式会社 国際開発センター

農村
J R
17-009

為替レート

2016年9月	2016年10月	2016年11月	3ヶ月平均
USD1=102.129円	USD1=100.606円	USD1=104.758円	USD1=102.498
IDR1=0.007701円	IDR1=0.007777円	IDR1=0.008023円	IDR1=0.007833円

略 語 表

ADD	Village Allocation Fund (<i>Alokasi Dana Desa</i>)	村落資金配分
API-P	Production Importer Number (<i>Angka Pengenal Importir Produsen</i>)	生産輸入業者番号
API-U	General Importer Number (<i>Angka Pengenal Importir Umum</i>)	一般輸入業者番号
BAPPEDA	Organization of Regional Development Planning Board (<i>Badan Perencanaan Pembangunan Daerah</i>)	インドネシア地域開発企画局
BKPM	Investment Coordination Board (<i>Badan Koordinasi Penanaman Modal</i>)	インドネシア投資調整庁
BOP	Base of the Economic Pyramid	経済ピラミッドの底辺
BOS	Fund for primary and junior high school management (<i>Bantuan Operasional Sekolah</i>)	学校運営支援金
BP3K	Counseling Center for Agriculture, Fisheries and Forestry (<i>Balai Penyuluhan Pertanian, Perikanan dan Kehutanan</i>)	農林水産業普及センター
BPTP	Institute for Agricultural Technology (<i>Balai Pengkajian Teknologi Pertanian</i>)	農業技術機関
BWR	Batu Wisata Resources	市営企業の名
DAK	Special Allocation Fund (<i>Dana Alokasi Khusus</i>)	特別配分金
DAU	General Allocation Fund (<i>Dana Alokasi Umum</i>)	一般配分金
DID	Regional Incentive Fund (<i>Dana Insentif Daerah</i>)	地方インセンティブ資金
DOA	District Office of Agriculture and Food Crops (in Central Aceh District)	(中アチェ) 県農業食用作物局
EC	E-Commerce	電子商取引
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
GAP	Good Agricultural Practice	農業生産工程管理
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GHP	Good Handling Practices	適正運用規範
GI	Geographical Indication	地理的表示保護制度
GMP	Good Manufacturing Practice	適正製造規範
GRDP	Gross Regional Domestic Product	域内総生産
HACCP	Hazard Analysis & Critical Control Point	ハサップ
HRD	Human Resource Development	人材育成
ICSFRI	Indonesian Citrus and Semi Tropical Fruits Research Institute	柑橘類・亜熱帯果樹研究センター
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IJEPA	Indonesia-Japan Economic Partnership Agreement	インドネシア - 日本経済連携協定
IP	Principle Permit (<i>Izin Prinsip</i>)	原則許可
JA	Japan Agricultural Cooperatives	農業協同組合

JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
JGAP	Japan Good Agricultural Practice	日本農業生産工程管理
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JPP	JICA Partnership Program	草の根技術協力事業
KPTR	Sugarcane Farmer's Cooperatives (<i>Koperasi Petani Tebu Rakyat</i>)	庶民サトウキビ農民協同組合
MAFF	Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries	農林水産省
MoA	Ministry of Agriculture	インドネシア農業省
NEDO	New Energy and Industrial Technology Development Organization	新エネルギー・産業技術総合開発機構
NEXI	Nippon Export and Investment Insurance	日本貿易保険
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OVOP	One Village One Product	一村一品
PAD	local financial resource (<i>Pendapatan Asli Daerah</i>)	自己財源収入
PNPM	National Project on Empowerment of People (<i>Proyek Nasional Pemberdayaan Masyarakat</i>)	住民エンパワーメント事業
POS	Point of Sale	販売時点情報管理
PPP	Public-Private Partnership	官民連携
RIPH	Import Recommendation of Horticulture (<i>Rekomendasi Impor Produk Hortikultura</i>)	園芸作物輸入推薦状
RPJMN	National Medium-term Development Plan (<i>Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional</i>)	インドネシア国家中期開発計画
RPJPN	National Long-term Development Plan (<i>Rencana Pembangunan Jangka Panjang Nasional</i>)	インドネシア国家長期開発計画
SL-PHT	integrated pest management field schools (<i>Sekolah Lapang Pengendalian Hama Terpadu</i>)	総合病虫害管理野外スクール
STA	Sub Terminal of Agribusiness	生産地集荷施設
TICAD	Tokyo International Conference on African Development	アフリカ開発会議
TPP	Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement	環太平洋戦略的経済連携協定
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁

要 約

1. 調査の背景と目的

インドネシアは2004～2013年の10年間に経済が5.8%の年平均成長を記録した。近年の経済成長に伴い、富裕・中間所得層が増加することが予想されている。一方で、農村地域では依然として貧困層が存在し、格差の拡大が課題となっている。

インドネシアの農業セクターは労働人口の40%、国内総生産（GDP）の14%を占め、食料供給、農村地域の国民の収入や雇用機会の提供など重要な役割を果たしている。インドネシアの長期開発計画（RPJPN2005-2025）では、農業を経済のベースとし、確固たる経済構造の確立を目指すとして、2014年10月に発足した新政権では食料安全保障に高い優先度を置いている。中期国家計画（RPJMN2015-2019）では、重点開発方針として公平な成長を謳っており、収入格差や地域格差解消を重点としている。また、アグリビジネスの発展や持続可能な農業と農民への裨益、特に小規模な農産品加工のための村落強化や農産品の競争力と付加価値の向上を必要としている。

JICAはこれまで、日本とインドネシアの自治体間協力に基づく支援や、日本の地方自治体や民間企業による提案型事業などを行ってきた。日本の自治体や民間企業の地場産業振興のノウハウおよび農業技術の支援は、インドネシアにおける農産品の競争力強化や付加価値の向上に寄与するものであり、自治体間の連携や民間技術の活用が期待されている。

本調査は、インドネシア全国から4～5の県／市レベルの自治体を業務対象地域とし、次のことを明らかにしつつ、地方自治体間の連携促進や日本の民間企業の技術展開を通じたインドネシア農業開発に資する協力を検討するための情報収集を行うことを目的として実施した。

- 1) インドネシア政府の昨今の農業・食料安全保障政策や優先課題に関する情報の収集を行う。
- 2) インドネシアにおいて本邦企業や自治体による農畜産物の地場産業振興や高付加価値化、6次産業化等の支援ニーズを検討し、提携・参入による開発効果の発現や提携する上での課題分析を行う。
- 3) インドネシアの農産品およびその加工品のポテンシャルを分析し、本邦技術や知見の活用可能性を検討する。
- 4) 以上を踏まえて、本調査により「地方」対「地方」の支援・連携によるJICA事業の農畜産分野における協力の展開を検討する。

2. 調査の実施方針

日・インドネシア間の自治体連携や民間技術の活用方法を調査、検討するにあたり、第一に、インドネシア、日本の双方に相応のメリットがある自治体間のマッチングを目指した。官民連携

型の事業では両者にメリットがなければ連携活動の持続性が確保されないためである。日本側のメリットとして製品輸出型、産品輸入型、海外進出型、知見共有型の4類型を想定し、調査を実施した。第二に、インドネシア農業に係る国際情勢を分析し、日本の国際競争力が高いと想定される分野を優先する形で、両国間のマッチングを推進した。第三に、本調査では、両国の民間企業間と地方自治体間という二段階のマッチングを構想し、モデル的に実施される民間企業等同士のマッチングの促進と同時に、両国の地方自治体がそれをどのように支援すべきかについて知見や教訓を抽出することを目指した。

3. 調査スケジュール

本調査は2016年3月から12月にかけて実施された。まず、第1次国内作業（3～4月）にて日本側候補自治体の選定を行い、それら候補自治体の農畜産業や農業振興策、インドネシア側との連携案などを確認した。次に第1次現地調査（5月～6月）においてインドネシア農業省推薦の下、インドネシア側候補自治体の選定を行い、各候補自治体を訪問し日本側自治体の情報を共有した上で、自治体連携や日系企業参入の可能性を検討し、インドネシア側自治体から連携希望順位を聴取した。第2次国内作業（6月）では、再度日本側候補自治体を訪問し、インドネシア側候補自治体の情報と連携希望順位を共有し、日本側自治体の連携希望を聴取した。ここまでのプロセスで、最有力連携候補の選定（各4自治体）が行われた。

次に第2次現地調査（7月～8月）において、最有力連携候補の日本側自治体関係者によるインドネシア調査（6～10日間）を実施し、具体的な連携の方向性を探った。また、第3次国内作業（8月中旬～9月中旬）ではインドネシア側の候補自治体関係者の本邦招聘を行い、日本の自治体における農畜産振興策の知見を共有するとともに、連携候補自治体同士の話し合いも進めた。第3次現地調査（9月～11月）では、日本側自治体関係者による二度目のインドネシア現地調査（5～10日間）を行い、具体的な連携事業案の検討がなされた。第4次国内作業（10月～12月）では、報告書作成と報告会開催支援を行った。

4. インドネシア農畜産分野の概況

インドネシアの農畜産分野の開発を担当するのは農業省である。農畜産分野に関する現行中期戦略計画では、①生産量および生産性の向上（特に米、トウモロコシ、大豆、砂糖、食肉（牛肉、水牛肉）、②食糧多角化、③競争力、付加価値の向上、④バイオインダストリーおよびバイオエネルギー向けの原料供給、⑤農民の厚生向上に重点を置いている。

インドネシア農畜産分野の戦略、現況、本調査でのヒアリングやマッチングプロセスでの話し合い等から推測される日本との官民連携ニーズは、日本の技術を駆使した生産量や生産性の向上、収穫後処理、鮮度保持（コールドチェーン含む）、食品加工、6次産業化等である。

上記のようなニーズはあるものの、日本の中小企業がその技術や知見を活用してインドネシア農畜産分野に進出し事業化をするには制約も多い。第一に、農畜産分野への投資では100%外資

はまだ認められておらず、外資出資率上限が定められている（園芸作物関連では30%、農園作物関連では95%）。このため、インドネシアにおいて会社設立を行う場合には、必ずインドネシア側パートナーが必要になる。第二に農畜産分野では、投資調整庁から投資許可を取る前提として、農業省から投資調整庁への推薦状が必要になるが、そのためには複雑な申請条件が課せられている。これらに加えて、日本で普及や適用が進んでいない農業生産工程管理（GAP）や適正運用規範（GHP）、場合によっては適正製造規範（GMP）にも留意する必要がある。

5. 日本における農畜製品の付加価値向上および農村・地域振興のための官民連携の取組み

日本において農畜製品の付加価値向上のため官民連携で行われている取組みとしては、農商工連携、6次産業化、農畜製品のブランド化等がある。また、農村・地域振興のための官民連携での取組みには、地産地消と農産物直売所、都市と農山漁村の共生・対流、グリーンツーリズム、道の駅、一村一品、グローバル・フードバリューチェーン戦略等がある。これら取組みはJICA事業や自治体を通じて海外に紹介されているものも多い。

6. 自治体間のマッチング結果と連携の方向性

最終的な5事例のマッチング結果と連携方向性は以下の表に要約される。

表 1 マッチング・交流結果と連携方向性

	連携自治体 連携テーマ	内容	今後の展開
1	福島県福島市-東ジャ ワ州バトゥ市(・マラン 市) 連携テーマ: 果物にか かる農商工連携を通じ た農業振興	<ul style="list-style-type: none"> 高品質な原材料を継続的に供給できるよう「福島モデル」を導入し、長期的に生産、加工、流通の仕組みを改善。福島-バトゥ共同ブランドを立ち上げ、インドネシア国内市場と海外市場へ展開。案件化調査中に営農指導や栽培技術向上を担える人材を育成し、その人材を活用して「福島モデル」の定着を促す。 インドネシア側にとって、農家所得の安定と向上、地域の発展に貢献、地場で連携する新たなモデルとなり得る。日本側にとって、将来的に何らかの技術提携料、加工材料供給の他、JA の持つ営農指導や産地形成のノウハウ輸出という新たなモデルとなり得る。 	<p>詳細調査(中小企業海外展開調査)が必要。事業化はその先という長期戦略。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業海外展開支援「案件化調査」(2017-18)
2	千葉県南房総市-北ス ラウェシ州トモホン市 連携テーマ: 道の駅を 通じた農業・観光振興	<ul style="list-style-type: none"> 有機野菜直売、花市場、観光情報センター、避難所の4機能を持つ道の駅整備。 農家所得の向上と安定、農業・観光振興に貢献し、市場と道の駅の新しい組合せのモデルとなり得る。日本側は、知名度向上、国際化対応人材育成に貢献。 	<p>事業化(草の根技術協力)を目指すことが確実に最も先行。</p> <ul style="list-style-type: none"> 草の根技協: 地域活性化特別枠(2017-19)
3	高知県越知町-アチェ 州中アチェ県 連携テーマ: 未利用の 柑橘類など地域資源 の活用による農業振興	<ul style="list-style-type: none"> 長期的視点で未利用柑橘類などの資源を掘り起こし、地域の価値観を重視したビジネス展開。信頼できるビジネスパートナーを育成し、将来的に共同ビジネス展開を目指す。人材育成を中核とし、1) 行政官に対する政策支援研修、2) 民間セクターに対するフェアトレード、3) ビジネスパートナー育成研修、4) 生産団体強化、5) ボランティアによる支援方向性検討、6) ビジネス展開。 中アチェ側にとって、越知町の技術や知見を取り入れながら将来的にビジネス展開、農家所得の向上と安定、行政も地域開発手法を取り入れ効果的に開発。日本側にとって、ビジネスパートナーを確保し将来的なビジネス展開、自治体も高知県の推進する地産外商政策に貢献。 	<p>事業化(草の根技術協力)に踏み込む可能性あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 草の根技協: 地域活性化特別枠(2018-20)を含む複数事業の展開を検討
4	兵庫県神戸市-中ジャ ワ州スマラン市 連携テーマ: 食都の コンセプトを通じた都市 近郊農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 両都市の類似性を活かし、人材交流から始め連携内容を検討: 1) スマラン産品の都市消費者/ジャカルタ市場マーケティングとブランディング、2) 神戸の外国人居住地区の発展の取組み経験を活かし、オランダ時代の歴史的景観地区であるコタ・ラマ地区の保全・再生による観光客の誘致、3) 将来的なビジネス連携の可能性模索。 スマラン側は、神戸の都市マーケティングの経験と知見を取り入れ地域の発展に貢献。神戸側は、知名度の向上、観光客の増加、神戸産品のマーケティングに貢献。 	<p>現時点で具体的な事業化は想定されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> JICA 事業を絡めて今後の展開を検討
(5)	兵庫県-西サテンガラ 州東ロンボク県 連携テーマ: 農業と観 光の連携に関する知 見共有と展開	<ul style="list-style-type: none"> 2つの提案を検討: 1) 兵庫県と東ロンボク県の農業経営者交流、2) 「道の駅」に関する連携 東ロンボク側では、日本の技術とノウハウの導入による地域開発。日本側では農民の意識改革、市や道の駅の人材育成に貢献。 	<p>現時点で具体的な事業化は想定されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> JICA 事業を絡めて今後の展開を検討

(出所: 調査団作成)

7. 考察と JICA 事業の展開にかかる提案

(1) 考察

マッチング結果を連携のタイプ、マッチング4類型、インドネシア側対象地域の条件、各参加者のメリット等の観点から分析した。

連携のタイプでは、本調査への参加に際し、どのアクターがイニシアチブをとったかによって、民間企業の連携を自治体が支えるという民間主導型(福島市、越知町)、民間セクターが調査に参加しなかった自治体主導型(神戸市、兵庫県)、自治体と第三セクターによる中間型(南

房総市)の3タイプがあった。民間セクター(第三セクター含む)が参加した3事例は連携の具体的なインセンティブがあるため、より連携の話が進んだ。自治体主導の連携事例では将来的な連携の種が生まれた。

マッチング4類型による分析では、当初想定した製品輸出型、産品輸入型はなく、将来的に海外進出型のビジネスが想定されている事例(福島市、越知町)においても、まずはビジネス人材育成の必要が確認され、全ての事例が知見共有型となった。本調査にて連携候補として確認できたインドネシア側対象地域の農産品加工は家内工業レベルで、日本側とすぐに連携できるレベルではなかったことが理由である。

インドネシア側対象地域の条件による分析では、マッチング結果を踏まえ、各自治体の都市化度と発展度を基準とした場合に、適したアプローチに地域的な特性が見出せるかを分析した。その結果、都市化度も発展度も最も進んだスマラン市では都市近郊農業マーケティングというアプローチ、発展度が高く大都市からのアクセスの良いパトゥ市・マラン市では市場志向型の農商工連携、都市化度も発展度も低い中アチェ県では、既存の環境や文化を破壊せず、未利用柑橘類などの資源を掘り起こすという環境持続型の6次産業化アプローチ、都市化が比較的進んでおらず共に観光ポテンシャルの高いトモホン市と東ロンボク県では観光と農業の連携というアプローチが模索されていることが分かった。

参加者によるメリットの観点からの分析では、民間セクターの関与している事例では、将来的なビジネスによる双方のメリットが全面に出てくるが、第三セクターが関与した事例、自治体のみでの連携の事例では、現段階では知見共有あるいはより国際協力色の強いものとなっている。

(2) 本調査の意義

本調査では、今後のJICA事業における自治体連携事業へ向けて課題および教訓の整理を行った。その中で、本調査の意義として、4点を挙げるができる。第一に、本調査では、自治体や中小企業単独では難しい、途上国での事業化に向けた事前調査としての役割を担うことができた。特に事業内容やアプローチに即した対象地域選定、パートナー探しにおいて果たせた役割は大きかった。

第二に、調査団による両国自治体双方のニーズを考慮したマッチングの仲介である。二国間でマッチングを行う場合には、単純に複数の自治体同士のお見合い形式で行うマッチングは機能せず、ニーズを基に調査団がコンサルテーションした上で、可能性が高いと思われるマッチングを提案する方が効率的であることが分かった。

第三に、インドネシア側に農畜産振興に関する新たなアイデアを提供できたことである。インドネシア側候補自治体に日本との連携ニーズを聞くと、日本市場への特産品輸出や、日本からの高度な加工技術・機材の提供への希望が多かった。インドネシアでは、重要産品の増産やその加工による付加価値を目指す政策がほとんどであり、技術導入や加工工場・機器への投資によって対応しようとすることが多い。しかし、本調査の連携案具体化への対話の中で、先細りの日本

市場に比したインドネシア市場のポテンシャル、製品ベースの政策のみでなくアプローチ・ベースの政策、といった新たなアイデアを共有することができた。

第四に、潜在的な連携ニーズの掘り起こしである。具体的な連携ニーズを当初から見出していなかったとしても、相互訪問と人的交流を通じて、連携ニーズを見出した自治体が存在する。特に、日本側自治体も、国内市場の停滞、国際化への対応、過疎化への対応など各種課題に直面しており、これら課題への対応の一環として、連携ニーズがあることが確認された。一方で、本件のような調査でこのような日本側自治体の潜在的な連携ニーズを掘り起こし、インドネシア側自治体との連携の可能性を探ることは、効率性が低いことも判明した。

(3) 調査のプロセスにおいて抽出された課題

本調査の類似調査を今後行う場合に課題になるとと思われる事柄を整理した。

出口戦略の明確化：自治体や民間企業に今回のような調査への参加を提案する場合、開始当初に出口戦略として想定されるスキームの有無、ある場合にはその説明会開催、同一対象国、同一セクターにおいて複数の参加自治体・企業が同一の提案型事業に応募した場合の対応策の明確化などが必要である。

フォローアップの必要性：調査終了後、出口戦略となる事業が開始するまでの期間が空白とされないようフォローアップが必要である。中小企業や自治体は途上国で活動するには不慣れな場合も多く、国際協力経験が豊富な人材をファシリテーターとして活用することによって、ODAへの市民参加は大きく進むと思われる。

調整コストの軽減：本調査には非常に多くの異なる組織からの関係者が関わり、その調整コストは膨大なものであった。対象とする連携タイプやアプローチによって関係者を絞ることや、案件開始時の趣旨説明を丁寧に行うこと、関係者が調査への参加を検討する時間を十分にとること、あるいは調査ジュールを事前にある程度確定の上、そのスケジュールに対応可能な自治体の参加を募る等によって調整コストを軽減することができる。

政策ニーズとビジネスニーズの擦り合わせ：日本側民間企業のニーズは、信頼できるビジネスパートナーの確保と最もビジネスを展開しやすい地域の選定である。しかしながら、本調査では、日本側、インドネシア側それぞれの政策的理由から、民間企業から見れば必ずしもポテンシャルが高いと言えない地域における連携を模索する必要がある。政策的なニーズとビジネスニーズのミスマッチが見られた。

(4) 「地方」対「地方」の支援・連携による農畜産分野における協力の展開と提案

本調査の結果、インドネシアの地方自治体の農畜産分野での支援ニーズは、どの自治体でも大きいことが明らかになった。ただ、企業との提携・参入によって技術を導入するには、農畜産分野ではビジネスに必要な各種能力・ノウハウや基盤の整備など一中小規模企業での取組みにはハ

ードルが高い。この点で、日本の付加価値化や地域振興のアプローチ（取組み）がこれらの課題解決に貢献でき、このようなアプローチに対するニーズがあることが明らかになった。インドネシア農業省にとってもこのようなアプローチは新しい施策であり関心が高い。

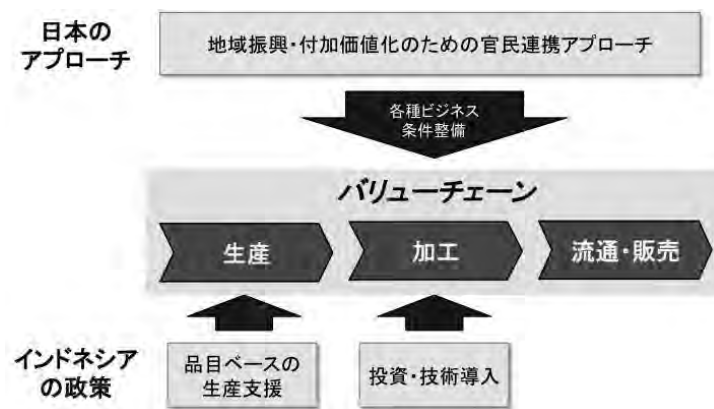


図 1 インドネシアの農村振興策と日本の地域振興アプローチ

他方、日本側に地方自治体間連携への支援ニーズがあるかが課題であったが、本調査の結果、JICA 民間提案型や自治体提案型事業に対する事前段階の調査ニーズ、地方創生などの日本側自治体活性化などの潜在的なニーズが存在することが明らかになった。従って、双方のニーズは存在し、本調査のような取組みを通じたマッチングにより、JICA の支援事業に発展する可能性は十分にあることが明らかになった。

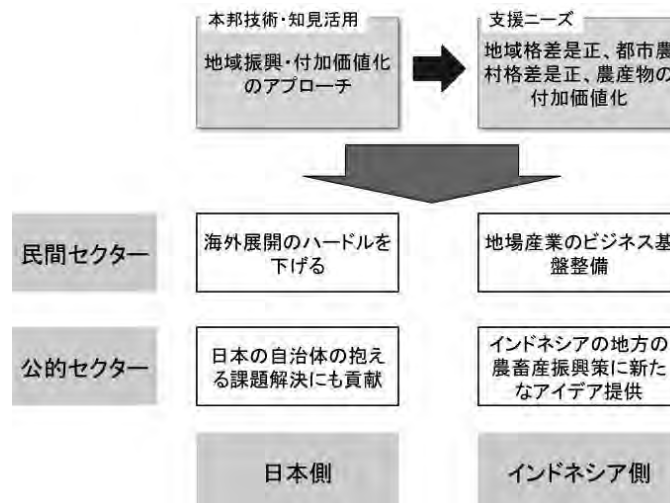


図 2 自治体連携のニーズと意義

このような取組みをさらに効果的・効率的に行うためには、出口戦略を見据えた取組みが必要であり、そのための提案を以下に記す。なお、本調査はインドネシアを対象としたが、他国でもある程度適用できるものである。

1) 想定される連携タイプに応じた支援ニーズの発掘と事前準備

本調査の結果、下表に示す 3 つの連携タイプが確認された。本調査の類似調査を今後実施する場合には、このような連携タイプに応じた対応、さらに可能な場合には連携の方向性を絞ったマ

ッチング、調査実施を行うことが望ましい。表2に示すように、タイプに応じた支援ニーズの発掘を行うことが必要である。

表2 連携タイプと類似調査の方向性

タイプ	内容	連携メリット/ ニーズ	アプローチ	支援ニーズの発掘と類似調査
民間主導連携タイプ	海外進出に関心のある民間セクターが核となり自治体が支援する。	ビジネス展開 地方活性化など	地域活性化 アプローチと ビジネス連携 の組合せ	本調査のような類似調査を通じて提案型事業の事前準備として活用可能
国際協カタイプ	海外進出、あるいは国際協力に関心のある第三セクターや自治体が連携する。	国際協力による国際化・地方活性化	取組んでいる アプローチ	本調査のような類似調査を通じて提案型事業の事前準備として活用可能。 参加自治体を増やすため、日本国内で自治体向け研修や啓蒙活動等市民参加事業への幅広い取組み
自治体主導連携タイプ	自治体同士が連携し、将来的な民間連携の芽を育てる。	海外展開への布石、将来に向けた国際化対応など	知見共有・交流	人材交流や研修・啓蒙活動など幅広い地道な取組みから日本側の連携ニーズを育成

(出所：JICA 調査団)

民間主導連携タイプ：民間主導連携タイプは、海外と連携したい企業というリソースを特定する必要がある。本調査でも、インドネシアと何らかのつながりや関心を持つ企業の存在があり、その活動を支援する形となった。したがって、このような企業を連携の種として探し出すことが重要である。例えば、日本の各種の取組みの中で、インドネシアと何らかの関係を持つ企業、JICA の提案型事業にインドネシアを対象国として応募した企業などである。

他方、インドネシア側は、自治体の置かれた状況により、それぞれの開発の状況やニーズが異なっている。市場アクセスが良い地域なら市場指向型となり、観光市場へのアクセスがよければ農業と観光の連携、アクセスが悪い自治体では地域資源活用型といったようにニーズは異なるものであった。このように相手国のニーズが確認される場合は、特定ニーズに絞り、ニーズの発掘と事前段階の調査を実施することも効率的である。これらのニーズのマッチングは双方向であるので、どちらのニーズが先にありきという話ではなく、同時並行的に進めることとなる。

国際協カタイプ：国際協カタイプのアクターは、何らかの形ですでに JICA 事業や海外との連携に関心のある自治体である。草の根技術協力事業（自治体提案型）に応募した経験のある自治体、JICA 事業を受け入れている自治体などからリストアップすることができる。また、相手国のニーズが確認される場合は、特定ニーズに絞り、ニーズの発掘と事前段階の調査を実施することも効率的である。例えば、インドネシアでは、道の駅に関して調査対象自治体の中でも3自治体から協力の要望があった。このような自治体は数多いと推測され、道の駅に絞ったプロジェクトファイディングなどが考えられる。更に、調査に加えて、関心を持つ自治体を掘り起こすには、自治体と企業に JICA 草の根技術協力事業や中小企業海外展開事業などの説明会の頻度増加などで裾野を広げる取組みが望まれる。

自治体主導連携タイプ：自治体主導連携タイプは、民間企業を当初のアクターに含まず、他の2タイプと比べ連携の方向性をこれから探ろうという自治体である。本調査の結果、このようなケースでも場合によっては何らかの可能性が生まれてくること、その背景として、過疎化、国際

化対応など自治体の抱える様々な課題が途上国との連携ニーズにつながるということがわかった。このようなタイプの連携を行うには、地方自治体や企業の関係者の意識の醸成が必要で、このようなニーズの掘り起こしには、国内で自治体のグローバル化対応の人材育成研修、啓発・広報などの活動を通して着実に裾野を広げてゆくことが望まれる。

2) フォローアップの必要性

本調査では、当初より現地調査2回、本邦招聘（受け入れ）1回への参加を活動の枠組みとする計画となっており、同活動を通して各自治体による事業化（JICA 提案型事業や JICA 以外の事業への応募等）を想定していたが、これまで JICA 提案型事業への応募を行った経験がない自治体からは、調査後のフォローアップの必要性が強く要望された。特に、フォローアップを行うファシリテーターの JICA による配置が強く要望された。また、本調査参加自治体関係者の多くは JICA の各種の事業について詳しくなく、JICA 提案型事業の紹介や応募方法などの講習会が必要である。

3) 事業スキームの柔軟性

本調査を通して、民間セクターや自治体が国際協力に参加する際、特に個別のニーズに対応できる小規模な事業に対応する JICA スキームが十分でないことが確認された。今後、新たな自治体や民間企業の国際協力への参加を促進するためには、市民参加型事業のスキームの柔軟性が望まれる。

目 次

略語表

要 約.....	I
第 1 章 調査の概要.....	1
1.1 調査の概要.....	1
1.1.1 背景.....	1
1.1.2 目的.....	1
1.1.3 業務対象地域.....	2
1.2 調査の実施.....	2
1.2.1 調査の基本方針.....	2
1.2.2 業務実施の方法.....	4
1.2.3 業務フローチャート.....	8
1.2.4 作業行程計画.....	9
1.2.5 要員計画.....	10
1.2.6 成果品.....	10
第 2 章 インドネシア概況.....	11
2.1 現政権による開発政策と開発計画.....	11
2.1.1 ジョコウィ政権における開発政策の基本的方向.....	11
2.1.2 国家開発計画の体系と地方開発計画との関係.....	12
2.1.3 中央＝地方財政関係と地方開発に係る諸問題.....	13
2.2 農畜産分野における地域開発戦略と現状.....	18
2.2.1 農畜産分野に関する中期戦略計画（2015～2019）.....	18
2.2.2 農畜産分野における国家予算と地方予算.....	24
2.2.3 農畜産分野における輸出入規制と政策上の問題.....	28
2.2.4 インドネシアの農畜産分野で必要とされる協力・提携ニーズは何か.....	36
2.2.5 日本側が可能な協力・提携ニーズは何か.....	37
2.3 農畜産分野における投資・ビジネス環境.....	38
2.3.1 主要農産物 5 品目の生産・輸出入の現状.....	38
2.3.2 投資ネガティブリストにおける農畜産分野.....	38
2.3.3 農畜産分野における主要な国営・民間企業.....	41
2.3.4 農畜産分野に関わる日系企業.....	44
2.4 農畜産分野での提案型事業における課題.....	45
2.4.1 JICA による農畜産分野での提案型事業から得られる教訓.....	45
2.4.2 事業化決定後のボトルネック.....	47
第 3 章 日本の地方自治体および民間企業の取組み動向.....	49
3.1 日本の行政機構.....	49
3.1.1 中央省庁.....	49

3.1.2	都道府県.....	49
3.1.3	市町村.....	49
3.2	日本の食料・農業・農村.....	49
3.2.1	気候と土地利用.....	49
3.2.2	産業構造における農業の位置づけ.....	50
3.2.3	主な農畜産品.....	50
3.2.4	食料自給率.....	51
3.2.5	生産性.....	51
3.2.6	農業の担い手.....	51
3.2.7	食品産業.....	51
3.2.8	農畜産物貿易と直接投資.....	51
3.2.9	日本の食料・農業・農村を取り巻く情勢.....	53
3.3	農畜産品の付加価値向上を目指した官民連携での取組み.....	54
3.3.1	農商工連携.....	54
3.3.2	6次産業化.....	55
3.3.3	農畜産品のブランド化.....	59
3.4	農村・地域振興を目指した官民連携での取組み.....	62
3.4.1	地産地消と農産物直売所.....	62
3.4.2	都市と農山漁村の共生・対流およびグリーン・ツーリズム.....	64
3.4.3	道の駅.....	66
3.4.4	一村一品.....	68
3.4.5	グローバル・フードバリューチェーン戦略.....	71
3.5	日本における主要な取組み・手法の相互関係性.....	73
第4章	対象自治体の選定およびマッチングプロセス.....	75
4.1	選定およびマッチングプロセス全体の流れ.....	75
4.2	候補自治体の選定.....	75
4.2.1	日本側候補自治体の選定（第1次国内調査）.....	75
4.2.2	インドネシア側自治体候補の選定（第1次現地調査）.....	77
4.3	現地調査および本邦招聘参加自治体の決定.....	80
4.3.1	連携希望順位に基づくマッチング案の検討.....	80
4.4	自治体選定およびマッチングプロセスにおける課題.....	82
4.4.1	インドネシア側自治体選定における課題.....	82
4.4.2	日本側自治体選定における課題.....	83
4.4.3	自治体選定・マッチングプロセス全体の課題.....	83
第5章	候補自治体の詳細情報.....	85
5.1	日本側自治体.....	85
5.1.1	北海道.....	85
5.1.2	福島県福島市.....	86
5.1.3	千葉県南房総市.....	88

5.1.4	兵庫県	90
5.1.5	兵庫県神戸市	92
5.1.6	和歌山県	94
5.1.7	高知県越知町	95
5.2	インドネシア側自治体	98
5.2.1	北スラウェシ州トモホン市	98
5.2.2	東ロンボク県	101
5.2.3	東ジャワ州マラン市	104
5.2.4	東ジャワ州バトゥ市	107
5.2.5	中ジャワ州スマラン市	109
5.2.6	西ジャワ州インドラマユ県	118
5.2.7	西ジャワ州スメダン県	121
5.2.8	ランブン州	123
5.2.9	西スマトラ州リマプルコタ県	125
5.2.10	北スマトラ州西パツパク県	127
5.2.11	アチェ州中アチェ県	131
5.2.12	アチェ州アチェブサル県	135
5.2.13	アチェ州バンダアチェ市	136
第6章	自治体間のマッチング結果と今後の方向性	139
6.1	相互訪問を通じたマッチングの具体化	139
6.1.1	候補自治体選定時点のマッチング案	139
6.1.2	日本側自治体による第1回インドネシア訪問	139
6.1.3	インドネシア側自治体の本邦招聘の概要	142
6.1.4	日本側自治体による第2回インドネシア訪問	146
6.2	各マッチングの結果	151
6.2.1	福島県福島市と東ジャワ州マラン市・バトゥ市のマッチング結果	151
6.2.2	千葉県南房総市とトモホン市のマッチング結果	159
6.2.3	兵庫県神戸市と中ジャワ州スマラン市のマッチング結果	164
6.2.4	高知県／越知町とアチェ州／中アチェ県のマッチング結果	169
6.2.5	兵庫県と東ロンボク県の交流結果	181
第7章	考察およびJICA事業の展開にかかる提案	185
7.1	考察	185
7.1.1	マッチングの結果とプロセスから	186
7.1.2	どのような連携が可能か	196
7.2	JICA事業の展開にかかる提案	206
別添1	本調査に関するインドネシアおよび日本における主な新聞報道	別添-1
別添2	本調査参加日本自治体作成の本邦招聘時対インドネシア自治体説明資料	別添-7

図表一覧

表 1.1	インドネシアにおける官民連携型農業振興における日本側メリット 4 類型.....	2
表 1.2	作業工程.....	9
表 1.3	要員計画.....	10
表 1.4	成果品.....	10
表 2.1	インドネシア国家予算.....	14
表 2.2	農業省の戦略計画における具体的な数値目標.....	20
表 2.3	2016 年度農業省予算の部局別、中央・地方別内訳.....	25
表 2.4	2016 年度農業省予算の州別配分状況.....	26
表 2.5	2015 年度地方政府予算の資本支出.....	28
表 2.6	主要農産物 5 品目の生産量、輸入量、輸出量.....	38
表 2.7	農畜産分野の主要な国営企業・民間企業.....	43
表 2.8	分析対象 6 案件.....	45
表 2.9	インドネシア農業分野の提案型事業に見られる事業化見送りリスク要因.....	46
表 3.1	日本の主要農畜産品.....	50
表 3.2	農商工連携の成功事例.....	55
表 3.3	6 次産業化の成功事例.....	58
表 3.4	6 次産業化に関する主な JICA 事業.....	59
表 3.5	地域団体商標制度と地理的表示保護制度の比較.....	60
表 3.6	農畜産品と食品に関する地域団体商標登録数.....	61
表 3.7	農畜産品のブランド化に関する主な JICA 事業.....	61
表 3.8	地方自治体における促進計画の策定状況.....	62
表 3.9	直売所の状況.....	63
表 3.10	直売所に関する主な JICA 事業.....	63
表 3.11	グリーン・ツーリズムによる所得・雇用の増加.....	65
表 3.12	グリーン・ツーリズムに関する主な JICA 事業.....	66
表 3.13	一村一品活動の代表例.....	69
表 3.14	農林水産・食品関連の日系企業の海外事業展開概況.....	73
表 3.15	グローバル・フードバリューチェーンに関する主な JICA 事業.....	73
表 4.1	日本側候補自治体ロングリスト.....	76
表 4.2	日本側候補自治体ショートリスト.....	77
表 4.3	インドネシア側候補自治体ロングリスト.....	78
表 4.4	インドネシア側候補自治体ショートリスト.....	79
表 4.5	インドネシア側自治体からみたマッチング候補案.....	80
表 4.6	インドネシア側自治体からの連携希望順位.....	80
表 4.7	日本側自治体からの連携希望順位.....	81
表 4.8	有力連携候補に対する連携内容案.....	81
表 5.1	スマラン市の人口、農業者数、農地面積.....	111

表 5.2	スマラン市の主な作物と生産地区 (1)	113
表 5.3	スマラン市の主な作物と生産地区 (2)	114
表 6.1	自治体マッチングと相互訪問参加実績	139
表 6.2	日本側自治体による第 1 回インドネシア訪問参加者	139
表 6.3	日本側自治体関係者等第 1 回インドネシア訪問スケジュール	141
表 6.4	本邦招聘参加者および訪問先	142
表 6.5	本邦招聘詳細スケジュール	144
表 6.6	日本側自治体による第 2 回インドネシア訪問参加者	146
表 6.7	第 2 回インドネシア訪問スケジュール	148
表 6.8	案件化調査の内容案	157
表 6.9	トモホン市の観光統計の推移	161
表 6.10	トモホン周辺 3 市の観光統計比較	161
表 6.11	将来的な連携に向けてのロードマップのアイデア	167
表 6.12	各プログラム案の概要	168
表 6.13	中アチェ県内クプロック・ガヨ・アチェ・ミカン可能栽培面積	172
表 6.14	農家が実践しているコーヒー／ミカンのトゥンパンサリ栽培収益性	174
表 6.15	両国の連携事業関係者とその参画メリット	176
表 6.16	活動の概要と想定される課題	178
表 7.1	マッチング・交流の成果	185
表 7.2	想定される連携によるメリット	190
表 7.3	各アクターのニーズ	191
表 7.4	インドネシアの農畜産分野の課題・政策、対象自治体の課題、支援ニーズ	197
表 7.5	調査した対象自治体の主な農畜産加工品	198
表 7.6	日本の自治体を取り巻く課題、対象自治体の課題とそれに対する取組み	202
表 7.7	日本の自治体を取り巻く課題に対する主な取組み	203
表 7.8	出口戦略／日本側アクターによる連携のタイプ	205
表 7.9	インドネシア側の地域性による連携タイプ	206
表 7.10	提案プロジェクトの連携タイプと方向性	207
表 7.11	ニーズ発掘と類似調査の方法	208
表 7.12	日本と途上国の自治体間連携を支援・推進するためのプログラムの概要案	210

図 1.1	自治体と関連民間団体のマッチング	3
図 1.2	作業フロー	8
図 2.1	中央、州、県／市の開発計画の関係	11
図 2.2	中央、州、県／市の開発資金の流れ	13
図 2.3	農業省組織図	25
図 3.1	着目すべき取組み・手法の相関図	74
図 4.1	自治体選定およびマッチングプロセスの流れ	75
図 5.1	スマラン市の行政区画	111
図 5.2	スマラン市街図	114
図 5.3	コタ・ラマ (Kota Lama) 地区	115
図 6.1	福島市とバトゥ市の連携構想の概要	154
図 6.2	案件化調査の実施体制イメージ	156
図 6.3	案件化調査のスケジュール (案)	157
図 6.4	ミカンの県別生産シェア	169
図 6.5	ユズの県別生産シェア	169
図 6.6	ミカン (Jeruk Siam および Keprok) の州別生産シェア	172
図 6.7	中アチェ県内の郡位置図	172
図 6.8	タケゴン市内の市場で販売されていた柑橘類	173
図 6.9	高知・越知とアチェの連携の進め方 (連携の 3 ステップ)	174
図 6.10	長期ロードマップ	177
図 7.1	想定した連携モデルと 5 事例のタイプ	186
図 7.2	5 つの事例の類型化	187
図 7.3	知見共有型からの展開	187
図 7.4	対象地域のポジショニング	189
図 7.5	食市場の可能性	201
図 7.6	インドネシアの政策と日本の地域振興アプローチ	204
図 7.7	自治体連携のニーズと意義	207

第1章 調査の概要

1.1 調査の概要

1.1.1 背景

インドネシアは2004～2013年の10年間に経済が5.8%の年平均成長を記録した。近年の経済成長に伴い、富裕・中間所得層が増加することが予想されている。インドネシアの農業セクターは労働人口の40%、国内総生産（GDP）の14%を占め、食料供給、農村地域の国民の収入や雇用機会の提供など重要な役割を果たしている。他方、農村地域では依然として貧困層が存在し、格差の拡大が課題となっている。

インドネシアの国家長期開発計画（RPJPN2005-2025）では、農業を経済のベースとし、確固たる経済構造の確立を目指すとして、2014年10月に発足した新政権では食料安全保障に高い優先度を置いている。また、国家中期開発計画（RPJMN2015-2019）では、重点開発方針として公平な成長を謳っており、収入格差や地域格差解消を重点としている。また、アグリビジネスの発展や持続可能な農業と農民への裨益、特に小規模な農産品加工のための村落強化や農産品の競争力と付加価値の向上が必要としている。

独立行政法人国際協力機構（JICA）はこれまで、日本とインドネシアの自治体間協力に基づく支援や、日本の地方自治体や民間企業による提案型事業などを行ってきた。日本の自治体や民間企業の地場産業振興のノウハウおよび農業技術の支援は、インドネシアにおける農産品の競争力強化や付加価値の向上に寄与するものであり、自治体間の連携や民間技術の活用が期待されている。

本調査では、日本とインドネシアの地方自治体間における連携の可能性を調査し、日本が有するノウハウを活かした協力可能性を検討した。加えて、調査の中で、インドネシア自治体関係者の招聘、日本側自治体関係者による調査もを行い、両国間の「地方」対「地方」のマッチングの方法を検討・試行することによりインドネシアの農業開発に資する具体的な協力の可能性を模索した。

1.1.2 目的

本調査は、次のことを明らかにしつつ、地方自治体間の連携促進や日本の民間企業の技術展開を通じたインドネシア農業開発に資する協力を検討するための情報収集を行うことを目的として実施した。

1) インドネシア政府の昨今の農業・食料安全保障政策や優先課題に関する情報の収集を行う。

- 2) インドネシアにおいて本邦企業や自治体による農畜産物の地場産業振興や高付加価値化、6次産業化等の支援ニーズを検討し、提携・参入による開発効果の発現や提携する上での課題分析を行う。
- 3) インドネシアの農産品およびその加工品のポテンシャルを分析し、本邦技術や知見の活用可能性を検討する。
- 4) 以上を踏まえて、本調査により「地方」対「地方」の支援・連携による JICA 事業の農畜産分野における協力の展開を検討する。

1.1.3 業務対象地域

インドネシア政府、我が国自治体等との調整を踏まえて、インドネシア全国から4~5の県/市レベルの自治体を業務対象地域とした。

1.2 調査の実施方針

1.2.1 調査の基本方針

方針1: 「インドネシアと日本の双方が Win-Win となるようマッチングの視点を確立する」

官民連携型の農業振興事業では、インドネシアと日本の双方が Win-Win となるようにマッチングを行うことが極めて重要である。双方に相応のメリットがあるマッチングでないと、連携活動の持続性が確保されないためである。インドネシアの農業振興事業においてインドネシア側にメリットが無ければいけないことは自明であるが、官民連携型の事業では日本側にも直接的なメリットがあることを確認しなくてはならない。本調査では、日本側のメリットとして以下に示す4種類を想定し、調査を実施した。

表 1.1 インドネシアにおける官民連携型農業振興における日本側メリット4類型

類型	内容
A. 製品輸外型	日本製の機材、農業資材、ソフトウェアをインドネシアに輸出することによって、日本の民間企業が輸出業績を伸ばす。日本の地方自治体も、域内の産業振興を実現できる。日本製品の販売を含まない営農指導は、対象とならない。
B. 産品輸入型	インドネシア農産品を原材料、半加工品、加工品の形で日本に輸入することによって、日本の農畜産加工業者や食品取扱業者がメリットを得る。日本の業者は、安全・安心・安価な食材を、安定的に入手することが可能になる。日本の地方自治体も、域内の産業振興を実現できる。日本向け農産物を作るための営農指導も対象になる。
C. 海外進出型	日本企業が有しているビジネスモデルを、インドネシアで展開することによって、日本企業が海外進出を果たす、あるいは、海外事業を拡大する。 国内を対象にした地場産業振興に関し知見を有する日本の地方自治体が、インドネシアの地方自治体と知見を共有することを通じて、海外展開を視野に入れた地場産業振興など新たな視点・展望を得る。
D. 知見共有型	国内を対象にした地場産業振興に関し知見を有する日本の地方自治体が、インドネシアの地方自治体と知見を共有することを通じて、海外展開を視野に入れた地場産業振興など新たな視点・展望を得る。

(出所: 調査団作成)

方針2: 「日本の国際競争力が高く将来展望が期待される分野を支援する」

インドネシアと近隣アジア諸国の経済的関係は、近年、ますます強くなっている。日本企業が、製品をインドネシアに売り込みたいと思っても、中国製などより安価な製品が普及していることも多い。本調査においては、インドネシア農業に係る国際情勢を分析し、日本の国際競争力が高いと想定される分野を優先する形で、インドネシアー日本間のマッチングを推進した。

方針3: 「インドネシアー日本間の民間企業連携を官として支援する方策を明らかにする」

本調査では、日本ーインドネシア両国の民間企業間と地方自治体間という二段階のマッチングを構想した(図1)。したがって、モデル的に実施される民間企業等士とのマッチングの促進と同時に、両国の地方自治体がそれをどのように支援すべきかについて知見や教訓を抽出することが重要である。このため、民間企業と地方自治体の視点の違いに十分に配慮し調査を行った。

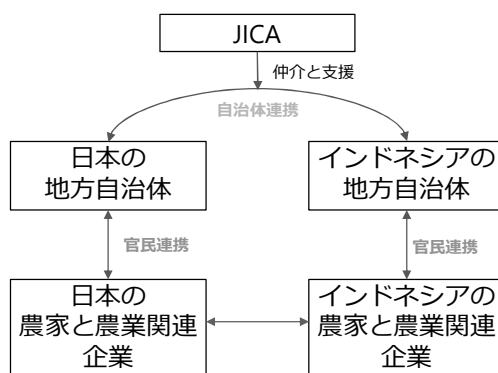


図1.1 自治体と関連民間団体のマッチング

なお、ビジネスマッチング支援は、日本貿易振興機構（JETRO）、都道府県でも数多く行われているが、成約に至るものは少なく、取引が継続することは更に少ない。また、民間企業のみでのマッチングの場合、発展性や継続性に課題が残る。従って、アプローチとしてはまず、自治体同士のマッチングにより知見共有型の連携を行い、その枠組みの中で、方針1に示す双方にメリットのある企業などの連携事業を検討し、長期的に双方にメリットのある官民連携事業に発展していくことを目指すということが現実的である。このためには、地域として何か振興したいというものがはっきりしている自治体、かつ、海外との連携に意欲のある自治体を有力候補とした。

さらに本調査では、JICAとしてインドネシアにおける農業分野の官民連携をどのように支援していくかについても、前述した「インドネシアにおける官民連携型農業振興における日本側メリットの4類型」、およびその組合せを考慮しながら、継続的にJICAとして実施すべき支援の在り方を提言する。その一環として、本調査を通じてマッチングが成立した自治体・民間企業については、JICAの民間連携事業（BOP（Base of the Economic Pyramid）ビジネス連携促進、民間技術普及促進事業等）、中小企業海外展開支援事業（基礎調査、案件化調査、普及・実証事

業)、および草の根技術協力事業等のスキーム¹を活用して連携事業を進めることを想定し、マッチングを行った。

1.2.2 業務実施の方法

本調査の手法と手順は下記に示す通りであった。

【第1次国内作業】

【1】 調査計画書作成・提出

調査全体の方針・方法、作業計画を検討し、インセプションレポートを作成した。JICA に対し、同レポートに基づき調査方針／調査計画等を説明するとともに、内容について協議・確認した。

【2】 関連情報の収集および確認

日本の自治体および企業等の取組みについて関連情報の収集と確認を行い、日本の自治体および自治体と連携する民間企業等が有する農畜産分野における知見・ノウハウ・技術を抽出し、それらのインドネシアにおける活用可能性を検討した。

【3】 日本側候補対象自治体の決定

JICA 農村開発部と協議しつつ、日本側候補対象自治体のロングリストを作成し、最終候補自治体のショートリストを選定した。

【4】 協力関係構築やビジネス展開の可能性を分析

上記の自治体選定作業と並行して、選定された自治体並びに企業等有する知見・ノウハウ・技術の抽出および両国間での協力関係構築やビジネス展開の可能性を分析した。

【第1次現地調査】

【5】 インセプションレポートの協議・確認

第1次国内作業で作成したインセプションレポートの内容を農業省や JICA インドネシア事務所等の関係者に説明し、内容を協議・確認した。

【6】 インドネシア政府政策・計画などの情報収集確認

インドネシア農業省、インドネシア側対象候補自治体（県・市政府、および同県・市を傘下に置く州政府）にて、地域開発戦略や日本側自治体との連携ニーズについてヒアリングを行った。

¹ これらはいずれも事業実施者が JICA に提案し、採択された場合に実施できることから、これら一連のスキームを総称して、「提案型事業」と呼ぶ。

【7】 投資環境およびビジネス環境に係る情報収集

JETRO ジャカルタ事務所から、インドネシア全体における投資・ビジネス環境、農畜産分野における投資環境およびビジネス展開に係る情報を収集した。

【8】 インドネシア側候補自治体の選考

農業省やJICA インドネシア事務所と検討、協議を行い、インドネシア側対象自治体として候補自治体ロングリストを作成した。【6】のヒアリング結果を基に、候補自治体ショートリストを作成した。各候補自治体に対して日本側の候補対象自治体リストとその詳細情報も提供し、マッチング希望先を聴取した。

【9】 協力可能性の検討

上記【6】および【8】の情報を基に、各候補自治体について、日本側自治体、および同自治体と連携する民間企業等との協力の可能性を検討した。

【10】 日本の自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査の手続きと調整

日本の自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査にかかる必要な受入手続きについて農業省と調整を行った。

【第2次国内調査】

【11】 地方自治体間の提携や日系企業等の参入可能性の検討

第1次現地調査の結果を踏まえ、マッチング案を検討した。また、日本側自治体関係者を訪問し、インドネシア側の候補自治体リストおよび現地調査で得た先方ニーズに係る情報を開示し、このニーズを満たす技術・知見に係る日本側の意見やマッチング希望先を聴取した。

【12】 日本の自治体関係者の決定

両国のマッチング希望と本調査への参加意思に基づき、現地調査への参加および本邦招聘の受け入れ自治体を決定した。

【13】 想定される事業素案の検討

上記【12】に対して、想定される事業素案を検討した。

【14】 我が国の自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査の調整・準備

日本側自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査（第1回）に向けた調整、必要な準備を行った。

【第2次現地調査】

【15】 日本の自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査

日本側自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査（第1回）を下記の要領で実施した。

【16】 対象自治体の調査

インドネシア側で対象とする各地方自治体を訪問し、ニーズ、現況の確認・分析、技術導入を通じたビジネス展開の可能性、および参入・提携にあたってのボトルネック等、現地の状況に関する情報を収集し、課題分析を行った。

【17】 現地調査結果の報告

自治体による現地調査終了時に、農業省およびJICA事務所に対して結果報告を行った。当初は、現地調査の最後にインドネシア政府関係者や民間企業を集めたワークショップを開催し、日本における地場産業振興や農産品の高付加価値化にかかるノウハウ・知見・技術について説明を行い、インドネシア側からもニーズや必要とする技術、想定される開発効果等、意見交換を行う予定であった。しかし実際には、現地調査前の段階で既に自治体同士のマッチング案を絞り込んだため、こうした見本市的なワークショップは実施せず、結果報告会に替えることとなった。

【第3次国内作業】

【18】 本邦招聘のカリキュラム作成、受入手続き

日本の官民が有する農産物販売施設、農畜産技術、地場産業、6次産業化等の経験、ノウハウ、技術を視察し、インドネシア側との連携の可能性を調査することを目的として、インドネシア側の地方自治体を対象に本邦招聘を実施した。

【19】 自治体レベルにおける協力連携可能性の検討

第2次現地調査、本邦招聘の結果を踏まえ、両国間の自治体レベルにおける協力連携可能性をさらに検討した。

【20】 追加的に必要な情報の収集・分析

連携案の検討にあたって追加的に必要な情報の収集、分析を行った。

【第3次現地調査】

【21】 現地調査(第2回)の実施

日本側自治体等による現地調査（第2回）を実施した。

【22】 自治体連携事業化に向けた可能性の提案

自治体連携事業化に向けた可能性について日伊関係者と共に整理、検討の上、JICA 事業としての協力・展開の具体的な方法について検討を行った。

【23】 インドネシア政府への調査結果説明

本調査の結果を整理し、インドネシア政府（中央政府および対象自治体）に対して本調査の結果や今後の方針等の説明を行った。

【第4次国内作業】

【24】 JICA 事業の展開に向けた検討・提案

第3次現地調査を通じて収集した情報や協議結果および支援ニーズを踏まえ、実現可能性が高いと考えられる事業の絞り込み、持続的な事業展開に向けた協力の方向性・事業化に向けた提案を検討した。

【25】 ドラフト・ファイナル・レポートの作成

これまでの国内作業や現地調査および上記【24】を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートを作成した。

【26】 本調査結果報告会の開催支援

JICA 関係者を対象とした本調査結果の報告会において、本調査結果の報告を行った。

【27】 ファイナル・レポートの作成

【26】により得られたフィードバックを適宜反映した上で、ファイナル・レポートを作成した。

1.2.3 業務フローチャート

本調査全体の業務の流れを下図に示す。

年	月	国内作業	現地調査	地方自治体関係者の現地調査/インドネシア自治体関係者の招聘	協議/報告等	成果品等	
2016	3					業務計画書	
	4	【第1次国内作業】 [1] 調査計画書作成・提出 [2] 関連情報の収集及び確認 [3] 日本側候補対象自治体の決定 [4] 協力関係構築やビジネス展開の可能性を分析					
	5	【第2次国内調査】 [11] 地方自治体間の提携や日系企業等の参入可能性の検討 [12] 日本側自治体関係者の決定 [13] 想定される事業素案の検討 [14] 我が国の自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査の調整・準備	【第1次現地調査】 [5] インセプションレポートの協議・確認 [6] インドネシア政府政策・計画などの情報収集確認 [7] 投資環境及びビジネス環境に係る情報収集 [8] インドネシア側候補自治体の選考 [9] 協力可能性の検討 [10] 日本の自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査の手続きと調整		JG/Rに係る協議	インセプションレポート (IG/R)	
	6	ラマダン [11] 地方自治体間の提携や日系企業等の参入可能性の検討 [12] 日本側自治体関係者の決定 [13] 想定される事業素案の検討 [14] 我が国の自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査の調整・準備					
	7	ラマダン明け大祭 [11] 地方自治体間の提携や日系企業等の参入可能性の検討 [12] 日本側自治体関係者の決定 [13] 想定される事業素案の検討 [14] 我が国の自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査の調整・準備	【第2次現地調査】 [15] 日本の自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査 [16] 対象自治体の調査 [17] 現地調査結果の報告	地方自治体関係者の現地調査			
	8	【第3次国内作業】 [18] 本邦招聘のカリキュラム作成、受入手続き [19] 自治体レベルにおける協力連携可能性の検討 [20] 追加的に必要な情報の収集・分析					
	9	【第3次国内作業】 [18] 本邦招聘のカリキュラム作成、受入手続き [19] 自治体レベルにおける協力連携可能性の検討 [20] 追加的に必要な情報の収集・分析	【第3次現地調査】 [21] 現地調査(第2回)の実施 [22] 自治体連携事業化に向けた可能性の提案 [23] インドネシア政府への調査結果説明	インドネシア自治体関係者の招聘			
	10				地方自治体関係者の現地調査		
	11	【第4次国内作業】 [24] JICA事業の展開に向けた検討・提案 [25] ドラフト・ファイナルレポートの作成 [26] 本調査結果報告会の開催支援 [27] ファイナルレポートの作成				報告会の開催支援	ドラフトファイナルレポート (DF/R)
	12						
	2017	1					ファイナルレポート(F/R)

図 1.2 作業フロー

1.2.4 作業行程計画

本調査の作業工程は以下のとおりである。

表 1.2 作業工程

		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
【第1次 国内作業】	[1] 調査計画書作成・提出											
	[2] 関連情報の収集及び確認											
	[3] 日本側候補対象自治体の決定											
	[4] 協力関係構築やビジネス展開の可能性を分析											
【第1次 現地調査】	[5] インセプションレポートの協議・確認											
	[6] インドネシア政府政策・計画などの情報収集確認											
	[7] 投資環境及びビジネス環境に係る情報収集											
	[8] インドネシア側候補自治体の選考											
	[9] 協力可能性の検討											
	[10] 日本の自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査の手続きと調整											
【第2次 国内調査】	[11] 地方自治体間の提携や日系企業等の参入可能性の検討											
	[12] 日本側自治体関係者の決定											
	[13] 想定される事業素案の検討											
	[14] 我が国の自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査の調整・準備											
【第2次 現地調査】	[15] 日本の自治体関係者等によるインドネシアへの現地調査											
	[16] 対象自治体の調査											
	[17] 現地調査結果の報告											
【第3次 国内作業】	[18] 本邦招聘のカリキュラム作成、受入手続き											
	[19] 自治体レベルにおける協力連携可能性の検討											
	[20] 追加的に必要な情報の収集・分析											
【第3次 現地調査】	[21] 現地調査(第2回)の実施											
	[22] 自治体連携事業化に向けた可能性の提案											
	[23] インドネシア政府への調査結果説明											
【第4次 国内作業】	[24] JICA事業の展開に向けた検討・提案											
	[25] ドラフト・ファイナル・レポートの作成											
	[26] 本調査結果報告会の開催支援											
	[27] ファイナル・レポートの作成											
	レポート											
		▲	▲							▲		▲
		業務計画書	IC/R							DF/R		F/R

1.2.5 要員計画

本業務の要員計画を、下表に示す。

表 1.3 要員計画

担 当	氏 名	所 属	格 付	人/月											
				全年次											
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	現地	国内
1. 総括/地域活性化・地域資源活用1	吉村浩司	IDCJ	2			■		■		■	■			2.83	
						(30)		(22)		(33)					
2. 副総括/連携活動分析・推進1	長尾(高杉)真奈	IDCJ	4			■				■				0.80	
						(13)				(11)					
3. 地域活性化・地域資源活用2	松井和久	IDCJ(個人)	3			■		■		■	■			2.83	
						(29)		(22)		(34)					
4. 農畜産加工振興/農業経営	鶴井純	IDCJ(サステイナブル)	3			■		■		■	■			2.83	
						(30)		(25)		(30)					
5. 連携活動分析・推進2	青柳(菊池)美帆子	IDCJ	4					■						0.40	
								(12)							
													小計	9.69	
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
1. 総括/地域活性化・地域資源活用1	吉村浩司	IDCJ	2		□		□	□	□	□		□		1.50	
2. 副総括/連携活動分析・推進1	長尾(高杉)真奈	IDCJ	4		□	□	□	□	□	□	□	□		2.45	
3. 地域活性化・地域資源活用2	松井和久	IDCJ(個人)	3	□	□		□	□	□	□	□	□		1.80	
4. 農畜産加工振興/農業経営	鶴井純	IDCJ(サステイナブル)	3	□	□		□	□	□					1.00	
5. 業務調整	武藤(安室)奈美	IDCJ	5	□	□	□	□	□	□			□		1.35	
6. 連携活動分析・推進2	青柳(菊池)美帆子	IDCJ	4		□	□	□	□	□	□	□			1.50	
													小計	9.60	
														19.29	

現地作業 ■・国内作業 □ IDCJ: (株)国際開発センター

1.2.6 成果品

本調査の成果品は、以下のとおりである。

表 1.4 成果品

レポート名	提出時期	部数など
インセプションレポート	第1次現地調査時(2016年5月)	英文・和文各5部、CD-R
ドラフト・ファイナル・レポート	第4次国内調査時(2016年11月)	英文・和文各5部、CD-R
ファイナル・レポート	第4次国内調査時(2017年2月)	英文10部・和文10部、CD-R

第2章 インドネシア概況

2.1 現政権による開発政策と開発計画

2.1.1 ジョコウィ政権における開発政策の基本的方向

ジョコ・ウィドド（通称ジョコウィ）政権（2014～2019年）の国家開発ビジョンは、「主権を持ち、自立し、相互扶助に基づく個性を持つインドネシアを実現すること」と定められている。このビジョンは、2014年の大統領選挙の際に、ジョコ・ウィドド＝ユスフ・カラ正副大統領候補ペアが掲げたものである。インドネシアの国家としての主体性と個性を重視するものであり、現政権のやや民族主義的な傾向を示している。

大統領選挙の際、ジョコ・ウィドド＝ユスフ・カラ正副大統領候補ペアは、国家ミッションとして、以下のような国家開発9大アジェンダ（Nawacita）を示した。

1. 国民に対して安全安心な国家の実現
2. 汚職のない政府運営と国民からの信頼回復のための改革の遂行
3. 地方や村落など周縁の強化を土台とするインドネシア建設
4. 改革と法秩序の実現を通じた弱い国家の払拭
5. 教育や土地改革などを通じた高い生活の質の実現
6. 生産性の高い国際競争力のある民族の実現
7. 国内の経済戦略部門の動員による経済自立の実現
8. 教育改革を通じた国民の意識革命
9. 教育と対話を通じた多様性の尊重と社会維新の強化

これら、大統領直接選挙時に掲げられた国家ビジョン・ミッションが現在の国家としてのビジョン・ミッションとなっており、後述の国家中期開発計画の基礎をなしている。

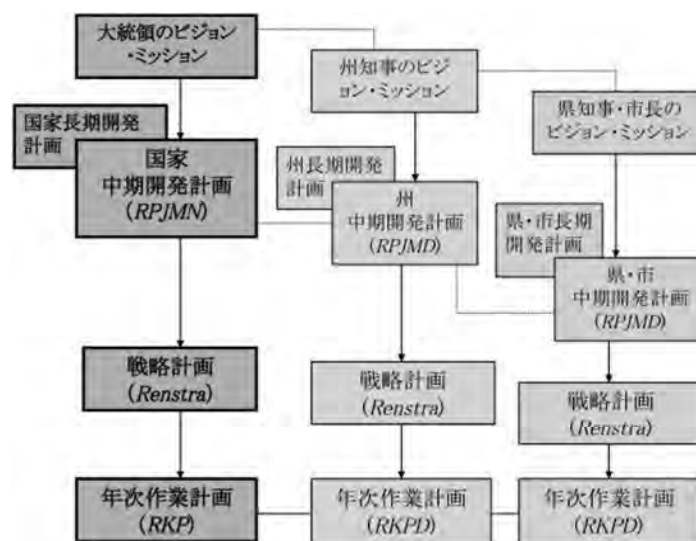


図 2.1 中央、州、県／市の開発計画の関係

(出所：調査団作成)

2.1.2 国家開発計画の体系と地方開発計画との関係

図 2.1 にあるように、現在のインドネシアの国家開発計画には、2005～2025 年国家長期開発計画（RPJPN 2005-2025）、および 2015～2019 年国家中期開発計画（RPJMN 2015-2019）の二つがある。前者は、ユドヨノ前政権（2004～2014）時に策定されたものである一方、後者はジョコ・ウィドド現政権（2014～2019）において定められたものである。

構造上、中期開発計画は長期開発計画の下に位置付けられるが、新政権は前政権の策定した長期開発計画を遵守する姿勢を必ずしも示さない傾向があることから、現実的には、5 年間を単位とした現政権の任期内の国家中期開発計画を最重視することになる。

国家中期開発計画の基となるのは、前述のように、現正副大統領が大統領直接選挙時に候補者ペアとして掲げた国家ビジョン・ミッションである。この国家ビジョン・ミッションを達成するために、国家中期開発計画が策定される²。なお、地方首長直接選挙においても、同様の形で候補者によるビジョン・ミッションがまずあり、当選した候補ペアがそれを基に地方レベルでの中期開発計画を策定する。

各省庁の中期計画は、この国家中期開発計画に基づいて策定される。各省庁の中期計画は 5 年間の戦略計画（レンストラ [Renstra: Rencana Strategis]）という形式を採り、省庁としての重要課題とそれを解決するための主要プログラム、および実現すべき成果が数値を伴って提示される。省庁内の各部局ごとでも同様のレンストラが策定される。このレンストラに基づき、当該 5 年間の年次計画が策定され、具体的な事業プロジェクト名と予算が示される。

ちなみに、州や県・市の中期開発計画は、基本的には各地方首長の任期に適応する形で策定される。現状では、各地方首長選挙の実施時期はバラバラであり、正副大統領選挙の時期とも同一でないため、地方政府ごとの中期開発計画の対象期間は、国家中期開発計画の期間とは必ずしも一致しない。国家中期開発計画と州や県・市の中期開発計画との整合性は、具体的な事業計画である年次計画レベルで調整している³。

地方分権化における中央、州、県・市の役割分担を踏まえると、国家中期開発計画は国家全体の開発の方向性・戦略を示し、州中期開発計画は州内の県・市にまたがる広域での開発の方向性・戦略を示す性格を持つ。したがって、農畜産分野の具体的な振興政策や事業計画は、中央よりもむしろ州レベルや県・市レベルで策定されることになる。

² インドネシアでは、2004 年から大統領直接選挙が導入され、正副大統領候補ペア間で選挙を戦う仕組みが開始された。これと同様の方法で、州知事、県知事、市長の地方首長選挙が実施されている。当選した候補者のビジョン・ミッションがそのまま国家のそれとなる形は、アメリカの大統領制に似た形のものである。なお、2004 年以前の大統領選挙は、国権の最高機関である国民協議会（MPR）による選出であり、地方レベルでも地方首長は地方議会によって選出されていた。

³ 政府は、選挙にかかる国家歳出の削減のため、地方首長選挙をできるだけ時期を統一して行う方向性を示している。これが実現すれば、国家中期開発計画と各地方政府の中期開発計画との時期の齟齬がある程度は解消する方向に向かうだろうが、地方分権化が進んだ現在、中央集権時代のように、国家開発計画が策定されないと地方開発計画が策定できないという時代に戻るとは考えにくい。時期の齟齬がある程度解消されても、国家中期開発計画と地方中期開発計画との調整は、基本的に年次計画で行う状態に変化はないとみられる。

もつとも、各省庁も省庁予算として地方で具体的な事業を実施する場合がある（分散 [dekonsentrasi]、および支援事務 [tugas pembantuan] の2つがある）⁴。

すなわち、県・市レベルでは、県・市独自予算で行われる事業のほかに、省庁経由の国家予算で実施される事業や州予算で実施される事業がある。また、州予算の中には中央からの移転資金、県・市予算の中には中央からの移転資金と州からの再配分資金が含まれる。人件費のほとんどは、中央から移転された一般配分金で賄われる（図 2.2）。

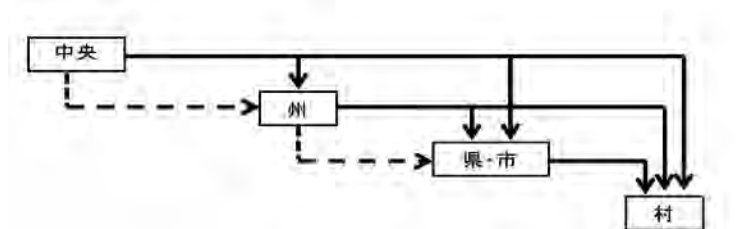


図 2.2 中央、州、県／市の開発資金の流れ

注：太線は中央政府から地方への移転資金（歳入分与、一般配分金、特別配分金等）。破線は中央政府の事業を行う分散資金。

（出所：調査団作成）

2.1.3 中央＝地方財政関係と地方開発に係る諸問題

インドネシアにおいて地方自治の中心を担うのは県・市である。行政機能で見ると、県・市は自治機能のみを有する。これに対して、州は、基本的に複数の県・市にまたがる事由を担当するが、自治機能のほかに中央政府の代理機能も果たす。州は、地方自治において県・市を引っ張るというよりはむしろ県・市の調整者としての側面が強く、県・市に対して統括するのは、中央政府の代理としての場合がほとんどである。

なお、中央政府から地方への資金の中には、下記の地方への移転資金とは別に、前述のような省庁予算として地方で事業を実施するための分散（dekonsentrasi）資金があるが、これは中央政府予算の中に含まれる。分散資金は、中央政府の代理である州が管轄するのが一般的である。

(1) 国家予算から地方への移転資金

国家歳出は中央政府歳出と地方移転資金・村落資金の二つに大きく分けられ、後者には国家歳出の33%程度が配分されている（表 2.1）。地方移転資金は、その大半が均衡資金であり、他に特別自治資金・ジョグジャカルタ向け特別資金、その他移転資金がある。また村落資金は、2014年法律第6号（村落法）を基に制定された新しい制度で、国家予算から県・市政府を通じて村へ公正に配分される資金である。

⁴ 分散 [dekonsentrasi] は、中央政府がその代理でもある州政府の長（州知事）へ権限を委譲して行う事業である。一方、支援事務[tugas pembantuan]は、中央政府から州、県・市、村へ委託した事業を行うことである。支援事務では中央政府が権限を持ち、事業を行う州、県・市、村は、中央政府への報告義務と実施責任を伴う。

表 2.1 インドネシア国家予算 (2012~2016 年度)

(単位: 10 億ルピア)

	2012	2013	2014	2015	2016
	実績	実績	実績	補正予算	予算
A. 国家歳入	1,338,109.6	1,438,891.1	1,550,490.8	1,761,642.8	1,822,545.9
A.1. 国内歳入	1,332,322.9	1,432,058.6	1,545,456.3	1,758,330.9	1,820,514.1
A.1.1. 租税収入	980,518.1	1,077,306.7	1,146,865.8	1,489,255.5	1,546,664.6
A.1.1.a. 国内租税収入	930,861.8	1,029,850.1	1,103,217.6	1,439,998.6	1,506,577.5
A.1.1.b. 国外租税収入	49,656.3	47,456.6	43,648.1	49,256.9	40,087.1
A.1.2. 税外収入	351,804.7	354,751.9	398,590.5	269,075.4	273,849.4
A.2. 贈与	5,786.7	6,832.5	5,034.5	3,311.9	2,031.8
B. 国家歳出	1,491,410.2	1,650,563.7	1,777,182.8	1,984,149.7	2,095,724.8
B.1. 中央政府歳出	1,010,558.2	1,137,162.9	1,203,577.2	1,319,549.0	1,325,551.4
B.1.1. 省庁・国家機関向け	489,445.9	582,940.2	577,164.8	795,480.4	784,125.7
B.1.2. 省庁・国家機関以外	521,112.3	554,222.7	626,412.3	524,068.6	541,425.7
B.2. 地方移転資金・村落資金	480,645.1	513,260.4	573,703.0	664,600.7	770,173.4
B.2.1. 地方移転資金	480,645.1	513,260.4	573,703.0	643,834.6	723,191.3
B.2.1.1. 均衡資金	411,293.1	430,354.7	477,052.8	521,760.5	700,429.4
B.2.1.2. 地方インセンティブ資金	1,387.8	1,387.8	1,387.8	1,664.5	5,000.0
B.2.1.3. 特別自治資金・ジョグジャカルタ向け特別資金	11,952.6	13,561.3	16,567.9	17,663.0	17,761.9
B.2.1.4. その他移転資金	56,011.6	67,956.6	78,694.6	102,746.6	=
B.2.2. 村落資金	-	-	-	20,766.2	46,982.1
B.3. 執行猶予資金	206.9	140.4	(97.4)	-	-
C. 基礎的財政収支(プライマリーバランス)	(52,784.6)	(98,637.2)	(93,250.7)	(66,776.0)	(88,238.2)
D. 財政収支(A-B)	(153,300.6)	(211,672.7)	(226,692.0)	(222,506.9)	(273,178.9)
D.1. GDP比	(1.86)	(2.33)	(1.91)	(1.90)	
E. 財政補填	175,159.2	237,394.5	248,892.8	222,506.9	273,178.9
E.1. 国内補填	198,622.5	243,199.7	261,245.0	242,515.0	272,780.7
E.2. 国外補填	(23,464.4)	(5,805.2)	(12,352.2)	(20,008.1)	398.2
補填バランス	21,858.6	25,721.8	22,200.9	-	-

(出所: 2016 年度国家予算書 (Nota Keuangan 2016))

1) 均衡資金

均衡資金は、歳入分与、一般配分金 (DAU)、特別配分金 (DAK) に大きく分かれる。歳入分与は、国家歳入として受け取った一部を地方へ還元するもので、その対象となるのは所得税、土地建物税、資源からの収入 (林業、水産業、鉱物・石炭、石油ガス、地熱) などがある。一般に、所得税の 2 割、土地建物税の 8 割、資源からの収入の 8 割が税源の州、県・市へ還元される (州への還元分はさらに県・市へ再還元される)。

DAU は、人口、面積、貧困人口比率、一人当たり所得などの指標にウェイトをかけた算定式に基づいて州、県・市への配分額が決められるブロックグラントである。原則として、資源からの収入のある州、県・市へは少額とし、それ以外の資源のない州、県・市へ多く配分することで、地域間財政格差の是正を目指している。DAU 全体の 10% は州へ、90% は県・市へ配分される。地方政府職員の給与等は一般配分金から供出され、中央政府への負債返済などを除いた残りは、地方政府の裁量で自由に活用できる資金である。ただし、県・市の多くでは、地方政府職員の給与等の占める比率がかなり高いため、DAU の残余分がわずかしくなく、インフラなどへの資本投資の原資としての役割が限定的になる。

DAK は、国家開発目的を達成するための特定事業を地方政府権限で実施するために支出される資金であり、そのなかには基本インフラ整備、国境地域の経済振興、災害対策などが含まれており、政府が指定した後進地域へ優先的に配分される。

特別自治資金は、パプア州・西パプア州とアチェ州へ配分される。それぞれ DAU 総額の 2% が当てられ、前者（両州合計の 7 割はパプア州へ配分）は 2033 年まで、後者は 2028 年まで、主に教育・保健、および道路インフラ向けの追加資金として配分される。このほか、特別自治資金に類するものとしては、ジョグジャカルタ特別州向け特別資金があるが、これは同州の地位の特殊性を尊重し、文化、行政、空間計画など向けの資金として国家歳出から供出されるものである。

2) その他移転資金

その他移転資金には、小中学校の教育活動向けの学校運営支援金（BOS）、地方公務員学校教師向け職務手当、地方公務員学校教師向け所得補填、インフラ整備等のパイロット事業で目標を達成した地方政府向けの地方政府・分権化事業資金などが挙げられる。

これらに加えて、地方インセンティブ資金（DID）がある。DID は会計検査院から会計報告が適正と判断された州や県・市へ配分される資金だが、政治的な影響を受けやすいとして過去に批判を受けたことがある。

3) 村落資金

2014 年法律第 6 号（村落法）により、村政府による行政権限が強化されたことに伴い、村落行政組織の強化が図られるとともに、村落開発に必要とされる資金を新たに別枠で国家予算から配分することが定められた。村落法の実施規則である 2015 年政令第 22 号に基づき、村落資金の算定方法が示された。村落資金は各県・市に存在する村の数をベースとし、全国各村へ均等に配分される最低額の上に、村の人口、貧困率、面積、地理的困難性などを加味した額を加えて決定される。

村落資金の配分は段階的に進められ、2015 年度は地方への移転資金の 3.2% に過ぎないが、これを 2016 年度には 6%、2017 年度には 10% へ引き上げる計画である。これにより、各村には約 10 億ルピアずつの村落資金が国家予算から配分されることになるが、これに加えて、県・市政府からの村落資金配分（ADD）や地方税・地方利用者負担金の還元金が入ることになる。

(2) 地方財政のしくみ

地方政府歳入は、自己財源収入（PAD）と中央からの移転資金の大きく 2 つから構成される。自己財源収入は地方税（Pajak Daerah）、地方利用者負担金（Retribusi Daerah）、公営企業収入などから成り、地方税や地方利用者負担金の収入の一部は、州から県・市、県・市から村などへ還元される。

地方政府歳入における自己財源収入比率は、概ね、州で3～5割程度、県・市で2～3割程度であり、州の方が県・市よりも高い。これは、州の地方税の中に自動車税など安定した収入の期待できる税源が含まれている一方、県・市の地方税・地方利用者負担金には制限があり、十分な税源を持っていないためである⁵。

地方財政を安定させるため、地方政府は自己財源収入増加を開発目標とする場合が多く、その苦肉の策として、地方税や地方利用者負担金の新設へ向かう事例が頻繁に見られた。もともと、それらを規定する地方政令（Perda）が上位法規に即して適正かどうかを内務省が審査し、地方でのビジネス活動にマイナスの影響を与えるなどの理由で、地方政令の執行が停止されるケースも少なくない。

(3) 地方開発に係る諸問題

インドネシアの地方開発は、人口多・資源少のジャワ島と人口少・資源多の外島（ジャワ島以外）との組み合わせという基本構造の中で、開発の進むジャワ島と遅れた外島との格差をいかに縮めるかが大きな課題となってきた。全国の半分を占めるジャワ島の人口を養うために外島の豊富な資源を活用するという図式は、経済合理性を持っているように見えるが、換言すれば、それは一種の「国内植民地」状態であり、国家統一を維持するという政治的な意味から、歴代政権は地域間格差の是正を唱えてきた。

1) 東インドネシア地域の重視

1990年代に入ると、ジャワ島・外島という区別よりも、西インドネシア地域（スマトラ島、ジャワ島）と東インドネシア地域（カリマンタン島、スラウェシ島、東部諸島）という区別が頻繁に使われるようになったが、基本的構造は同じである。すなわち、地方開発の目的は、依然として、進んだ西インドネシア地域と遅れた東インドネシア地域との格差是正となる。この新たな分類の背景には、かつて地方に見られた反ジャワ主義の復活を予防するという意図があったと推察できる。

ジョコ・ウィドド政権は、ジャワ島以外、とくに遅れた東インドネシア地域の開発を優先する姿勢を随所に示しており、それは国内事業だけでなく、日本などからの政府開発援助（ODA）事業の対象地域選定にも影響を与えている⁶。

⁵ 地方分権化の初期に、歳入増を図る州政府や県・市政府は競うように様々な地方税や地方利用者負担金を乱発し、それが地方のビジネス環境を悪化させた。このため、2004年法律第33号により、地方政府が定めることのできる地方税、地方利用者負担金の内容を定め、乱発状態が抑制された。なお、現状での地方税、地方利用者負担金を規定する最新法規は2009年法律第28号である。

⁶ 東インドネシア地域の人口および域内総生産（GRDP）はいずれも全国の2割弱を占めており、一人当たりGRDPで見ると、西インドネシア地域との格差はほとんどない。現政権は、人口の少ない東インドネシア地域に対して大規模なインフラ整備を志向するが、費用対効果を考えれば、効率的な投資とはなりにくい性格を持っている。

2) 海の高速

現政権における地域間格差是正のためのインフラ整備の目玉は、「海の高速」(Tol Laut)である。これは、西端のスマトラ島アチェ州から東端のパプア州まで、大型貨物船舶を定期的に運航し、それが停泊する主要港と近隣の地方港とを有機的に連結させる、という構想である。

この構想に基づいて、ジョコ・ウィドド政権は、2015～2019年に全国で24港を新設・拡張するとともに、コンテナ船83隻、一般船500隻、国境地域の廻船26隻を準備する計画で、これにより国内の島嶼間物流コストの低下を目指している。

しかし、インドネシアにおける物流の問題は、ジャワ島から外島への物資に比べて逆方向の物資の質量が少ない不均衡が最大の問題である。つまり、ジャワ島から外島へ物資を運んだ船が帰りは積荷がほとんどない状態となる傾向がある。物流コストを下げるためには、物流の効率化とともに、外島から物資をより多く搬出するための地域開発がどうしても必要になってくる。

3) 地域内の都市・農村格差の問題

ジョコ・ウィドド政権が地方開発において東インドネシア地域を重視するのは、多分に政治的な意味を持つが、現実には格差拡大が急速に起こっているのは、むしろ地域内における州都などの都市と農村との間である。2001年以降の地方分権化のなかで、開発の恩恵は地方都市、とくに州都へ集中し、周辺人口の州都への移動が頻繁になるとともに、州都における都市生活環境インフラの整備が危急の問題となってきた。

他方、農村からは都市へ労働力が移転し、農業や畜産における後継者不足や事業意欲の低下があちこちで見られるようになった。農村は依然として人口増加が進行しており、それを支えるだけの経済活動は保たれているが、経済成長の中心は地方都市でのサービス業や商業によって担われ、それらへ労働力が吸収される傾向が強まっている。

しかし、残念ながら、州政府レベルで州内の都市と農村の格差是正を目指した政策が意識的に採られている様子は覗えない。なぜなら、地方自治の主体は県・市であり、州はそれら複数の県・市間の調整を行うのが主任務だからである。

4) 村落資金の管理問題

前述のように、ジョコ・ウィドド政権は、2015年度から国家予算の一部を県・市経由で直接村へ配分する「村落資金」を実施し始めた。これは、ユドヨノ前政権下で世銀融資で進められてきた住民エンパワーメント事業(PNPM: Proyek Nasional Pemberdayaan Masyarakat)を国家予算のなかに取り込むという意味も持たせている。

ユドヨノ前政権下のPNPMは、主に村落の生活インフラの整備や住民の事業開始資金などとして活用されたが、資金活用の透明性を高め、村落全体への裨益を意識させるため、NGO活動家などをファシリテーターとして介在させ、住民のイニシアティブに基づく活動を実施していた。しかし、世銀がPNPMを半ば永続的に実施することに政府内から反発が強く、国家予算で行える体制づくりが課題となってきた。

村落資金も PNPМ の手法に倣い、ファシリテーターが介在して住民自身が資金を活用して様々な事業を行うことが想定されている。と同時に、それまでは冠婚葬祭など限られた行事をボランティア的に行ってきた村落自治をより制度化し、村落行政として住民サービスの提供などを末端で実施できるようにすることを目指そうとしている。

そのためには、村落行政を担い、会計管理を行える人材の育成が急務であるが、全国で 8 万を超える村落すべてでそれが実現するまでには長い道のりがある。懸念されるのは、村落資金が選挙目的など政治的に使われたり、汚職の温床となって村落における人間関係や社会秩序の悪化を引き起こす可能性である。村落資金の管理状況のモニタリングをどのように行うかは、当面、政権にとっての大きな課題とならざるを得ない。

2.2 農畜産分野における地域開発戦略と現状

2.2.1 農畜産分野に関する中期戦略計画（2015～2019）

インドネシアの農畜産分野の開発を担当するのは農業省である。1970 年代から今日に至るまで、農業はインドネシアの産業発展の基礎部門であり、かつ食料安定供給を果たす重要部門であり続けた。産業構造の重心が第一次産業から第二次・第三次産業へ徐々に移行し、農畜産物の輸出入が増加してくると、農業省の役割も単なる農畜産物の増産・自給だけでなく、国内における農畜産物の需給管理や付加価値向上なども重要視されるようになる。また、近年では、バイオインダストリーやバイオエネルギーへの原料供給という側面も加わっている。

こうした時代背景を踏まえて、ジョコ・ウィドド政権下の 5 年間（2015～2019）での農業省の戦略計画（レンストラ）は、以下のような内容を含んだものとなっている。

(1) 国家開発 9 大アジェンダが示す方向性

前述のとおり、国家開発ミッションとして、ジョコ・ウィドド政権は国家開発 9 大アジェンダ（Nawacita）を掲げている。そのなかで、農畜産業分野に関係するのは第 6 アジェンダと第 7 アジェンダである。

すなわち、第 6 アジェンダ「生産性の高い国際競争力のある民族の実現」から導かれる方向性は、アグロインダストリー振興である。また、第 7 アジェンダ「国内の経済戦略部門の動員による経済自立の実現」から導かれる方向性は、食糧主権の向上である。

アグロインダストリー振興と食糧主権の向上がこの 5 年間、農業省が取り組むべき 2 大目標と言ってもよい。インドネシアは開放経済を基本としながらも、国内の農畜産物生産の量的・質的向上を目指し、加工度を上げることで、付加価値のより高い農畜産業を目指す方向性を示している。

(2) ビジョン

農業省のビジョンは、「食糧主権と農民の厚生向上のため、地域資源に基づく様々な健全な食糧と高付加価値 産品を生み出す、持続的な農業・バイオインダストリーのシステムを実現すること」と記述されている。

(3) ミッション

上記ビジョンを実現するため、農業省が果たすべきミッションとして、(1)食糧主権の確立、(2)持続的なバイオインダストリー農業システムの実現、(3)農民の厚生向上、(4)官僚改革の実現、の4つが挙げられている。

- ・ 食糧主権の確立では、米、トウモロコシ、大豆の自給と肉や砂糖の生産拡大、および食糧の多角化を図る。
- ・ 持続的なバイオインダストリー農業システムの実現では、輸出市場を目指し、輸入代替可能な高付加価値で国際競争力のある産品の増大とともに、バイオインダストリーやバイオエネルギーの原料供給の増大を図る。
- ・ 農民の厚生向上では、農家家計所得の向上を図る。
- ・ 官僚改革の実現では、農業分野での政府職員のよりよいアカウンタビリティを通じた質の向上を図る。

(4) 一般政策

上記4つのミッションを達成するために実施する一般政策（General Policy）としては、次の7つが挙げられている。

- ・ 米、トウモロコシ、大豆の自給率上昇、および肉、砂糖の生産増大
- ・ 競争力のある産品、輸出品、輸入代替産品、バイオインダストリー原料の振興
- ・ 種苗、農民、技術、普及、検疫、食料安全保障に関するシステム・制度の強化
- ・ 農業地域の発展
- ・ 戦略産品への焦点化
- ・ 持続的なバイオインダストリー発展の基盤としての農村におけるインフラの整備やアグロインダストリーの振興
- ・ グッドガバナンスおよび官僚改革

(5) 運用上の具体的な政策

実際に運用する上での具体的な政策（Operational Policy）は次のとおりである。

- ・ 気候変動、自然災害、土壌保全に関する適応・緩和
- ・ 複数農産品（Agricultural Multi-Product）の再整理
- ・ 農業事業への補助金・融資の管理・活用

- ・ 特定テーマに基づくプログラム（ジェンダー主流化、雇用、国境・後進地域開発、農村地域開発、南南協力など）
- ・ 生物多様性の管理・活用

(6) 主要プログラム

上記政策を実施していく上での主要プログラムは、表 2.2 に示したとおりである。

表 2.2 農業省の戦略計画における具体的な数値目標

項目	単位	目標						成長率
		ベース 2014	2015	2016	2017	2018	2019	
1. 生産量								
1.1. 重要作物								
米	100万トン	70.8	73.4	76.2	78.1	80.1	82.1	3.0
トウモロコシ	100万トン	19.0	20.3	21.4	22.4	23.5	24.7	5.4
大豆	100万トン	1.0	1.2	1.8	2.8	3.0	3.0	27.5
サトウキビ	100万トン	2.6	3.0	3.3	3.5	3.7	3.8	7.8
牛肉	1000トン	460.4	545.3	588.6	639.6	695.0	755.1	10.5
水牛肉	1000トン	368.4	436.2	470.9	511.7	556.0	604.0	10.5
1.2. 主要園芸作物								
大トウガラシ	1000トン	1,041.0	1,082.0	1,106.0	1,140.0	1,174.0	1,209.0	3.0
小トウガラシ	1000トン	735.0	751.0	759.0	770.0	782.0	794.0	1.6
赤ワケギ	1000トン	1,061.0	1,125.0	1,173.0	1,231.0	1,294.0	1,360.0	5.1
マンゴー	1000トン	2,236.0	2,285.0	2,340.0	2,399.0	2,460.0	2,519.0	2.4
パイナップル	1000トン	1,851.0	1,888.0	1,926.0	1,964.0	2,003.0	2,042.0	2.0
マンゴスチン	1000トン	142.0	144.0	147.0	150.0	152.0	155.0	1.8
サラック	1000トン	1,038.0	1,059.0	1,080.0	1,102.0	1,124.0	1,146.0	2.0
ジャガイモ	1000トン	1,296.0	1,322.0	1,348.0	1,375.0	1,403.0	1,431.0	2.0
オレンジ	1000トン	1,587.0	1,640.0	1,698.0	1,766.0	1,845.0	1,913.0	3.8
1.3. 主要農園作物								
ゴム	1000トン	3,153.0	3,320.0	3,438.0	3,559.0	3,683.0	3,810.0	3.9
コーヒー	1000トン	685.0	725.0	738.0	751.0	765.0	778.0	2.6
カカオ	1000トン	709.0	773.0	831.0	872.0	916.0	961.0	6.3
コショウ	1000トン	92.0	93.0	94.0	95.0	96.0	97.0	1.1
ナツメグ	1000トン	26.0	28.0	29.0	30.0	32.0	33.0	5.1
丁子	1000トン	111.0	113.0	115.0	117.0	119.0	121.0	1.9
ココナッツ	1000トン	3,031.0	3,309.0	3,355.0	3,401.0	3,446.0	3,491.0	2.9
茶	1000トン	144.0	160.0	160.0	161.0	162.0	163.0	2.6
1.4. バイオ原料								
オイルパーム(CPO)	1000トン	29,344.0	30,798.0	30,845.0	32,657.0	34,515.0	36,420.0	4.4
キャッサバ	1000トン	26.4	26.5	27.1	27.6	28.2	28.8	1.7
2. 食糧多角化								
食事パターンのスコア		81.8	84.1	86.2	88.4	90.5	92.5	2.5
カロリー消費量	キロカロリー	1,967.0	2,004.0	2,040.0	2,077.0	2,113.0	2,150.0	1.8
3. 農家家計所得向上								
農業労働者一人当たり農業GDP	100万ルピア	8.0	8.3	8.6	9.0	9.4	9.8	4.3
農村地域の貧困人口	100万人	17.1	16.6	16.0	15.5	14.9	14.4	-3.4

(出所：農業省戦略計画 2015-2019 (Rencana Strategis Kementerian Pertanian 2015-2019))

1) 生産量および生産性の向上

米、トウモロコシ、大豆の生産量および生産性の向上

- 耕地面積の拡大：1)100 万 ha の新田開発、2)100 万 ha の農地最適化、3)トウモロコシ・大豆・その他作物向けに 100 万 ha の乾燥地を耕地化、4)作付指標の引き上げ、5)放棄地の活用、6)混合栽培の奨励
- 生産性の向上：1)米・トウモロコシ・大豆の統合栽培管理、2)優良種子提供、3)肥料補助金、4) 1,500 件への有機肥料加工補助、5)種子自立 1,000 村実現、6)種苗生産への補助、7) 7 万件の農機具補助、8) 450 万 ha への灌漑新設・最適化、9)収穫後処理設備 3 万件の供与補助、10)気候変動への適応・緩和の対応、11) 7 万人に対する農業技術能力向上、12) 4,000 カ所以上の農業普及所設置、13)病虫害防御の適応、14) 2,000 カ所以上の精米所の修復、15) 農耕カレンダーの活用、16)生産センターでの科学・農業テクノパークの導入支援、17) 5,000 カ所以上での農林水産業普及センター（BP3K）の組織強化

サトウキビの生産量および生産性の向上

- 作付地の安定化：1)年 20 万 ha のサトウキビ作付面積の維持、2)優良種苗生産のための土地確保、3)サトウキビ栽培での周縁地の活用、4)ため池やポンプを活用した用水の補充、5)耕起用トラクターやその他生産設備の供給
- 生産性の向上：1)サトウキビ品種の整備と種苗の調達、2)適切な栽培管理の導入、3)株出し栽培の適用、4)バランスのとれた施肥
- 製糖業の再建と開発：1)既存製糖工場の処理能力向上支援、2)サトウキビ生産センターでの製糖工場新設支援、3)収量低下防止のための処理日程の最適化、4)製糖工場の処理能力活用
- 組織と資金：1)サトウキビに関する研究機関の強化、2)農作業の組織強化、3)サトウキビ農家の能力向上、4)庶民サトウキビ農民協同組合（KPTR）を通じた小口融資の斡旋、5)製糖工場の改修・建設のための資金提供
- 政府政策：1)サトウキビに関する流通取引の改善、2)農民レベルでの価格安定化、3)砂糖輸入に関する政策提言

肉の生産量および生産性の向上

- 国内牛の生産性向上：1)毎年約 200 万アクセプターにおける人工授精の最適化と発情同期化、2)牛と水牛の優良雄牛の調達、3)畜牛に必要な水の確保、4)生殖障害の防止と家畜衛生サービスの改善、5)雌牛の生殖の制御
- 飼料増産：1)毎年約 400 万カッピングスの飼料を供給するための牧草地緑化、2)毎年 1.4 万トンの加工飼料・原料の生産
- 種牛・種水牛の十分な供給：1)毎年 500 万用量、4,000 胚のウシ胎児の供給、2)毎年 50 万頭の種牛の供給、3)毎年 400 万認証のための種牛認証機関・地域

- ・ 家畜衛生：1)戦略的な流行性疫病の防止と動物原性感染症対策に毎年 400 万用量、2)家畜疫病の研究とテストおよび家畜用薬物認証のために毎年 15 万の家畜標本、3)獣医権限制度の強化、4)ワクチン、家畜用薬物、生物学的原料を毎年 800 万用量生産、5) 34 州での全国家畜衛生システムの強化
- ・ 獣医、生育後処理、マーケティング：1)屠殺施設の運営管理強化・改善、2)安全・健康・原種・ハラルな製品保証の適用、3)精肉販売所・家畜市場の整備、および牛・水牛や精肉の流通アレンジ、4)家畜厚生への適用
- ・ 法規：1)生産的雌牛の屠殺に関する地方政令、2)オイルパーム農園での牧牛の許可に関する地方政令、3)生体や肉の輸入規制、4)融資制度の用意、5)有望な牛のストック管理

2) 食糧多角化の向上

- ・ 備蓄拡大：1)毎年 350 合同農民グループのエンパワーメント、2)毎年 1,500 畜舎のエンパワーメント
- ・ 食糧危機・不足対策：1)毎年 200 カ所以上の食糧自立地域モデルを普及、2) 450 カ所以上で食糧・栄養状態監視システムを強化
- ・ 食糧消費多角化と栄養：1)毎年 4,500 以上の村落で持続的な庭先食糧モデルを普及、2)食糧消費多角化の推進、3)栄養バランスをとるための様々な食物の消費に関する知識と理解の拡大、4)地方での食品加工熟練度の高度化、5)地方での食品加工に適した技術の開発と普及
- ・ 食糧流通改善：1)各生産センターに収穫後加工施設を伴う倉庫を建設、2)生産投入と食品のため、辺境地をカバーする全国物流システムの強化、3)保存倉庫の監視、市場操作を通じた食料価格変動のモニタリング・統制、4)農産物のサプライチェーンのマッピングとインターコネクションの強化、5)食品輸入に関する推薦状の発出

3) 競争力、生産性の向上

付加価値、競争力、輸出、輸入代替の向上

- ・ 農業の川上部門、農作物栽培の準備：1)輸出向け・輸入代替生産拡大、2) 農業生産工程管理 (GAP)、適正運用規範 (GHP)、農地登録、収穫後農区登録などを通じた農産物の品質基準の普及・適用
- ・ 加工を通じた付加価値向上推進：1)食料工業・農村ベースの農業向けの加工所 5,000 カ所設置、2) 700 農民グループを対象に農産物品質保証システムの導入支援、3)加工センターと統合された栽培地域を支援
- ・ 輸入代替のための国内市場支配力強化：1)毎年 60 カ所のインフラ・農産物市場組織の改修 (ファーマーズマーケット、アグリビジネスのサブターミナル、家畜市場、精肉販売所など)、2)国内での農産物販促、3)農産物価格安定化、4) 100 カ所の市場情報サービスセンターを通じた生産センターと消費センターとを統合した市場ネットワークの促進、5)貯蔵システムとしての物流・倉庫システムの発展、6)輸出入に関する政策提言

- ・ 輸出拡大：1)輸出品質基準を満たすためのグループへの指導、2)潜在的な輸出向け市場の開拓、3)市場調査としての各国のインドネシア大使館農業アタシェの役割強化

競争力のある園芸作物の生産量および生産性の向上

- ・ 耕作地域の拡大：1)野菜栽培を毎年 7,000ha 拡大、2)農地インフラの改善、3) 2,000 箇所の園芸ビジネス用地登録、4) 3,000 台の収穫後インフラ提供、5)革新的な技術の導入、6)野菜主体の有機村促進
- ・ 種苗システム確立：1) 158 種苗組織の強化、2)種苗産業の成長促進、3)種苗ソースの供給、4)高品質の園芸作物種苗の広範な供給
- ・ 環境に優しい園芸作物保護システムの導入：1)毎年 650 カ所の総合病虫害管理野外スクール (SL-PHT) を通じた病虫害管理、2)毎年 350 カ所の病虫害管理クリニックを開設、3)作物保護に関する住民の理解の促進、4)環境に優しい病虫害管理技術の改善、5)風土病流行地、感染源地、新たな爆発的な感染地などに対する環境に優しい病虫害管理の活用、6)気候変動による影響への対応に関する提言

競争力のある農園作物の生産量および生産性の向上

- ・ 農園作付面積の安定化：1)毎年 10 万 ha の農園地の安定化、2)優良品種生産農園のための農地確保、3)周縁地の活用、4)ため池やポンプによる用水の補充、5)耕起用トラクターやその他生産設備の供給
- ・ 生産性の向上：1)高品質の種苗の供給・調達、2)良質の栽培管理の適用、3) SL-PHT を通じた害虫対策指導、4)気候変動を見越した対応、5)害虫生態への対応
- ・ 組織と資金：1)農園研究機関の組織・研究成果の強化、2)農作業の組織強化、3)農民の能力向上、4)融資支援、5)農園での事業妨害・紛争への対応
- ・ 政府政策：1)流通取引の改善、2)農民レベルでの価格安定化、3)農園作物の輸出入に関する政策提言

4) バイオインダストリーおよびバイオエネルギー向けの原料供給

- ・ バイオインダストリー向けの原料供給：1)バイオインダストリーの発展ロードマップの策定、2)GAP、GHP の適用を通じた工業用原料の品質基準の設定と適用、3)工業団地と一体化したバイオインダストリー原料生産地域の促進、4)農畜産物の内容物を適正に活用するための調査研究の促進
- ・ バイオエネルギー向けの原料供給：1) 2025 年に再生エネルギー（バイオ燃料を含む）比率を 23%とするためのエネルギー原料供給の増産、2)エネルギー原料としての家畜・農産物の副産物の活用、3)国民向けの食糧生産目標に影響を与えない限りでのエネルギー原料として潜在性のある製品の振興、4)効率的なバイオエネルギーに関する調査研究

5) 農民の厚生向上

- 1) 投入財への補助金システム、農民レベルでの農産物価格の安定、農業保険による農業生産リスク負担の軽減などを通じた農民の保護、2) 農民組織の強化、農民の熟練度の向上、様々な資金源へのアクセスなどを通じた農民のエンパワーメント、3) 農地改革による農地への権利分配を通じた農民の土地へのアクセスや資産化を高める政策の促進、小農や農業労働者への土地所有権供与を促すプログラム（農民が2haまでの土地を利用できるようになることが望ましい）、4) 農民に農産品加工を行う機会を与え、農民に付加的収入が与えられること、5) 所得向上のため農産品の副産物や廃棄物の活用を促進、6) 農業の費用効率化を促すためのグループでの事業推進

2.2.2 農畜産分野における国家予算と地方予算

インドネシアの2016年度国家予算における国家歳出総額は2,095兆7,248億ルピアであり、そのうち、中央政府歳出が1,325兆5,524億ルピア、地方移転資金・村落資金が770兆1,734億ルピアである。中央政府歳出のうち、省庁・国家機関向け支出は784兆1,257億ルピアであり、残りは国営企業などへの支出となる（前掲の表2.1を参照）。

省庁・国家機関向け支出のうち、農畜産分野を担当する農業省の予算は31兆5,072億ルピアであり、省庁・国家機関向け支出全体の4%を占める。ちなみに、最も予算規模の大きい省庁・国家機関は公共事業省（104兆807億ルピア）であり、以下、国防省（99兆4,621億ルピア）、国家警察（70兆29億ルピア）、保健省（63兆4,816億ルピア）、宗教省（57兆1,025億ルピア）、教育文化省（49兆2,328億ルピア）、運輸省（48兆4,656億ルピア）、調査研究・高等教育省（40兆6,274億ルピア）、財務省（39兆2,783億ルピア）の順で、農業省は財務省の次に位置する。

(1) 農業省予算

農業省の予算は、官房、監査局、食用作物総局、園芸作物総局、農園総局、畜産・家畜衛生総局、農業インフラ総局、農業研究開発庁、農業普及・人材養成庁、食料安全保障庁、農業検疫庁の11部局に配分される⁷。このなかで、配分額が最も多いのは農業インフラ総局（11兆693億ルピア）であり、食用作物総局（7兆7,313億ルピア）との2局で農業省全体の59.7%を占めている（表2.3）。

⁷ インドネシアの政府組織では、ライン部局と非ライン部局に分けられ、省庁では前者を総局（Direktorat Jenderal）、局（Direktorat）などと呼び、後者は庁（Badan）と称される。農業省のライン部局は食用作物総局、園芸作物総局、農園総局、畜産・家畜衛生総局、農業インフラ総局であり、非ライン部局は農業研究開発庁、農業普及・人材養成庁、食料安全保障庁、農業検疫庁となる。組織替えにおいては、総局が庁になったり、庁が総局になったりすることもよくある。ちなみに、総局長（Direktur Jenderal）と庁長官（Kepala Badan）の地位は同等である。

表 2.3 2016 年度農業省予算の部局別、中央・地方別内訳

(単位：10 億ルピア)

	中央	地方出先	分散資金	支援事務	合計	中央	地方出先	分散資金	支援事務	合計
官房	1,634.7	-	-	-	1,634.7	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
監査局	100.4	-	-	-	100.4	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
食用作物総局	182.4	26.9	487.8	7,034.2	7,731.3	2.4%	0.3%	6.3%	91.0%	100.0%
園芸作物総局	140.1	-	226.5	873.9	1,240.5	11.3%	0.0%	18.3%	70.4%	100.0%
農園総局	138.5	95.1	101.0	1,583.3	1,918.0	7.2%	5.0%	5.3%	82.6%	100.0%
畜産・家畜衛生総局	259.0	775.7	452.2	810.3	2,297.1	11.3%	33.8%	19.7%	35.3%	100.0%
農業インフラ総局	5,044.6	-	347.7	5,677.0	11,069.3	45.6%	0.0%	3.1%	51.3%	100.0%
農業研究開発庁	285.9	1,794.1	-	-	2,080.0	13.7%	86.3%	0.0%	0.0%	100.0%
農業普及・人材養成庁	206.2	548.4	910.2	11.4	1,676.2	12.3%	32.7%	54.3%	0.7%	100.0%
食料安全保障庁	126.6	-	461.5	195.0	783.1	16.2%	0.0%	58.9%	24.9%	100.0%
農業検疫庁	118.7	858.0	-	-	976.7	12.2%	87.8%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	8,237.0	4,098.2	2,986.9	16,185.1	31,507.2	26.1%	13.0%	9.5%	51.4%	100.0%
官房	19.8%	0.0%	0.0%	0.0%	5.2%					
監査局	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%					
食用作物総局	2.2%	0.7%	16.3%	43.5%	24.5%					
園芸作物総局	1.7%	0.0%	7.6%	5.4%	3.9%					
農園総局	1.7%	2.3%	3.4%	9.8%	6.1%					
畜産・家畜衛生総局	3.1%	18.9%	15.1%	5.0%	7.3%					
農業インフラ総局	61.2%	0.0%	11.6%	35.1%	35.1%					
農業研究開発庁	3.5%	43.8%	0.0%	0.0%	6.6%					
農業普及・人材養成庁	2.5%	13.4%	30.5%	0.1%	5.3%					
食料安全保障庁	1.5%	0.0%	15.4%	1.2%	2.5%					
農業検疫庁	1.4%	20.9%	0.0%	0.0%	3.1%					
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%					

注：地方向け配分には「地方出先」「分散資金」「支援事務」が含まれる。

(出所：2016 年度大統領令 2015 年第 137 号付録 (Lampiran, Peraturan Presiden No.137 Tahun 2015 tentang Rincian Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara) を基に、調査団が加工)

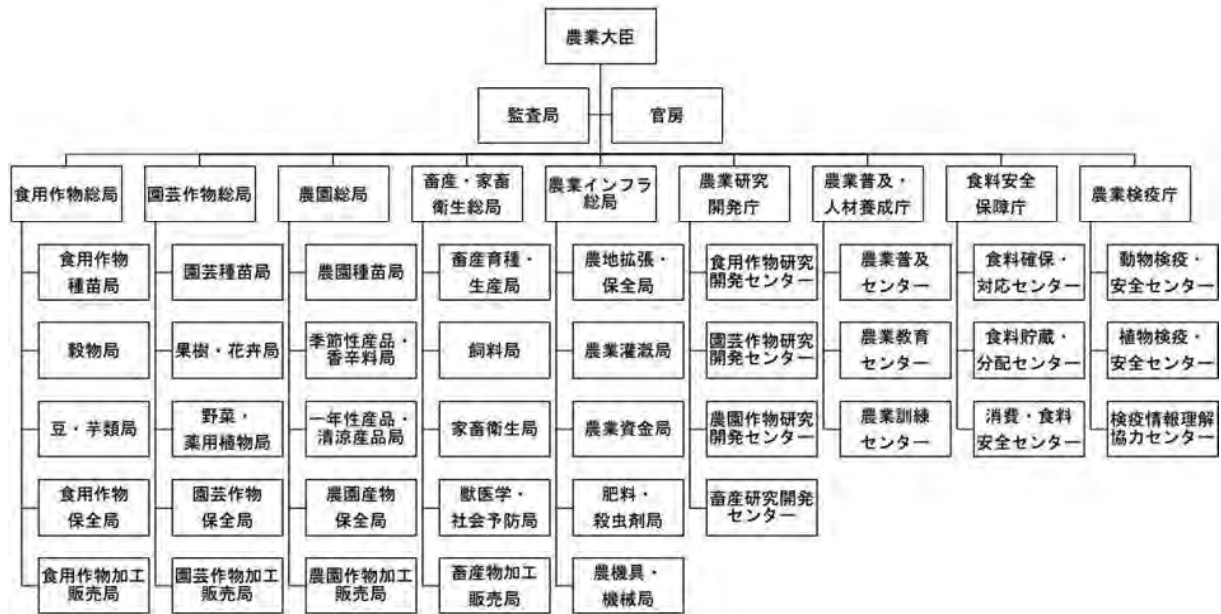


図 2.3 農業省組織図

(出所：農業省ウェブサイト<http://www.pertanian.go.id/struk_organisasi/index_org.htm>より調査団作成)

一方、農業省の予算の配分先を中央・地方で見ると、中央への配分は全体の 26% に当たる 8 兆 2,370 億ルピアであり、残りが地方へ配分される。地方への配分で最も比率の高いのが「支援

事務」（農業省管轄の州、県・市、村への委託事業）であり、これだけで農業省予算全体の51.4%を占める。その大半は、食用作物総局と農業インフラ総局による。とくに、食用作物総局の予算の実に91.0%が「支援事務」に充てられており、農園総局でもその比率は82.6%に達する。また、中央政府の出先である州政府へ権限を委譲して事業を実施する「分散」は、農業省予算全体の9.5%であり、比率は高くないが、農業普及・人材育成庁や食料安全保障庁では、「支援事務」より「分散」の割合のほうが高い。

このように、2016年度農業省予算では、米をはじめとする食料増産と農業インフラ整備に予算の大半が使われている。しかもそれは農業省管轄の事業として、州、県・市、村へ委託する「支援事務」として実施されている部分が多い。他方、農業普及・人材育成や食料安全保障については、農業省から州政府へ権限を委譲し、州政府が責任を負う形で実施されていることが分かる⁸。

表 2.4 2016 年度農業省予算の州別配分状況

中央/州	配分額 (10億ルピア)	中央	地方出先	分散資金	支援事務	合計	中央	地方出先	分散資金	支援事務	合計
中央	8,237.0	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	26.1%
ジャカルタ	126.6	0.0%	81.2%	17.9%	0.9%	100.0%	0.0%	2.5%	0.8%	0.0%	0.4%
西ジャワ	2,330.1	0.0%	43.4%	8.1%	48.6%	100.0%	0.0%	24.7%	6.3%	7.0%	7.4%
中ジャワ	1,265.5	0.0%	17.3%	17.3%	65.4%	100.0%	0.0%	5.3%	7.3%	5.1%	4.0%
ジョグジャカルタ	238.2	0.0%	38.5%	22.7%	38.8%	100.0%	0.0%	2.2%	1.8%	0.6%	0.8%
東ジャワ	1,920.8	0.0%	23.7%	11.7%	64.6%	100.0%	0.0%	11.1%	7.5%	7.7%	6.1%
アチェ	982.2	0.0%	9.0%	13.7%	77.3%	100.0%	0.0%	2.1%	4.5%	4.7%	3.1%
北スマトラ	854.3	0.0%	26.7%	16.1%	57.2%	100.0%	0.0%	5.6%	4.6%	3.0%	2.7%
西スマトラ	541.7	0.0%	29.2%	16.9%	53.9%	100.0%	0.0%	3.9%	3.1%	1.8%	1.7%
リアウ	287.4	0.0%	13.4%	23.5%	63.1%	100.0%	0.0%	0.9%	2.3%	1.1%	0.9%
ジャンビ	410.1	0.0%	13.4%	17.3%	69.3%	100.0%	0.0%	1.3%	2.4%	1.8%	1.3%
南スマトラ	1,045.0	0.0%	13.5%	10.9%	75.5%	100.0%	0.0%	3.5%	3.8%	4.9%	3.3%
ランブ	1,100.8	0.0%	9.0%	10.9%	80.1%	100.0%	0.0%	2.4%	4.0%	5.4%	3.5%
西カリマンタン	893.9	0.0%	6.1%	10.2%	83.7%	100.0%	0.0%	1.3%	3.1%	4.6%	2.8%
中カリマンタン	653.1	0.0%	7.6%	11.3%	81.1%	100.0%	0.0%	1.2%	2.5%	3.3%	2.1%
南カリマンタン	719.9	0.0%	20.9%	11.4%	67.7%	100.0%	0.0%	3.7%	2.7%	3.0%	2.3%
東カリマンタン	356.6	0.0%	24.6%	15.8%	59.7%	100.0%	0.0%	2.1%	1.9%	1.3%	1.1%
北スラウェシ	570.5	0.0%	11.4%	13.1%	75.5%	100.0%	0.0%	1.6%	2.5%	2.7%	1.8%
中スラウェシ	552.4	0.0%	5.4%	14.7%	79.9%	100.0%	0.0%	0.7%	2.7%	2.7%	1.8%
南スラウェシ	1,769.0	0.0%	13.1%	9.1%	77.8%	100.0%	0.0%	5.7%	5.4%	8.5%	5.6%
東南スラウェシ	823.6	0.0%	4.8%	10.8%	84.4%	100.0%	0.0%	1.0%	3.0%	4.3%	2.6%
マルク	479.0	0.0%	10.7%	12.7%	76.6%	100.0%	0.0%	1.3%	2.0%	2.3%	1.5%
バリ	296.3	0.0%	32.6%	19.4%	48.0%	100.0%	0.0%	2.4%	1.9%	0.9%	0.9%
西ヌサトゥンガラ	1,148.3	0.0%	3.9%	9.2%	86.9%	100.0%	0.0%	1.1%	3.5%	6.2%	3.6%
東ヌサトゥンガラ	734.9	0.0%	12.8%	16.2%	71.0%	100.0%	0.0%	2.3%	4.0%	3.2%	2.3%
バブ	396.7	0.0%	14.3%	20.3%	65.3%	100.0%	0.0%	2.4%	1.9%	0.9%	0.9%
ベンクル	336.7	0.0%	11.3%	17.5%	71.3%	100.0%	0.0%	0.9%	2.0%	1.5%	1.1%
北マルク	433.9	0.0%	6.2%	10.9%	83.0%	100.0%	0.0%	0.7%	1.6%	2.2%	1.4%
バンテン	335.5	0.0%	36.8%	17.5%	45.8%	100.0%	0.0%	3.0%	2.0%	0.9%	1.1%
バンカ・ブリトゥン	244.4	0.0%	11.7%	18.3%	70.1%	100.0%	0.0%	0.7%	1.5%	1.1%	0.8%
ゴロンタロ	429.6	0.0%	5.5%	12.3%	82.2%	100.0%	0.0%	0.6%	1.8%	2.2%	1.4%
リアウ群島	62.1	0.0%	52.3%	29.2%	18.5%	100.0%	0.0%	0.8%	0.6%	0.1%	0.2%
西バブ	250.3	0.0%	19.8%	21.4%	58.8%	100.0%	0.0%	1.2%	1.8%	0.9%	0.8%
西スラウェシ	550.9	0.0%	4.2%	9.8%	86.0%	100.0%	0.0%	0.6%	1.8%	2.9%	1.7%
北カリマンタン	129.9	0.0%	8.6%	17.3%	74.2%	100.0%	0.0%	0.3%	0.8%	0.6%	0.4%
合計	31,507.2	26.1%	13.0%	9.5%	51.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(出所：2016年度国家予算詳細に関する大統領令 2015年第137号付録 (Lampiran, Peraturan Presiden No.137 Tahun 2015 tentang Rincian Anggaran Pendapatan dan Belanja Negara) を基に、調査団が加工)

⁸ これについては、州政府からさらに県・市政府へ委託されて実施されている場合もあり得る。

農業省予算の地方への配分の中で配分率の大きい州は、西ジャワ州、東ジャワ州、南スラウェシ州、西ヌサトゥンガラ州、ランブン州、南スマトラ州、アチェ州の順である（表 2.4）。

「分散資金」では東ジャワ州、中ジャワ州、西ジャワ州、南スラウェシ州、北スマトラ州、アチェ州の順であり、「支援事務」では南スラウェシ州、東ジャワ州、西ジャワ州、西ヌサトゥンガラ州、ランブン州、南スマトラ州、アチェ州の順である。

人口が多いジャワの各州では、州知事へ権限を委譲して行う「分散」の比率が相対的に他の州よりも高いと言える。また、ジャワ島外では、米作中心地で大量の剰余米を生産可能な南スラウェシ州が重視されている。

意外なのは、農業であり名前を聞くことのない西ヌサトゥンガラ州である。西ヌサトゥンガラ州へは、園芸作物総局が支援事務全体の 12.2%、中ジャワ州に注いで 2 番目に多くの予算を配分していることが注目される⁹。

このほか、南スマトラ州、アチェ州、北スマトラ州が農業省予算が多く配分されている州である一方、カリマンタンの各州への配分は相対的に少ない。ジョコ・ウィドド政権が重点としている東インドネシア地域への配分も、南スラウェシ州を除いて、少ない額に留まっている。

(2) 農業省以外で想定される国家予算

中央政府において農畜産分野を担当するのは農業省であるが、農業省以外に、間接的に農畜産分野に関わる省庁はあり得る。

たとえば、灌漑水路整備や農村道路改修などインフラ関連では、公共事業省などの予算が使われるであろうし、農村での事業活動には、協同組合・中小事業省や村落・後進地域開発・移住省の予算が使われるであろう。

村落・後進地域開発・移住省については、その一部は旧内務省村落開発総局を由来としており、新設の村落資金の管理運営の一端を担うことになる。

(3) 農畜産分野における地方予算

農業省からの分散資金や支援事務以外に、州、県・市、村レベルの予算でも農畜産分野への予算配分は行われる。その原資は、自己財源収入（PAD）と中央からの移転資金である。通常、地方政府予算の歳出項目では、開発関連支出は資本支出の中に含まれ、資本支出の中では、経済分

⁹ 西ヌサトゥンガラ州のなかでも、東ロンボク県センバルン郡は、高原野菜産地として有名で、全国に病虫害が蔓延した際に、センバルン郡のジャガイモやニンニクが無傷だったことから、農業省が重点地区と位置付けている。

野への支出、社会文化分野への支出、インフラ分野への支出、その他への支出に大きく分かれる¹⁰。

農畜産分野は経済分野への支出の中に含まれるが、通常の地方政府予算統計からその部分のみを抜き出すのは難しい。このため、国家予算と地方政府予算とを合わせた形で、農畜産分野の予算配分の詳細を鳥瞰することは難しい。

参考までに、2015年度の全国すべての地方政府予算の合算額と資本支出の比率を以下に提示する。表 2.5 によると、地方政府予算の 22.5%が資本支出に充てられており、その中に農畜産分野への資本支出が含まれる。すべての地方政府の農畜産分野への支出の詳細は把握できないが、仮に資本支出の 5%が農畜産分野向けだとすれば、その額は、農業省予算の地方向け配分額を大きく上回ることになる。

表 2.5 2015 年度地方政府予算の資本支出（単位：10 億ルピア）

	歳出総額 [A]	直接支出 [B]	資本支出 [C]	[C]/[A]	[C]/[B]
州	287,718.23	127,751.52	57,943.58	20.1%	45.4%
県・市	685,341.14	327,629.35	158,869.08	23.2%	48.5%
村	26,159.16	-	8,412.64	32.2%	-
合計	999,218.52	-	225,225.29	22.5%	-

（出所：中央統計庁（BPS）、州政府財政統計[Statistik Keuangan Pemerintah Provinsi 2012-2015]、県・市政府財政統計[Statistik Keuangan Pemerintah kabupaten-Kota 2014-2015]、村落財政統計[Statistik Keuangan Pemerintah Desa 2015]）

2.2.3 農畜産分野における輸出入規制と政策上の問題

(1) 園芸作物の輸出入規制

1) 生鮮野菜・果物の輸入規制

生鮮野菜・果物のインドネシアへの輸入規制は農業大臣令 2012 年第 42 号に規定されており、その目的はミバエ等のインドネシア国内への流入を防ぐことである。対象となるのは果物 38 品目、野菜 4 品目¹¹である。

これらの輸入においては、送り出し国および立ち寄り国からの植物検疫証明書が必要であり、入港地で植物検疫官へ報告し、必要に応じて検疫を受けなければならない。送り出し国からの植物検疫証明書は、当該生産地にミバエの害がないこと、あるいはミバエの害が過去にあったもののすでに対策済みであること、が明記されている必要がある。

¹⁰ 地方政府の開発関連予算の配分調整を行う地域開発企画局（BAPPEDA）の内部組織も、経済、社会文化、インフラ、その他に大きく分かれている。

¹¹ 果物 38 品目には、アボカド、ぶどう、リンゴ、アプリコット、イチゴ、スターフルーツ、トウガラシ/コショウ、サクランボ、ザクロ、イチジク、スターアップル、グァバ、ユーゲニアおよび丁子、オレンジ、ゴールドンアップル、柿、キウイ、生コーヒーチェリー、カリン、生ダーツ、キンカン、カボチャ、ライチー、ピワ、マンゴー、マンゴスチン、パッションフルーツ、桑の実、ジャックフルーツ、トゲバンレイシ、パパイヤ、桃、梨、バナナ、プラム、ランブータン、サボジラ（サウォ）、オリーブが含まれる。また、野菜 4 品目にはトマト、ナス、キュウリ、ゴーヤが含まれる。

送り出し国からの植物検疫証明書で、送り出し国の当該生産地にミバエの害がないことが証明されている物品については、検疫は行わず、インドネシア国内のどの港からも入港できる。一方、送り出し国の当該生産地でミバエの害があった場合には、書類チェックだけでなく物品の検疫も必要であり、入港地もタンジュンペラッ港（スラバヤ）、ベラワン港（メダン）、スカルノハッタ国際空港（ジャカルタ）、スカルノハッタ港（マカッサル）の4港、および自由貿易地域と自由貿易港に限定される（ジャカルタのタンジュンプリオク港が含まれていない点に注意）。自由貿易地域と自由貿易港からの入港は、消費需要を満たす場合のみ認められ、域外への流通は認められない。

2) 園芸作物輸入推薦状

インドネシアへの園芸作物の輸入は、農業省発行の「園芸作物輸入推薦状」（RIPH）を持つ輸入業者に限られる。RIPHに関する規定は、農業大臣令 2013 年第 86 号により定められている。輸入可能期間は農業省が定める。

RIPH には消費生鮮品向け、加工原料用生鮮品向け、加工原料用加工品向け、消費加工品向けの4種類があり、RIPH 番号、輸入企業の名前・住所、社長の名前・住所、RIPH 申請書の番号と日付、製品名、製品の HS コード、輸入元国、加工企業の住所、インドネシア国内への入港地が記載される。輸入される製品は、後述の食品安全基準を満たす必要がある。

RIPH の申請は、製品名、製品の HS コード、入港時期、輸入元国、入港地が記載された申請書に基づいてオンラインで農業省農産品加工販売総局へ行う。RIPH は年 2 回、1～6 月期と 7～12 月期に発行され、申請期間は 11 月初めからの 15 営業日、および 5 月初めからの 15 営業日である。農業省農産品加工販売総局での申請書の審査は 7 営業日で終了し、可なら RIPH が発行され、不可なら書類が返却される。加工原料用生鮮品向け、加工原料用加工品向け、消費加工品向けの申請は 1 社 1 期間につき 1 回のみである。

申請書類としては、消費生鮮品向け RIPH には、農業省発行の登録輸入業者証（IT-Produk Hortikultura）、一般輸入業者番号（API-U）、6 カ月を超えて輸入を行わないとの誓約書のほか、GAP 認証、送り出し国からの収穫後処理登録、保管・流通設備を保有していることの宣誓書、保管・流通能力が適合しているとの宣誓書、流通計画（時期、場所等）が必要である。加工原料用生鮮品向けおよび加工原料用加工品向け RIPH には、工業省からの加工工場の立地・生産能力等に関する技術レターと生産輸入業者番号（API-P）が必要である。また、消費加工品向け RIPH には、農業省発行の登録輸入業者証（IT-Produk Hortikultura）、API-U、保健省食品薬品監督庁からの同意書が必要になる。

3) 園芸作物の種苗に関する搬出入規制

園芸作物の種苗に関するインドネシア国内への搬入、およびインドネシア国内からの搬出については、農業大臣令 2012 年第 5 号によって規定されている。

種苗の搬入には、農業大臣（農業省園芸作物総局）の許可が必要である。個人、法人、政府機関、企業、園芸愛好家などが申請可能であるが、搬入の目的によって条件が異なる。目的には、

新品種としての登録、高品質種苗の準備、登録済種苗の量的拡大、輸出向け種苗生産、試験機関での認証能力の習熟などが想定されている¹²。

搬入申請においては、目的ごとの諸条件のほか、種苗搬入の必要性、インドネシアへの輸出品の技術情報を申請書類に添付する。農業検疫庁は3営業日で申請を受理するかどうかを判断し、不可の場合には申請書類が返却される。可の場合は、5営業日以内に農業検疫庁長官が園芸作物総局長宛に推薦状を发出するが、5営業日以内に发出できない場合には、園芸作物総局長が引き継ぎ、10営業日以内に可否を決定する。ただし、10営業日以内に結論が出なかった場合には、可と判断する。最初の種苗の搬入の前に、植物検疫に関するリスク分析書が付随していれば、60営業日以内に農業検疫庁長官が園芸作物総局長宛に搬入に関する推薦状を发出する。これに基づいて、園芸作物総局長は、種苗の搬入許可書を发出する。種苗搬入許可書の有効期限は6カ月である。

一方、インドネシアから国外への種苗の搬出も、個人、法人、政府機関、企業、園芸愛好家などが申請可能で、農業大臣（農業省園芸作物総局）の許可が必要である。搬出の目的としては、国内での当該種苗の供給が十分なこと、輸出用に作られた種苗であること、遺伝子資源の保全が保証されていること、展示会などへの出展、などが想定される。必要書類を整えて農業省（ここでは農業検疫庁）へ申請し、農業検疫庁は3営業日で申請を受理するかどうかを判断し、不可の場合には申請書類が返却される。可の場合、園芸作物総局長に引き継がれ、10営業日以内に可否が決定され、最終的に可の場合には、種苗搬出許可書が発行される。10営業日以内に結論が出なかった場合には、可と判断する。種苗搬出許可書の有効期限は6カ月である。

(2) 畜産物の輸出入規制

1) 枝肉、生肉の輸入

インドネシア国内への枝肉・生肉の輸入に関する最新の規定は、農業大臣令2016年第34号による。ジョコ・ウィドド大統領は、国内での牛肉価格をキロ当たり8,000ルピア以下に抑えることを指示しており、農業省は、国内での牛肉流通量を増やすために、以前の農業大臣令2015年第58号よりも輸入規制を緩和する方向性を示した。

まず、インドネシア国内の安全・衛生・ハラールなどの基準を満たしているならば、すべての種類の枝肉・生肉および臓物の輸入が認められる¹³。枝肉・生肉の輸入に関しては、民間企業も国営企業も同等に扱われる。次に、輸入業者に課されていた国内産牛肉の取扱義務¹⁴も廃止され

¹² たとえば、新品種としての登録が目的の場合、当該品種が優位性・独自性を持つこと、種苗の数を必要最小限とすること、適応させるための計画を用意すること、遺伝子操作された品種の場合には遺伝子操作品種安全委員会の推薦を得ることが条件になる。また、高品質種苗の準備が目的の場合、当該種苗がすでに登録済みであること、品質基準を満たしていること、インドネシア語で明確な種苗の特徴が明記されていること、国内での調達が不十分であること、まだ国内で生産できていないこと、申請した種類と量が必要最小限であること、遺伝子操作された品種の場合には遺伝子操作品種安全委員会の推薦を得ることが条件になる。

¹³ 従来、民間企業による輸入は、プライムカットと業務用のオックステール・タンのみで、枝肉や二次肉の輸入は国営企業のみに限られていた。

¹⁴ これまでは、一般輸入業者は輸入量の3%、生産輸入業者は同1.5%に相当する国産肉を取り扱う義務が課せられていた。

た。農業省への輸入推薦状の申請は、これまで毎年4・8・12月に限られていたが、年中いつでもできることになった。

ただし、農業省からの推薦状発出には輸入実績や流通計画が考慮され、すべての輸入肉のHSコードと輸入量の明記が必要である。輸入者は輸入実施翌月15日までに輸入実施状況を、毎週木曜日に流通計画を、それぞれオンラインで農業省畜産・家畜衛生総局へ報告しなければならない。

農業省からの推薦状の有効期間は6カ月であり、推薦状発出から遅くとも3カ月以内に輸入ライセンスを取得しなければ、推薦状は失効する。推薦状は輸入許可1件のみに対して発出される。

なお、保冷施設（コールドストレージ）については、保有の義務はなくなり、リースでも可となった。また、流通先は従来のホテルや業務用に限らず、保冷施設を持つ一般マーケットへも可能となった。

2) 消費用畜産加工品の輸出入

消費用畜産加工品には加工肉、加工乳、卵加工品などが含まれ、農業大臣令2014年第65号により規定されている。

消費用畜産加工品の輸入においては、まず、送り出し国政府による衛生安全証明書が必要である。衛生安全証明書には、疫病に伝染していないこと、疫病伝染を起こす可能性のないこと、家畜衛生に関する法規に則っていることなどが明記される必要がある。さらに、包装においては生産者の氏名・住所、製造日、賞味期限、製品の種類・重量、使用肉名、ハラール認証マークが必要で、ハラール認証は、インドネシア・ウラマー協議会公認の団体によるハラール認証を取得することが求められる。

消費用畜産加工品の輸出においては、送り出し地において検疫官による衛生安全証明書の発行が必要である。衛生安全証明書には、疫病に伝染していないこと、疫病伝染を起こす可能性のないこと、家畜衛生に関する法規に則っていることなどが明記される必要がある。

3) 骨なし冷凍肉の輸入

骨なし冷凍肉（牛肉・水牛肉）の輸入については、農業大臣令2016年第17号に規定されている。骨なし冷凍肉の輸入は、特定事由が生じた場合に、政府指定の国営企業が実施する。ここでの特定事由とは、経済安定に悪影響を与えるような災害、肉の供給不足、肉価格の高騰などの事態を指す。

(3) 食の安全に関する規則

1) 生鮮農産品の輸出入に係る食の安全のための規制

生鮮農産品の輸出入における食の安全を保障するための規制は、農業大臣令2015年第4号で定められている。この大臣令は、インドネシア国民を外来生鮮農産品による生物的・化学的汚染から守ることを目的とする。同大臣令には、86種類の生鮮農産品各々における化学物質・生物

物質ごとの残留濃度許容基準、安全監視システムにおける認証、凍結、取消、延長の手続方法、国外の食品安全検査機関のインドネシア農業省農業検疫庁への登録手続などが付録となっている。

すでに生鮮農産品安全監視システムを持つ国からの輸入においては、事前通知書（Prior Notice）が義務付けられている。また、同システムをまだ持たない国からの輸入では、事前通知書に加えて、分析認定証（Certificate of Analysis）¹⁵も必要となる。

事前通知書は、送り出し国の輸出業者が産品を運搬手段に詰め込む前に発行されなければならない¹⁶。また、中継国で積載量等に変更があった場合、送り出し国からの事前通知書に加えて、中継国の輸出業者による中継のための事前通知書（Prior Notice for Transit）の発行が必要となる。事前通知書および中継のための事前通知書は、輸出業者がオンラインで農業検疫庁へ通知し、特別コード（バーコード）を取得する¹⁷。

なお、インドネシアから他国への生鮮農産品の輸出にあたっては、国内の権威ある認定機関により、相手国の安全監視規制の条件を満たすことの証明書・認定書が発行される必要がある。

インドネシアが生鮮農産品安全監視システムを持つとみなす国とは、GAP、GHP、適正製造規範（GMP）をすでに持ち、政策に適用している国である。生鮮農産品安全監視システムを持つ国とインドネシア側から認定されるためには、当該国の生鮮農産品安全監視機関または在外公館が農業検疫庁を通じて農業大臣へ申請¹⁸し、農業省チームによる審査を経て、認定の可否が判断される。認定された場合、認定の有効期間は3年で、延長も可能である。

インドネシアでの検疫では、生鮮農産品安全監視システムを持つとみなす国からの場合でも、事前通知書がないと搬入できない。また、特別コード（バーコード）が送り出し国と一致しなかった場合も搬入できない。生鮮農産品安全監視システムをまだ持たない国からの場合は、それらに加えて、搬入には分析認定証が必要だが、これがない場合、物品は検疫で最長14日間の留置となり、この間に分析認定証を整えられなければ、搬入は認められない。

2) 日本からの生鮮食料輸入における規制

インドネシアは、2011年3月の日本での原子力発電所事故を受け、農業大臣令2011年第20号を發布し、日本からの輸入生鮮農畜産物における放射性物質汚染に対する監視を始め、現在も、改訂後の農業大臣令2014年第66号で監視を継続中である。

日本からの生鮮農畜産物の輸入にあたっては、日本の然るべき機関が発行した放射性物質非汚染証明書を入港地の検疫へ提出することが求められる。放射性物質非汚染証明書がない場合に

¹⁵ この分析認定証は、送り出し国にある、インドネシア農業省農業検疫庁に登録された検査機関が検査を行い、発行するものとする。

¹⁶ 輸出業者が送り出し国にいない場合には、法定代理人が事前通知書を発行する。

¹⁷ 農業検疫庁にオンラインで通知できない場合は、通常の手紙で通知する。

¹⁸ 農業大臣への申請書には、食料安全政策、申請する生鮮農産品の説明、GAPが適用された生産地、GHPが適用された運用地、GMPが適用された製造加工地、生鮮農産品の安全モニタリングシステム、最低過去3年間のモニタリング結果、生鮮農産品の安全検査施設名、安全認定を行う権威ある機関名、生産者・輸出業者のリスト、生鮮農産品の輸出検査・認証システム、生鮮農産品の輸入検査・認証システム、出港地、の記載が求められる。

は、国家原子力庁放射能安全計測技術センターによるサンプル検査が行われる。検査中、当該生鮮農畜産物は留置きとなる。検査結果が基準以下ならばインドネシア国内への搬入が認められるが、基準以上ならば拒否され、国外へ持ち出さなければならない。これらの費用はすべて、インドネシアへ入った生鮮農畜産物の所有者の負担となり、インドネシア政府への損害賠償等は認められない。

放射性物質非汚染として許容される最大基準値は、農業大臣令 2014 年第 66 号により改訂された。セシウム 137 については、肉および肉製品が当初の 100 Bq/Kg から 500 Bq/Kg へ、トウモロコシ、大麦、小麦を含む穀物が 300 Bq/Kg から 500 Bq/Kg へ、生鮮果実および生鮮野菜が 300 Bq/Kg から 500 Bq/Kg へ緩和されたが、牛乳および乳製品は当初の 150 Bq/Kg のままである。これら以外の生鮮農畜産物の基準値は 500 Bq/Kg である。

なお、農業大臣令 2014 年第 66 号では、新たにセシウム 131 の基準値が設定された。生鮮果実および生鮮野菜は 1,000 Bq/Kg、牛乳および乳製品は 100 Bq/Kg とされている。

(4) 日本における外国食品の輸入規制

日本へ外国から輸入される食品は、食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法などの適用を受ける。食品の場合、通関手続の前に食品衛生法に基づく審査を受けるため、厚生労働省検疫所に「食品等輸入届出書」を提出し、輸入許可を取得することが必要となる。さらに生鮮肉・食肉製品、生鮮野菜・生鮮果実等の場合には、食品衛生法による手続の前に、家畜伝染病予防法による動物検疫、植物防疫法による植物検疫の手続と輸入許可が必要となる。

食品等輸入届出書には、輸入者の氏名・住所、品名、製品の名称、数量、重量、輸出国、製造者および製造所の名称と所在地、積込港、加工食品の原材料・製造または加工方法等の記載が必要になる。

これに先立ち、必要に応じて、自主検査による検査成績書を用意する。検査を日本で行う場合には、十分な量のサンプルを輸出国から取り寄せ、厚生労働大臣登録検査機関で必要な検査を行う。また、送り出し国で検査を行う場合、厚生労働省の「輸出国公的検査機関リスト」登録機関で検査を行う。検査成績書の有効期間は 1 年である。

検疫所への輸入届出は、植物検疫や動物検疫の後、自主検査による成績書を用意した上で、貨物到着予定日の 7 日前から貨物を保管する倉庫への搬入後までに行う。届出は、書面による届出と輸入食品監視支援システムによる届出¹⁹が可能である。

検疫所では、食品衛生法に規定される食品・添加物等の規格基準²⁰、有毒有害物質の有無、過去衛生上の問題があった製造者・製造所か否か、などを中心に検査が行なわれる。また、すべて

¹⁹ 輸入食品監視支援システム (FAINS) による届出の場合には、あらかじめ厚生労働省へ機器等の登録手続が必要である。

²⁰ 食品の規格基準では、食品ごとに成分規格 (重金属、細菌数、化学物質など。抗生物質・抗菌性物質の含有禁止。遺伝子組換え食品は安全性審査の手続を経る必要あり、など)、製造・加工・使用・調理基準 (殺菌方法、殺菌時間、容器の種類、材質、製造過程で使用する水、その他原料の処理・鮮度、製造の過程で使用する機

の農薬または動物用医薬品について残留基準を設定し、基準を超える場合には日本国内での輸入販売を禁止する。

1) 野菜、果物、穀物などの輸入

野菜・果物・穀物などの輸入では、土の付いたものは原則として輸入できない。また、日本に未発生で、万一侵入した場合、農産物に被害が大きく、輸入検査で発見するのが困難な病害虫が付着する可能性のある植物も輸入できないが、これについては輸入禁止国・植物の一覧表に示されている。果物に付着するミバエなども対象となる。

輸入業者は「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」を用意し、輸出業者は輸出国政府機関が発行する「植物検査証明書」を用意する必要がある。

植物検査所によると、インドネシアから植物検査なしで持ち込める商品は緑茶・紅茶・中国茶、まつたけの2種であり、入国時に検査の必要な商品は22種類である²¹。その他の野菜・果物などは、現状では日本国内へ持ち込めない。

なお、インドネシア商業大臣令2015年第36号により、経済連携協定（EPA）スキームの一環として、インドネシアから日本へ、生鮮バナナが年間1,000トン、生鮮パイナップルが同300トン輸出されることが決まったが、これは通常貿易の枠外である。

2) 畜産物の輸入

畜産物の輸入では、家畜伝染病予防法に基づき、「指定検疫物」²²に対する動物検疫が行われる。指定検疫物は、日本との間で「家畜衛生条件」が協議済みの国からしか輸入できない。また、日本または輸出国によって指定された施設で取り扱われた肉のみが輸入可能である。

インドネシアからの畜産物の輸入に関しては、加熱処理家きん肉等に関する家畜衛生条件のみが定められており、2016年8月3日付でインドネシア企業4社のみが対象として指定されている²³。

械、器具の洗浄・殺菌の方法等)、保存基準(保存・運搬・販売の過程での保存温度、容器の種類構造等)が定められている。

²¹ 入国時に植物検査が必要なものは、ココヤシ、タマリンド、ドリアン、パイナップル、栗、コリアンダー(パクチー)、シャロット、ニンジン、バジル、ニンニク、サンチュ、レモングラス、切り花(ラン、ドラセナ、ブルメリア)、草花種子、乾燥香辛料、コーヒー豆、米、ドライフラワー、薬用ニンジン、ムギワラである。ほとんどの熱帯果物の輸入は禁止されている。

²² 指定検疫物には、(1)偶蹄類の動物(牛、豚、羊、山羊、鹿)・馬・犬・うさぎの食肉、骨、脂肪、臓器、生乳等、(2)家禽(鶏、あひる、七面鳥、うずらおよびがちょう)の食肉、卵、(3)指定検疫物の肉等を原料としたソーセージ、ハムおよびベーコン、が含まれる。

²³ 対象となったのは、PT. MALINDO FOOD DELIGHT、PT. CHAROEN POKPHAND INDONESIA - FOOD DIVISION、PT. SO GOOD FOOD MANUFACTURING UNIT CIKUPA、PT. BELFOODS INDONESIAの4社である。

(5) 政策上の問題

1) インドネシアの一貫性に欠けた輸入政策

インドネシア政府の農畜産業政策の基本は、国内の農畜産品需給の一致である。このため、中長期的に農畜産品の生産力・生産性をどう上げていくかが課題であることは理解しつつも、国内市場での農畜産品の価格変動を抑えるために、輸入禁止と輸入拡大を頻繁に繰り返してきた。価格変動は一時的に抑制されるものの、政府の食糧自給政策に沿って生産に励んできた農民の意欲を裏切るような結果を度々見せてきた。

その結果、自給へ向けた米増産政策への傾斜が続く一方、野菜・果物などの園芸作物の質的量的振興が疎かになり、輸入園芸作物の流入増加という事態を招いた。政府は、政治的な意図も込めて、これを量的な輸入禁止・緩和の繰り返しで対応している。また、国外からの生鮮農産品などへの安全対策を重視する一方で、国内産の生鮮農産品への安全対策は不十分なままである。

過去には、肉牛輸入管理政策が汚職問題を引き起こしたこともあり、クォータによる量的な輸入管理が利権の温床となる可能性が十分にある。

2) 日本からの園芸作物輸出

日本からインドネシアへの園芸作物輸出は2016年2月17日以降停止している。これは、前述の農業大臣令2015年第4号の施行による。同大臣令では、送り出し国における政府認定の食品安全検査機関のインドネシア農業省農業検疫庁への登録を求めているが、現状では、日本政府認定の生鮮農産品安全監視機関がまだ登録されていないのである。

日本では、GAP、GHP、GMPの適用や普及がまだ進んでおらず、国内統一基準を作る目的で設定された日本農業生産工程管理(JGAP)は現在、グローバルGAPとの同等性評価を得られていないため、国際的取引の評価対象となっていない。日本政府認定の生鮮農産品安全監視機関のインドネシア農業省農業検疫庁への登録が求められる。

3) 日本とインドネシアの畜産物輸出入

2014年、日本からインドネシアへのハラール牛肉の輸出とインドネシアから日本への鶏肉加工品の輸出とが開始されると報じられた。しかしその後、日本からのハラール牛肉の輸出は停止した。他方、インドネシアからの鶏肉加工品輸出は4社が認定された。

日本からのハラール牛肉の輸出が停止したのは、農業大臣令2015年第58号により、民間企業による牛肉輸入をプライムカットに限定したため、全部位の牛肉を輸出する予定だった日本の畜産業者が輸出を停止したためである。改訂された農業大臣令2016年第34号では、民間企業による全部位の牛肉の輸入が認められたため、今後は、日本からのハラール牛肉の輸出が再開される可能性がある。

もっとも、インドネシアにはすでにオーストラリア産の「和牛」が相当量輸入されており、日本からの本格的な和牛輸入への警戒感がある。一部ではあるが、「日本からのハラール牛肉の輸入が国内業者の失業を招く」といった意見が見られる。

2.2.4 インドネシアの農畜産分野で必要とされる協力・提携ニーズは何か

農業省の戦略計画からも明らかなように、インドネシアの農畜産分野において優先順位の高いのは、以前からと同様、食料供給である。人口増加率が2000～2010年の1.49%から2015年には推計1.2%程度へ減少したとはいえ、2030年頃までは生産年齢人口（15～64歳）の増加が続く「人口ボーナス」状態であると予測されている。国内の社会的政治的安定を維持する上でも、国民全体への安定した食料供給が最優先される。

食料供給の中で最重要なのは、米、トウモロコシ、大豆、砂糖、肉類（牛肉、水牛肉）の5品目の供給であり、国内生産能力を高めながらも、供給不足分を輸入で補充する政策がとられる。これらの輸入は政治的になりやすく、利権や汚職と関係することが度々あった。また、生産性を高めようと努力する農民の意欲を失わせる効果も与え得る。国内生産と輸入との適切なバランスをとるノウハウや知恵を共有できる余地がある。

もっとも、食料供給は、食料安全保障とも関わり、外国と積極的に協力・連携するという分野にはなり得ない。米などの増産については、緑の革命以来の高収量品種への品種改良や病虫害対策の経験が国内に蓄積されている。その一方で、ジャワ島の穀倉地帯においても、外資系民間企業による大規模米作への投資が歓迎され始めている状況は、そこに導入される外来種の問題も含めて、慎重に考える必要がある。

食料供給の量的確保とともに、インドネシア政府は農畜産物の品質向上をも図ろうとしている。ここでは、農産物の高収量品種への移行や畜産物における人工授精技術の高度化など、短期間で成果が出る方策を選好する傾向がうかがえる。ここでも、外国の種苗企業などが参入する余地がある。特に、世界的に見ても、インドネシアは遺伝子組み換え農産物に対する規制が緩く、大豆など、低価格での安定した食料供給のために遺伝子組み換え種苗の活用を容認してきた過去がある。

これらのほか、農業をバイオ燃料原料の供給源と位置付けたことも注目される。オイルパームやサトウキビなどを対象とするが、それによる小農の所得向上を目的とするならば、価格面や安定供給面で不安が残る。バイオ燃料供給でも、ある程度資本力のある大企業の参入を促すことになると考えられる。

インドネシアにとっては、遺伝子科学を含めた世界の最先端技術を活用して、より短時間で食料の安定供給と品質向上を目指したいところだが、それは種の所有権を外国へ委ねることになり、食料安全保障を果たす主体としてのインドネシアの立場を弱体化させる。本当ならば、小手先の技術導入ではなく、国内農畜産分野の人材育成、独自の資源活用、栽培方法の工夫など、時間のかかる構造的な改善にももっと真剣に取り組む必要があると考えられる。

また、農業の付加価値を高める上で、米などの基本食料だけでなく、園芸農業の発展にもっと尽力する必要がある。国民の所得向上の一方で、園芸農業振興は未だに増産に注力する政策が現場では支配的である。たとえば、農産品加工は工業局の管轄なので農業局は関知しない、といった態度が現場ではうかがえる。園芸農業振興政策が遅れているため、国外から大量の野菜や果物が輸入され、国内農家の生産意欲の減退をもたらしている。園芸農業を加工や流通と適切に結び

つけ、農民の安定した所得向上を促すような協力や連携のニーズが相当にあるのではないかとと思われる。

2.2.5 日本側が可能な協力・提携ニーズは何か

日本側がインドネシアとの間で協力・提携を行う場合、何がインドネシア側から期待されているかを的確に把握する必要がある。今回のインドネシア側地方政府との議論において、最も頻繁にニーズとして出されたのは、日本の技術であった。日本の技術を取り入れて、生産量や生産性を上げたいという希望が出された。

農畜産分野で必要とされる技術として考えられるのは、食料増産、収穫後処理、鮮度保持、食品加工などである。とくに、コールドチェーンが発達していないインドネシアでは、物流における鮮度保持や乾燥処理などにより、農畜産物の物流におけるロスやコストを低下させられる可能性がある。

また、収穫後処理においては、3～4割に達すると言われる収穫ロスを減らすだけで増産につながる面があるため、脱穀機や精米機の普及などが期待できる。しかし、収穫ロスの減少に伴う流通量の増加が農家所得の上昇に確実につながるといった保証はない。むしろ、供給増加によって生産者価格が低下する可能性がある。こうした点もあらかじめ考慮する必要がある。

コールドチェーン設備・システムへの投資も日本側にとって有効であるが、投資額が大きくなる可能性が高く、それに見合う便益が確保できる見通しが立つかどうかがかぎとなりそうである。

農業の高度化、生産＝加工＝流通の統合を図る6次産業化は、インドネシアの農業の付加価値を上げるのに効果が期待できる。インドネシア側に必要とされる技術とのマッチングが適正に行われれば、日本の食品加工機械が有効に活用できるものとする。ここでは、日本の食品加工機械製造企業とその機械を活用している農業関連企業とが共同でインドネシア側との協力・連携を図るのが効果的と考えられる。

このほか、日本の農産品加工企業が生産工程の一部をインドネシア側へ委託し、インドネシアで半製品生産を試みることも協力・連携の一つとして考えられる。日本側の規格に従って野菜・果物等をインドネシアで一次加工し、それを冷凍・乾燥などをした上で、日本へ輸出し、日本側で最終製品に仕上げる、という形である。なお、この場合、必ずしも日本へ輸出する必要はなく、半製品を世界市場へ輸出することも十分に考えられる。たとえば、和食用の食材などであれば、むしろ世界市場への日本食材供給拠点としてインドネシアを位置づけるのも有望である。

これらの点を踏まえ、次節では日本の企業がインドネシアと協力・提携するにあたって重要となる同国の投資環境を概説する。続く2.4では、実際に対インドネシア投資実現を目指して実施されたJICAの提案型事業の結果を基に、事業化に向けたボトルネックを分析する。さらに第3章では、上記の分野を含む、日本での食料・農業・農村に関する官民連携での取組みを紹介する。

2.3 農畜産分野における投資・ビジネス環境

2.3.1 主要農産物 5 品目の生産・輸出入の現状

農業省が指定した主要農産物 5 品目とは、米、トウモロコシ、大豆、サトウキビ、肉（牛肉、水牛肉）である。これら 5 品目は、生産量および生産性の向上の最重要品目として位置付けられ、様々なプログラムが計画・実施されている。表 2.6 は、2011～2015 年の過去 5 年間ににおける主要農産物 5 品目の量的状況を示したものである。

これによると、過去 5 年間で、米はほぼ一貫して増加してきている一方、トウモロコシや大豆は若干の上げ下げの変動がある。砂糖と肉の生産はやや停滞気味である。大豆と砂糖は輸入量が毎年増加しており、輸入依存度上昇の傾向が続いている。トウモロコシも輸入量の増加が続く一方、一時的ながら輸出も増加した。

これらの数値を表 2.2 の今後の数値目標と比べると、目標達成のためには 5 品目とも相当の努力が必要である。現状の政策からすると、国内での生産目標が達成されない場合には、急増する需要を満たすため、輸入量を増やす可能性が高い。昨今の農家の生産意欲の低下を鑑みると、単なる増産奨励だけではインドネシアの農業発展の持続性は確保できない可能性がますます大きくなりそうである。

表 2.6 主要農産物 5 品目の生産量、輸入量、輸出量（2011-2015）

（単位：トン）

		2011	2012	2013	2014	2015
米	生産	65,756,904	69,056,126	71,279,709	70,846,465	75,397,841
	輸入	2,750,476	1,810,372	472,665	844,164	861,601
	輸出	377	897	2,586	516	519
トウモロコシ	生産	17,643,250	19,387,022	18,511,853	19,008,426	19,612,435
	輸入	3,207,657	1,692,994	3,191,045	3,252,619	3,267,694
	輸出	12,716	34,898	7,932	37,889	234,559
大豆	生産	851,286	843,153	779,992	954,997	963,183
	輸入	2,087,985	1,920,490	1,785,327	1,965,811	2,256,932
	輸出	-	-	-	-	-
砂糖	生産	2,244,154	2,592,561	2,553,551	2,575,392	2,581,620
	輸入	2,371,250	2,743,778	3,343,803	2,933,823	3,304,061
	輸出	686	487	514	806	814
肉	生産	520,664	545,870	542,654	532,907	555,596
	輸入	106,931	44,790	57,518	114,885	56,793
	輸出	7,481	7,736	8,230	7,309	7,301

注：*肉の生産は「牛肉+水牛肉」。輸入・輸出は SITC-01 の「肉類」。
 （出所：肉の「生産」は農業省畜産局データ。それ以外は、中央統計庁（BPS）の以下のデータ。
 Statistical Yearbook, Foreign Trade Statistical Bulletin (Export, Import), Indonesian Sugarcane Statistics.）

2.3.2 投資ネガティブリストにおける農畜産分野

インドネシアでは通常、2年に1回、投資ネガティブリストの改訂が行われる。最新版は2016年5月18日付大統領令第44号に基づくリストであるが、その概要はすでに2016年2月に公表されていた。

(1) 外資出資比率の大幅緩和

今回の投資ネガティブリストの特徴は、外資出資比率の大幅緩和である。これまで国内資本のみとされた業種を含む 35 業種で 100%外資が認められた。とりわけ、従来の外資参入禁止業種で一気に外資 100%が認められたのは、映画撮影・制作・配給および関連設備、一般・歯科・伝統医療行為、年金運用、ワルテル（貸し電話・インターネット屋）である。

また、外資 100%に引き上げられたのは、冷蔵保管倉庫（従来は 33%）、レストラン・カフェ・バー（同 49%）、スポーツ施設（同 49%）、映画撮影・吹替・複製（同 49%）、クラムラバー製造（同 49%）、病院経営コンサルティング・クリニックサービス（同 67%）、薬品原材料生産（同 85%）、危険物以外のゴミ処理（同 95%）、高速道路運営（同 95%）などである。

また、外資出資比率が 67%に引き上げられたのは、冷蔵保管倉庫以外の倉庫業（従来は 33%）、旅行代理店・教育訓練（同 49%）、私立博物館・ケイタリング（同 51%）、建設業ほか 19 業種（同 55%）などである。

ただし、地場中小企業を保護するため、外資の最低出資額は 100 億ルピア（約 8,500 万円）以上とされた。電子商取引（EC）では 1,000 億ルピア以上ならば外資 100%が認められるが、それ未満は 67%までとされた。

(2) 農畜産分野への外資出資規制

他方、外資出資規制が大幅に緩和された今回の投資ネガティブリストにおいても、農畜産分野では大きな変化はなかった。

農畜産分野への投資では、国内投資、外国投資を問わず、大麻の栽培は禁止されている。また、面積 25ha 未満での食用作物生産²⁴、面積 25ha 未満での農園作物の育苗²⁵、農園経営²⁶、一次加工事業²⁷への投資は、中小零細企業・協同組合のために留保されるため、原則として投資できない。面積 25ha 以上の場合、食用作物の育苗・育種および栽培への外資出資比率は最高 49%である。一方、農園作物の育苗、面積 25ha 以上一定面積までの範囲で加工を伴わない農園経営、面積 25ha 以上一定面積までの範囲で一定以上の生産能力を持つ加工ユニットを統合した農園経営への外資出資比率は最高 95%であり、面積の 20%を契約農家分農地（plasma）とすることが

²⁴ このカテゴリーの食用作物として投資ネガティブリストに明記されているのは、米、トウモロコシ、大豆、ピーナッツ、緑豆、その他（キャッサバとサツマイモ）である。

²⁵ 育苗対象として明記されているのは、ジャトロファ、その他甘味料植物、サトウキビ、タバコ、繊維原料植物・綿花、カシューアップル、ヤシ、アブラヤシ、飲料用原料作物（茶、コーヒー、カカオ）、コショウ、丁子、精油用植物、薬用植物、香辛料植物、ゴムおよび樹液を産する植物である。

²⁶ 農園経営として明記されている対象は、甘味料植物、サトウキビ、タバコ、繊維原料植物・綿花、カシューアップル、ヤシ、アブラヤシ、飲料用原料作物（茶、コーヒー、カカオ）、コショウ、丁子、精油用植物、その他の農園である。

²⁷ 一次加工業の対象となるのは、乾燥丁子、食用油、コブラ・ヤシファイバー、ヤシ殻炭、ココピート、ナタデココ、ヤシ油、パーム油、コットンファイバー、コットンシード、カカオやコーヒーの皮むき・洗浄・選別、カシューアップル由来の乾燥カシューナッツとカシューナットシェルリキッド、乾燥コショウ（黒・白）、砂糖・サトウキビ梢頭部・バガス、紅茶・緑茶、葉タバコ乾燥、ゴム由来のシート・濃縮ラテックス、粗ジャトロファ、125 頭までの豚の繁殖と飼育、地鶏の繁殖・飼育・交雑である。

義務付けられる。さらに、特定の生産能力以上の農園作物加工業（一次加工）への外資出資比率は最高 95%であり、20%以上の原材料が自社農園に由来することが条件となる。

園芸作物については、育苗事業²⁸、栽培事業²⁹、収穫後加工事業、調査・品質試験事業、アグロツーリズム事業、ポストハーベストサービス事業、花屋事業、園芸開発コンサルタント事業、造園業、園芸教育訓練事業への外資出資比率は最高 30%となっている。さらには、農業遺伝資源技術・エンジニアリング研究開発、遺伝子組み換え品技術・エンジニアリング研究開発への外資出資比率は最高 49%である。

畜産分野では、125 頭以上の豚の繁殖と飼育への外資出資については、農業省の定める特定場所での投資に限られるが、出資比率については明記されていない。

農畜産分野に関する投資ネガティブリストの記述は以上であり、名目上は、これら以外への投資は認められることになるが、その範囲は事実上極めて限定的である。ネガティブリストではあるが、上記以外での農畜産分野への投資はかなり難しいと言える。

(3) 外資生産企業の設立許可

外資企業を設立する場合は、投資調整庁（Badan Koordinasi Penanaman Modal: BKPM）で原則許可（IP）をとる必要がある³⁰。ただし近年、投資調整庁や地方投資調整局でワンストップサービスが行われるようになり、所用営業日も明示されているため、以前よりも手続きが簡素化・迅速化されている³¹。

原則許可を取得した後、外国人ビザ・就労許可、API-P、通関番号登録、環境アセスメントなどが必要となり、必要に応じて、恒久営業許可、マスターリスト、保税區許可などをとることになる。

しかし、農畜産分野の場合には、原則許可を得る前に、当該事業に関する農業省から投資調整庁への推薦状を得る必要がある。さらに前述の輸出入規制や食の安全に係る許認可を取得する必要があり、製造業よりも企業設立手続きが煩雑になる。

²⁸ 該当するのは、一年生果物、ブドウ、熱帯果物、オレンジ、リンゴ・核果、イチゴ、一年生野菜、多年生野菜、薬用植物、キノコ、花卉。

²⁹ 該当するのは、一年生果物、ブドウ、熱帯果物、オレンジ、リンゴ・核果、イチゴ、葉物野菜、イモ類、果菜、トウガラシ・ピーマン、キノコ、観葉植物。

³⁰ 原則許可の取得のためには、投資許可、定款作成・認証、居住許可（izin domisili）、納税者番号（NPWP）取得、銀行口座開設、資本金払込（外資の場合は最低 100 億ルピア）、法務人権省認証、会社登録証明書、の諸手続きを経る必要がある。

³¹ これらの手続きをインターネット上のオンラインで行うことも一般化している。申請はオンラインで行い、最終的に許可が出る際に関係役所へ出向き、オリジナル書類を提出する、という形は、州、県・市レベルの地方投資調整局でもよく見られるようになってきた。これら地方投資調整局と投資調整庁とをオンラインで結び、どこでも申請でき、かつ進捗をチェックできるようにする予定である。

2.3.3 農畜産分野における主要な国営・民間企業

インドネシアの農畜産分野における主要な国営・民間企業は、表 2.7 のとおりである。インドネシアの農畜産分野では、オイルパームやゴムなど一部の輸出向け商品作物を除き、小農経営が主体となって営まれている。食用作物や園芸作物では、大規模な商業化された企業的経営はまだほんの一部に過ぎない。また、カカオ、コーヒー、カシューナッツなどの商品作物も、小農経営が主体となっている。

企業による経営が目立つのは、一部の輸出向け商品作物である。ゴムやヤシは、オランダ植民地時代以来の農園による経営が中心であり、独立後、それら植民地遺産は国営農園によって引き継がれ、今日に至っている。

1990 年代以降になると、当時のスハルト政権下での規制緩和・民間重視政策の中で、オイルパーム農園への民間投資が増加した。地場民間企業グループがこぞってオイルパーム事業へ大規模投資し、川上の農園運営だけでなく、川下の食用油・洗剤・バイオ事業などのオレオケミカル部門まで垂直統合する形で事業展開を拡大した。インドネシアは世界最大のオイルパーム生産国であり、農園開発の外延的拡大が可能であるため、オイルパーム産業は国際競争力を強めた。しかし、1998 年の通貨危機の影響で、民間企業グループの債務負担が深刻になり、債務処理・事業再編成により、一部は外国企業へ売却されるに至った。その結果として、現在では、欧米やシンガポール、マレーシアなどの多国籍企業がインドネシアの川上部門・川下部門への進出を強めている。

(1) 園芸作物に関わる企業・団体

中央統計庁の統計（園芸作物企業統計）³²によると、2015 年時点での国内の園芸作物生産に関わる法人企業・団体は 210 社であった。また、農民グループなどの非法人団体は 886 団体あり、うち活動中のものは 470 団体であった。地域別では、法人企業・団体 210 社のうちの 137 社、非法人団体 886 団体のうち 470 団体がジャワ島に立地している。

法人企業・団体では、大都市に近いところに観葉植物の栽培を行う企業・団体が多く立地しているのが特徴的である。また、野菜や果物の生産センターとみなされる地域には、それらの種苗生産を行う企業・団体が立地している。

民間大企業では、Gunung Sewu Group 傘下の複数企業がランプン州で輸出向けにパイナップル、バナナなどを農園で大量生産している以外は、他に野菜や果物で大規模農園経営を行っている企業は見られない。なお、国営農園は、地元農家を対象に園芸作物の栽培指導などを行い、収穫物の販売支援を行ったりしてきている。

³² BPS, Statistik Perusahaan Hortikultura 2015。

(2) 畜産に関わる企業・団体

中央統計庁の資料（畜産企業ダイレクトリー）³³によると、2015年時点での畜産企業は687社あり、その内訳は、養鶏442社、肉牛飼育196社、乳牛飼育49社である。

地域別では、461社がジャワ島に立地しており、スマトラ島が101社で続く。州別で最多は西ジャワ州で283社を数える。乳牛飼育では49社中44社がジャワ島で、畜産企業のジャワ島への集中ぶりが分かる。一方、肉牛飼育でのジャワ島立地は196社中104社であり、乳牛飼育に比べると全国に散在している。州別では西ジャワ州が最多（57社）である。養鶏では、全体の7割に当たる313社がジャワ島に立地し、最多は206社の西ジャワ州である。

民間大企業では、牛乳加工との組み合わせでPT. Nestle Indonesia、PT. Indolakto、PT. Green Field Indonesiaなどが東ジャワ州に立地しているほか、西ジャワ州にはCimory（PT. Cisarua Mountain Dairy）がある。牛肉加工では、タイ系のチャロン・ポカパン・グループ（CPグループ）、地場のSekar Groupなどが飼料提供、肉加工・流通に関わっている。

³³ BPS, Direktori Perusahaan Pertanian Peternakan 2015.

表 2.7 農畜産分野の主要な国営企業・民間企業

企業名	本社所在地	米	有機野菜	果物	カカオ	コーヒー	オイルパーム	ゴム	砂糖	タバコ	茶	タピオカ	サゴやし	木材	畜産
Agro Indomas, PT.	Jakarta						*								
Ario Makmur, PT.	Jakarta	*													
Asian Agri Group - Raja Garuda Mas	Pekanbaru						*								
Astra Agro Lestari, PT.	Jakarta						*								
Austindo Nusantara Jaya, PT.	Jakarta						*						*		
Bakrie Sumatra Plantations, PT.	Jakarta						*	*							
BISI International, PT. (注1)	Jakarta	*	*	*											
Buyung Poetra Sembada, PT. - Topi Koki	Jakarta	*													
Dharma Satya Nusantara Group	Jakarta						*							*	
Duta Palma Group	Jakarta						*								
Dwi Saputra, UD.	Ponorogo		*												
Fajar Bajuri, PT.	Jakarta						*								
First Mujur Plantation, PT.	Medan						*								
Gema Reksa Mekarsari, PT.	Jakarta						*								
Great Giant Livestock - Gunung Sewu	Lampung														*
Great Giant Pineapple - Gunung Sewu (注2)	Lampung			*											
Hindoli - Cargill (USA)	Muba						*								
Kebun Sayur Segar, PT. - Parung Farm	Bogor		*												
Korindo Group (Korea)	Jakarta						*	*						*	
Lumbung Padi Indonesia, PT. - Rachmat Gobel + Satake (Japan)	Mojokerto	*													
Makin Group	Jakarta						*								
Minamas Plantation Group - Sime Darby (Malaysia)	Jakarta						*								
Momenta Agrikultura, PT. - Amazing Farm	Serpong		*												
Mopoli Raya, PT.	Medan						*								
Musim Mas Group (Singapore)	Medan						*								
Nusantara Tropical Farm - Gunung Sewu (注2)	Lampung			*											
Padi Unggul Indonesia, PT.	Ngawi	*													
Paya Pinang, PT.	Medan						*	*							
PP London Sumatera Indonesia, Tbk., PT. - Salim	Jakarta				*		*	*			*				
PTPN I (国営農園)	Aceh						*	*							
PTPN II (国営農園)	Medan				*		*	*	*	*					
PTPN III (国営農園)	Medan						*	*							
PTPN IV (国営農園)	Medan						*	*			*				
PTPN IX (国営農園)	Semarang					*	*	*	*	*	*			*	
PTPN V (国営農園)	Pekanbaru						*	*			*				
PTPN VI (国営農園)	Jambi						*	*			*				
PTPN VII (国営農園)	Lampung						*	*	*						
PTPN VIII (国営農園)	Bandung				*		*	*			*				
PTPN X (国営農園)	Surabaya							*	*	*					
PTPN XI (国営農園)	Surabaya							*	*						
PTPN XII (国営農園)	Surabaya				*	*		*	*		*				
PTPN XIII (国営農園)	Pontianak						*	*							
Rea Kaltim	Samarinda						*								
Salim Ivomas Pratama, Tbk., PT. - Salim	Jakarta						*								
Sampoerna Agro group	Palembang						*	*				*			
Sawindo Kencana Group (Singapore)	Jakarta						*								
Sinar Mas Agro Resources and Technology, PT.	Jakarta						*								
Sinar Theja Sentosa, CV.	Kediri	*													
Socfin Indonesia, PT.	Medan						*	*							
Sumber Agro Semesta, PT. - Artha Graha	Jakarta	*													
Tasik Raja, PT. - Anglo Eastern Plantaiton (UK)	Medan						*								
Tiga Pilar Sejahtera, PT.	Sragen	*													
Tolan Tiga, PT. - SIPEF Group (Belgium)	Medan						*	*		*					
Triputra Agro Persada Group	Jakarta						*								
Tunas Baru Lampung, Tbk., PT. - Sungai Budi Group	Jakarta						*								
Umas Jaya Agrotama - Gunung Sewu	Lampung										*				
Wilmar International Group (Singapore)	Medan						*								

注1：PT. BISI International は種苗生産会社で、米やトウモロコシをはじめ、各種野菜・果物の種苗の改良品種や飼料・肥料の提供を行っている。

注2：Great Giant Pineapple の果物はパイナップル、Nusantara Tropical Farm の果物はバナナ、パイナップル、グァバ、ドラゴンフルーツ。

(出所：各社ホームページより調査団作成)

2.3.4 農畜産分野に関わる日系企業

日本は、これまで長年にわたってインドネシアに対する経済協力を実施してきたが、その中心は、農業の発展を通じたインドネシアの政治・経済・社会の安定のためであった。地政学的に日本にとって重要な位置にあるインドネシアの政情の安定は、中東原油の輸入をはじめ、アジアの中の日本にとって決定的に重要であった。

このため、経済協力では、灌漑など農業振興のためのインフラ整備を中心に、自給を目指すコメの増産やその他農畜産品の質量向上のための技術指導・技術移転が続けられてきた。それから年月が経ち、政情が安定し、中進国入りを目指す立場となったインドネシアに対して、現在、日本の経済協力は新たな対応を求められている。

農畜産分野に関わる日系企業は少数である。農園分野での日系企業では、北スマトラ州にブリヂストンの子会社（P.T. Bridgestone Sumatra Rubber Estate）があり、ゴム生産・農園管理を行っている。また、南スラウェシ州北トラジャ県にある PT. Toarco Toraja はキーコーヒー株式会社の子会社で、自社農園と農民からの買取で、特産のアラビカ・コーヒーを日本へ輸出している。

園芸作物分野での日系企業では、東ジャワ州マラン市にある PT. Green Mountains Natural Foods は大分県佐伯市に本社のある天然素材株式会社の子会社で、高原野菜の加工（乾燥・冷凍）・輸出とともに、圃場での栽培指導も行っている³⁴。西ジャワ州レンバンにある PT. Sun Yasai Ks Buana は、加熱冷凍キャッサバを日本向けに輸出している。さらに、中ジャワ州バンジャルヌガラ県の PT. Java Agritech は株式会社ヴォークス・トレーディングの子会社で、日本向けワサビ生産・冷凍加工やスパイス加工を行っている。

種苗分野での日系企業では、ジョグジャカルタ特別州スレマン県にタキイ種苗株式会社の子会社 PT. Takii Indonesia があり、野菜・花卉などの種苗を生産している。

なお、日本米の生産をインドネシアの地元農家に委託し、在留邦人向けに販売を行う PT. Kondo International のような日系企業もある。

かつて、1970年代には、日本の商社（三井、三菱、伊藤忠）が競って、ランブン州で大規模機械化農園事業を試みたが、これまでにすべて撤退した。現在、ランブン州では、日本企業によるスーパーソルガム実証実験やジャトロファによるバイオ燃料試行事業などが行われている。

東ジャワ州モジョクルト県の国営第10農園グンポルクレップ製糖工場では、日本の新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）がインドネシア工業省と共同で設置したバイオエタノール製造プラントが実証運転を開始した³⁵。こうした共同調査研究は今後ますます盛んになるものと思われる。

³⁴ マラン市周辺には以前、他の日系企業が同様に日本向けの加工野菜輸出を行っていたが、2010年以降撤退した。

³⁵ この実験では、日本の発酵技術を応用し、製糖工場から出る廃糖蜜（モラセス）を原料に純度99.5%のバイオエタノールを輸入代替生産することを試みる。バイオエタノールはすべて国営石油会社（プルタミナ）に買い取らせる計画である。

2.4 農畜産分野での提案型事業における課題

2.4.1 JICAによる農畜産分野での提案型事業³⁶から得られる教訓

2016年10月現在、JICAの中小企業海外展開支援サイト³⁷で検索すると、インドネシアで実施済みまたは実施中の民間連携事業および中小企業海外展開支援事業のうち農業分野の案件は15案件ある。内訳は、案件化調査3件、普及・実証事業3件、中小企業連携促進基礎調査1件、PPP協力準備調査1件、BOP協力準備調査5件、民間技術普及促進事業2件である。対象地域は、ジャカルタまたはジャワ島が5件、ジャワ島以外が7件、公開情報からは対象地域が不明の案件が3件である。このうち報告書が入手できた7件の中から、事業規模が大きく他案件との比較が難しいPPP協力準備調査を除く以下の6件について、「BOPビジネスの開発効果向上のための評価およびファイナンス手法に係る基礎調査」（JICA、2013年）が示す分析枠組みを用いて整理した³⁸。

表 2.8 分析対象 6 案件

スキーム	案件名	報告書日付
BOP 協力準備調査	泥炭湿地地域土壌酸化等荒廃地・低生産性農地製鋼スラグ土壌改良材販売事業（BOP ビジネス連携促進）	2013年3月
BOP 協力準備調査	BOP 訴求型鶏卵生産販売事業準備調査（BOP ビジネス連携促進）	2014年3月
BOP 協力準備調査	有機野菜の生産・加工・販売に係る事業準備調査（BOP ビジネス連携促進）	2015年8月
民間技術普及促進事業	農業生産性向上のための複合センシング技術普及促進事業	2016年5月
他報告書未公開案件 2 件		

（出所：調査団作成）

分析にあたり、本来は各案件が終了後に①事業化または事業化の見込みがある、②事業化見送りまたは検討保留、のどちらにあたるかを整理する必要があるが、公開報告書の記載内容のみでは、明らかに事業化見送りとわかる案件を除いては、その判断は困難であった。したがってここでは、「事業化に前向き」、「事業化見送り」の2つに分けて整理した。

³⁶ ただし本節では、案件終了後に具体的なビジネスに結びつけるにあたっての課題を分析するため、提案型事業のうち、開発協力への市民参加、開発途上国の生活改善を目的とした草の根技術協力事業は分析の対象外とした。

³⁷ https://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/ 2016年10月27日アクセス。

³⁸ ただし、同調査ではインセプションレポート、ファイナル・レポート、アンケート、インタビューの4種類の情報を分析しており、ファイナル・レポートのみを対象とする本調査は情報量が限定的な暫定分析結果となる点、留意が必要である。また、本分析枠組みはBOP協力準備調査（BOPビジネス連携促進）スキームの案件分析を基に作成されているため、その他スキームについてはそのまま当てはめられない分析項目もあるが、本調査では便宜的にそのまま適用した。

表 2.9 インドネシア農業分野の提案型事業に見られる事業化見送りリスク要因³⁹

案件	a	b	c	d	e	f
終了後の事業化の見込み（前向き／見送り）	前向き	前向き	前向き	見送り	見送り	見送り
キリング ファクター	技術が現地の環境や状況に対応していない				○	
ハイリスク ファクター	商品の公益性が高く、価格設定や規制などがハードルとなりビジネスの成 立が難しい				○	
リスクファ クター	目的とするビジネスが、提案事業者のコアビジネスと相関が少ない／ない					
	相手国における、目的とするビジネスに関する重要な許認可などの確認が 事前にできていない			○		
	基本的な競合・市場・ニーズ・インフラに関する情報が事前収集できてい ない				○	○
	BOP向けビジネスとして商品のスペック／価格があていない	○		○		
	相手国の販売業者、パートナー、BOP起業家等に依存した「他者依存型」 ビジネスモデルである					
	TOP、MOPを含めず、BOPのみを対象としたアプローチ等により収益性が 確保されていない					
	多数のBOPに全く新しく複雑な役割を要請するビジネスモデルである					
	事業化に必要な要素が調査項目に網羅的に含まれていない／仮説に基づく 検証のプロセスになっていない					
その他のボトルネック	○					○

注：「キリングファクター」は、そのリスク要因を抱えていた案件が見送り案件となっている割合が90%以上である要因、同じく90%未満80%以上が「ハイリスクファクター」、80%未満50%以上が「リスクファクター」。

（出所：JICA、あらた監査法人、ARUN 合同会社「BOP ビジネスの開発効果向上のための評価およびファイナンス手法に係る基礎調査 ファイナルレポート」2013年10月、各案件のファイナルレポートを基に調査団作成）

表 2.9 を見ると、サンプルが少ないことも影響し、案件を通じて共通するリスク要因はそれほどなく、他の途上国と大きく異なる特徴は見受けられない。1) 対象地域の自然条件や農業慣習に対応するのが困難、2) 特に地方において対象地域の市場規模やインフラが想定を下回っている、3) 2.3 で見たようなインドネシア独自の規制や許認可などの影響を受けて事業実施の見通しが立たない、4) 商品の価格競争力が低い、などが調査を通じて判明した例が見られた。

以上から、本調査に対しいくつかの示唆を得ることができる。まず、提案型事業の半数以上がジャワ島以外を対象地域としていることである。これは分析対象となった事業についても同様である。農業、畜産、水産業を対象とする農業分野の案件であるため、対象地域が農村部や漁港周辺となるのは自明である。一方で、採算の取れるビジネスを展開するために必須である、ジャカルタ等の大規模市場へのアクセス、原材料や製品の輸送、工場等設備の設置・運転に必要なインフラは、インドネシアの地方では一般的にまだ不十分なケースが多く、他の提案型事業でもボトルネックとなる可能性が高い。逆に言えば、インフラや市場へのアクセスが比較的良好なジャカルタおよびジャワ島に全体の1/3の案件が集中しているのは、ビジネスの観点から言えば当然とも言えよう。

第二に、上記のような市場規模やインフラの状況、さらには対象地域の自然条件や農業慣習などは、想定するビジネスの内容に適した対象地域を事前に見つけた上で提案事業を行うことで、

³⁹ このほかに同調査では「事業化企業の必要要件」として「経営戦略における提案事業の明確な位置づけ」、「経営層の強いコミットメント」、「強い現地ネットワーク」の3点が挙げられており、大企業はこの必要要件を満たしていれば事業化見送りリスク要因があっても乗り越えて事業化できる傾向があるが、中小企業は事業化企業の必要要件を満たしていても、事業化見送りリスク要因が多い場合には独自にそれを乗り越えるのが困難であるという傾向を指摘している。「事業化企業の必要要件」は公開報告書のみの情報では分析できないため本調査では分析しない。

ある程度解消可能と考えられる。自費での事前調査や本調査のような機会を通じ複数の対象候補地を踏査することで、事業に最も適した対象地域を選定し、これらのリスクを最小限にすることが可能になり、最終的には事業化に至る確率が高まると期待される。

第三に、規制や許認可等、制度面の問題についてである。こうした制度面の問題は事業化に向けたボトルネックと言われる。しかし分析した6件の中では、報告書の中で整理分析はされているものの、こうした点が事業化のボトルネックとなっているのは1件のみであった。これらについては、JETROが詳細な情報をホームページ上で公開しており各国比較も可能である。JICAも、提案企業に対しこうした点は事前に確認するよう呼び掛けている⁴⁰。これらを踏まえた上でインドネシアを選び、提案型事業として実施されている案件については、事業化決定に向けた段階では、この点は必ずしも大きな問題ではないと推測される。

2.4.2 事業化決定後のボトルネック

次に、提案型事業を通じて事業化を決定した場合、その先のボトルネックとなる可能性のある会社設立等について簡単に整理する。

農畜産分野のJICA提案型事業を事業化していくにあたっては、日本側が求めるメリットだけでなく、インドネシア側にとってのメリットをインドネシア政府（投資の場合には投資調整庁）に対して説得力をもって示すことが求められる。その意味でも、インドネシア側のニーズをしっかりと理解し、インドネシア側パートナーと連携する形が望ましい。

前述のように、農畜産分野への投資では、外資出資比率上限が園芸作物関連では30%、農園作物関連では95%となっており、100%外資はまだ認められていない。会社設立を行う場合には、必ずインドネシア側パートナーが必要になる。提案型事業を提案する段階からパートナー探しを意識しておくことも有益である。

農畜産分野での投資許可については、農業大臣令2015年第26号に規定されているが、投資調整庁から投資許可を取る前提として、農業省から投資調整庁への推薦状が必要になる。農業省の主の事業許可は食用作物、園芸作物、農園作物、畜産、生産者向け家畜用薬品の5つからなり、それぞれにさらに細かいサブの事業許可が定められる。たとえば、食用作物事業許可は、生産過程事業、収穫後処理事業、生産過程・収穫後処理統合事業、種苗事業に分かれ、その各々において、投資調整庁への推薦状を農業省から得るための複雑な申請条件が課せられている⁴¹。

⁴⁰ 「BOP ビジネス実現のためのポイント・リスク」 JICA ホームページ。

<https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/BOP/knowledge/point.html>2016年10月27日アクセス

⁴¹ 食用作物事業の生産過程事業で農業省からの推薦状を得るには、企業設立書、納税者番号（NPWP）、居住証明、所在県・市の空間計画に合致しているとの県知事・市長からの推薦状、州レベルの食用作物生産マクロ計画に合致しているとの州知事の推薦状、所在予定地を明示した10万分の1または5万分の1の地図付きの県知事・市長による立地許可、食用作物生産作業計画、環境アセスメント（AMDAL/UKL/UPL）分析結果、食用作物生産物の品質保証システムの適用への誓約書、事業許可取得後6カ月以内に事業を開始するとの誓約書、地元とパートナーシップを組む計画があるとの誓約書、を用意することが条件となる。食用作物事業では、残りの収穫後処理事業、生産過程・収穫後処理統合事業、種苗事業の各々においても同様の条件を満たすことが求められる。

これらに加えて、GAP や GHP、場合によっては GMP にも留意する必要がある。農業省は GAP や GHP の導入にも熱心であり、果樹に関する GAP のガイダンスを農業大臣令 2006 年第 61 号、GHP のガイダンスを農業大臣令 2009 年第 44 号で定めている。これらはまだすべての農畜産物には適用されていないが、農民向けにこれらの指導を行うためのガイダンス（農業大臣令 2014 年第 120 号）も作成しており、今後、事業許可の条件に加えられる可能性がある。

こうした複雑で煩雑な農畜産分野の会社設立は、日系企業の会社設立を支援するコンサルタント会社から敬遠されている。これらコンサルタント会社は、製造業企業の設立に関わることがほとんどで、しかもその多くは日系の工業団地での設立である。農畜産分野の会社設立は、手続きが複雑で面倒な上に、地方に立地することが多く、かつ事業リスクが製造業よりも高くなるため、たとえコンサルティング会社が引き受けたとしても、相当に費用が高額となる傾向にある。この点は、中小規模の日本企業の海外展開を困難にさせているひとつの要因でもあるため、海外展開を検討する際には、上記につき留意が必要である。

第3章 日本の地方自治体および民間企業の実態と動向

3.1 日本の行政機構

3.1.1 中央省庁

日本の行政機構は、11の省、内閣官房など内閣の機関、内閣府、東日本大震災復興を担当する復興庁から構成されている。このうち、農林水産業の発展などを任務としているのは、農林水産省である。本件調査に関連するその他の省庁としては、経済産業省、国土交通省とその所管である観光庁などがある。

3.1.2 都道府県

日本は、47の都道府県に区分されている。内訳は、都が1（東京都）、道が1（北海道）、府が2（大阪府と京都府）、県が43である。道府県は歴史的背景により名称が異なるが機能は同じである。東京都は、市に準じた地方自治に関する権能を有する特別区を内包しており、行政機構が道府県と異なっている。

多くの中央省庁は、地方での業務を円滑に実施する目的で、地方支分部局を設置している。農林水産省の代表的な地方支分部局としては、地方農政局がある。全国に7つの地方農政局が設置されており、それぞれが北海道と沖縄を除く3-10の都道府県を管轄している。北海道は北海道農政事務所、沖縄は内閣府沖縄総合事務所農林水産部が類似の機能を果たしている。

3.1.3 市町村

市町村は、都道府県より狭い地域を管轄する行政区分である。2016年5月時点において、日本には、1,718の市町村（市790、町745、村183）が存在する。人口5万人以上（特例の場合は3万人以上）等の条件を満たせば市となり、都道府県が条例で定める条件を満たせば町となり、それ以外は村となる。市町村役場には、農業を担当する部署があるが、部署名は市町村により異なる。

3.2 日本の食料・農業・農村

3.2.1 気候と土地利用

日本は、インドネシアと同じ島国である。日本の大部分は温暖湿潤気候、北海道や北東北などが亜寒帯湿潤気候に属している。首都東京の年平均気温は15.4℃だが、四季の区別が明確であり、最も暑い8月の月平均気温は26.4℃、最も寒い1月では5.2℃になる。南北に長い弓なりの国土であることから、南北差も大きく、最北端の北海道の県庁所在地札幌市では年平均気温が

8.9℃、最南端の沖縄県の県庁所在地那覇市では 23.1℃になる。日本の年平均降水量は 1,668 mm である。世界平均の約 880 mm より多いが、インドネシアの 2,702 mm より少ない⁴²。

日本の国土面積は 37,796 千 ha とインドネシアの 1/5 程度である。農用地面積は 4,537 千 ha であり、インドネシアの 1/12 ほどに過ぎない⁴³。

3.2.2 産業構造における農業の位置づけ

2013 年における日本の名目国内総生産（GDP）は、4,898,530 百万 US ドルである。農林水産業による付加価値額は 57,689 百万 US ドルであり、名目 GDP の 1.2% を占める。日本の名目 GDP はインドネシアより 5 倍以上大きい、農林水産業付加価値額は半分弱、GDP に占める農林水産業の割合は 1/12 とインドネシアより小さい⁴⁴。

3.2.3 主な農畜産品

2012 年における主要な農畜産品は、農業産出額が多い順に、米（もみ）、牛乳、鶏卵、鶏肉、豚肉、牛肉、野菜などである。牛乳、鶏卵、肉類生産の産出額は高いが、飼料穀物のほとんどは輸入に依存している。主要農畜産品の産出額、生産量、収穫面積を表 3.1 に示す。インドネシアと比較すると、両国で共通して上位 10 位に入っている産品は、米（両国とも第 1 位）、鶏肉（日本は第 3 位、インドネシアは第 4 位）の二品目である⁴⁵。

表 3.1 日本の主要農畜産品

順位	品目名	産出額 (千国際ドル)	生産量 (千トン)	収穫面積 (千 ha)
1	米（もみ）	2,939,863	10,654	1,581
2	牛乳	2,367,113	7,630	-
3	鶏卵	2,079,086	2,507	-
4	鶏肉	2,055,627	1,443	-
5	豚肉	1,993,292	1,297	-
6	牛肉	1,386,805	512	-
7	野菜	527,635	2,800	120
8	ばれいしょ	395,562	2,500	81
9	キャベツとアブラナ科野菜	344,177	2,364	34
10	りんご	335,709	794	37

(出所：FAOSTAT)

⁴² 国土交通省ウェブサイト 世界各国の降水量等

<<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h23/hakusho/h24/data/html/ns670000.html>> 2016 年 6 月 6 日アクセス

⁴³ FAO ウェブサイト (2016) FAOSTAT <<http://faostat.fao.org/>> 2016 年 6 月 7 日アクセス

⁴⁴ FAO ウェブサイト (2016) FAOSTAT <<http://faostat.fao.org/>> 2016 年 6 月 7 日アクセス

⁴⁵ FAO ウェブサイト (2016) FAOSTAT <<http://faostat.fao.org/>> 2016 年 6 月 7 日アクセス

3.2.4 食料自給率

2013年の日本の総合食料自給率は、供給熱量ベースで39%である⁴⁶。2011年時点の穀物自給率は28%であり、インドネシアの87%より大幅に低い⁴⁷。

3.2.5 生産性

2006-2010年における農林漁業労働者一人あたりの付加価値額は、2005年購買力平価で、インドネシアが1,034 USドル、日本が50,720 USドルである。日本の方が、50倍程度大きい⁴⁸。

3.2.6 農業の担い手

2010年における日本の農業就業者（基幹的農業従事者と常雇い雇用者の合計）は、219万人である。このうち、50歳以上が全体の86%、70歳以上が全体の44%を占めるなど、高齢化が進んでいる。

3.2.7 食品産業

食品産業の国内生産額は、食料品価格の低下や少子化等を背景に、1990年代後半から減少傾向にある。2012年度の国内生産額は79兆円であり、全産業の9%を占める。全生産額のうち、43%は食品工業、30%は関連流通業、27%は飲食店によるものである。

日本では、夫婦と子で構成される世帯が大きく減少する一方、単身世帯が増加している。2035年には、単身世帯が37.2%まで増加することが見込まれている。全世帯において生鮮食品から加工食品への移行が進み、食の外部化が進展すると予想されているが、特に単身世帯では、加工食品の割合が著しく増加する見込みとなっている。食品産業は、こうしたニーズにかなった食品・農産物の生産を推進していくことが求められている⁴⁹。

3.2.8 農畜産物貿易と直接投資

(1) 農畜産物輸出に係る施策

農林水産省は、「食文化・食産業のグローバル展開」に取り組んでいる。具体的には、世界の料理界で日本食材の活用推進（Made FROM Japan）、日本の「食文化・食産業」の海外展開（Made

⁴⁶ 農林水産省（2015）平成26年度食料・農業・農村白書

⁴⁷ 農林水産省ウェブサイト 世界の食料自給率 <http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/013.html> 2016年6月5日アクセス

⁴⁸ 世界銀行ウェブサイト Agriculture value added per worker (constant 2005 US\$) <<http://data.worldbank.org/indicator/EA.PRD.AGRI.KD>> 2016年6月7日アクセス

⁴⁹ 農林水産省（2015）平成26年度食料・農業・農村白書

BY Japan)、日本の農林水産物・食品の輸出 (Made IN Japan)、の取組みを一体的に推進している。農畜産品に係る重点品目は、加工食品、コメ・コメ加工品、花卉、青果物、牛肉、茶である。インドネシアは、重点国・地域の一つとされている⁵⁰。

日本政府は、同時に、遺伝資源の保全と持続可能な利用にも力を入れている。インドネシアとともに、35 作物と 29 属牧草類を対象にした「食料および農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」の締約国となり、同条約に基づいた活動を行っている。畜産物は、同条約の対象外である。日本は、「植物新品種保護国際条約」の締約国でもあり、同条約にもとづいた国内法を整備している。インドネシアは、多くの東南アジア諸国と同様、同条約の非締約国である。その他の施策として、農林水産省は、知的財産戦略本部を設置し、植物新品種の育成者権の保護・活用や家畜（主に和牛）の遺伝資源の保護・活用に取り組んでいる。

(2) 農畜産物輸入に係る施策

農林水産省は、食料安全保障の観点から、国内農業生産の増大を基本としつつ、国土条件の制約から必要な輸入についてはその安定化・多角化を図っている。具体的な対象農産物は、大豆、とうもろこしなどであり、これらの作物については、中南米、中欧アジア、東欧等において、海外投資促進を目指した投資環境の整備（投資協定の締結や生産・流通インフラの整備等）が行われている。

一方、高関税を維持するなど、できる限り輸入を避ける政策がとられている品目もある。日本とインドネシアは、2008 年 7 月に発効した日本・インドネシア経済連携協定を結んでいる。同協定では、米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、砂糖などが特惠関税の対象外品目とされている。

(3) インドネシアとの農林水産物貿易

2015 年のインドネシアへの農林水産物輸出総額は、64 億円（約 61 百万 US ドル）である。農林水産物・食品に係る輸出上位品目のうち、農畜産業に関係がある品目は、第 4 位の配合調製飼料（2015 年の輸出金額 3 億円、養殖えびや畜産向け）、第 6 位の播種用の種、果実および孢子（2015 年の輸出金額 2 億円、チンゲンサイ、キャベツ、にんじん、はくさいなど）、第 9 位の植物の液汁エキス（2015 年の輸出金額 1 億円）である⁵¹。2014 年のインドネシアからの輸入農林水産物総額は、3,249 百万 US ドルである。上位 5 品目のうち、農畜産物は第 5 位のコーヒー（生豆）であり、104 百万 US ドルが輸入されている⁵²。

⁵⁰ 農水省（2013）農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略

⁵¹ 首相官邸（2016）国・地域別の農林水産物・食品の輸出拡大戦略（インドネシア）

⁵² 農林水産省ウェブサイト（2015）インドネシアの農林水産業 <http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_gaikyo/idn.html> 2016 年 6 月 5 日アクセス

(4) インドネシア向け直接投資

2015年における日本のインドネシア向け直接投資（国際収支ベース、ネット、フロー）は、3,560百万USドルである⁵³。

3.2.9 日本の食料・農業・農村を取り巻く情勢

農林水産省は、日本の食料・農業・農村を取り巻く情勢を、以下に示すとおり整理している⁵⁴。

(1) 高齢化や人口減少の進行

- 人口減少にともなって国内食市場が縮小する一方、高齢化によって介護食品など新たな市場への期待が高まっている。
- 農業就業者が高齢化しており、農業が有する多面的機能の維持・発揮が課題になっている。

(2) 世界の食糧需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展

- 世界の食料需要が増大するとともに地球温暖化等の気候変動が進行している。
- 農林水産物・食品の輸出や食品産業の海外展開が進展している。

(3) 社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化

- 女性の社会進出や単身・高齢世帯の増加など社会構造が変化している。
- ライフスタイルの変化に伴い消費者ニーズが多様化している。

(4) 農地集積など農業・農村の構造変化

- 利用権設定により農地集積が一定程度進展している。
- 50歳未満の農業就業者が1割と年齢構成がアンバランスになっている。

(5) 国内外の新たな市場やロボット技術等の多様な可能性

- 海外で日本食への関心が高まり、国内では健康ビジネス市場が拡大している。
- ロボット技術や情報通信技術（ICT）など最先端技術活用の可能性が高まっている。

(6) 東日本大震災からの復旧・復興

- 津波被災農地の7割は営農再開可能で、被災農業経営体の55%が経営を再開している。

⁵³ JETRO ウェブサイト 直接投資統計 <<https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi.html>> 2016年11月10日アクセス

⁵⁴ 農林水産省（2015）平成26年度食料・農業・農村白書

- 原発事故に伴う風評被害が依然として続いている。

3.3 農畜製品の付加価値向上を目指した官民連携での取組み

日本を取り巻く情勢を踏まえ、様々な取組みが行われている。農畜製品の付加価値向上を目指した取組みのうち、官民連携が活発なものを以下に示す。

3.3.1 農商工連携

(1) 概要

農商工連携は、農山漁村の特色ある農林水産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取組むものである⁵⁵。

(2) 省庁の取組み

政府は、2008年5月に農商工等連携促進法を制定した。農林水産省と経済産業省が連携して農商工連携を支援している。同法の活用等により、農林水産省と経済産業省が協力して、農商工連携による新商品開発や販路の開拓等について支援を行っている。

具体的には、中小企業者（商工業者に限る）と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画を作成し、それを省庁の地方支分部局である農政局・経済産業局等が認定することによって、以下に示すような支援が受けられるようになる⁵⁶。

- 中小企業信用保険法の特例（特別枠の創設、補てん率の引上げ、保険料率の引下げ）
- 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例（貸付率の拡大）
- 食品流通構造改善促進法の特例（支援対象の拡大）
- 農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例（対象の拡大、償還期間の延長）

(3) 地方自治体の取組み

地方自治体は、中央省庁に比べ、農業協同組合、商工会議所、中小企業等協同組合、金融機関とより近い関係にある。地方自治体では、関係者との近い距離感を活かし、農商工連携に関する

⁵⁵ 農林水産省ウェブサイト はじめよう！農商工連携！！ <<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/>> 2016年6月5日アクセス

⁵⁶ 農林水産省ウェブサイト 農商工等連携促進法に基づく支援の内容 <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/hou_gaiyou.html> 2016年6月5日アクセス

マッチングフェア、イベント、勉強会、セミナー等の開催、サポートデスクの設置等の活動が行われている。

(4) 現況

1) 概要

農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画は、2016年2月時点で685件が認定されている。このうち、農畜産物関係は548件であり、全体の80%を占める。その他は林産物または水産物関係である。都道府県別に見ると、農商工等連携事業計画の認定件数が最も多いのは北海道と愛知県（53件）で、第3位の静岡県（25件）より大幅に多い。事業内容で多いのは、新規用途開拓による地域農林水産物の需要拡大とブランド向上（315件）、新たな作目や品種の特徴を活かした需要拡大（158件）、規格外や低未利用品の有効活用（110件）である。海外への輸出による販路の拡大は、8件と少ない。対象となる農林水産物は、野菜（31.5%）が最も多く、水産物（13.8%）、畜産物（11.3%）、その他農産物（11.0%）、果樹（10.2%）が続いている⁵⁷。

2) 事例

農商工連携の事例としては、以下の表3.2に示すものなどがある⁵⁸。

表 3.2 農商工連携の成功事例

中小企業者	企業の所在地	農林漁業者	内容
(株) 壺屋総本店 (製造業)	北海道	自営農家	良質なタンパク質、脂肪酸、ミネラルが豊富なペポカボチャの種の本格生産と旭川ブランド「焼き菓子」の開発
築野ライスファイン ケミカルズ(株) (製造業)	和歌山県	紀北川上農業 協同組合	地場企業の食品加工技術と特産品を融合させた健康食品「完熟柿・みかんジュース」と「完熟柿ゼリー」の開発

(出所：農商工連携事例集 農商工等連携促進法第1回認定を基に調査団作成)

(5) JICA の取組み

日本に研修生を招いて実施する本邦研修など一部の活動を除き、JICA 事業では、農商工連携という用語はあまり用いられていない。

3.3.2 6次産業化

(1) 概要

6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すことである。概念的には、以下に示す式が示されている⁵⁹。

⁵⁷ 農林水産省ウェブサイト 農商工連携の推進に向けた施策
<<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/pdf/sesaku.pdf>> 2016年6月5日アクセス

⁵⁸ 農林水産省（2009）農商工連携事例集：農商工等連携促進法第1回認定（H20.9）

⁵⁹ 農林水産省（2016）6次産業化をめぐる情勢について

1次（生産）×2次（加工）×3次（販売）＝6次産業化

1994年に今村奈良臣氏が「農業・農村分野に、2次産業、3次産業の分野を取り入れ、農業・農村の活性化を推進すべきである」という理念を基に「6次産業化」という概念を提唱したのが発端である⁶⁰。先に示した農商工連携と6次産業化の違いは、農商工連携が「農林漁業者と加工・販売業者との連携」を目指しているのに対し、6次産業化は「農林漁業者による生産と加工・販売の一体化」を目指していることである。すなわち、農商工連携では加工と販売を業者が行うのに対し、6次産業化では加工と販売を農林業業者自らが行うことが想定されている。バリューチェーンの結合密度は、6次産業化の方が高いとされている⁶¹。

(2) 省庁の取組み

政府は、六次産業化・地産地消法を制定（2011年施行）し、農林漁業者の6次産業化を推進している。同法を踏まえた農林水産省の取組みは、以下に示すとおりである⁶²。

- 農林漁業経営の改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業について計画の認定を行い、各種法律の特例の対象とすることにより支援する。
- 補助金や農林漁業成長産業化ファンドによる出資等を措置し、新商品開発や加工・販売施設等の整備等を支援する。

(3) 地方自治体の取組み

地方自治体で6次産業化を推進するために、以下に示す推進体制がとられている。

- 6次産業化の取組を関係機関が連携して推進できるようにするため、都道府県に、都道府県、都道府県サポート機関、財務局、運輸局、農林漁業団体、農業法人協会、商工関係団体、普及組織などを構成員とする「6次産業化・地産地消推進協議会」を設置する。
- 推進協議会の中で、都道府県の農林水産業および6次産業化等の現状・課題、6次産業化等の取組方針、今後（5年後程度）の売上等の目標等を内容とした都道府県の6次産業化等に関する戦略を策定し、関係機関が連携して推進する。
- 市町村にも同様の推進協議会を設置し、市町村の6次産業化等に関する戦略（市町村戦略）を策定し、地域ぐるみの6次産業化の取組みを推進する。

⁶⁰ 全国農業改良普及支援協会（2011）6次産業化の論理と基本課題

⁶¹ 農林水産省（2016）農林漁業の6次産業化の展開

⁶² 農林水産省（2016）6次産業化をめぐる情勢について

(4) 現況

1) 概要

2016年時点における農林漁業の6次産業化による加工・直売売上は、1.9兆円（農業関連：約1.7兆円、漁業関連：約0.2兆円）である。関連する従業員数は、41.4万人（農業関連：約39.1万人、漁業関連：約2.3万人）とされている。

農林水産省が推進している総合化事業計画は、2016年4月時点で2,160件が認定されている。このうち、農畜産物関係は1,900件であり、全体の88%を占める。その他は林産物または水産物関係である。都道府県別に見ると、総合化事業計画の認定件数が最も多いのは北海道（123件）で、第2位が兵庫県（99件）である。事業内容は、加工と直売が68.7%と多く、続いて加工のみが20.0%、加工と直売およびレストランが6.5%となっている。対象となる農林水産物は、野菜（31.7%）が最も多く、果樹（18.4%）、米または畜産物（11.7%）が続いている⁶³。

2) 事例

6次産業化の取組み事例としては、以下の表3.3に示すものなどがある。

⁶³ 農林水産省（2016）6次産業化をめぐる情勢について

表 3.3 6次産業化の成功事例

取組み主体	取組み主体の所在地	種類	取組みの概要
農業生産法人有限会社西神楽夢民村、株式会社北海道夢民村	北海道旭川市	加工・直売・レストラン	<p>自社農産物のブランド化と自立した農業経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2001年に9戸の農家（2010年度約150ha）で農業生産法人を立ち上げ、自社ブランド野菜の宅配システムを構築。 ● 2007年に直売所、2010年にはカフェレストランをオープン。農産物に加え米粉パンなどの加工品も販売。
有限会社レチェール・ユゲ弓削牧場	兵庫県神戸市	加工・直売・レストラン	<p>農業者が自ら加工・販売までを展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1985年から神戸市近郊の牧場で、約60頭のホルスタインを飼育、乳製品製造し、販売。 ● 個人酪農家としては西日本で初めてチーズづくりに着手し、日本人好みのカマンベールチーズおよびフロマージュ・フレを独自開発。 ● チーズハウス内で、自家産の加工乳製品およびハーブ、野菜を活用した料理を提供。 ● 結婚式、コンサートを開催し、都市住民との交流を図る。
農業生産法人株式会社早和果樹園	和歌山県有田市	加工・直売	<p>高糖度のブランドみかんを使ったジュース等の加工・販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2004年度から高品質なみかんを用いたジュース・ジャム・ゼリー等の加工事業を展開。 ● 2009年度から実需者と連携して高級食材店に販売するなど専門的な販売戦略により更なる経営規模の拡大および品質の高位平準化に取り組む。
JA 紀の里ファーマーズマーケット「めっけもん広場」	和歌山県紀の川市	加工・直売	<p>直売による都市近郊農業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● イートインコーナーを設置し、地元の農産物等を原料とした加工品の販売。 ● 製粉機を導入し地元産米粉の供給・販売。 ● 体験交流施設では生産者や食育ソムリエが農産物の作り方、食べ方、選び方を教える講座等を開催。
有限会社池一菜果園	高知県土佐市	加工・直売	<p>地域の雇用を推進し、良質なトマトを販売・加工し生産基地を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ● フルーツトマトの販売。 ● トマトジュースの加工製造・販売。

（出所：農林水産省 6次産業化取組事例 100 選ウェブサイト

<<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/photo.html>>

(5) JICA の取組み

6次産業化に関する主な JICA 事業は、以下の表 3.4 に示すとおりである。

表 3.4 6次産業化に関する主な JICA 事業

対象国	事業名	スキーム	期間
ベトナム	「道の駅」を基盤とした農業の第6次産業化による地域振興	草の根技術協力（地域提案型）	2013年7月から2016年3月
カンボジア	障がい者雇用を前提としたビジネスモデル構築事業	草の根技術協力（地域経済活性化特別枠）	2013年12月から2016年12月
ベトナム	ラムドン省農林水産業および関連産業集積化にかかる情報収集・確認調査	情報収集・確認調査	2014年9月から2015年10月
フィリピン	沖縄県南城市モデルを活用したビクトリアス市アグリビジネス／アグリエコツーリズム強化プロジェクト	草の根技術協力（地域活性化特別枠）	2014年10月から2017年3月

(出所：調査団作成)

3.3.3 農畜製品のブランド化

(1) 概要

農畜製品のブランド化は、農畜製品にブランドが有する保証機能（品質保証と責任所在を明らかにできる）、識別機能（他商品と明確に区別できる）、想起機能（商品から特定のイメージが想起できる）を付加することにより、製品の付加価値化を図る取組みである⁶⁴。

(2) 省庁の取組み

ブランド化においては、模倣による品質低下とブランドイメージの低下が問題になる。農畜産品ブランドを保護するための取組みには、主として二つがある。一つは商標法にもとづく地域団体商標制度であり、もう一つは地理的表示法に基づく地理的表示保護制度である。商標法は、農畜産品に限らずあらゆる産品に適用されることから、地域団体商標の登録等は経済産業省所管の特許庁が担当している。地理的表示保護制度は、農林水産物と飲食料品（酒類等を除く）を対象にした制度であることから、産品の登録は農林水産省が担当している。両制度の比較を、以下の表 3.5 に示す。

⁶⁴ DBJ 北海道支店（2015）認証制度を活用した地域資源のブランディング

表 3.5 地域団体商標制度と地理的表示保護制度の比較

	地域団体商標制度	地理的表示保護制度
対象	全ての商品・サービス	農林水産物と飲食品（酒類等を除く）
品質基準	制度上の規定はなく、権利者が任意で対応	産地と結びついた品質の基準を定め、登録・公開する必要
品質管理	制度上の規定はなく、権利者が任意で対応	生産・加工業者が品質基準を守るよう団体が管理。管理状況について国の定期的なチェックを受ける
登録の明示方法	登録商標である旨の表示を付すよう努める	GI マークを付す必要
規制手段	不正使用は商標権者自らが対応。損害額の推定等の規定を活用できる	不正手段は国が取り締まる
権利付与	名称を独占して使用する権利を取得	権利ではなく地域共有の財産となる。品質基準など一定要件を満たせば、地域内生産者は誰でも名称を使用可能
海外での保護	各国に個別に登録を行う必要	地理的表示保護制度を持つ国との間で相互保護が実現した際には、当該国においても保護される

（出所：農林水産省 2016 地理的表示法 Q&A）

（3）地方自治体の取組み

地方自治体でも地域ブランドに向けた活動が行われており、それらの活動は次の類型に分類できる。都道府県独自の認証制度については、一次産品のみを対象にするもの、加工品のみを対象にするもの、両方を対象にするものなど内容は様々である。認定の要件も、県内での生産または製造を要件とする緩いものから、生産履歴の記帳や品質管理を要する厳しいものまで多くの種類がある⁶⁵。

- ブランドに係る戦略や指針を策定するもの、または、ブランドに係る組織を設立するもの
- 都道府県独自の認証制度を創設するもの
- 予算事業として、各種支援を行うもの
- 普及・啓発活動（ガイドブックの策定など）を行うもの

（4）現況

1) 団体商標制度

2015年9月時点における地域団体商標制度登録数は、584件である。都道府県別では、京都府の62件が最も多く、続いて兵庫県の35件、岐阜県の29件が続いている。海外からの登録も3

⁶⁵ 農林水産省（2007）農林水産物・地域食品の地域ブランドの現状と課題

件ある。農畜産物を産品別に見ると、食肉・牛・鶏が多く、続いて野菜、加工食品、果実となっている。上位4品目で、全体の72%を占める⁶⁶。詳細を、表3.6に示す。

表 3.6 農畜産品と食品に関する地域団体商標登録数

産品・製品	登録数	構成比
食肉・牛・鶏	58	20.0%
野菜	55	19.0%
加工食品	52	18.0%
果実	43	14.8%
茶	16	5.5%
調味料（醤油、味噌など）	16	5.5%
酒	13	4.5%
菓子	11	3.8%
麺類・穀物	11	3.8%
米	7	2.4%
牛乳・乳製品	5	1.7%
その他植物	3	1.0%
合計	290	100.0%

（出所：経済産業省ウェブサイト 2015（<http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151023003/20151023003.html>） 2016年6月7日アクセス）

2) 地理的表示保護制度

地理的表示保護法は、2014年6月に制定された比較的新しい制度である。同法に基づき、登録されている地理的表示産品は、2016年3月末時点で12産品である。登録品目としては、江戸崎かぼちゃ（茨城県稲敷市および牛久市桂町）、夕張メロン（北海道夕張市）、但馬牛や神戸ビーフ（兵庫県内）、鹿児島壺造り黒酢（鹿児島県霧島市福山町および隼人町）などがある⁶⁷。

(5) JICA の取組み

農畜産品のブランド化に関する主なJICA事業は、表3.7に示すとおりである。

表 3.7 農畜産品のブランド化に関する主な JICA 事業

対象国	事業名	スキーム	期間
ベトナム	「道の駅」を基盤とした農業の第6次産業化による地域振興	草の根技術協力（地域提案型）	2013年7月から 2016年3月
タイおよびマレーシア	フードバレーとカチを通じた地域ブランドとハラル対応による産業活性化および中小企業振興プロジェクト	草の根技術協力（地域活性化特別枠）	2016年1月から 2019年1月
チュニジア	高機能性オリーブを用いた商品開発事業準備調査	BOP ビジネス連携促進	—

（出所：調査団作成）

⁶⁶ 経済産業省ウェブサイト（2015） <<http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151023003/20151023003.html>> 2016年6月7日アクセス

⁶⁷ 農林水産省ウェブサイト（2016）登録産品一覧 <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/> 2016年6月7日アクセス

3.4 農村・地域振興を目指した官民連携での取組み

農村・地域振興を目指した主な取組みのうち、官民連携が活発なものを以下に示す。

3.4.1 地産地消と農産物直売所

(1) 概要

地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物のうち、食用に供されるものをその生産された地域内において消費する取組みである。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組みなどを通じて、6次産業化にもつながるものである。具体的な効果としては、①「生産者」と「消費者」の結びつきの強化、②地域の活性化、③流通コストの削減などが期待されている⁶⁸。

(2) 省庁の取組み

農林水産省は、六次産業化・地産地消法を制定（2011年施行）し、地産地消を推進している。同法を踏まえた農林水産省の取組みは、以下に示すとおりである⁶⁹。

- 地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針を策定する。
- 国による必要な支援を実施する。例えば、地産地消優良活動表彰、地産地消給食等メニューコンテスト、地産地消メールマガジンなど。

(3) 地方自治体の取組み

地方自治体は、地域の農林水産物の利用を促進するために促進計画を策定することが期待されている。2013年9月時点で、都道府県の約7割、市町村の約3割が、促進計画を策定済みまたは策定予定である。詳細を、表3.8に示す。2013年からは、地産地消関連事業において、促進計画策定に対するポイント加算などのメリットを措置し、都道府県および市町村による計画策定を推進している⁷⁰。

表 3.8 地方自治体における促進計画の策定状況（2013年9月時点）

区分	都道府県		市町村	
策定済み	23	(48.9%)	154	(9.0%)
策定予定	9	(19.1%)	307	(17.9%)
策定しない	5	(10.6%)	615	(35.8%)
未定・不明等	10	(21.3%)	643	(37.8%)
合計	47	(100.0%)	1,719	(100.0%)

（出所：農林水産省 2014 地産地消の推進について）

⁶⁸ 農林水産省（2014）地産地消の推進について

⁶⁹ 農林水産省（2014）地産地消の推進について

⁷⁰ 農林水産省（2014）地産地消の推進について

(4) 現況

1) 直売所

直売所の状況を 2006 年度と 2012 年度で比較すると、以下の表 3.9 に示すとおりとなる。1 直売所あたりの販売額や 1 億円以上の直売所割合はあまり変わらないが、直売所数は 74%増加している⁷¹。

表3.9 直売所の状況

	2006 年度	2012 年度
直売所数	13,538	23,560
総販売額（億円）	4,585	8,448
1 直売所当たり販売額（万円）	3,387	3,587
1 億円以上の直売所割合（常設店舗・通年営業）	16%	17%

（出所：農林水産省 2014 地産地消の推進について）

2) 学校給食における地場産物の利用

学校給食における地場産物の利用は、2007 年度の 23.3%から 2012 年度の 25.1%に増加した⁷²。

(5) JICA の取組み

直売所に関する JICA 事業のうち、主なものを表 3.10 に示す。

表3.10 直売所に関する主な JICA 事業

対象国	事業名	スキーム	期間
ブータン	東部 2 県農業生産技術開発・普及支援計画プロジェクト	技術協力	2004 年 6 月から 2009 年 6 月
カンボジア	バットバン農村地域振興開発計画プロジェクト	技術協力	2006 年 11 月から 2010 年 3 月
モンゴル	農業生産者の所得向上支援事業準備調査	BOP ビジネス連携促進	2013 年 10 月から 2014 年 11 月
ベトナム	フエ市零細農家向け農畜産業経営強化支援事業	草の根技術協力（草の根パートナー型）	2014 年 5 月から 2019 年 4 月
モンゴル	農産物等の流通改善および土壌改良による農業者の収益向上事業	草の根技術協力（地域活性化特別枠）	2016 年 3 月から 2019 年 3 月

（出所：調査団作成）

⁷¹ 農林水産省（2014）地産地消の推進について

⁷² 農林水産省（2014）地産地消の推進について

3.4.2 都市と農山漁村の共生・対流およびグリーン・ツーリズム

(1) 概要

1) 都市と農山漁村の共生・対流

都市と農山漁村の共生・対流とは、都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする取組みである。グリーン・ツーリズムのほか農山漁村における定住・半定住等も含む広い概念であり、都市と農山漁村を双方向で行き交う新たなライフスタイルの実現を目指している⁷³。

2) グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムは、緑豊かな農山漁村でゆっくりと滞在し、訪れた地域の人々との交流を通じて、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、農山漁村でさまざまな体験などを楽しむ余暇活動のことである。グリーン・ツーリズムでは、農家レストランで「味わう」、農林水産物直売所で「買う」、農家民宿で「泊まる」、農林漁業体験で「楽しむ」、市民農園で「つくる」といった様々な体験が可能である⁷⁴。

(2) 省庁の取組み

1) 都市と農山漁村の共生・対流

都市と農山漁村の共生・対流の推進に当たり、省庁間での緊密な連携を図るため関係省連絡協議会を設置している。連絡協議会は、関連する施策等を組み合わせて地域の創意工夫にあふれた取組みを進めるため、関係省の各種関連施策を取りまとめている。

2) グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において都市住民を受け入れるための条件整備を目的とし、農山漁村余暇法が1994年に制定された。農林漁業体験民宿業者の登録制度の一層の活用を図ることなどを目的として、2005年6月に法律が改正され、同年12月から施行されている。農林漁業体験民宿の経営を安定的なものにし、開業しやすい環境を整備するため、特区制度の活用をはじめ様々な規制緩和が図られている⁷⁵。

農林水産省と観光庁は、農村の活性化と観光立国の実現を図るため、農村の魅力と観光需要を結びつける取組み（農観連携）も行っている。具体的には、グリーン・ツーリズムと他の観光の

⁷³ 農林水産省ウェブサイト グリーン・ツーリズム都市と農山漁村の共生・対流
<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/top.html> 2016年6月7日アクセス

⁷⁴ 農林水産省ウェブサイト グリーン・ツーリズム
<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/gt.html> 2016年6月7日アクセス

⁷⁵ 農水産省ウェブサイト 農山漁村余暇法 <<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/yokahou.html>> 2016年6月7日アクセス

組合せによる新たな観光需要の開拓、農村が有する地域資源についての発信の強化、訪日外国人を農村に呼び込むための施策などを推進している⁷⁶。

(3) 地方自治体の取組み

地方自治体においても、グリーン・ツーリズムに関する推進協議会やセンターが県庁内などに設立され、農家民宿、直売所、体験農園、農家レストラン、体験宿泊施設の紹介などの活動が行われている。山口県のように、農家民宿関係の開業に際し、工夫した詳細運用を行っている県もある⁷⁷。

(4) 現況

農林漁業者が開設した農林漁家民宿数は、全国で3,280カ所にのぼり、うち2,090が農家民宿、1,190が漁家民宿である⁷⁸。グリーン・ツーリズムによる所得・雇用の増加を表3.11に示す。

表 3.11 グリーン・ツーリズムによる所得・雇用の増加

観光に関連した施設の売上額の推移（全事業体）				単位：百万円
種別	2010年	2013年	増減率	
観光農園	35,246	37,766	7.1%	
農家民宿	5,102	5,431	6.4%	
農家レストラン	18,106	31,045	71.5%	
観光に関連した施設の売上額の推移（一事業体当たり）				単位：万円
種別	2010年	2013年	増減率	
観光農園	402	433	7.7%	
農家民宿	265	260	-1.9%	
農家レストラン	1298	1979	52.5%	
観光に関連した施設の雇用の推移				単位：100人
種別	2010年	2013年	増減率	
観光農園	617	569	-7.8%	
農家民宿	58	69	19.0%	
農家レストラン	81	128	58.0%	

（出所：農林水産省ウェブサイト グリーン・ツーリズムによる所得・雇用の増加 <http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/pdf/gt_shotoku_koyou_zouka.pdf> 2016年6月7日アクセス）

(5) JICA の取組み

グリーン・ツーリズムに関する JICA 事業のうち、主なものを表 3.12 に示す。

⁷⁶ 農林水産省（2015）平成 26 年度食料・農業・農村白書

⁷⁷ 農林水産省（2014）平成 26 年度 第 2 回グリーン・ツーリズム推進連絡会議資料 2-1 <<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kaigi.html>> 2016 年 6 月 7 日アクセス

⁷⁸ 農林水産省ウェブサイト グリーン・ツーリズムによる所得・雇用の増加 <http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/pdf/gt_shotoku_koyou_zouka.pdf> 2016 年 6 月 7 日アクセス

表 3.12 グリーン・ツーリズムに関する主な JICA 事業

対象国	事業名	スキーム	期間
フィリピン	グリーンツーリズムによる地域振興のための指導者育成	草の根技術協力（地域提案型）	2008年2月から2009年3月
パラグアイ	イグアス湖流域総合管理体制強化プロジェクト	技術協力プロジェクト	2013年8月から2017年7月

(出所：調査団作成)

3.4.3 道の駅

(1) 概要

「道の駅」とは、鉄道の駅に対して、道路利用者のための公共施設である。国土交通省は、道路利用者の「休憩機能」（24時間無料で使える駐車場とトイレ）、道路利用者や地域住民のための「情報発信機能」（道路情報、地域観光情報、緊急医療情報の提供）、そして道の駅をきっかけに活力ある地域づくりを周辺地域が共に行うための「地域の連携機能」（文化教養施設、観光リクリエーション施設等）の3機能を併せ持つ休憩施設のことを「道の駅」として定義している⁷⁹。道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域振興への寄与の2つを目的に、1991年から92年にかけて全国3県の12か所にて、道の駅を試験的に設置する社会実験を行った結果、地域振興への意義を感じる自治体が多かった。このため、93年に国土交通省が正式に制度を開始し23年経つ。高速のパーキングエリアやサービスエリアと道の駅の違いは、前者が通行者の休憩や食事が目的であるのに対し、後者は地域産業拠点、交流拠点として意識されている点である。

道の駅は市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置し、市町村長からの登録申請により、国土交通省が登録している。整備方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類がある⁸⁰。開業に至るまでには、市町村、地元商工会、農協、漁協、観光協会等が地場産業振興や地域の課題と解決策について検討と議論を重ね、5年以上、時には10年程度かけて準備している箇所が多い。運営は市町村が出資する第三セクター⁸¹、次いで民間企業が行う場合が多い⁸²。

(2) 省庁の取組み

国土交通省は、地方創成を具体的に実現していくための有力手段として2014年から重点「道の駅」を選定し支援している。具体的支援内容は自治体・関係機関による協議会を設けワンストップで相談できる体制づくり、駐車場、トイレ等の整備、重点「道の駅」の取組み広報の3点で

⁷⁹ 国土交通省ウェブサイト 道の駅案内：概要 <<http://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/outline.html>> 2016年6月7日アクセス

⁸⁰ 国土交通省ウェブサイト 道の駅案内：概要 <<http://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/outline.html>> 2016年6月7日アクセス

⁸¹ 地域開発、都市づくり等のため、国又は地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立された事業体を言う。公共的な事業に民間の資金と能力を導入する民間活力活用の一つ。

⁸² 山本久義（2008）「九州地域の『道の駅』におけるマーケティング戦略の実態と展望」『産業経営研究所報』第40号 pp.121-141 および（公財）ちゅうごく産業創造センター（2015）「中国地域における「道の駅」の地域振興に果たす役割および防災拠点化活用調査」

ある。重点「道の駅」の取組分野は従来からの道の駅の目的である「産業振興」、「交通結末点」、「観光総合窓口」に加え、「防災（災害時に高度な防災機能を発揮する）」「地方移住促進（地方移住・ふるさと納税推進に貢献）」等の新たな分野も出てきている。2015年度は全国から38か所が重点「道の駅」に選ばれた⁸³。

特に近年では、トイレや災害支援の拠点となり得る設備が存在していることから、2004年の新潟県中越地震や2011年の東日本大震災の経験をきっかけに道の駅の防災拠点としての役割が認識されている。

(3) 地方自治体の取組み

成功事例として伝えられる道の駅は、最初から道の駅ありきなのではなく、地方自治体が道の駅設置以前から、地域の産業振興や過疎化への対策など生き残る術を模索し、その地域振興策が道の駅として結実した、という場合が多い。

運営は上述のとおり第三セクターで行う公設民営型が多い。一部には市町村が運営も行っている公設公営型の道の駅も存在するが、民間の資金や経営戦略を活用するために民営に移行する傾向、新たに設置する道の駅の運営手法選択の際には民営を選ぶ傾向がある。市町村運営の場合、トイレの維持管理、販売施設・飲食施設の運営など、施設毎に業務委託、又はテナント方式をとることが多い。

第三セクターが運営をしている場合も市町村の出資率はかなり高い場合が多い。ただし、実際の運営に関しては中国地域における道の駅の実態調査⁸⁴によると、自治体との連携があるのは6割程度であり、その内容もイベントへの参加や意見交換に留まっている。

(4) 現況

1) 概要

2015年11月現在、道の駅登録総数は1,079駅ある。うち、一体型が606駅（56%）、単独型が473駅（44%）である。多くの道の駅が「農産物直売所」「地元加工品販売所」「地産地消のレストラン」の3点セットを備えている。売上高の全国的な統計は入手できておらず、全ての道の駅が黒字であるわけではないが、全国トップレベルの道の駅は売上額が十数億円、年間来場者百数十万人といった規模になる。設置数が着実に増えていることから推察されるように、道の駅は日本社会に溶け込み、道の駅の人気ランキングや道の駅ガイドブックも多数存在する。休日には道の駅巡りをする観光客も多い。道の駅が日本社会に根付いた需要側理由として、①都会の規格化されたモノに飽きた人々が、その土地の特産品を珍しく、また懐かしいと感じ、生産者の顔の見える商品を安全安心と買い求めること、②地元の人々が地元ブランドを見直し、新鮮な産直野

⁸³ 国土交通省（2016）1月27日プレスリリース「平成27年度重点「道の駅」の選定について」

⁸⁴ （公財）ちゅうごく産業創造センター（2015）「中国地域における「道の駅」の地域振興に果たす役割および防災拠点化活用調査」

菜や地元水産物を買求めること、がある。また、供給側理由としては、①直売所や加工品販売が農家の収入を高め、地域振興に直接的に寄与していること、②直売所ならば小規模農家や高齢者も参加可能であること、③生産者自らが売場に立つことにより、顧客ニーズを直接把握し、満足感も得られること、等がある。一方、道の駅の成功に関連する日本の多くの農村地域に共通の課題として、高齢化によるマイカー人口の減少と共に利用者減が見込まれることや農漁業生産者の減少がある。

2) 事例

本件調査の候補自治体である千葉県南房総市の道の駅「とみうら枇杷倶楽部」の取組み変遷を以下、紹介する⁸⁵。南房総市富浦町はびわや花卉の特産品、海水浴や避寒の観光地として知られていたが、農産物輸入自由化やバブル経済の崩壊でそれら産業が衰退し、過疎化も深刻化していた。1980年代前半、東京湾アクアラインや周辺道路整備計画が発表されたことにより、産業活性化のための枇杷倶楽部プロジェクトを発足させた。「道の駅・とみうら枇杷倶楽部」が1993年にオープン。特産品のびわは規格外が25～30%あり、破棄されていたが、それらを加工してオリジナル商品を50種類弱開発し販売した。また、地域の味覚狩り、農業体験などを一括して受け入れる集客交流モデルを構築し、年間を通じた観光客誘致に成功した。2000年に「全国道の駅グランプリ2000」最優秀賞受賞、2015年に『全国モデル「道の駅」』認定を受けている。

(5) 日本発の海外での取組み

道の駅は一村一品と並んで地域振興の手段として海外に紹介されており、JICAを通じてモデル事業や実践がなされている。国際協力銀行（JBIC）（当時）が2001年にタイにおいて地方開発事業の円借款の中で道の駅のノウハウを導入し、2003年には千葉県富浦町と愛媛県内子町の道の駅関係者がセミナーに参加している。道の駅の取組みには世界銀行も着目し、2004年にはガイドラインを作成し、中国やケニア等、アジア、アフリカ10カ国に紹介した⁸⁶。

千葉県南房総市は2010年のベトナム国ビンアン道の駅の開設前から現在に至るまで継続して技術協力しており、JICA草の根技術協力によって、道の駅を通じた農業の6次産業化による地域振興を支援している。

3.4.4 一村一品

(1) 概要

一村一品とは1979年大分県で平松県知事（当時）によって提唱された地域振興のための運動を言う。当時、県内では過疎化が進み、農村部は困窮を極めていた。このため県内の各市町村が全国的に自慢できる価値ある地域資源を見つけ、加工・販売・マーケティングを通じてその価値

⁸⁵ 2016年4月5日訪問時入手資料「枇杷倶楽部プロジェクト～地域資源『房州びわ』を活用した地域活性化～」

⁸⁶ 佐藤快信、西川芳昭、鶴淵鉄平（2012）「道の駅の地域振興に関する一考察」『長崎ウエスレヤン大学現代社会学部紀要』 10巻1号 pp.52-62

を高めていくことを目指した。対象となるのは産品だけではなく、名所や古い民謡でも良い。ローカルにしてグローバル、創意工夫・自主自立、人づくりが一村一品の3原則である。

この運動は、一村一品という用語が生まれる以前、1950年代からの大分県大山町の地域づくり運動、いかにダム開発やリゾート開発から地域を守るか議論する中から出てきた由布院の地域づくり等、県内各地の地域づくりから学び、提唱されたものである。後に、大山町や由布院が一村一品運動の成果であるかのようにアピールされているが、実はこれらは一村一品運動以前から地道な活動を続けてきた結果である。一村一品運動の提唱から35年余り経つが、その成果として全国的に有名な一品の代表例を、表3.13に示す。

表 3.13 一村一品活動の代表例

一品	提供者（市町村名）	概要
木の花ガルトン	大山農協 （日田市）	大山農協が1990年にアンテナショップとして開設。朝採野菜や加工品の販売をし、農家の主婦によるレストランを併設。本店以外に大分県内に5店舗、福岡県に3店舗あり、ウェブショップも開設している。
湯布院観光	玉の湯、亀の井別荘、夢想園等 （由布市）	寂れた温泉地であった湯布院町の温泉旅館後継者たちが1971年にヨーロッパ視察を決行。それをきっかけに自然と生活が一体となった健康温泉地湯布院を目指した。今日では日本を代表する温泉地である。
かりんとう	畦道グループ （日田市天瀬町）	1980年に農家の女性グループがかりんとうづくりを開始。2015年度「農山漁村女性・シニア活動表彰」のシニア起業・地域活性化部門で最高賞（農林水産大臣賞）に輝いた。ゴボウ、ゴマ、カボチャ、サツマイモ、ヨモギなどカラフルなかりんとうを生産している。
麦焼酎「いいちこ」	三和酒類株式会社 （宇佐市）	1979年に同社によって開発された麦焼酎「いいちこ」は徹底したマーケティング戦略の下、プロのアートディレクターによるポスターやCMで全国的に有名となった。同社は2013年度焼酎メーカー売上高ランキング ⁸⁷ 第2位。焼酎県別売上高は鹿児島、宮崎に次いで大分は第3位。
しいたけ	全県	大山町等が早くからきのこ栽培に取り組んでおり、1989年に県のきのこ研究指導センターを開所。生産の低コスト化、高品質化、品種改良等を進めた。大分県の乾しいたけ生産量は2014年実績で1,513.5トン、全国で48%のシェアを占める ⁸⁸ 。
カボス	川崎農園 （豊後大野市）	16万m ² の日本最大の敷地で有機質農法・極低農薬によるかぼす栽培、商品開発、販売（ネット販売含む）を行っている。
トマトケチャップ	有限会社エム・ナイン （竹田市）	トマト製品の開発、製造、販売（ネット販売含む）を行っている。1982年に地域のトマト農家の婦人部が結成され、規格外や過熟トマトを無駄にしたいという気持ちから、ケチャップを試作した。現在の味に至るまで約10年を費やしたが全国から注文があるほど有名。

（出所：各提供者ウェブサイト等より調査団作成）

(2) 省庁の取組み

⁸⁷ 株式会社帝国データバンク。

⁸⁸ e-stat（2014）特用林産物生産統計調査。

国が一村一品運動に対して直接的に取り組んだわけではないが、県や市町村での運動の一環となった事業には農林水産業補助金、過疎対策事業債、ふるさと創生基金など政府の公的資金が活用された⁸⁹。

(3) 地方自治体の取組み

一村一品運動開始当時、大分県民には行政頼り、言われたことだけやれば良い、という無気力感があった。この克服なしには大分の未来はない、という思いが県知事にあり、県行政の役割は、大分のプラスイメージを体現する産品や情報を全国に向けて発信・流通させること、地域リーダーの育成、産品開発の技術支援とした。このため、運動は行政発案だったが補助金による産品支援ではなく、一村一品運動の広報や人材交流のために県予算が使われた。具体的な産品の特定やそれを全国に通じる産品に育て上げる役割を担うのは市町村や県民自身であった。

具体的には、地域リーダーを育成する「豊の国づくり塾」を平松知事自ら塾長となり1983年に設立し、20年間でおおよそ2千人の人材が育成された⁹⁰。県の農水産物加工総合指導センター、花卉総合指導センター、きのこ研究指導センター等が技術開発に協力した⁹¹。そして、平松知事自身はトップセールスマンとして、一村一品で開発された商品のプロモーションに力を入れた。また、運動初期には県の広報TV番組枠を各市町村に無償提供し、地域の特産などをアピールするシリーズを放映した⁹²。その後、2003年には県の担当部署を廃止し、運動の主体を民間団体に移管している。一村一品運動は大分県の地域振興策としてあまりにも有名であるが、一村一品運動のみで地域振興が行われたわけではなく、平松県知事は同時にハイテク企業誘致を熱心に進め、これら複数の政策によって総合的に地域振興が行われた⁹³。

(4) 現況

データは古いが、国際一村一品交流協会⁹⁴によると、2002年度大分県全域での一村一品運動への取組みで最も多いのは「特産品づくり」の338件、次が地域の「施設」で148件、3番目が地域の「文化」で133件、「地域づくり活動」111件、「環境」80件、合計810件となっている。県内の一村一品特産品の品目と販売額の推移は、1980年は品目で143、販売額で359億円、2001年には、品目で336、販売額で1,410億円と、それぞれ2.3倍、4倍となっている。また、一村一品運動によって、大分県の知名度が全国的、世界的に上がり、観光客が増加したこと、一村一品運動視察団が海外から多く訪れることも成果の一つとされている。一村一品運動が大分県の国際化に貢献したことは間違いないであろう。

⁸⁹ 足立文彦 (2015) 「一村一品運動研究の回顧と展望」金城学院大学論集 社会科学編 第11巻第2号

⁹⁰ 向井加奈子、藤倉良 (2014) 「一村一品運動の継続を可能にする要因」法政大学公共政策研究科『公共政策志林』第2号 pp.87-100

⁹¹ 足立文彦 (2015) 「一村一品運動研究の回顧と展望」金城学院大学論集 社会科学編 第11巻第2号

⁹² 足立文彦 (2015) 「一村一品運動研究の回顧と展望」金城学院大学論集 社会科学編 第11巻第2号

⁹³ 足立文彦 (2015) 「一村一品運動研究の回顧と展望」金城学院大学論集 社会科学編 第11巻第2号

⁹⁴ 国際一村一品交流協会ウェブサイト <http://www.ovop.jp/jp/ison_p/seika.html> 2016年6月5日アクセス

(5) 日本発の海外での取組み

一村一品を海外へ紹介する大分県発のローカル外交を平松県知事（当時）が積極的に展開した。最初に海外に一村一品が紹介されたのは1983年、平松県知事が中国の上海市長の招待を受けた際のことである。これを機に中国の他の地域へも広がる。1990年代にはマレーシア、フィリピン、インドネシア、タイ、台湾、韓国、モンゴルへ紹介された。一方で、JICAもこの動きに注目し、マラウイ、ケニアなどアフリカ諸国へ広めている。

大分県では、過疎化や乱開発への危機感から住民が始めた運動をモデルに一村一品運動が始まったが、海外では日本の成功例が紹介され、政府の号令が先にある上からの一村一品事業となっている。多くの国で商品開発に重点が置かれている。例えば、マラウイの場合は、政府による低金利融資制度と捉えられている節もある。タイでは、グローバル市場に打って出るコミュニティ起業家養成が主眼となっているため、地元消費者や地域の伝統技法への意識は希薄で、デザインは外部に委託するなど、日本の一村一品とは異なる方向で進展している。

3.4.5 グローバル・フードバリューチェーン戦略

(1) 概要

フードバリューチェーンの構築とは、農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎあわせることにより、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくることである。

今後急速な成長が見込まれる世界の食市場を取り込み、我が国の食産業の海外展開と途上国等の経済成長の実現を図るため、官民が連携して、高品質・健康・安全等の我が国の「強み」を活かしたフードバリューチェーンの構築を進めていくことが重要な課題となっている。日本の「強み」としては、ユネスコ無形文化遺産である日本食を基盤とした産業展開、ICT、省エネ・環境技術、植物工場等の高度な生産・製造・流通技術、コールドチェーン、販売時点情報管理（POS）、コンビニ等の先進性・利便性の高い流通システムなどが想定されている。

具体的な構想事例として、以下の例が示されている。

- 食品加工団地・コールドチェーン等の整備によるフードバリューチェーンの構築
- IT農業など日本の先進技術の導入によるフードバリューチェーンの構築
- ハラル食品の生産・流通・販売のフードバリューチェーンの構築
- アフリカ開発会議（TICAD）と民間投資の連携によるフードバリューチェーンの構築

(2) 省庁の取組み

農林水産省は、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会と二国間政策対話を車の両輪とする取組みを行っている。2014年4月には、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会が設置され、官民による活発な議論が行われている。また同省は、アセアン、中国、インド、中東、中南米、アフリカ、ロシア・中央アジア諸国と政策対話を行っている。2015年6月には、第1回日インドネシア農業協力に関する二国間フォーラムが開催され、官民連携によるフードバリューチェーンの構築のための取組みや、投資規制等について意見交換が行われた。

他にも民間企業等を対象にした具体的な支援ツールとして、情報収集・発信、個別相談、市場開拓支援、資金調達、経済協力などが提供されている。支援ツールは、農林水産省、JETRO、JBIC、日本貿易保険（NEXI）、JICAなどが提供している。

(3) 地方自治体の取組み

グローバル・フードバリューチェーン戦略検討会メンバーに、地方自治体から北海道が参加している。北海道は、2014年5月に開催されたグローバル・フードバリューチェーン戦略検討会でも、道内の取組みを紹介している。他にも、官民協議会第2回アセアン部会で、茨城県がベトナムにおけるフードバリューチェーン構築の可能性を紹介している。

(4) 現況

農林水産・食品関連の日系企業の海外事業展開概況を、以下の表 3.14 に示す。

表 3.14 農林水産・食品関連の日系企業の海外事業展開概況

地域	状況
アセアン	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品関連企業の海外現地法人数は、2005年の189社から、2009年には174社まで落ち込んだものの、2013年には231社へと増加 ● 2013年時の国別の現地法人数の内訳は、タイ（83社）、シンガポール（44社）、ベトナム（32社）、インドネシア（31社）など ● 各国の増加率は、ベトナム（88.2%）、マレーシア（52.6%）、シンガポール（41.9%）、インドネシア（29.2%）など ● 事業分野別では、食料品製造業が143社と最も多く、食料品卸売が31社、小売（百貨店・スーパー・専門店を含む）が25社、農林水産業17社、飲食・外食業15社と続く
中国	<ul style="list-style-type: none"> ● 2013年時点では310社の食品関連企業が進出 ● 事業分野別では、食料品製造業が173社と、全体の56%を占める
インド	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林水産、食料品製造業、食料品卸売、飲食・外食の4業種で合計9社と、他のアジア諸国と比べ少ない
中東	<ul style="list-style-type: none"> ● 中東における現地法人数は、2013年時点で食料品製造業1社、食料品卸売1社の合計2社
中南米	<ul style="list-style-type: none"> ● 1997年時点で54社の食関連企業が進出していたが、その後微減を続け、2009年は48社に留まっていた。2013年には、30%程増加し、63社の日系食関連企業が進出している ● 事業分野別では、農林水産が24社（38%）と最も多く、食料品卸売が20社（同31%）、食料品製造業が19社（同30%）である。他地域と比較して、農林水産業の進出数が顕著に多い
アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> ● 2013年時点で、農林水産3社、食料品製造業3社、食料品卸売2社の合計8社と少ない
ロシア・中央アジア	<ul style="list-style-type: none"> ● ロシア・中央アジアにおける食関連の日系企業の進出数は4社

(出所：(株)国際開発センター 2014 平成26年度フードバリューチェーン構築支援のための農林水産・食品産業の海外進出状況調査)

(5) JICA の取組み

グローバル・フードバリューチェーンに関する JICA 事業のうち、主なものを表 3.15 に示す。

表 3.15 グローバル・フードバリューチェーンに関する主な JICA 事業

対象国	事業名	スキーム	期間
ケニア	小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト	技術協力	2006年11月から2009年11月
ベトナム	農産物の生産体制および制度運営能力向上計画	技術協力	2010年7月から2013年12月
インド	BOP層の生活改善に貢献するスマートビレッジ事業準備調査	協力準備調査 (BOPビジネス連携促進)	2012年7月から2014年3月

(出所：JICA 2014 グローバル・フード・バリューチェーン構築に向けた取り組み状況について)

3.5 日本における主要な取組み・手法の相互関係性

上記3.3節および3.4節では、日本の地方自治体および民間企業の取組みとして、主要な取組み・手法を紹介した。これらの中には、他の取組み・手法を内包した広い概念を持つものがある。それらの相関関係を示したものが、以下に示す図 3.1 である。グローバル・フードバリュー

チェーンは、本稿で紹介した農商工連携、6次産業化、ブランド化を含む広い概念である。道の駅と一村一品は、これに加え、地産地消、グリーン・ツーリズムも含むさらに広い概念である。道の駅と一村一品には共通点も多いが、道の駅が「道の駅」というインフラを中核とした展開を目指しているのに対し、一村一品が地域資源の発掘により重点を置いている点に違いがある。

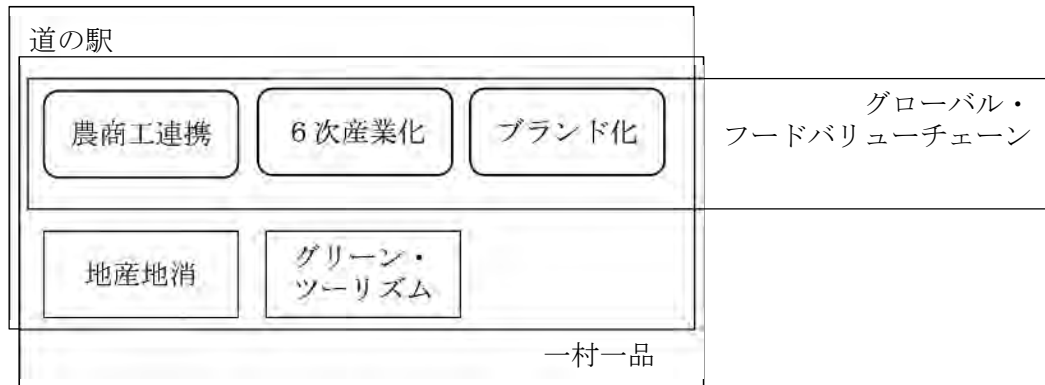


図 3.1 着目すべき取組み・手法の相関図

第4章 対象自治体の選定およびマッチングプロセス

4.1 選定およびマッチングプロセス全体の流れ

自治体の選定およびマッチングは、図 4.1 に示すプロセスを通じて実施した。選定された両国の参加自治体は、第2次および第3次現地調査における、日本側自治体によるインドネシアへの現地調査（第1回、第2回）および第3次国内調査におけるインドネシア側自治体の本邦招聘を通じて、連携可能性の検討を行った。本章では、上記3回の相互訪問に参加する自治体の選定およびその前提となるマッチングプロセスについて説明し、実際の相互訪問については、第6章において具体的な連携の中身とともに記載する。

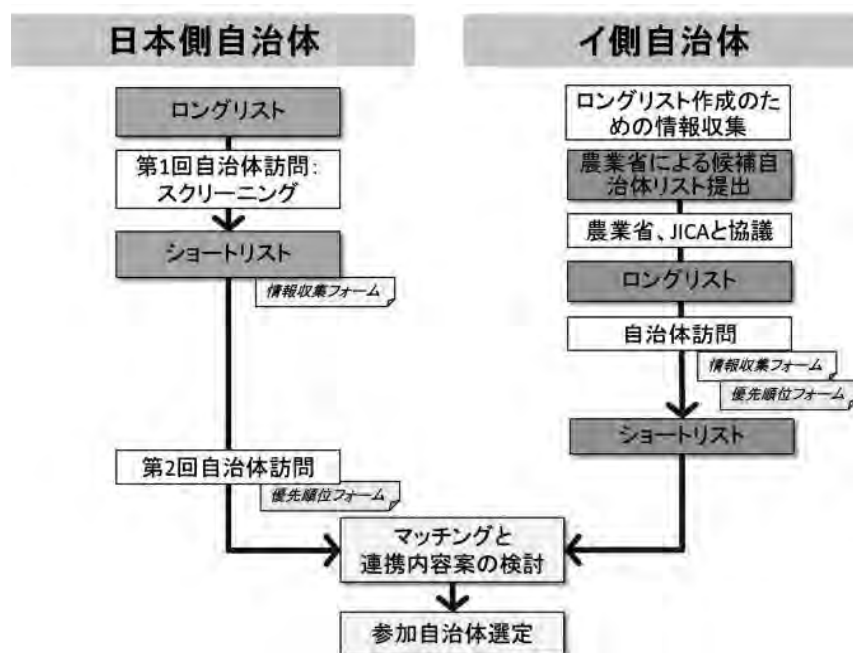


図 4.1 自治体選定およびマッチングプロセスの流れ

両国自治体のショートリスト作成にあたっては、調査団メンバーが分担して自治体を訪問する中で、自治体間の比較が容易になるように、共通の情報収集フォームを用いた。また、両国の候補自治体に対しては、相手側ショートリスト候補自治体を一覧にした「優先順位フォーム」を用いて、どの自治体と連携したいか、複数ある場合にはその優先順位を記入してもらった。

4.2 候補自治体の選定

4.2.1 日本側候補自治体の選定（第1次国内調査）

(1) ロングリスト

ロングリストの作成にあたっては、これまでの協力実績等に基づき、国際協力に関心を有する自治体として JICA 国内機関から候補自治体について情報提供を得た。これに、第3章で示し

た、日本の自治体、民間企業等が有する農畜産分野における知見・ノウハウ・技術の調査結果も反映し、第1章の方針1で示した各モデルにふさわしい地方自治体のロングリストを作成した。

表 4.1 日本側候補自治体ロングリスト

	自治体名	特徴	推薦機関
1	北海道	農業団体を中心とした農業王国	JICA 国内機関
2	福島県福島市	果物の加工と6次産業化	JICA インドネシア事務所
3	千葉県南房総市	道の駅を基盤とした農業の6次産業化による地域振興	JICA 国内機関
4	兵庫県	神戸ビーフ、丹波黒豆などに代表される農業生産・食品加工・販売（ブランド化）	JICA 国内機関
5	兵庫県神戸市		
6	和歌山県	果樹等に代表される農林水産物の生産とその周辺産業	JICA 国内機関
7	高知県	柚子の生産加工、工業団地誘致、施設園芸、農機具開発他	JICA 国内機関
8	愛媛県	農産品加工、流通、道の駅等。愛媛大学がインドネシアとの連携に積極的	JICA 国内機関
9	福岡県北九州市	IT 農業	調査団
10	大分県	一村一品活動と地域産業振興	調査団
11	熊本県人吉市	ハラール牛肉生産	調査団

(出所：調査団作成)

(2) ショートリスト

ロングリストの候補自治体を訪問し、本調査概要の説明を行うとともに、当該自治体の農業振興に係る取組み状況、インドネシア側自治体との連携希望有無、その内容、連携先に求める条件等を確認した（4月5日～26日）。なお、この自治体訪問を行っている期間中の4月14日に熊本地震が発生したことから、九州地方の3自治体への訪問は見合わせる事となった。これらの結果、日本側最終候補自治体のショートリストは以下のとおりとなった。各自治体の詳細情報は、次章にとりまとめる。

表 4.2 日本側候補自治体ショートリスト

	自治体名	人口 (人) (2014 年)	想定される連 携	対象産 品	セールスポイント	連携タイプ
1	北海道	5,400,000	①食と観光 ②ハラル食品 ③ICT 農業 ④食品の機能性 表示	不特定	①「食」と「農林漁 業」を柱とした地域産 業政策 ②フード特区とハラー ル食品を通じたイスラ ム圏との連携 ③広大な土地を活かし た大規模機械化農業 ④北海道独自の機能性 表示制度による農畜産 品の高付加価値化	知見共有型
2	福島県福島市	293,000	果物の加工と 6 次産業化	果物、ド ライフル ーツ	果樹王国ふくしま産果 物の高付加価値化	産品輸入型・知見 共有型（インドネ シア産品の輸入が 伴わない場合）
3	千葉県南房総 市	42,000	道の駅を核とし た地域産業振興	果物と加 工品	全国道の駅グランプリ 2000 最優秀賞を獲得し た道の駅	知見共有型・産品 輸入型（インドネ シア産品の輸入が 伴う場合）
4	兵庫県*	5,541,000	畜産品のブラン ド化	肉牛	兵庫県認証食品制度の 導入、但馬牛・神戸ビ ーフのブランド化等	知見共有型
5	兵庫県神戸市	1,544,000	消費者との連携 を通じた都市近 郊型農業の振興	不特定	新たな街づくりモデル としての「食都神戸」 構想	海外進出型・知見 共有型
6	和歌山県*	971,000	農産品の産地直 売	果物 (柿、み かん)	農協が経営する産直市 場	知見共有型
7	高知県（越知 町）	759,680	栽培加工技術指 導と現地での栽 培・加工の展開	果物（柚 子）	高知県の代表産品であ る柚子の本格的な海外 展開	海外進出型・知見 共有型

注：兵庫県と和歌山県では、連携内容はインドネシア側のニーズや提案を受けて対応する方向性であったため、斜体は調査団が作成した案である。
(出所：E-Stat を基に調査団作成)

4.2.2 インドネシア側自治体候補の選定（第1次現地調査）

(1) ロングリスト

第1次現地調査前に、インドネシア農業省に対して日本側候補自治体ショートリストを提出し、インドネシア側候補自治体の推薦を依頼したところ、10自治体の推薦を受けた。第1次現地調査においてこれら10自治体の推薦理由を農業省からヒアリングし、さらに日本側候補自治体とのマッチング可能性を考慮し、JICA インドネシア事務所・調査団より3自治体を追加し、計13自治体のロングリストを作成した。

表 4.3 インドネシア側候補自治体ロングリスト

	自治体	推薦	特徴	現地調査訪問日
1	アチェ州	イ	柑橘（ユズ*1）、アグロツーリズム、コーヒー	5/23 -25
2	北スマトラ州西パップク県	イ	ガンビールノキ（薬草）、水牛放牧、ミカン	5/26 -27
3	西ジャワ州インドラマユ県	イ	マンゴー、コメ、肉牛の産地	5/19
4	西ジャワ州スメダン県	イ	サツマイモの産地	5/19
5	南スラウェシ州バンタエン県	イ	有機農業、コメ	-
6	西スマトラ州リマプルコタ県	イ	ガンビールノキ、養鶏、放牧	5/26 -27
7	西ヌサトゥンガラ州東ロンボク県センバルン郡	イ	ジャガイモ、ニンニクの産地、肉牛、観光（リンジャニ山麓のトレッキング）	5/18 -19
8	ランブン州	イ	バナナ、パイナップル、コーヒー	6/1
9	西カリマンタン州ムンパワ県	イ	アロエベラの産地	-
10	北スラウェシ州トモホン市	イ	花卉、肉牛、養豚、観光	5/20
11	中ジャワ州スマラン市	日*2	港町	5/30 -31
12	東ジャワ州マラン市	日*2	果物加工、食品加工	5/30 -31
13	東ジャワ州バトゥ市	日*2	果樹栽培、柑橘試験場、果物加工	5/30 -31

* 1：日本のユズに似た柑橘類がある。第1次現地調査時点では、これがユズと同じものかどうか不明であった。

* 2：JICA インドネシア事務所から推薦があった。

（出所：調査団作成）

(2) ショートリスト

第1次現地調査において、ロングリスト記載のうち、JICA インドネシア事務所と協議し本調査の枠組みでは連携が難しいと判断した2自治体を除く11の自治体を、約2週間の期間で手分けして訪問した（5月18日～6月1日）。2自治体とは、既存のJICA事業と重複する西スラウェシ州バンタエン県と、アロエベラという産品での日本側自治体との連携が困難と判断された西カリマンタン州ムンパワ県である。自治体訪問の際は、1) 当該自治体の農業振興に係る取組み状況、2) 具体的な事業やそれに関わる民間企業・協同組合等の事業体の事例、3) 地場産業振興、6次産業化・生産・加工技術、農産物販売施設などに係る支援ニーズ、4) 日本側自治体との連携希望有無とその内容、および5) 日本側候補自治体に対する連携希望順位のヒアリングを行った。

当初は、この調査結果を基に候補自治体を絞り込んでショートリストを作成する予定であったが、可能性のある自治体はすべて日本側候補自治体に提示してほしいというインドネシア農業省の意向を受け、11自治体を掲載したショートリストを作成した。特に、北スマトラ州西パップク県については、ガンビールという特殊作物の輸出に関心があるため、本調査の自治体間連携の枠組みには当てはまらぬと判断し、日本側としてはショートリストに載せない考えであったが、農業省からは、海外からの支援受入は、政府予算や海外からの支援の手当がより少ない場所に向けられるべきという同省の政策に鑑みて残してほしいとの要望を受け、ショートリストに掲載した。各自治体の詳細情報は、次章にとりまとめる。

表 4.4 インドネシア側候補自治体ショートリスト

	州	自治体	面積 (km ²)	人口 (人)	特徴
1	北スラウェシ	トモホン市	147	98,686	環境に優しいアグロツーリズム振興
2	西ヌサテンガラ	東ロンボク県	1,606	1,153,773	アグロツーリズム振興
3	東ジャワ	マラン市	252	857,891	インドネシアのフルーツ加工中心地
4	東ジャワ	バトゥ市	202	182,392	高地園芸とアグロツーリズムの中心地
5	中ジャワ	スマラン市	374	1,584,068	特色ある食の歴史的港町
6	西ジャワ	インDRAMAYU県	2,040	1,682,022	トロピカルフルーツの高付加価値化による農産業振興
7	西ジャワ	スメダン県	1,518	1,131,516	ユニークなトロピカルフルーツの生産加工
8	ランブン	-	34,624	8,026,191	加工を伴う高品質トロピカルフルーツ
9	西スマトラ	リマプルコタ県	3,354	365,389	高原野菜産地の主要道路網中継点
10	北スマトラ	西パツパク県	1,218	44,520	ガンビールノキの生産加工
11a	アチェ	中アチェ県	4,318	213,732	ガヨコーヒーと柑橘類の産地
11b		アチェブサル県 (b1) および バンダアチェ市 (b2)	2,974 (b1) 61 (b2)	384,618 (b1) 249,282 (b2)	アグロツーリズム振興

(出所：BPS 2014 年統計年報を基に調査団作成)

(3) マッチング案の検討

日本側自治体の連携案およびインドネシア側自治体の要望を踏まえたマッチング候補案は以下のとおりである。現地を訪問した結果、候補自治体の間には、対象地域や連携アイデアの具体性、技術レベル（同じ果物加工でもその技術レベルや生産規模が日本側の期待するレベルに見合うかどうか）、日本側自治体とのニーズ合致の程度に差が見られた。以下では、これらに基づき各マッチング案に実現可能性を付加している。

表 4.5 インドネシア側自治体からみたマッチング候補案

No	自治体	方向性	マッチング候補案	可能性
1	北スラウェシ州トモホン市	農業と観光の連携	- 南房総市（道の駅を核とした観光振興） - 北海道（食と観光）	A
2	西ヌサトゥンガラ州東ロンボク県センバルン郡	農業と観光の連携、肉牛のブランド化、牛肉加工（VC）	- 北海道（農業と観光、肉牛） - 南房総市（道の駅を核とした観光振興）	A
3	東ジャワ州マラン市	大マラン圏（マラン市+バトゥ市）での果物加工	福島市（果物加工による高付加価値化）	A
4	東ジャワ州バトゥ市			
5	中ジャワ州スマラン市	スマラン市での食の都	神戸市（食の都）	A
6	西ジャワ州インドラマユ県	果物の加工による高付加価値化	福島市（果物加工による高付加価値化）	B
7	西ジャワ州スメダン県	果物の加工による高付加価値化	福島市（果物加工による高付加価値化）	B
8	ランブン州	果物の加工による高付加価値化	- 福島市（果物加工による高付加価値化） - 北海道（ハラルおよび健康志向食品）	B
9	西スマトラ州リマブルコタ県	道の駅による地域振興	南房総市（道の駅を核とした観光振興）	A
10	北スマトラ州西パッパク県	日本への品質のよいガンビールノキの直接輸出	ガンビールに関心のある自治体	?
11	アチェ州	中アチェ県のユズ・柑橘類による振興	- 高知県（ユズ）	A
		バンダアチェ市、アチェブサル県での地産地消、観光と連携した農業	- 神戸市（食の都） - 和歌山県（地産地消）	B

注：可能性は、ニーズの合致、技術レベル、連携内容の具体性に基づく。

（出所：調査団作成）

4.3 現地調査および本邦招聘参加自治体の決定

4.3.1 連携希望順位に基づくマッチング案の検討

(1) インドネシア側からの連携希望

第1次現地調査の結果として収集したインドネシア自治体側の連携希望先自治体と順位は、表4.6のとおりである。インドネシア側自治体の連携希望先について、北海道は、インドネシアでも知名度が高いためか、どの自治体からも連携希望が多かった。また、より連携コンセプトが具体的であった南房総市、福島市、高知県、神戸市に連携希望が集中した。

表 4.6 インドネシア側自治体からの連携希望順位

自治体	北海道	福島市	南房総市	兵庫県	神戸市	和歌山県	高知県
1 北スラウェシ州トモホン市	2	4	1		3		5
2 西ヌサトゥンガラ州東ロンボク県センバルン郡	1	2	4		5		3
3 東ジャワ州マラン市	4	1	2		3		
4 東ジャワ州バトゥ市	1	2					3
5 中部ジャワ州スマラン市					1		
6 西ジャワ州インドラマユ県	1		3		2		
7 西ジャワ州スメダン県	3	1					2
8 ランブン州	1	2					
9 西スマトラ州リマブルコタ県	2		1				
10 北スマトラ州西パッパク県							
11 アチェ州	3				2	4	1
合計	54	36	29	0	32	4	26

注：1位：7点、2位：6点、3位：5点、4位：4点、5位：3点、6位：2点、7位：1点、なし：0点。

（出所：調査団作成）

(2) 日本側からの連携希望

第1次現地調査結果報告として日本側候補自治体を訪問し（6月14日～7月5日）、上記のインドネシア側候補自治体のショートリストと各自治体の特徴、インドネシア側自治体の連携希望順位および連携内容案を説明するとともに、日本側の連携希望順位を聴取した。この段階で、北海道が本調査への参加を取りやめ（理由については4.4.2にて記載）、和歌山県もインドネシア側からの連携希望がアチェ州の4位のみであったことから、以後は本調査に参加しないこととなった。また兵庫県は、インドネシア側からの連携希望がなかった点に鑑み、連携希望順位の表明は行わなかった。南房総市、福島市、高知県、神戸市の連携希望順位は表4.7のとおりである。

表 4.7 日本側自治体からの連携希望順位

自治体	北スラウェシ州トモホン市	西ヌサトゥンガラ州東ロンボク県センバルン郡	東ジャワ州マラン市	東ジャワ州バトゥ市	中部ジャワ州スマラン市	西ジャワ州インドラマユ県	西ジャワ州スメダン県	ランブン州	西スマトラ州リマプルコタ県	北スマトラ州西パッパック県	アチェ州アチェブサル県及びバンダアチェ市	アチェ州中アチェ県
1 福島市			1	1				2				
2 南房総市	1	3							2			
3 神戸市					1							
4 高知県												1
得点	7	5	7	7	7	0	0	6	6	0		7

注：1位：7点、2位：6点、3位：5点、4位：4点、5位：3点、6位：2点、7位：1点、なし：0点。
（出所：調査団作成）

(3) マッチング案の検討および第2次現地調査・本邦招聘参加自治体の決定

インドネシア・日本両国自治体の連携希望が双方とも高く（1位と1位、または、1位と2位）、連携実現可能性が高い組み合わせ（5つの最有力連携候補）と、そこで想定される連携内容を示したものが、表4.8である。高知県とアチェ州については、日本側は県と町、インドネシア側は州と県という2つのレベルをともに巻き込んだ形で連携を模索していく方針とした⁹⁵。

表 4.8 有力連携候補に対する連携内容案

	日本自治体名	インドネシア側自治体名	連携内容案
1	福島県福島市	東ジャワ州マラン市およびバトゥ市	果物にかかる農商工連携を通じた農業振興
2	千葉県南房総市	北スラウェシ州トモホン市	道の駅を通じた農業・観光振興
3	千葉県南房総市	西スマトラ州リマプルコタ県	道の駅を通じた農業・観光振興
4	高知県越知町	アチェ州中アチェ県	埋もれていた地域資源の活用による農業振興
5	兵庫県神戸市	中ジャワ州スマラン市	食都のコンセプトを通じた都市近郊農業の振興

（出所：調査団作成）

⁹⁵ なお、福島市については、本連携内容の検討を行っていた2016年7月7日に、福島市長によるJICA加藤理事への表敬訪問が行われ、本調査への参加を通じ福島産農産物の風評払拭に繋がる可能性があるといった意義の説明が行われた。

第2次現地調査では、これら5つの最有力連携候補のうち、スケジュールおよびバングラディッシュのテロ事件の関係で参加できない神戸市の連携先である中ジャワ州スマラン市を除く上記4つのインドネシア側自治体について、日本側自治体関係者とともに調査を行う計画であった。しかし、インドネシア農業省より、海外ドナーの協力案件は東部地域にて重点的に実施させたいという方針により、西スマトラ州リマプルコタ県への訪問を取りやめ、南房総市の連携先としてトモホン市のみを踏査するよう要請を受けたことから、第2次現地調査では上表のNo. 1、2、4のインドネシア自治体を調査することとなった。なお、兵庫県はこの時点では具体的な連携候補自治体はないものの、県職員の連携事業および農業振興知見蓄積を目的として第2次現地調査に同行予定であった。しかし、バングラディッシュのテロ事件の発生を受け、上記現地調査への参加は見合わせた。

福島県福島市とランブン州（両国とも2位同士：果物にかかる農商工連携を通じた農業振興）、千葉県南房総市と西ヌサトゥンガラ州東ロンボク県センバルン郡（日本3位、インドネシア4位：道の駅を通じた農業・観光振興）など、上記に次いで可能性の高いマッチング案については、第2時現地調査および本邦招聘の結果、4つの最有力連携候補を進めることが難しいという結論に至った場合の選択肢として、第3次現地調査の訪問先候補という位置づけとした。

9月の本邦招聘では、神戸市とスマラン市を含む4つのマッチング候補（上表No. 1、2、4、5）を参加・受け入れ対象自治体とした。しかし、スマラン市は、中ジャワ州の内規で公務員の公務での海外渡航は内務省の許可を得ること、また、その際には公用旅券にて渡航する必要があり発券手続きに時間を要することより、他のインドネシア自治体関係者に比べて渡航手続きに時間を要した。この結果、スマラン市参加者の渡航手続きが期限に間に合わず⁹⁶、同市の本邦招聘参加は断念することとなった。その後、スマラン市を個別に神戸市に招聘するために調整を数度にわたり行ったものの、日程の調整がつかずにスマラン市の本邦招聘は実現しなかった。東ロンボク県については、9月の招聘時点では具体的な連携候補自治体はないものの、JICAの提案により、インドネシア農業省が主張する海外ドナーの支援を投入したい東部地域であることもあり、知見の蓄積を目的として本調査への参加を継続することとなった。

4.4 自治体選定およびマッチングプロセスにおける課題

自治体選定、マッチングプロセスを通じて、次のようなことが明らかになった。

4.4.1 インドネシア側自治体選定における課題

インドネシア側からは、地方に位置し投資の少ない自治体について、日本側の協力をして欲しいという要望が出された。しかし、北スマトラ州西パップアク県やアチェ州中アチェ県のように大消費地から遠い地域においては、連携する日本の民間企業と自治体のメリットが見出しにくく、

⁹⁶ 中ジャワ州の内規で、公務員の公務での海外渡航には、①内務省の許可を得る必要があり、②公用旅券にて渡航するために手続きに時間を要する。なお、同時に本邦招聘を行った農業省職員は公用旅券での渡航であったものの、他の4自治体関係者は一般旅券での渡航であった。

協力と連携の難易度が高いと言わざるを得ない。一方、日本側民間企業と自治体にメリットが見出しやすいスマラン市のような発展段階のある程度高い地域は、特段公的支援をせずとも投資が集まるような地域であるためインドネシア中央政府の支援優先度は低く、民間企業による経済開発の促進を期待する傾向にある。

4.4.2 日本側自治体選定における課題

自治体連携、官民連携の枠組みを使った国際協力に積極的であるのは、本調査での連携提案において、実際に民間企業あるいは第三セクターといった民間アクターが主導で動いている地域である。一方、自治体主導の地域については、自治体の業務において国際協力の優先度は低いこと、また、人材・時間を投入し本調査に参加することにメリットを見いだせず、継続参加にあまり積極的でない場合が多かった。ただし、地域振興について危機感をもっている自治体の中には、ODA 予算をも活用して地域振興を図りたいという意欲がある自治体もある。

北海道と和歌山県が参加継続を取りやめた理由は以下のとおりである。

北海道	<ul style="list-style-type: none"> ● 北海道にとって、農産物の販路開拓等の具体的なメリットを見出しにくく、且つ優先度合いの低い国際協力も目的とした本調査に継続参加したいと考えるインセンティブが乏しい。 ● 北海道は組織が大きく、組織内の調整に他の自治体より時間がかかるため、調整に係る負担も大きい。本調査のタイムフレームの中では、対応を検討する時間が不十分であり、スケジュール的に無理があった。
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ● 和歌山県との連携希望がアチェ州のみ（4位）であり、連携の具体的なアイデアについて、インドネシア側から和歌山県への提案もなかった。 ● 県としてどのようなテーマで連携をするのか、どの民間企業に声をかけるべきか検討する十分な時間がなく、この先の現地調査への参加がスケジュール的に難しい。

4.4.3 自治体選定・マッチングプロセス全体の課題

(1) 双方にメリットのある具体的な連携テーマの提示

上記のように、日本側にもメリットのある国際協力ということは、言葉では理解を得られても、インドネシア側が実際にそれを具体的にイメージすることは難しい様子が見受けられた。他方でこの点は、日本側からの参加を得るためには欠かせない条件であることも分かった。

参加継続を取りやめた自治体の状況や、両国の連携希望順位の結果をみると、今後への示唆として、当初より双方のメリットが想定される連携テーマ（食と観光、6次産業化、道の駅等）をある程度具体的に決める必要があると考えられる。そのことで、両国の候補自治体をより選定し

やすくなり、且つ選定された自治体も具体的な連携案と地域内の民間企業への呼びかけを検討しやすいと考えられる。また、選定された自治体が都道府県であった場合も、連携に適した市町村への呼びかけを検討しやすい。この連携テーマを検討するにあたっては、本調査とは逆に、インドネシア側自治体のニーズ（農業のどのような分野あるいは農産物での連携を希望しているのか）を先に調査を行う方法もあり得る。これにより、上述のような参加継続取りやめの理由にも対応することができ、連携推進が図れる可能性が高くなる。

(2) 非対称的なマッチングプロセスの優位性

自治体選定およびマッチングは、当初、両国でそれぞれロングリスト作成、スクリーニング、10自治体程度のショートリスト作成というプロセスを経て、10対10のリスト化を経て絞り込みを行い、5自治体ずつが相互訪問に参加し、その後にはマッチングを行うことが想定されていた。

しかし実際には、自然災害の影響もあり先にショートリスト作成が進んだ日本側の各候補自治体が示した連携のアイデアをベースに、インドネシア側のショートリスト作成、連携希望を聴取し、それに対する日本側候補自治体の希望聴取となった。

この背景には、日本側のアイデアが、道の駅、6次産業化、食都などのアプローチ・ベースであったのに対して、インドネシア側のアイデアは、どの産品を振興したいかといったコモディティ・ベースだったことが挙げられる。なお、コモディティ・ベースでの思考のインドネシア側の自治体にとって日本側の提案は、新鮮に捉えられた模様であり、好意的に受け入れられた。

当初想定されていたような双方自治体の売り（＝農業のどのような分野での連携を希望しているのか）を両国の自治体に提示、相互訪問を行った上でマッチングを行う方法と比べて、調査団（コンサルタントチーム）が、日本側候補自治体のアプローチを適用しやすいインドネシア側自治体を検討しながら、より効果的な連携に向けた個別のコンサルテーションを行った結果、相互訪問の前段階でマッチング・連携内容の案が浮かび上がった。本調査の対象自治体は広範な地域に散在しており限られた現地調査期間で複数自治体を訪問することが難しかった点を踏まえても、早期にマッチング候補を特定できたことは有効であった。

このように、どちらかの持つ連携コンセプトに合わせた相手を見つけ出すこと、あるいは連携の可能性がありそうな両国自治体に対して連携アイデアを提示し、検討材料を提供することが、JICA、コンサルタントがマッチングを仲介する利点と考えられる。

第5章 候補自治体の詳細情報

5.1 日本側自治体

5.1.1 北海道

(1) 要約

広大な面積を有し、冷涼な気候な北海道では、他都道府県と大きく異なる大規模農業が営まれており、日本の食料生産を担っている。

(2) 道基礎情報



- 北海道は、日本の最北端に位置し、日本最大の面積を有する都道府県である。
- 2014年時点で、面積は78,421 km²（北方地域および竹島を除く）、人口は5,400,000人、人口密度は69人/km²である⁹⁷。
- 道庁所在地の札幌市では、年間平均気温が8.2°C、年間降水量がおよそ1,153 mmである⁹⁸。
- 2013年における道の歳入決算総額（都道府県財政）は2兆4,762億円である⁹⁹。

(3) 県の農畜産業に関する情報

- 115万ha（国内耕地面積の25%）の豊かな農地が広がり、冷涼な気候に恵まれた北海道は、日本の食料基地としての役割を期待されている¹⁰⁰。
- 広大な大地を活かした規模の大きな生産活動が行われている。一戸あたり経営耕地面積は、

⁹⁷ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016年8月14日アクセス

⁹⁸ Climate Org ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016年8月14日アクセス

⁹⁹ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016年8月14日アクセス

¹⁰⁰ ホクレンウェブサイト(2016) <<http://www.hokuren.or.jp/aguri/>> 2016年8月14日アクセス

水田の全国平均が 1.7 ha であるのに対し北海道では 10.9 ha、畑の全国平均が 1.6 ha であるのに対し北海道では 25.4 ha である¹⁰¹。

- 小麦、スイートコーン、てん菜、じゃがいも、玉ねぎ、生乳などは国内シェア 1 位を誇る¹⁰²。

(4) インドネシアとの連携への関心

北海道農畜産品の輸出という点において、インドネシアとの連携に関心がある。



牧草のは種



めん羊の放牧

5.1.2 福島県福島市

(1) 要約

- 福島県は都道府県では全国第 3 位の面積を持つ広大な県で、西から会津地方、中通り、浜通りの 3 地域に分かれ、気候、地域性、産業もそれぞれ異なる。農畜産業では、東日本大震災後の原発事故に伴う風評の克服が大きな課題となっている。

(2) 県基礎情報

- 東北地方の一番南、東京から概ね 200km 圏内に位置する。東は太平洋に面し、西は新潟県、西北は山形県と宮城県に、南は群馬県、栃木県、茨城県に接している。
- 2016 年 1 月時点での面積は 13,783.74km²、人口 1,911,500 人、人口密度 138 人/km² である¹⁰³。
- 県庁所在地の福島市では、年間平均気温が 12.9°C、年間降水量がおよそ 1,193 mm である¹⁰⁴。
- 2016 年における県の予算総額は 1 兆 8,819 億円である¹⁰⁵。

¹⁰¹ ホクレンウェブサイト(2016) <<http://www.hokuren.or.jp/aguri/>> 2016 年 8 月 14 日アクセス

¹⁰² ホクレンウェブサイト(2016) <<http://www.hokuren.or.jp/aguri/>> 2016 年 8 月 14 日アクセス

¹⁰³ 福島県ウェブサイト(2016) <<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ken-no-sugata/>> 2016 年 10 月 24 日アクセス

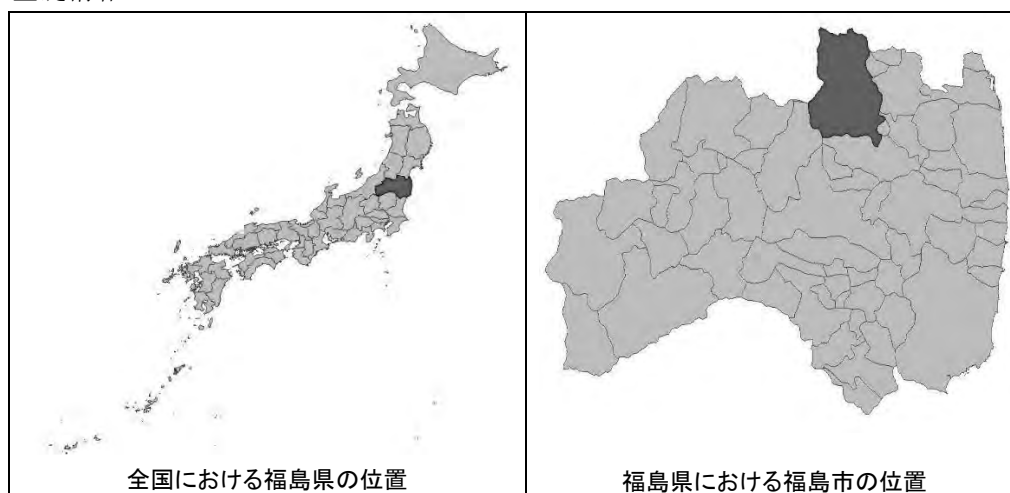
¹⁰⁴ Climate Org ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016 年 10 月 24 日アクセス

¹⁰⁵ 福島県ウェブサイト(2016) <<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/149784.pdf>> 2016 年 10 月 24 日アクセス

(3) 県の農畜産業に関する情報

- 震災前の 2011 年時点での都道府県別農業産出額は全国第 18 位の 1,851 億円であり、米では全国第 7 位、果物では第 10 位、畜産では第 18 位、野菜では第 20 位である¹⁰⁶。
- 福島市のモモ、ナシ、リンゴ、会津の柿、いわき市のイチゴなど高品質果物のほか、岩瀬郡のキュウリなどの野菜栽培も盛んである。会津の米は新潟・南魚沼産とともに国内最高品質であり、酒米の良さで福島産の日本酒は世界で高く評価されている。

(4) 市基礎情報



- 福島市は福島県の県庁所在地で、政治、行政、文化の中心地。東京から 270 km、新幹線で約 80 分の距離にある。盆地のため季節による寒暖の差が大きく、高品質な果物栽培に適する。
- 面積は 768 km² (2014 年)、人口は 281,455 人 (2016 年 4 月)、人口密度は 366 人/km² である¹⁰⁷。
- 2016 年における市の一般会計予算額は 1,885.8 億円である¹⁰⁸。
- 原発事故による農産物の風評、農家数の減少、農業者の高齢化、後継者不足等が課題である。

(5) 市の農畜産業に関する情報

- 市町村別の農業産出額では県内第 1 位。主な農産物はコメ以外では果物であり、モモ、リンゴ、ナシ、サクランボ、ぶどう等の果物生産で農業産出額の約 6 割を占める。
- 流通する果物の品質安定化を目的に市内に果物の選果場を整備（震災後は放射能測定に関する設備も導入し、国内屈指の品質管理機能を備える）。
- JA ふくしま未来と銀嶺食品の包括提携を中心とする 6 次産業の「福島モデル」を構築展開し、全国に展開可能な 6 次産業のモデルケースを生み出した。

¹⁰⁶ 福島県ウェブサイト(2016) <<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/23073.pdf>> 2016 年 10 月 24 日アクセス

¹⁰⁷ 福島市提供資料による。

¹⁰⁸ 福島市ウェブサイト (2016) <http://www.city.fukushima.fukushima.jp/uploaded/life/97191_185469_misc.pdf> 2016 年 10 月 24 日アクセス

(6) インドネシアとの連携への関心

農家所得の向上、後継者問題の解消、耕作放棄地の解消などに資するような、福島市からの果物加工品等の輸出、販路拡大とともに、インドネシアからの熱帯果物加工品等の輸入を期待していた。



福島産のモモとナシ



JA ふくしま未来の近代的な果物選果場

5.1.3 千葉県南房総市

(1) 要約

- 千葉県は平地の割合が大きく、可住地面積が広いことや、東京都に隣接しており首都圏の一角をなすことなどから、古くから住宅開発が進んでいる。一方で、温暖な気候と豊かな大地に恵まれ、全国有数の農業県でもある。

(2) 県基礎情報

- 首都圏の東側に位置し、太平洋に突き出た半島になっている。南東は太平洋に面し、西は東京湾、北西は東京都と埼玉県に、北は茨城県に接している。
- 2015年時点で、面積は5,158km²、人口は6,224,000人、人口密度は1,207人/km²である¹⁰⁹。
- 県庁所在地の千葉市では、年間平均気温が15.3°C、年間降水量がおよそ1,435mmである¹¹⁰。
- 2013年における県の歳入決算総額（都道府県財政）は1兆6,414億円である¹¹¹。

(3) 県の農畜産業に関する情報¹¹²

- 温暖な気候と豊かな大地に恵まれた千葉県は、全国有数の農業県であり、2014年の農業産出額は4,151億円と全国第4位となっている。
- 日本ナシ・落花生・えだまめなど全国第1位の品目も多数あり、さらに、米・花卉・畜産で

¹⁰⁹ 千葉県ウェブサイト(2016) <<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/profile/suuji.html>> 2016年8月22日アクセス

¹¹⁰ Climate Org ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016年8月22日アクセス

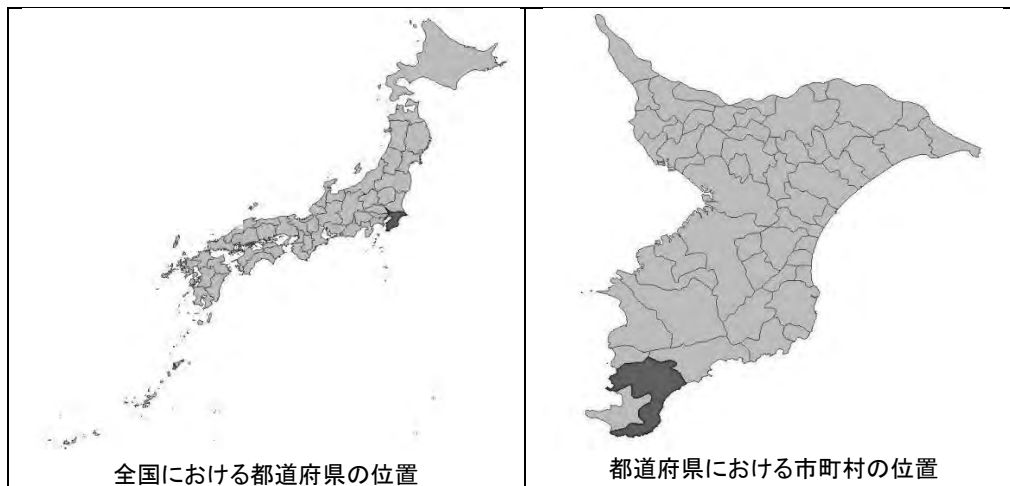
¹¹¹ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016年8月23日アクセス

¹¹² 千葉県ウェブサイト(2016) <<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/profile/sangyou.html>> 2016年8月22日アクセス

も全国上位に位置している。

- 地域別にみると大消費地である東京に近い千葉・東葛飾地域では、生産性の高い都市農業が展開されており、小松菜やホウレンソウなどの野菜、日本ナシの栽培が盛んである。

(4) 市基礎情報



- 南房総市は房総半島の最南端に位置し、房総丘陵を抱え三方を海に囲まれた温暖な地域である。東京から 100km 圏内である。
- 主要産業は、温暖な気候を活用した花卉、野菜栽培や果樹生産、沿岸漁業を主とした第一次産業と観光である。近年では、第一次産業と観光産業の振興のために、道の駅を活用した地域振興に取り組んでいる。
- 道の駅は市内に 8 駅あり、全国で最多の道の駅を持つ市である。道の駅では、直売による第一次産業の 6 次産業化だけではなく、特産品を活用した商品開発、伝統工芸品の振興、旅行会社と提携した体験型観光客誘致、零細観光事業者の情報化支援に取り組んでいる。なかでも「道の駅とみうら枇杷倶楽部」は、2000 年に「全国道の駅グランプリ」を獲得し、2015 年 2 月には「全国モデル道の駅」に選定されるなど地域振興で全国から注目されている。
- 面積は 230km² (2014 年)、人口は 42,104 人 (2010 年)、人口密度は 183 人/km² である¹¹³。
- 2013 年における市の歳入決算総額 (市町村財政) は 252 億円である¹¹⁴。

(5) 市の農畜産業に関する情報

- 主要産業は、温暖な気候を活用した花卉 (洋ラン、切り花 (ソテツ)、スターチス、カーネーション、キンセンカ、アイリス、ストック、フリージア)、野菜栽培 (なばな、セロリ、ソラマメ、ししとう) や果樹 (びわ) 生産である。
- 主な畜産品は生乳である。

¹¹³ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016 年 8 月 23 日アクセス

¹¹⁴ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016 年 8 月 23 日アクセス

(6) インドネシアとの連携への関心

「道の駅」を他国に広めたいと考えており、「道の駅」を通じたインドネシアとの連携に関心がある。



道の駅「とみうら枇杷倶楽部」



枇杷倶楽部レストランにて販売されている
特産品のビワを使った枇杷カレー

5.1.4 兵庫県

(1) 要約

多様な自然環境の下、それぞれの地域の気候・風土に根ざした多彩な農林水産業を展開している。

(2) 県基礎情報



- 兵庫県は日本の中央部に位置し、多種多様な農業と高付加価値な畜産業で知られる。

- 2014年時点で、面積は8,400 km²、人口は5,541,000人、人口密度は659.6人/km²である¹¹⁵。
- 県庁所在地の神戸市では、年間平均気温が15.7°C、年間降水量がおよそ1,400 mmである¹¹⁶。
- 2013年における道の歳入決算総額（都道府県財政）は2兆771億4,325万円である¹¹⁷。

(3) 県の農畜産業に関する情報

- 2014年の農業産出額は1,491億円（全国20位）で、近畿地方（6府県）の34%を占め、京阪神都市圏の食料生産基地として重要視されている。構成比は米（27%）、野菜（28%）、畜産（36%）で全体の約90%。
- 2014年の畜産産出額は542億円で、近畿地方（6府県）の59%を占め、肉用牛が132億円、乳用牛が116億円、豚が18億円、鶏が274億円である。
- 2015年の総農家数は81,465戸（全国3位）で、うち販売農家の占める割合は57%と全国平均（62%）を下回る。第2種兼業農家の割合は67%と全国平均（54%）よりも大きい。
- 山田錦（酒米）、丹波黒（黒大豆）は出荷量で国内第1位である。他に、たまねぎ、いちじく、カーネーションなど。神戸ビーフ、明石鯛などは、全国的にも有名なブランドである。

(4) インドネシアとの連携への関心

兵庫県は農畜産業に関するあらゆるインドネシア側からの要望に対応可能である。6次産業化の先進県であり、ひょうご食品認証制度や「農」イノベーションひょうご（異業種連携の推進）の取組みは、インドネシアにとって参考になるかもしれない。



地元産国産小麦を使った
パスタ（淡路製麺）



花卉栽培と観光を融合させた
あわじ花さじき

¹¹⁵ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016年10月24日アクセス

¹¹⁶ Climate Org ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016年10月24日アクセス

¹¹⁷ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016年10月24日アクセス

5.1.5 兵庫県神戸市

(1) 要約

神戸市は、人口 150 万人を擁する日本第 7 位の大都市である。美しい農村と豊かな海に囲まれ、温暖な気候に恵まれた多種多様な農水産物の宝庫であるとともに、1858 年の神戸開港以来、交易を中心に栄えた経緯から、世界中から様々な食文化が集積され、独特の食環境が醸成されている稀有な都市となっている。このポテンシャルを活かし、2015 年から、食を軸とした新たな都市戦略として、「食都神戸 2020」構想を推進しており、グローバルな視点で、農漁業をはじめとした産業の活性化と、食文化のさらなる向上を進めるため、地域固有製品の掘起しや生物多様性の保全、食に関わるグローバルな人材育成・交流などに取り組んでいる。

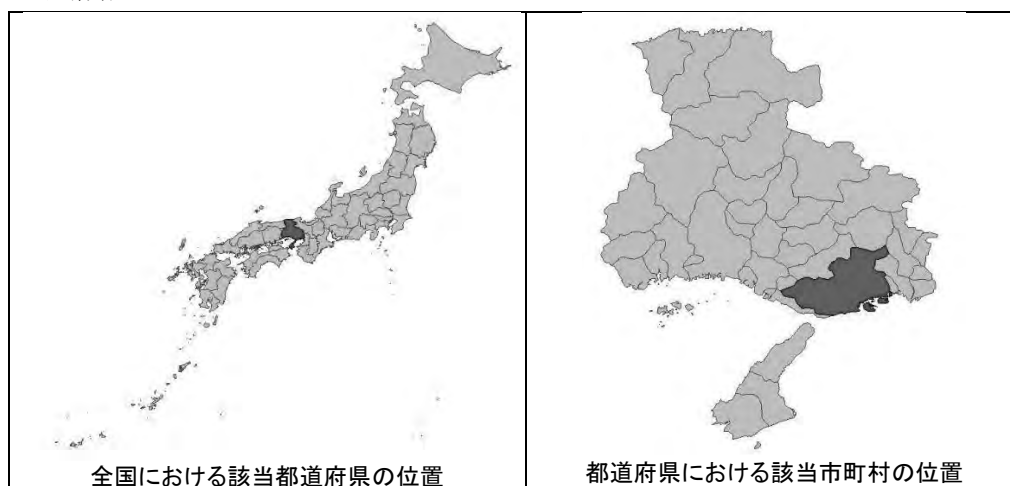
(2) 県基礎情報

兵庫県の基礎情報は、5.1.4 節に示す。

(3) 県の農畜産業に関する情報

兵庫県の農畜産業に関する情報は、5.1.4 節に示す。

(4) 市基礎情報



- 神戸市は、日本の中央部に位置する兵庫県の県庁所在地で、瀬戸内海を経て太平洋に面している。
- 面積は 557 km² (2014 年)、人口は 1,544,200 人 (2010 年)、人口密度は 2,772 人/km² である¹¹⁸。
- 年間平均気温が 15.7°C、年間降水量がおよそ 1,400 mm (温暖で少雨な瀬戸内気候) である¹¹⁹。
- 2013 年における市の歳入決算総額 (市町村財政) は 7,443 億円である¹²⁰。

¹¹⁸ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016 年 8 月 14 日アクセス

¹¹⁹ Climate Org ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016 年 8 月 14 日アクセス

¹²⁰ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016 年 8 月 14 日アクセス

- 2012年以降、市内総人口が減少しており、多くの若者が就職時に首都圏に転出をしていることが課題になっている。
- 第3次産業や製造業への従事者割合が高く、「ファッション産業」や「観光関連産業」等が発展している。

(5) 市の農畜産業に関する情報

- 農業は約6,000戸の農家（主に北区と西区）により営まれており、産出額は約170億である。
- 野菜では、キャベツ、コマツナ、ホウレンソウなどの葉物野菜をはじめ、トマトなどの果菜類、ジャガイモなどの根菜類。果物では、梨、イチジク、柿、ぶどう、桃、イチゴなど。花では、神戸リリィ（新鉄砲ゆり）、チューリップ、パンジー、ビオラなど。畜産では、神戸ビーフを代表とする肉牛、酪農など。水稻生産では、コシヒカリなどの食用米、酒造メーカーと提携した酒米などが生産されている。
- 主な農畜産加工物としては、いかなごのくぎ煮、神戸ワイン、清酒などがある。
- 神戸フルーツ・フラワーパーク、神戸市立六甲山牧場、神戸ワイナリー農業公園など自然や生物と触れ合い、農漁業を体験できる施設やイベントが多くある。都市と農村・海とが近い神戸ならではの交流が盛んに行われることで、「地産地消」が広がり、「食」に対する消費者の意識が育まれることが期待されている¹²¹。地産地消を推進するためのプラットフォームとして、「EAT LOCAL KOBE」が設立されている¹²²。
- 2015年度より、「食都神戸2020」構想を推進しており、その一環として、神戸産農畜産物をはじめとした「食」の海外展開に取り組んでいる。神戸市、生産者、流通事業者等とともに「食都神戸 海外展開促進協議会」を設立した。世界中の人々に神戸のタカラを知り、感じてもらうための合言葉は、「FIND KOBE」。農水産物の輸出は、販路の拡大であるとともに海外での評価を高めることが国内でのブランド力向上につながる、と考えている。神戸市では、その第一弾として、2014年度に「神戸イチゴ」を香港へ輸出した¹²³。
- 神戸市内で人と環境の安全に配慮して栽培された野菜が、「こうべ旬菜」として認定されている。具体的には、有機栽培、特別栽培（減農薬栽培、減化学肥料栽培）などの栽培区分があり、こうべ食の安全・安心農産物推進懇談会により認定されている。「こうべ旬菜」のシンボルマークとして「菜菜ちゃん」が作られている。「こうべ旬菜」は市内各所の野菜小売店・量販店で購入できるが、「こうべ旬菜」を特に取り扱う野菜小売店・量販店が、「こうべ地産地消推進店」として登録されている¹²⁴。
- 2012年から開始している「KOBEにさんがろく PROJECT」は、4年間で7大学、企業50社、

¹²¹ 神戸の農漁業ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016年8月14日アクセスを基に作成

¹²² EAT LOCAL KOBE ウェブサイト (2016) <<http://eatlocalkobe.org/>> 2016年8月14日アクセス

¹²³ FIND KOBEー食都神戸ーウェブサイト (2016) <<http://findkobe.com/>> 2016年8月14日アクセスを基に作成

¹²⁴ 「こうべ旬菜」についてウェブサイト (2016) <<http://www.city.kobe.lg.jp/business/promotion/industry/syokuanzenansin.html>> 2016年8月14日アクセスを基に作成

農漁業者 20 団体が参画者となり、神戸産農水産物を使用したスイーツやパンなどの地域固有の新たな商品を販売するなど、新たな交流を生み出すきっかけとなるネットワークを確立している。

- 「KOBE にさんがろく PROJECT」などの交流から生まれるビジネスを支援するため 2014 年から開始した「ネクストステージチャレンジ事業」では、農漁業者による宅配ビジネスの構築や中小企業による神戸産フルーツを材料とした商品開発試験などを支援している。

(6) インドネシアとの連携への関心

インドネシアをはじめとするアジア諸国は経済発展が目覚ましく、将来的な神戸産農畜産物の輸出やインバウンド観光客向けの広報対象として大きな可能性があるかと認識している。将来的なビジネスチャンスにつながる可能性があるので、特に人材育成・人材交流の面で、インドネシアとの連携に関心がある。



ファーマーズショップ：六甲のめぐみ



弓削牧場にあるレストラン

5.1.6 和歌山県

(1) 要約

日本最大の半島である紀伊半島の西側に位置する。果物の栽培が非常に盛んであり、みかん、柿、梅は 2014 年度の収穫量全国第 1 位である¹²⁵。

¹²⁵ JA 和歌山県農ウェブサイト(2016) <<https://www.wk-kennoh.or.jp/agri/sugata/index.html>> 2016 年 10 月 4 日アクセス

(2) 県基礎情報



- 2014年時点で、面積は4,725 km²、人口は971,000人、人口密度は206人/km²である¹²⁶。
- 県庁所在地の和歌山市では、年間平均気温が16.2°C、年間降水量が約1,526 mmである¹²⁷。
- 2013年における県の歳入決算総額（都道府県財政）は5,979億円である¹²⁸。

(3) 県の農畜産業に関する情報

- 2014年の耕地面積は342 km²であり、うち216 km²（6割以上）が樹園地であることから果樹栽培が盛んであることがわかる¹²⁹。
- 和歌山県には紀の川市の「めっけもん広場」、橋本市の「やっちょん市場」など、優れたJA産直市場がある。

(4) インドネシアとの連携への関心

海外連携に対する基本的な姿勢は、成長しているアジア諸国と経済分野で実質的な連携をしていきたいというものであり、これまでに香港、台湾、ベトナム、インドと実績がある。その他、和歌山県では国際農業者交流協会を通じて外国人研修生の受け入れを行っており、毎年インドネシア研修生が来て、みかん栽培などを学んでいる。

5.1.7 高知県越知町

(1) 要約

高知県は、温暖な気候に恵まれており、施設園芸やユズなど柑橘類の生産および加工が盛んである。特に、ユズを中心とした柑橘類の生産と加工を核にした地域振興は、地域おこしの成功事例として全国的に注目を集めている。

¹²⁶ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016年8月14日アクセス

¹²⁷ Climate Org ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016年10月4日アクセス

¹²⁸ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016年8月14日アクセス

¹²⁹ JA 和歌山県農ウェブサイト(2016) <<https://www.wk-kennoh.or.jp/agri/sugata/index.html>> 2016年10月4日アクセス

(2) 県基礎情報

- 高知県は、日本の南部の島である四国の南側に位置し、太平洋に面している。
- 2014年時点で、面積は7,104 km²、人口は738,000人、人口密度は104人/km²である¹³⁰。
- 県庁所在地の高知市では、年間平均気温が16.9°C、年間降水量がおよそ2,470 mmである¹³¹。
- 2013年における県の歳入決算総額（都道府県財政）は4,682億円である¹³²。

(3) 県の農畜産業に関する情報

- 温暖で冬場の日照時間が長いという恵まれた気象条件と、海岸部から山間部まで変化に富んだ自然条件を有している¹³³。
- 平野部を中心に収益性の高い園芸農業が発展し、県農業の牽引役になっている。山間部では、夏期の冷涼さを活かした園芸農業、肉用牛の生産などが行われている¹³⁴。農業産出額は930億円で、そのうち、野菜が58%を占めている。高知県は野菜の割合が高く、野菜の中でも施設園芸の占める割合が高いことから「園芸王国」と呼ばれている¹³⁵。
- ユズは、日本一の収穫高を誇る。1860年代に中岡慎太郎が村内に自生していた柚子に目をつけ、農民に奨励した。ユズ栽培はなかなか広まらなかったが、1965年ごろから栽培が本格化した。県内の多くの農家がユズ加工に取り組むとともに、ユズが特産品になっている。
- ユズ以外にも、土佐文旦をはじめ四万十ぶしゅかんなど、柑橘類の生産で有名である¹³⁶。
- なすやみょうが、ししとうなど、薬味になる作物が収穫高日本一である。昨今では、土佐あかうしや土佐ジローなどのブランドで知られる畜産も有名になってきている¹³⁷。
- 温暖な気候を活かした早場米の産地であり、大半の田が8月には刈り入れを終わらせる。特に早い「とさびか」、「南国そだち」などの品種は、7月20日ごろに収穫できるものもあり、二期作を行う農家もいる¹³⁸。

¹³⁰ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016年8月14日アクセス

¹³¹ Climate Org ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016年8月14日アクセス

¹³² e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016年8月14日アクセス

¹³³ 高知家で暮らす。ウェブサイト(2016)

<<http://www.pref.kochi.lg.jp/~chiiki/iju/shoukai/munic/ochicho.shtml>> 2016年8月14日アクセス

¹³⁴ 高知家で暮らす。ウェブサイト(2016)

<<http://www.pref.kochi.lg.jp/~chiiki/iju/shoukai/munic/ochicho.shtml>> 2016年8月14日アクセス

¹³⁵ 高知県の地産地消 (2013) 農林水産省中国四国農政局高知地域センター

¹³⁶ 高知家で暮らす。ウェブサイト(2016)

<<http://www.pref.kochi.lg.jp/~chiiki/iju/shoukai/munic/ochicho.shtml>> 2016年8月14日アクセス

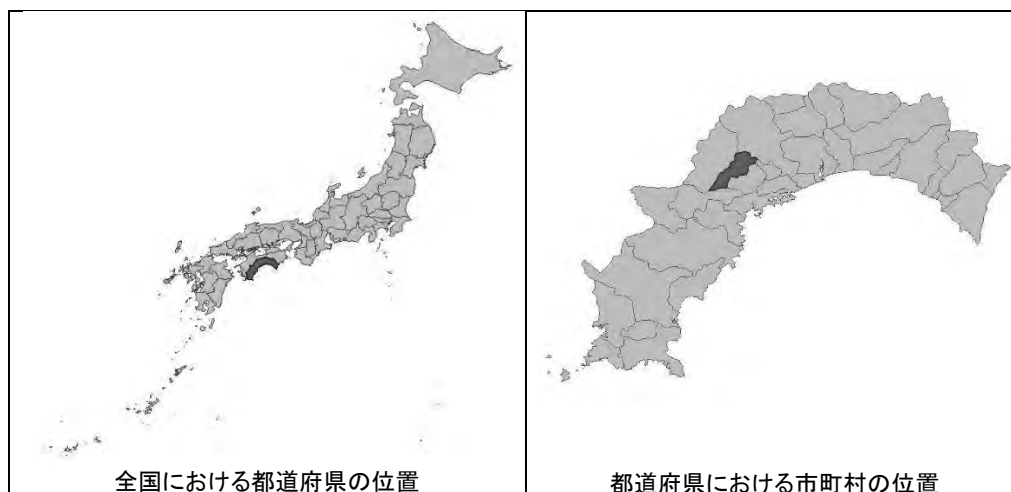
¹³⁷ 高知家で暮らす。ウェブサイト(2016)

<<http://www.pref.kochi.lg.jp/~chiiki/iju/shoukai/munic/ochicho.shtml>> 2016年8月14日アクセス

¹³⁸ 高知家で暮らす。ウェブサイト(2016)

<<http://www.pref.kochi.lg.jp/~chiiki/iju/shoukai/munic/ochicho.shtml>> 2016年8月14日アクセス

(4) 町基礎情報



- 越知町は、高知県中央部に位置している。四国の屋根、石鎚山系の山々に囲まれ、清流仁淀川の波光のきらめきが明るい自然豊かな町である¹³⁹。
- 面積は 112 km² (2014 年)、人口は 6,374 人 (2010 年)、人口密度は 57 人/km² である¹⁴⁰。
- 2013 年における町の歳入決算総額 (都道府県財政) は 57 億円である¹⁴¹。
- 町の花になっているコスモスの名所「宮の前公園」では、毎年コスモスまつりが行われ、多くの観光客が訪れる¹⁴²。
- 水質日本一の清流仁淀川は、カヌー、ラフティング、キャンプなどアウトドアを満喫できる人気スポットになっている¹⁴³。

(5) 町の農畜産業に関する情報

- ショウガ、ピーマンなどの露地野菜の他、新高梨、ブンタンなどを生産する農業が中心で、香り高いお茶が知られている¹⁴⁴。
- 町内にある株式会社岡林農園 (本調査参加の企業) は、2016 年 10 月 17 日に農林水産省「ディスカバー農山漁村の宝」(第 3 回選定) に選定されるなど、農山漁村活性化の優良事例ならびに 6 次産業化のトップランナー企業として知られている。

(6) インドネシアとの連携への関心

柑橘類の加工やそれを核にした地域おこしに関し、インドネシアとの連携に関心を示している。

¹³⁹ 越知町ウェブサイト(2016) <<http://www.town.ochi.kochi.jp/>> 2016 年 8 月 14 日アクセス

¹⁴⁰ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016 年 8 月 14 日アクセス

¹⁴¹ e-Stat ウェブサイト (2016) <<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>> 2016 年 8 月 14 日アクセス

¹⁴² 越知町ウェブサイト(2016) <<http://www.town.ochi.kochi.jp/>> 2016 年 8 月 14 日アクセス

¹⁴³ 越知町ウェブサイト(2016) <<http://www.town.ochi.kochi.jp/>> 2016 年 8 月 14 日アクセス

¹⁴⁴ 高知家で暮らす。ウェブサイト(2016)

<<http://www.pref.kochi.lg.jp/~chiiki/iju/shoukai/munic/ochicho.shtml>> 2016 年 8 月 14 日アクセス



株式会社岡林農園での柑橘類栽培



株式会社岡林農園の柑橘類加工製品

5.2 インドネシア側自治体

5.2.1 北スラウェシ州トモホン市

(1) 要約

スラウェシ島北端、北スラウェシ州の州都マナドから車で1時間弱、標高800~1,100mの高原地帯に立地している。人口の9割以上がキリスト教徒（ほとんどがプロテスタント）で、地元ミナハサ族のハートランド的存在である。冷涼な気候の高原避暑地であり、高原野菜や菊を代表とする花の産地としても有名である。富士山に似た形のロコン山、マハウ山等の火山が美しく、トレッキング、温泉地帯、リノウ湖やトンダノ湖、多くの滝等、観光資源に恵まれている。近年、ダイビングで有名なブナケン島を抱える北スラウェシ州の観光振興が州政府や民間企業を通じて活発であり、海の観光がブナケン島であるならば、山の観光はトモホン市として、一層観光客誘致を進められる可能性を秘めている。

(2) 州基礎情報

- 北スラウェシ州は、インドネシア東部にあるスラウェシ島北部に位置する。
- 2014年時点の面積は、15,273 km²、2014年の人口は2,387,000人、人口密度は156人/km²である¹⁴⁵。
- 州都のマナド市は、年間平均気温が26.6°C、年間降水量がおよそ2,780 mmである¹⁴⁶。
- 2009年における北スラウェシ州の農村地域貧困率は約12%であり、全国平均の約17%より低い。比較対象となっている32州・地域の中では、22番目の高さである¹⁴⁷。
- 2013年時点において、北スラウェシ州5歳未満児の成長阻害割合は34.8%（全国平均は37.2%）、低体重割合は16.5%（全国平均は19.6%）、消耗症割合は9.9%（全国平均は12.1%）であり、いずれも全国平均を下回っている¹⁴⁸。

¹⁴⁵ BPS-Statistics of Sulawesi Utara Province (2015) Sulawesi Utara Dalam Angka 2015

¹⁴⁶ Climate Org ウェブサイト (2016 <<http://ja.climate-data.org/>> 2016年6月18日アクセス)

¹⁴⁷ Cervantes-Godoy and Dewbre (2010) Economic Importance of Agriculture for Sustainable Development and Poverty Reduction: Findings from a Case Study of Indonesia

¹⁴⁸ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

(3) 州の農畜産業に関する情報

- 2013年に、北スラウェシ州の公式または非公式経済部門に雇用されている労働者のうち農林水産業労働者が占める割合は約34%である。この数値は、全国平均の40.8%より低い¹⁴⁹。
- コメ、トウモロコシ、ダイズ、サトウキビ、オイルパーム、肉類、ラッカセイ、野菜、果実といったインドネシアの主要農畜産物のうち、北スラウェシ州の州別市場占有率が高い産品はない¹⁵⁰。
- 北スラウェシ州の主要な農畜産物輸出は、ココナッツオイル原油、ココナッツ関連製品、加工肉製品、果実、チョウジ、ナツメグである。産品は特定されていないが、農園作物に対する投資の機会が高いとされている¹⁵¹

(4) 市基礎情報



- トモホン市はスラウェシ島北端、北スラウェシ州の州都マナドから車で1時間弱、標高800～1,100mの高原地帯に立地している。
- 面積は147.21 km²、2014年の人口は98,686人、人口密度は670人/km²である¹⁵²。
- 2015年の県の歳入は5,450億ルピアである¹⁵³。

(5) 市の農畜産業に関する情報

- 農地面積（水田、畑、農園面積の合計）は約8,747 haで、全面積の59.4%を占める。
- 主な食用作物はコメ、トウモロコシなどである。
- 主な園芸作物：キャベツ、キュウリ、トウガラシ、ニンジンなどである。高地である強みを活かし、キャベツなどの高原野菜を栽培している。トモホン市の野菜は、品質が良いとのことである。主な出荷先は、マナドだが、パプアやマルクなど高原野菜の生産が難しい

¹⁴⁹ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

¹⁵⁰ Prof. Dr. Bustanul Arifin (2014) The State of Indonesia's Food Security

¹⁵¹ Global Business Guide ウェブサイト <<http://www.gbgingonesia.com/>> 2016年6月18日アクセス

¹⁵² BPS-Statistics of Tomohon City (2015) Tomohon Dalam Angka 2015

¹⁵³ BPS-Statistics of Tomohon City (2015) Tomohon Dalam Angka 2015

スラウェシ島外の地域にも出荷している。

- 主な商品作物はキク、バラ、ランなどの切り花である。花卉栽培に関する農家グループが50ほど存在する。各グループは、3-10人のメンバーで構成されている。
- 主な畜産物は豚、卵用鶏、ブロイラーなどである。
- 卵用鶏では、30人の従業員で60,000羽を飼育し、毎日卵30,000個を出荷しているような農家はいくつかある。トモホン近辺では鳥インフルエンザが発生したことがなく、黄身の色が濃いことから、トモホンの鶏卵は人気があるとのことである。主な出荷先は、トモホン市内、マナド、その他スラウェシ島外である。

(6) 農畜産加工の現状

- 農産加工は、ほとんど行われていない。バナナチップがある程度である。このほか、芋チップ、パソ（肉団子）、鯉の燻製、ミルクチップなどがある。
- 過去にニンジンとパイナップルのジュース加工に取り組んだ中小企業があるが、保存がうまくいかなかった。
- 農業局は、将来的にはトモホン市に特有の Pakoba (eugenia sp) という果物をジュースなどに加工したいという希望を持っている。
- 地熱発電所の蒸気を利用し、Aren (サトウヤシ) の樹液から砂糖 (ブラウンシュガー) を作り輸出している工場がある。
- 近隣のミナハサ県カワンコアンは「落花生の町」として有名であり、トモホン市内でも落花生スナック (Kacang Shanghai) の加工が一部行われている。

(7) 観光

- 農畜産開発を観光振興と密接に結びつける意識が強い。高原野菜栽培と美しい景色、水田と田んぼ体験など。農畜産業におけるオーガニック志向も強い。
- 「花の町」を自称している。毎年8月にトモホン国際フラワーフェスティバルが開催される (2016年の開催日は8月8-13日)、国内外から観光客が訪れる。付近には、富士山型の7つの山々、7つの湖、7つの滝があり、観光資源に恵まれている。しかし土産物となるような特産品がない。2008年までは、不足する花をジャワからの購入で補っていたが、現在は地元産の花のみで車を飾り立て、パレードを行っている。パレードには、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、中国、日本などが参加している。フラワーフェスティバル時には、多くの観光客がトモホンもしくはマナドに宿泊する。
- 2015年には、市農業局によって、敷地面積2haの市営観光農園 (Show Window と命名されている) が、トモホン市内に設立された。同園は、観光客にトモホンの花卉生産を紹介し、さらなる観光客を誘致することが本来の目的であったが、現時点では観光面ではあまり機能していない。現在主要な活動となっているのは、花卉類に関する種苗配布と農家を

対象にした花卉栽培の技術研修である。市農業局は、同園を 10ha にまで拡大し、観光面の活動を強化することを計画している。

- 由布院をモデルとした環境配慮型観光を推進するホテル経営者が存在。花園と一体化したホテルを経営し、市長とも近い関係を持つ。
- 組立式の高床式住宅の組立・販売を行う事業者の集落（ウォロアン（Woloan）村）がある。
- 滝、トレッキング、高台の展望台、温泉地帯等、観光資源に恵まれているが、滝への道が通行不能であったり、トレッキングルートが観光客には分かりにくかったり等、一層観光客を誘致するためには課題がある。
- 今年、中国の複数都市とマナドのチャーター便が開始され、中国人観光客が急増している。

(8) 日本との連携への関心

日本との連携を通じて、道の駅の運営手法を学び、観光・農業振興につなげたい。



ロコン山と蓮の花



標高 1,000-1,100m のルルカン村展望台からは段々畑やマハウ山の美しい風景が広がる

5.2.2 東ロンボク県

(1) 要約

東ロンボク県はバリ島の東に位置するロンボク島の東部に位置し、ロンボク島全体の人口の約半分を占める。観光開発が進むロンボク島西部とは対照的に、農業や畜産が産業の中心である。リンジャニ山大カルデラの東部に位置するセンバルン郡は、標高 1,000 m を越える高原気候を活かした高原野菜栽培の適地であり、多種多様な野菜や果物が栽培される。同時に、リンジャニ登山の中継地でもあり、観光資源にも恵まれる。

(2) 州基礎情報

- 西ヌサトゥンガラ州は、インドネシア中央部に位置し、観光で有名なバリ島の東に位置する。

2014年時点の面積は20,153 km²、人口は4,774,000人、人口密度は237人/km²である¹⁵⁴。

- 州都のマタラム市は、年間平均気温が26.1°C、年間降水量がおよそ1,782 mmである¹⁵⁵。
- 2009年における西ヌサトゥンガラ州の農村地域貧困率は約18%であり、全国平均の約17%より高い。比較対象となっている32州・地域の中では、13番目の高さである¹⁵⁶。
- 2013年時点において、西ヌサトゥンガラ州5歳未満児の成長阻害割合は45.3%（全国平均は37.2%）、低体重割合は25.7%（全国平均は19.6%）、消耗症割合は11.9%（全国平均は12.1%）であり、成長阻害割合と低体重割合が全国平均を上回っている¹⁵⁷。

(3) 州の農畜産業に関する情報

- 2013年時点において、西ヌサトゥンガラ州の公式または非公式経済部門に雇用されている労働者のうち、農林水産業労働者が占める割合は、約45%である。この数値は全国平均の40.8%より高い¹⁵⁸。
- コメ、トウモロコシ、ダイズ、サトウキビ、オイルパーム、肉類、ラッカセイ、野菜、果実といったインドネシアの主要農畜産物のうち、西ヌサトゥンガラ州の州別市場占有率が高いのは、ラッカセイ（占有率3%以上）である¹⁵⁹。
- 西ヌサトゥンガラ州の主要な農畜産輸出品は、コムギである。産品は特定されていないが、農業・畜産全般に対する投資の機会が高いとされている¹⁶⁰。

(4) 東ロンボク県基礎情報¹⁶¹



- 東ロンボク県は西ヌサトゥンガラ州にあるロンボク島の東部に位置する。

¹⁵⁴ BPS-Statistics of Nusa Tenggara Barat Province (2015) Nusa Tenggara Barat Dalam Angka 2015

¹⁵⁵ Climate Org ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016年6月18日アクセス

¹⁵⁶ Cervantes-Godoy and Dewbre (2010) Economic Importance of Agriculture for Sustainable Development and Poverty Reduction: Findings from a Case Study of Indonesia

¹⁵⁷ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015.

¹⁵⁸ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015.

¹⁵⁹ Prof. Dr. Bustanul Arifin (2014) The State of Indonesia's Food Security

¹⁶⁰ Global Business Guide ウェブサイト <<http://www.gbgindonesia.com/>> 2016年6月18日アクセス

¹⁶¹ 本節の人口、面積、歳入等の情報は Lombok Timur Dalam Angka 2014 からの情報である。

- 面積は 1,605.55 km²、2014 年の人口は 1,153,773 人、人口密度は 719 人/km²である。
- 県の歳入総額は 1 兆 6,938 億ルピアである。

(5) 東ロンボク県の農畜産業に関する情報

- 東ロンボク県の農地面積（水田、畑、農園面積の合計）は約 76,699 ha で、全面積の 47.8 % を占める。
- 主な農畜産品は、以下に示すとおりである。
 食用作物：コメ、トウモロコシ、キャッサバなど
 園芸作物：トウガラシ、トマト、ジャガイモ、ニンニク、赤わけぎ、ナス、キュウリ、白菜、マンゴー、パパイヤ、パイナップル、ジャックフルーツ、スイカなど
 商品作物：葉タバコ、ココナッツなど
 畜産物：肉牛、山羊、肉用地鶏、ブロイラーなど
- 海岸からリンジャニ山麓まで、標高差を活かした農業や畜産を展開可能である。なお、リンジャニ山周辺はユネスコによる世界ジオパーク候補となっており、2016 年現在、審査中である。
- 海岸付近は降雨量が少なく乾燥するため、葉タバコの栽培に最適である。東ロンボク県は州最大の葉タバコ生産地だが、需要減で葉タバコ栽培は停滞している。
- 東ロンボク県はバリ牛の牧牛・種牛生産が盛んで、県内で約 12 万 3,000 頭が飼育されている。ジャカルタなどへ生牛のまま送られ、他の国産牛よりも高価で取引される。JICA は 2006～2011 年に「東部インドネシア地域資源に立脚した肉牛開発計画プロジェクト」を実施した。

(6) センバルン郡に関する情報

- リンジャニ山麓のセンバルン郡は、面積が 217 km²、人口が 19,577 人（2014 年）、人口密度は 90 人/km²である。郡内 6 村の各中心部の標高は 390～1,180m、最高峰はリンジャニ山頂の 3,726m。年間降水量 1,752 mm は県内で有数の降水量である¹⁶²。
- ジャガイモ、トウガラシ、ニンニク、キャベツ、ニンジン、レタス、トマト、葉ネギなど、あらゆる種類の高原野菜のほか、イチゴ、オレンジ、メロンなどの果物、アラビカコーヒーやカカオなどの換金作物も栽培している。土壌に病原菌がない野菜栽培の適地と認められている。
- かつてシンガポール資本による輸出向け野菜工場があったが、すでに撤退し、その一部が野菜・花卉栽培に利用されている。ここで栽培されるメロンはジャカルタ近郊のイオンモールで販売されている。また、ジャガイモやトウガラシは食品大手インドフードとの契約栽培を行っている。
- バリ牛の牧牛は県内では牛舎飼いが一般的だが、センバルン郡では放牧し、肉質が牛舎飼

¹⁶² Lombok Timur Dalam Angka 2014。

いより良いと評価されている。

- センバルン郡はリンジャニ山へのトレッキング観光の入口だが、宿泊施設が限られ、テント泊または日帰りとなる。また、山麓には県立ロンボク植物園を 2018 年に開園予定である。

(7) 農畜産加工の現状

- センバルン郡では近年、アラビカコーヒーの生産・加工が始まっており、販売店の開拓が課題となっている。
- センバルン郡では、高原野菜の大半は生鮮のまま県都セロンなどへ出荷されるが、一部で加工への動きが見られる。ニンジン、イチゴ、ジャガイモなどを使った野菜スナックの加工が試行されているほか、黒ニンニクも試作されている。これら加工品の販路開拓が次の課題となる。

(8) 日本との連携への関心

東ロンボク県としては、高原地帯にあるセンバルン郡を主とした、農業と観光を結びつける形での地域振興に関する連携を希望している。



ジオパーク記念展望台から眺めた
センバルン郡の盆地



リンジャニ山を臨むセンバルン郡の野菜栽培

5.2.3 東ジャワ州マラン市

(1) 要約

人口 85 万人の高原都市マラン市は、温暖で住みやすい気候の町であり、周辺農村地帯から入ってくる農産品の加工と売買の中心地でもある。有機認証やファーマーズマーケットなど農業面での先進的な取組みが行われているほか、輸出能力を持つ果物加工業者が現れている。

(2) 州基礎情報

- 東ジャワ州は、インドネシア中西部に位置し、ジャワ島の東部に位置する。
- 2014 年時点で、面積は 47,995km²、2014 年の人口は 38,610,000 人、人口密度は 804 人/km²で

ある¹⁶³。

- 州都のスラバヤ市は、年間平均気温が 27.1°C、年間降水量がおよそ 1,679 mm である¹⁶⁴。
- 2009 年における東ジャワ州の農村地域貧困率は約 21% であり、全国平均の約 17% より高い。比較対象となっている 32 州・地域の中では、11 番目の高さである¹⁶⁵。
- 2013 年時点において、東ジャワ州 5 歳未満児の成長阻害割合は 35.8% (全国平均は 37.2%)、低体重割合は 19.1% (全国平均は 19.6%)、消耗症割合は 11.4% (全国平均は 12.1%) であり、いずれも全国平均を下回っている¹⁶⁶。

(3) 州の農畜産業に関する情報

- 2013 年に東ジャワ州の公式または非公式経済部門に雇用されている労働者のうち、農林水産業労働者が占める割合は、約 38% である。この数値は、全国平均の 40.8% より低い¹⁶⁷。
- コメ、トウモロコシ、ダイズ、サトウキビ、オイルパーム、肉類、ラッカセイ、野菜、果実といったインドネシアの主要農畜産物のうち、東ジャワ州の州別市場占有率が高いのは、サトウキビ (占有率 44.1% で第 1 位)、ダイズ (占有率 37.9% で第 1 位)、トウモロコシ (占有率 36.0% で第 1 位)、ラッカセイ (占有率 24.4% で第 1 位)、果実 (占有率 21.1% で第 2 位)、コメ (占有率 17.8% で第 2 位)、肉類 (占有率 15.6% で第 2 位)、野菜 (占有率 9.6% で第 4 位) である¹⁶⁸。
- 東ジャワ州の主要な農畜産輸出品は、加工肉類、パーム油である。投資の機会が高い農畜産品は、特定されていない¹⁶⁹。

(4) マラン市基礎情報



¹⁶³ BPS-Statistics of Jawa Timur Province (2015) Jawa Timur Dalam Angka 2015

¹⁶⁴ Climate Org ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016 年 6 月 18 日アクセス

¹⁶⁵ Cervantes-Godoy and Dewbre (2010) Economic Importance of Agriculture for Sustainable Development and Poverty Reduction: Findings from a Case Study of Indonesia

¹⁶⁶ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

¹⁶⁷ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

¹⁶⁸ Prof. Dr. Bustanul Arifin (2014) The State of Indonesia's Food Security

¹⁶⁹ Global Business Guide ウェブサイト <<http://www.gbgingonesia.com/>> 2016 年 6 月 18 日アクセス

- マラン市は東ジャワ州の中央部に位置し、ジャカルタからの直行航空便で約1時間半、スラバヤからは車で2時間半である。
- 面積は252.1 km²、2014年の人口は857,891人、人口密度は3,403人/km²である¹⁷⁰。
- 2014年の市の歳入は、1兆7,649億ルピアである¹⁷¹。

(5) 市の農畜産業に関する情報

- 農地面積（水田、畑、農園面積の合計）は約1,609 haで、全面積の6.4%を占める¹⁷²。
- 主な農畜産品は、以下に示すとおりである。
 食用作物：コメ、キャッサバなど
 園芸作物：マッシュルーム、マンゴーなど
 商品作物：サトウキビなど
 畜産物：肉牛など
- 落ち着いた高原都市であり、隣のバトゥ市とともに州内観光の中心地である。バトゥ市、マラン県とともに「大マラン圏」(Malang Raya) という名の連携体を形成しており、マラン市はその調整役を果たしている。
- マラン市の農業規模は小さいが、市内に流通する全農産品の有機認証化を進めている。市内の農家だけでは供給不足なので、市内の農家と大マラン圏内の他農家との連携を進め、他農家にも農産品の有機認証化を求めている。同市では定期的に、農家が価格を決めて農産品を販売するファーマーズマーケットを開設している。

(6) 農畜産加工の現状

- 同市には州内有数の果物市場があり、大マラン圏内や州内だけでなく、隣の中ジャワ州などからも多種多様な果物が入荷する。この市場の存在により、同市は果物加工の中心地となっている。市内にはHACCP (Hazard Analysis & Critical Control Point) 認証を取得し、輸出入も手がける果物加工民間企業があり、この企業は大マラン圏内の果物農家や中小企業に対する指導的役割も果たしている。
- マラン市には約20社の食品加工中小企業が存在し、新製品の開発競争も見られる。農産品加工の主力は果物や野菜を真空フライ機で揚げるチップで、パパイヤ、サラック、ジャックフルーツ、リンゴ、紫芋など多種類のチップが商品開発され、販売されている。また、近年、アップルパイやアップル・ストゥルーデル（リンゴ餡を挟んだ多層パイ構造のお菓子）の製造販売を手がける新規参入企業が相次ぎ、販売競争が激しくなっている。これらのほか、ジャム、ゼリー、饅頭、ドドール（羊かんの一種）など、農産品加工食品の様々な新製品が次々に生まれては消えている。
- マラン市は隣接のバトゥ市とともに東ジャワ州有数の観光地でもあり、農産品加工品の多く

¹⁷⁰ BPS Kota Malang (2015) Kota Malang Dalam Angka 2015

¹⁷¹ BPS Kota Malang (2015) Kota Malang Dalam Angka 2015

¹⁷² BPS Provinsi Jawa Timur (2015) Jawa Timur Dalam Angka 2015

が土産物屋の店頭に並ぶ。スラバヤへ続く幹線沿いには、多数の土産物屋があり、その数と規模が増加している。

(7) 日本との連携への関心

果物など農産品加工の中心地として、日本の技術導入に関心がある。また、果物加工品の輸出先としての日本に期待している。



マラン市内の野菜・果物市場



果物加工食品を製造直売する
マラン市内の土産物店

5.2.4 東ジャワ州バトゥ市

(1) 要約

東ジャワ州中央部、マラン市に隣接した高原地帯に位置する。高原野菜やリンゴなどの果樹の栽培先進地であるとともに、多くの観光スポットを持つ全国有数な観光地でもある。観光が刺激となって、加工や販売へ向かう農民グループも現れており、インドネシアにおいて6次産業化が進み始めた場所でもある。

(2) 州基礎情報

東ジャワ州の基礎情報は、5.2.3 節に示したとおりである。

(3) 州の農畜産業に関する情報

東ジャワ州の農畜産業に関する情報は、5.2.3 節に示したとおりである。

(4) 市基礎情報



- バトゥ市は東ジャワ州の中央部、冷涼な高原地帯に位置する。
- 面積は 199.09 km²、2014 年の人口は 182,392 人、人口密度は 916 人/km²である¹⁷³。
- 市の歳入は、7,015 億ルピアである¹⁷⁴。

(5) 市の農畜産業に関する情報

- 農地面積（水田、畑、農園面積の合計）は約 3,323 ha で、全面積の 16.7 %を占める¹⁷⁵。
- 主な農畜産品は、以下に示すとおりである。
食用作物：コメ、トウモロコシ、甘藷など
園芸作物：高原野菜全般、マッシュルーム、リンゴ、オレンジ、アボガド、グアバなど
商品作物：特になし
畜産物：乳牛など
- 同市は「リンゴの町」と自称し、国内で本格的にリンゴを生産する数少ない場所である。2015 年のバトゥ市のリンゴ生産は 7 万 843 トンで、全国生産の約 30%を占める¹⁷⁶。リンゴのほとんどは農家による観光農園か加工用であり、生食用の出荷は限定的である。このため国内では中国、米国、オーストラリアなどからの輸入リンゴに押され続けている。
- 付近には複数のテーマパークが存在し、リンゴなどの観光農園や付近に温泉もあり、州内一の観光地となっている。
- 高地という特色を活かし、様々な高原野菜や花卉の栽培が盛んで、アルジュナ・フローラ社など日本への花卉輸出実績を持つ企業も存在する。
- 同市には農業省柑橘類・亜熱帯果樹研究センター（ICSFRI）があり、全国の柑橘類に関する研究開発が行われ、新品種開発が進められている。

¹⁷³ BPS Kota Batu (2015) Kota Batu Dalam Angka Tahun 2015

¹⁷⁴ BPS Kota Batu (2015) Kota Batu Dalam Angka Tahun 2015

¹⁷⁵ BPS Provinsi Jawa Timur (2015) Jawa Timur Dalam Angka 2015

¹⁷⁶ BPS (2015) Statistik Tanaman Sayuran dan Buah-buahan Semusim Indonesia 2015（2015 年インドネシア単年作野菜・果物作付統計）、および BPS Kota Batu (2015) Kota Batu Dalam Angka 2015 のリンゴ生産量に基づき計算。

(6) 農畜産加工の現状

- 観光から刺激を受けて、生産＝加工＝販売の6次産業化を手がける農民グループがすでに現れている。市政府も農民グループや中小企業への支援体制を整えている。有機認証や栽培指導も積極的に行われている。
- リンゴは、チップ、ジュース、アップルサイダー、ビネガー、ドドール（羊かんの一種）などに加工されるほか、アップルパイやアップル・ストゥルーデルの中身の餡として加工されている。リンゴ以外にも、マッシュルームの加工食品・冷凍食品（コロッケ、ステーキなど）、ヤムイモを使ったパン製造、アロエベラを使った飲料など、様々な農産品加工が行われている。
- マラン市と同様バトゥ市でも、観光の影響を受けて、様々な土産品が開発されている。バトゥ市の特色は、観光が農業経営者や農民グループを刺激し、彼らが生産・加工・販売を担う6次産業化を志向していることである。もっとも、品質面やパッケージ面での課題が残る。

(7) 日本との連携への関心

安全・安心な農産物の6次産業化（生産、加工、流通）の促進、および農民グループおよびその連合体の組織強化に関して、日本との連携を図りたい。



加工用リンゴ



リンゴなどの果物加工製品

5.2.5 中ジャワ州スマラン市

(1) 要約

中ジャワ州は、インドネシア中西部に位置し首都ジャカルタを擁するジャワ島の中央部に位置する。2010年時点の面積は32,544 km²、2014年の人口は33,523,000人、人口密度は1,030人/km²である¹⁷⁷。

¹⁷⁷ BPS-Statistics of Jawa Tengah Province (2015) Jawa Tengah Dalam Angka 2015

(2) 州基礎情報

- 2009年における中ジャワ州の農村地域貧困率は20%弱であり、全国平均の約17%より高い。比較対象となっている32州・地域の中では、12番目の高さである¹⁷⁸。
- 2013年時点において、中ジャワ州5歳未満児の成長阻害割合は36.8%（全国平均は37.2%）、低体重割合は17.6%（全国平均は19.6%）、消耗症割合は11.1%（全国平均は12.1%）であり、いずれも全国平均を下回っている¹⁷⁹。
- 2013年中ジャワ州の公式または非公式経済部門に雇用されている労働者のうち、農林水産業労働者が占める割合は、約31%である。この数値は、全国平均の40.8%より低い¹⁸⁰。

(3) 州の農畜産業に関する情報

- コメ、トウモロコシ、ダイズ、サトウキビ、オイルパーム、肉類、ラッカセイ、野菜、果実といったインドネシアの主要農畜産物のうち、中ジャワ州の州別市場占有率が高いのは、ラッカセイ（占有率21.7%で第2位）、ダイズ（占有率20.1%で第2位）、トウモロコシ（占有率17.7%で第2位）、コメ（占有率16.3%で第3位）、野菜（占有率15.1%で第3位）、果実（占有率12.6%で第3位）、肉類（占有率12.0%で第3位）、サトウキビ（占有率7.5%で第3位）である¹⁸¹。
- 中ジャワ州では農畜産輸出品として著名な産品が無い。産品は特定されていないが、農業全般に対する投資の機会が高いとされている¹⁸²。

(4) 市基礎情報



- スマラン市は中ジャワ州の州都で、北海岸部に位置する。インドネシア五大都市の一つ。面積は373.67 km²、2014年の人口は1,584,068人、人口密度は4,239人/km²である¹⁸³。

¹⁷⁸ Cervantes-Godoy and Dewbre (2010) Economic Importance of Agriculture for Sustainable Development and Poverty Reduction: Findings from a Case Study of Indonesia

¹⁷⁹ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

¹⁸⁰ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

¹⁸¹ Prof. Dr. Bustanul Arifin (2014) The State of Indonesia's Food Security

¹⁸² Global Business Guide ウェブサイト <<http://www.gbgingonesia.com/>> 2016年6月18日アクセス

¹⁸³ BPS Kota Semarang (2015) Kota Semarang Dalam Angka Tahun 2015

- スマラン市は 16 の行政区画からなる。各地区の人口、農業者数、農地面積は下表のとおりである。農業は南部の Mijen、Gunungpati、Benyumanik、Tembalang において盛んである。
- 気候は年間降雨量 2,780mm で、降雨は 10 月から 3 月に集中する。

表 5.1 スマラン市の人口、農業者数、農地面積 (2014 年)

	郡名	人口 (人)	農業者 (人)	農業労働者 (人)	農業従事者 (人)	農地 (ha)	平均耕作地 (ha)
1	Mijen	59,425	4,000	5,873	9,873	2,835	0.29
2	Gunungpati	77,308	5,493		5,493	3,959	0.72
3	Banyumanik	131,330	2,483		2,483	1,146	0.46
4	Gajah Mungkur	63,594		25	25	3	0.12
5	Smg. Selatan	79,939			0		
6	Candisari	79,629			0	20	
7	Tembalang	154,692	538	444	982	1,117	1.14
8	Pedurungan	178,444	1,057	1,702	2,759	456	0.17
9	Genuk	95,211	6,635	3,018	9,653	619	0.06
10	Gayamsari	73,850	115		115	9	0.08
11	Smg. Timur	77,987			0		
12	Smg. Utara	128,110			0	13	
13	Smg. Tengah	70,317			0	5	
14	Smg. Barat	158,480	117	107	224	56	0.25
15	Tugu	31,592	780	2,438	3,218	546	0.17
16	Ngaliyan	124,160	5,722	4,926	10,648	1,347	0.13
	合計	1,584,068	26,940	18,533	45,473	12,132	0.27

(出所 : Kota Semarang Dalam Angka, Semarang City in Figure, 2015)

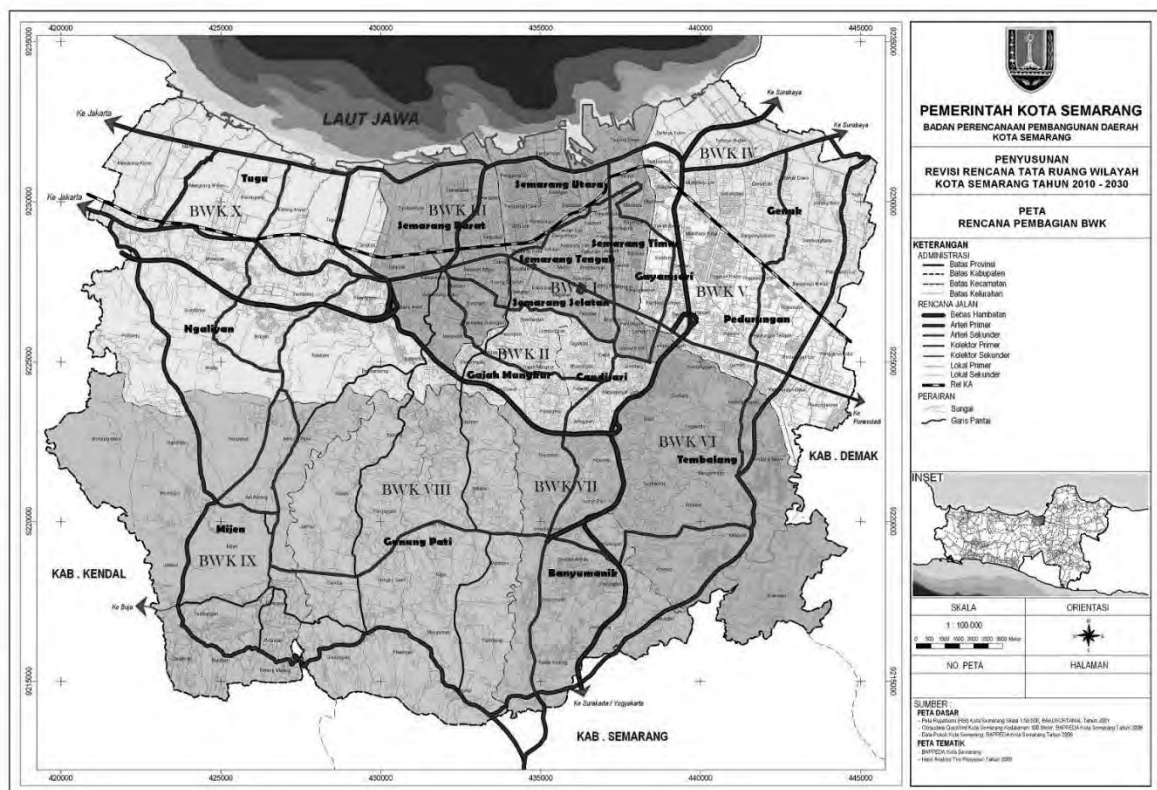


図 5.1 スマラン市の行政区画

(出所 : スマラン市)

(5) 市の農畜産業に関する情報

- スマラン市の主な産業は第三次産業である。GRDP は、商業（31%）、工業（27%）、建設業（15%）、サービス業（12%）と続き、農業は1%である。スマラン市の輸出は衣類が主であり、38万ドル（2014年）となっている。
- スマラン市の農地面積（水田、畑、農園面積の合計）は約9,068 haで、全面積の24.3%を占める。主な作物は表5.2および表5.3のとおりである。
- 主な農畜産物は、以下に示すとおりである。
食用作物：コメ、キャッサバなど
園芸作物：バナナ、ドリアン、ジャックフルーツなど
商品作物：サトウキビなど
畜産物：肉牛、乳牛、ブロイラーなど
- 食の街として有名であり、ルンピア（春巻）、ソト（肉スープ）、サテ・カンビン（ヤギの串焼き）などの庶民的なジャワ料理の本拠地であるとともに、中華料理の美味しさでも有名である。地元食材を活かした菓子づくりも市から奨励されている。食を活かした食べ歩き観光や、近郊農家でのドリアンなどを素材とした農園観光が盛んに行われている。
- 民間伝統治療薬ジャムウや丁子タバコの国内大手メーカーが同市または周辺に立地している。また、同市から西および東へ車で30分圏内に大規模な工業団地の造成が行われており、ジャカルタ周辺からの企業移転が今後本格化する可能性が高い。
- 中ジャワ州の州都で、ジャカルタやスラバヤと同等級の国際港を持つ港町である。市内には、オランダ植民地時代の古い建物が残っている。その一角のコタ・ラマ（Kota Lama）と呼ばれるオランダ植民地時代の町並みが街全体として残されている地域（図5.2参照）があり、ユネスコの世界遺産暫定リストに登録された。コタ・ラマでは、有志の民間グループがその歴史的景観の価値を重視して保全とそのカフェや美術館などへの有効活用をして、観光客を惹付けようという試みが行われている。既にいくつかの建築物がリノベーションされておしゃれなカフェや美術館として生まれ変わっており、若者達を惹付けている（写真参照）。
- 観光資源としては、コタ・ラマ、モスク、中国寺院、教会などの宗教施設がある。オランダの植民地時代の建築物は街の随所に見られる。外国人観光客も訪れ、ドイツ、オランダ、イタリアなどの欧州からも来る。これらの国からクルーズでスマラン港に停泊し、コタ・ラマを散策する観光客もいる。また、スマランの食を楽しみにくる国内観光客もいる。外食店は、シーフードレストラン、中華料理、高台の見晴らしの良いレストランなど多様である。
- スマラン市の農業は、スマランという市場向けに科学技術を用いた多様化、集約化に向かっている。作物としては、食用作物のコメよりも園芸作物が増加している。生産物は主に市場、トレーダー、店舗、外食店などに販売している。市の園芸局もこれらの近郊農業を振興している。市の農業普及センターでは、ランの種苗の栽培と販売、農家の生産したヤギのミルクなどの畜産加工品の直販などを行っている。また、市の経営する果樹園では、農家に果樹園を貸し出すとともに、そこでの直販も行っている（写真 P116-118 参照）。

- 水耕栽培を行っている企業（Crispy Farm）は、若い起業家が起業して2年目の企業である。ロメインレタス、サラダ菜などをレストランに卸している（写真 1-3 参照）。このような若い人の農業への参入が増えている。
- 農業観光の取組みも行われている。Desa Wisata と呼ばれる観光村を設置して、農村に観光客を受け入れており、教育目的で訪れる子どもや外国人がいる。その一つの Kandri 村は日本の円借款で建設した洪水対策の貯水池の周辺にある。貯水池が観光地として開発されつつあり、貯水池を訪れる観光客が立ち寄れる距離にある。
- スマラン市内には位置しないが、少し郊外には民間で観光園芸農園を経営している企業（Hortimart）もある。この観光農場は、主要通り沿いにあり、レストラン、果物の直売所、園芸用品などを整備しており、週末には 400-500 人の観光客が訪れている。会社の直営の 6 つの果樹園の他に、15 箇所の村の果樹の生産を支援している。自社の果樹園で試験し技術が確立されたものについて、村から有望な若者を招いて技術の研修を行っている。研修を終えてその技術を用いて、村で果樹栽培を行い、その必要な投入材などは援助している。生産物は、村民が独自で売っても、会社の直売所で販売してもよいこととなっている。

(6) 農畜産加工の現状

スマラン市の農村部での加工の状況は、地元素材を活かした各種チップ、各種もち菓子類、春巻き、薬草を活用した健康食品などである。農村の女性グループが加工に携わっている。

(7) 日本との連携への関心

食の都に関する連携を希望している。

表 5.2 スマラン市の主な作物と生産地区 (1) (単位：トン)

	郡名	水稲	陸稲	トウモロコシ	サツマイモ	キャッサバ	リョクトウ	ピーナッツ	三尺ササゲ	トウガラシ
1	Mijen	6,142	76	534	186	2,116		43	96	
2	Gunungpati	12,354		284	23	2,751		100		9
3	Banyumanik	1,202		214		946		63		135
4	Gajah Mungkur	0								
5	Smg. Selatan	0								
6	Candisari	0								
7	Tembalang	4,708	7	439		1,127	18	74	68	
8	Pedurungan	766		4						
9	Genuk	993		32		18		5		4
10	Gayamsari	85								
11	Smg. Timur	0								
12	Smg. Utara	0								
13	Smg. Tengah	0								
14	Smg. Barat	224	153			54				
15	Tugu	5,758		73		85		14		
16	Ngaliyan	5,046	913	1,162	81	2,221	117	175	10	8
	合計	37,278	1,149	2,742		9,318	135	474	174	156

(出所：Kota Semarang Dalam Angka 2015)

表 5.3 スマラン市の主な作物と生産地区 (2) (単位：トン)

	郡名	ナス	ケール	ホウレンソウ	マンゴー	ランブータン	ドリアン	バナナ	ジャックフルーツ	ショウガ
1	Mijen				110		6,000	66	14	4,000
2	Gunungpati				540	130,314	5,883	278,480	1,332	7,500
3	Banyumanik				13,700			380		
4	Gajah Mungkur				125	8		36	50	
5	Smg. Selatan				675	17		23	58	
6	Candisari				90	45	15	44		
7	Tembalang				6,190			16,830	155	10
8	Pedurungan				2,699			690		
9	Genuk	51			1,296			8,834	86	
10	Gayamsari				142			42		
11	Smg. Timur		70		55			25		
12	Smg. Utara				0			464		
13	Smg. Tengah				60			4		
14	Smg. Barat		32		1,237			20		
15	Tugu		86	49	3,771	52		694	15	
16	Ngalayan	5	2	1	0					6,500
	合計	56	190	50	30,690	130,436	11,898	306,632	1,710	18,010

(出所：Kota Semarang Dalam Angka 2015)



図 5.2 スマラン市街図

(出所：スマラン市観光地図)



図 5.3 コタ・ラマ (Kota Lama) 地区

(出所 : Oen's Semarang Foundation)



写真 1 水耕栽培農園：外食に卸している：右前方の女性が社長



写真 2：水耕栽培の有縁



写真 3：水耕栽培



写真 4：ランの苗を普及センターで栽培：苗を販売し蘭の花を振興



写真 5：市の農業普及センター



写真 6：農業普及センター



写真 7：果樹園でのファーマーズマーケット



写真 8：果樹園



写真 9：民間のハーブ園



写真 10：スマランの街：Simapang Lima



写真 11：スマランの街 Lawang Sewu：歴史的建造物が所々にある。



写真 12：Kota Lama：オランダ植民地時代の建物



写真 13 : Kota Lama : オランダ植民地時代の建物



写真 14 : Kota Lama : オランダ植民地時代の物を売る骨董品店



写真 15 : Kota Lama : オランダ植民地時代の町並み



写真 16 : Kota Lama : オランダ植民地時代の町並み



写真 17 : Kota Lama : オランダ植民地時代の駅舎



写真 18 Kota Lama : 放置された建造物



写真 19 : Kota Lama : 放置された建物



写真 20 : Kota Lama : カフェとして再生された建物



写真 21 : Kota Lama : カフェとして再生された建物



写真 22 : Kota Lama の街並み



写真 23 : Kota Lama の街並み



写真 24 : Kota Lama : 美術館として再生された建物



写真 25：観光村（Desa Wisata）の一つである Kandri 村



写真 26：Kandri 村



写真 27：Kandri 村



写真 28：民間観光農園の Hortimart



写真 29：Hortimart のレストラン



写真 30：Hortimart の果樹園



写真 31：Hortimart の果樹園を巡る電気自動車



写真 32：Hortimart のショップ



写真 33：夜景を臨むレストラン

5.2.6 西ジャワ州インDRAMU県

(1) 要約

インドネシア・ジャワ島の穀倉地帯の一角を成す米作の中心地である。同時に、赤い皮色のグドゥン・ギンチュ種マンゴーの特産地としても知られている。インDRAMU産マンゴーは、ジャカルタの高級スーパーマーケットでも、産地名が表示された上で販売されている。

(2) 州基礎情報

- 西ジャワ州は、インドネシアの中西部で、首都ジャカルタを擁するジャワ島西部に位置する。
- 2014年時点で、面積は 35,378 km²、人口は 46,030,000 人、人口密度は 1,301 人/km²である¹⁸⁴。
- 高原地帯に位置する州都のバンドン市は、年間平均気温が 23.3°C、年間降水量が 2,164 mm である¹⁸⁵。

¹⁸⁴ BPS Provinsi Jawa Barat (2015) Jawa Barat Dalam Angka 2015

¹⁸⁵ Climate Org ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016年6月18日アクセス

- 2009 年における西ジャワ州の農村地域貧困率は約 14.5%であり、全国平均の約 17%より低い。比較対象となっている 32 州・地域の中では、18 番目の高さである¹⁸⁶。
- 2013 年時点において、西ジャワ州 5 歳未満児の成長阻害割合は 35.3%（全国平均は 37.2%）、低体重割合は 15.7%（全国平均は 19.6%）、消耗症割合は 10.9%（全国平均は 12.1%）であり、いずれも全国平均を下回っている¹⁸⁷。

(3) 州の農畜産業に関する情報

- 2013 年に、西ジャワ州の公式または非公式経済部門に雇用されている労働者のうち、農林水産業労働者が占める割合は、約 20%である。この数値は、全国平均の 40.8%より低い¹⁸⁸。
- コメ、トウモロコシ、ダイズ、サトウキビ、オイルパーム、肉類、ラッカセイ、野菜、果実といったインドネシアの主要農畜産物のうち、西ジャワ州の州別市場占有率が高いのは、野菜（占有率 36.6%で第 1 位）、果実（占有率 26.9%で第 1 位）、肉類（占有率 21.1%で第 1 位）、コメ（占有率 20.7%で第 1 位¹⁸⁹）、ラッカセイ（占有率 14.8%で第 3 位）、ダイズ（占有率 5.4%で第 4 位）、サトウキビ（占有率 4.2%で第 4 位）、トウモロコシ（占有率 4%以上）、である¹⁹⁰。
- 西ジャワ州の主要な農畜産輸出品は、ゴムおよびゴム製品である。投資の機会が高い農畜産品は、特定されていない¹⁹¹。

(4) 県基礎情報



- 西ジャワ州の北海岸部に位置する。
- 面積は 2,099 km²、2014 年の人口は 1,708,551 人、人口密度は 814 人/km²である¹⁹²。

¹⁸⁶ Cervantes-Godoy and Dewbre (2010) Economic Importance of Agriculture for Sustainable Development and Poverty Reduction: Findings from a Case Study of Indonesia

¹⁸⁷ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

¹⁸⁸ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

¹⁸⁹ バンテン州の市場占有率を含む

¹⁹⁰ Prof. Dr. Bustanul Arifin (2014) The State of Indonesia's Food Security

¹⁹¹ Global Business Guide ウェブサイト <<http://www.gbgingonesia.com/>> 2016 年 6 月 18 日アクセス

¹⁹² BPS Kabupaten Indramayu (2015) Indramayu Dalam Angka 2015

- 県の歳入は、2兆5,600億ルピアである¹⁹³。

(5) 県の農畜産業に関する情報

- 農地面積は172,266 ha（水田117,792 ha、畑54,474 ha）で、全面積（204,011 ha）の84.4%を占める¹⁹⁴。
- 主な農畜産品は、以下に示すとおりである。
食用作物：コメ、大豆、トウモロコシなど
園芸作物：マンゴー、長豆、緑豆、赤わけぎ、トウガラシ、キュウリ、ナス、グアバなど
商品作物：サトウキビ、ココナッツなど
畜産物：肉牛、羊、ブロイラー、肉用地鶏など
- 果物ではマンゴーの生産地として知られており、アップルマンゴーのように赤い皮色のグドゥン・ギンチュ種はインドラマユの特産である。
- メロン、スイカ、カリフォルニアパパイヤなども生産している。羊やアヒルの飼育も盛んである。
- 県の重要な産業は、海塩産業。その他、急速に成長しているのはエビ・魚せんべい等である。
- 農畜産品の主なマーケットは、ジャカルタ、バンドン、タンゲラン、ブカシ、カリマンタンである。

(6) 農畜産加工の現状

- 園芸作物のうち、特産品のマンゴーは市内でジュース、シロップ、ジャム、マンゴーチップス、ドドル（練り菓子）に加工されている。市内で代表的な果物加工場には、ジョグジャカルタ、ジャカルタ、シンガポール等から業者が買い付けに来るとのことである。この加工場では、主として家族で作業をしているが、繁忙期には村人15人くらいを雇って作業をしている。取り扱っているのはマンゴーのみで、加工場が家屋に併設されるなど、家内工業レベルに留まっている。
- 畜産品に関する加工品としては、アヒルの塩漬卵が有名で、カリマンタンやスマトラでも販売されている。

(7) 日本との連携への関心

インドラマユ産品の輸出先として、日本に期待している。マンゴーなど果樹の加工についても関心がある。

¹⁹³ BPS Kabupaten Indramayu (2015) Indramayu Dalam Angka 2015

¹⁹⁴ BPS Provinsi Jawa Barat (2015) Jawa Barat Dalam Angka 2015



インDRAMコ産グドゥン・ギンチュ種のマンゴー



インDRAMコ県の果物加工場（家内工業）

5.2.7 西ジャワ州スメダン県

(1) 要約

州都バンドンに隣接した高原地帯に位置する。大都市に近い高地という立地条件を活かし、高原野菜や果樹の栽培が盛んである。

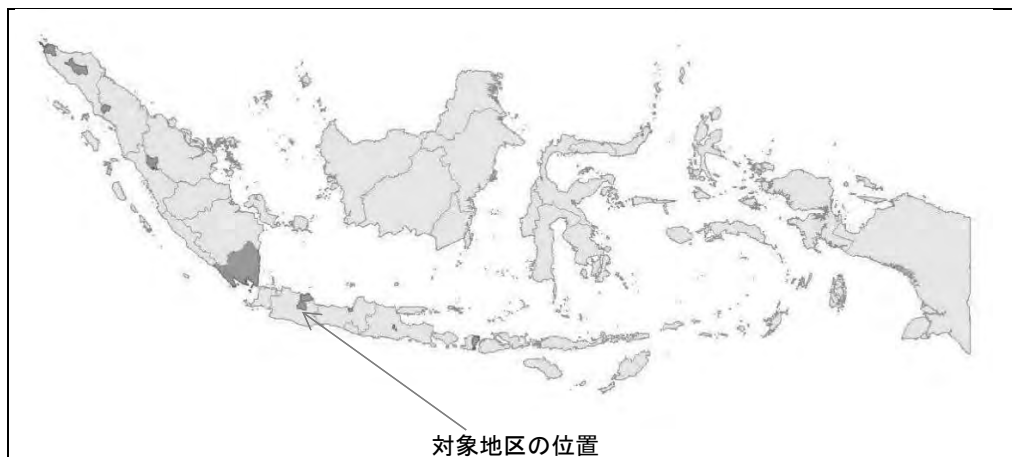
(2) 州基礎情報

西ジャワ州の基礎情報は、5.2.6 節に示したとおりである。

(3) 州の農畜産業に関する情報

西ジャワ州の農畜産業に関する情報は、5.2.6 節に示したとおりである。

(4) 県基礎情報



- 西ジャワ州の中央部に位置し、州都バンドンに隣接する。
- 面積は 1,522 km²、2014 年の人口は 1,131,516 人、人口密度は 743 人/km² である¹⁹⁵。

¹⁹⁵ BPS Kabupaten Sumedang (2015) Kabupaten Sumedang Dalam Angka Tahun 2015

- 県の歳入は、2兆950億ルピアである¹⁹⁶。

(5) 県の農畜産業に関する情報

- 農地面積は113,090 ha（水田33,143 ha、畑79,947 ha）で、全面積（151,833 ha）の74.5%を占める¹⁹⁷。
- 主な農畜産品は、以下に示すとおりである。
食用作物：コメ、キャッサバ、トウモロコシ、サツマイモなど
園芸作物：サラック、サウオ、マンゴー、トウガラシ、ジャガイモ、キュウリ、キャベツ、キノコなど
商品作物：ココナッツなど
畜産物：肉牛、乳牛、水牛、羊、ブロイラーなど
- 焼き芋にすると黄色く蜜のできるサツマイモ系のチレンブ芋が特産で、地理的表示認証制度に登録済み。100 ha から10トンしか獲れないとのことであり、他の芋よりも高価である。チレンブ芋の焼き芋は全国的に知られ、ジャワ島ではどこでも売られているが、偽物の場合も少なくない。
- チレンブ芋のほか、バナナ、サウオ、マンゴーなどの果物の輸出可能性を探っている。

(6) 農畜産加工の現状

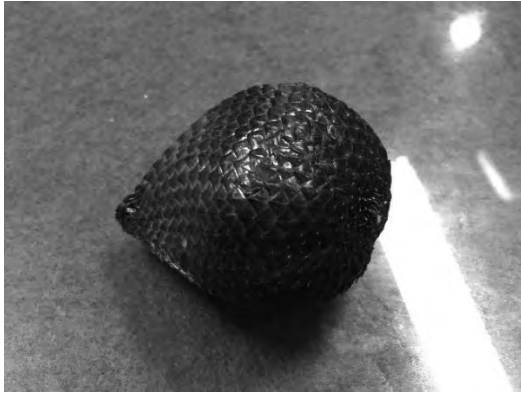
- 農産加工品として有名なのは、豆腐。「タフ・スメダン」の名で全国的に有名だが、主として家内工業で生産されている。
- 特産品のサウオは、長期の保存が難しい。農産品加工とは言えないが、収穫後処理の一環として、冷蔵や包装といった長期保存技術の開発に取り組んでいる。調査時点では、成功に至っていない。

(7) 日本との連携への関心

園芸作物に力を入れていきたいと考えている。チレンブ芋とグドウン・ギンチュ種マンゴーは輸出実績があるので、今後は、サラックとサウオを輸出したい。サウオの長期保存法開発に関し、日本からの技術支援を期待している。

¹⁹⁶ BPS Kabupaten Sumedang (2015) Kabupaten Sumedang Dalam Angka Tahun 2015

¹⁹⁷ BPS Provinsi Jawa Barat (2015) Jawa Barat Dalam Angka 2015



サラック



スマダンの農村風景

5.2.8 ランブン州

(1) 要約

全国有数の「農業州」を標榜し、大規模農園によるオイルパームやゴム、バナナ、パイナップル等の果物生産のほか、米、トウモロコシ、キャッサバ、カカオ、黒コショウ、コーヒー、サトウキビなどが栽培されている。牧牛、養鶏など畜産についても中心地の一つである。質の良いトロピカルフルーツ生産で有名であり、果物加工も盛んである。

(2) 州基礎情報



対象地区の位置

- ランブン州は、インドネシア西部に位置するスマトラ島の最南端に位置し、スンダ海峡を介してジャワ島に隣接している。
- ジャワ島などからの多くの移住者を迎え入れて開発を進めてきた。
- 2014年時点で、面積は34,624 km²、人口は8,026,191人、人口密度は232人/km²である¹⁹⁸。
- 州都のバンドルランブン市では、年間平均気温が26.9°C、年間降水量がおよそ2,122 mmである¹⁹⁹。

¹⁹⁸ BPS-Statistics of Lampung Province (2015) Lampung Dalam Angka 2015

¹⁹⁹ Climate Org ウェブサイト (2016 <<http://ja.climate-data.org/>> 2016年6月18日アクセス)

- 州の歳入は、4兆6,980億ルピアである²⁰⁰。
- 2009年におけるランブン州の農村地域貧困率は約21%であり、全国平均の約17%より高い。比較対象となっている32州・地域の中では、9番目の高さである²⁰¹。
- 2013年時点において、ランブン州5歳未満児の成長阻害割合は42.6%（全国平均は37.2%）、低体重割合は18.8%（全国平均は19.6%）、消耗症割合は11.8%（全国平均は12.1%）であり、成長阻害割合が全国平均を上回っている²⁰²。

(3) 農畜産業に関する情報

- 2013年にランブン州の公式または非公式経済部門に雇用されている労働者のうち、農林水産業労働者が占める割合は、約51%である。この数値は、全国平均の40.8%より高い²⁰³。
- コメ、トウモロコシ、ダイズ、サトウキビ、オイルパーム、肉類、ラッカセイ、野菜、果実といったインドネシアの主要農畜産物のうち、ランブン州の州別市場占有率が高いのは、サトウキビ（占有率33.3%で第2位）、トウモロコシ（占有率11.6%で第3位）、ダイズ（占有率2.2%で第6位）、コメ（占有率3%以上）、果実（占有率3%以上）である²⁰⁴。
- ランブン州の主要な農畜産輸出品は、コーヒー、茶、ハーブ・香辛料、パームオイル原油、果実と野菜の缶詰である。産品は特定されていないが、農園・農業全般に対する投資の機会が高いとされている²⁰⁵。
- 果物ではバナナ、パイナップル、ドリアン、マンゴスチン、ドラゴンフルーツなど高品質の果物を生産。グヌンセウ・グループはバナナやパイナップルの大規模農園での生産を行うほか、タピオカ・スターチの生産も行なっている。バナナなどはブランド化され、マンゴスチンは中国や香港へ輸出されている。

(4) 農畜産加工の現状

- 第2章表2.7で示すように、大企業によるプランテーション栽培とそれに伴う加工が行われている。
- 例えば、中ランブン県にグヌンセウ・グループのGreat Giant Pineapple社があり、パイナップルのプランテーションを持ち、缶詰、ジュース濃縮果汁を大規模に生産、輸出している。主に輸出向けで規格外製品のみ地元で販売している。
- 東ランブン県にバナナ、パイナップル、ドラゴンフルーツ、jambu crystalなどの加工をしている企業がある。
- このほか、タピオカや家畜飼料を生産している大企業が複数ある。

²⁰⁰ BPS-Statistics of Lampung Province (2015) Lampung Dalam Angka 2015

²⁰¹ Cervantes-Godoy and Dewbre (2010) Economic Importance of Agriculture for Sustainable Development and Poverty Reduction: Findings from a Case Study of Indonesia

²⁰² Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

²⁰³ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

²⁰⁴ Prof. Dr. Bustanul Arifin (2014) The State of Indonesia's Food Security

²⁰⁵ Global Business Guide ウェブサイト <<http://www.gbgindonesia.com/>> 2016年6月18日アクセス

- こうした大企業を除くと、本調査で確認できた範囲では、一般的な農産加工のレベルは、他地域と大きな差は見られなかった。バンドラランブン市ではバナナチップを作っている中小企業があり、ドリアンの加工（ドリアンかき氷）も行っている。同市内にはバナナやキャッサバチップを売る店がたくさん並んでいる通りがあり、様々な味付けのバナナチップ、様々な果物チップの量り売り、コーヒー、ドリアン羊かんなどを売っている。
- バナナチップと Sale Pisang（バナナのから揚げのようなもの）は、インドネシアの他の地域にもあるが、ランブンのバナナは品種がよく（モンキーバナナのような小さくて甘いアンボンバナナおよびムリバナナ）有名であることと、生産量が多く価格が安いいため、ランブン特産として有名ということである。
- 農業局の補助を受けて設立された農産加工品のアウトレット（土産物屋）があり、農民組合などが製品を持ち込んでいる。商品は、様々な果物チップ、コーヒー、ジュース、米等。パッケージデザインも手掛けており、マンゴスチンジュース、ヤギミルクパウダー、ミルクキャンディー等の製品も見られた。



バナナチップを売る土産物屋



店内に陳列された様々な果物チップ

5.2.9 西スマトラ州リマプルコタ県

(1) 要約

西スマトラ州の州都パダンとリアウ州の州都プカンバルを結ぶ、スマトラ島横断幹線沿いに立地している。ガンビールの生産や畜産が盛んである。ハラウ渓谷や滝などの美しい観光地も存在する。

(2) 州基礎情報

- 西スマトラ州は、インドネシア西部に位置するスマトラ島の中部のインド洋側に位置する。
- 2014年時点で、面積は42,297 km²、人口は5,132,000人、人口密度は121人/km²である²⁰⁶。
- 州都のパダン市は、年間平均気温が27.0°C、年間降水量が4,040 mmである²⁰⁷。
- 2009年における西スマトラ州の農村地域貧困率は約11%であり、全国平均の約17%より低

²⁰⁶ BPS Provinsi Sumatera Barat (2015) Sumatera Barat Dalam Angka 2015

²⁰⁷ Climate Org ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016年6月18日アクセス

い。比較対象となっている 32 州・地域の中では、25 番目の高さである²⁰⁸。

- 2013 年時点において、西スマトラ州 5 歳未満児の成長障害割合は 39.2% (全国平均は 37.2%)、低体重割合は 21.2% (全国平均は 19.6%)、消耗症割合は 12.6% (全国平均は 12.1%) であり、いずれも全国平均を上回っている²⁰⁹。

(3) 州の農畜産業に関する情報

- 2013 年に西スマトラ州の公式または非公式経済部門に雇用されている労働者のうち、農林水産業労働者が占める割合は、約 39% である。この数値は、全国平均の 40.8% より少し低い²¹⁰。
- コメ、トウモロコシ、ダイズ、サトウキビ、オイルパーム、肉類、ラッカセイ、野菜、果実といったインドネシアの主要農畜産物のうち、西スマトラ州の州別市場占有率が高いのは、オイルパーム (占有率 5.4% で第 5 位)、コメ (占有率 3% 以上)、野菜 (占有率 3% 以上)、である²¹¹。
- 西スマトラ州の主要な農畜産輸出品は、ココア、果実、シナモン、パームオイル原油、パーム核油、加工食品、エッセンシャルオイルである。産品は特定されていないが、農業・農園全般に対する投資の機会が高いとされている²¹²。

(4) 県基礎情報



- リマプルコタ県は西スマトラ州の内陸中央部、リアウ州との州境に位置する。
- 面積は 3,354 km²、2014 年の人口は 365,389 人、人口密度は 109 人/km² である²¹³。
- 県の歳入は、1 兆 980 億ルピアである²¹⁴。

²⁰⁸ Cervantes-Godoy and Dewbre (2010) Economic Importance of Agriculture for Sustainable Development and Poverty Reduction: Findings from a Case Study of Indonesia

²⁰⁹ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

²¹⁰ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

²¹¹ Prof. Dr. Bustanul Arifin (2014) The State of Indonesia's Food Security

²¹² Global Business Guide ウェブサイト <<http://www.gbgindonesia.com/>> 2016 年 6 月 18 日アクセス

²¹³ BPS Kabupaten Lima Puluh Kota (2015) Lima Puluh Kota Dalam Angka 2015

²¹⁴ BPS Kabupaten Lima Puluh Kota (2015) Lima Puluh Kota Dalam Angka 2015

(5) 県の農畜産業に関する情報

- 農地面積は 50,445 ha(水田 31,116 ha、畑 2,200 ha、農園面積 17,129 ha)で、全面積(335,430 ha)の 15.0 %を占める²¹⁵。
- 主な農畜産品は、以下に示すとおりである。
食用作物：コメ、キャッサバなど
園芸作物：トウガラシ、ナス、キュウリ、オレンジ、マンゴスチン、ランブータンなど
商品作物：ガンビール、カカオ、コーヒー、タバコ、オイルパーム、シナモンなど
畜産物：水牛、肉牛、鶏卵、ブロイラーなど畜産も盛んで、卵用鶏やブロイラーの生産は他県を上回っている。
- 西スマトラ州の州都パダンとリアウ州の州都ブカンバルを結ぶ、スマトラ島横断幹線沿いに立地。ハラウ溪谷や滝などの美しい観光地が存在し、ドライバーの休憩地となり得る。

(6) 農畜産加工の現状

- インドネシア最大のガンビール(阿仙薬の原料)の生産地で、中央政府とも協力してガンビール加工を推進している。ガンビールはカテキンが豊富に含まれ、薬品原料のほか、健康食品ガンビール茶などに加工される。

(7) 日本との連携への関心

農村観光開発の観点から、道の駅をテーマとして、日本と連携したい。



ハラウ溪谷



ハラウ溪谷の土産物屋

5.2.10 北スマトラ州西パップak県

(1) 要約

西パップak県は 2003 年 7 月にダイリ県から分立した人口 4 万 5 千人の小さな県である。阿仙薬の原料であるガンビールの一大産地で、ガンビールを活かした地域おこしを目指している。ガンビールを飼料とする牛の肥育を組み込んだ循環型農業も構想している。

²¹⁵ BPS Provinsi Sumatera Barat (2015) Sumatera Barat Dalam Angka 2015

(2) 州基礎情報

- 北スマトラ州は、インドネシア西部に位置するスマトラ島の北部で最北端のアチェ州の南に位置する。
- 2014年時点で、面積は72,981 km²、人口は13,767,000人、人口密度は189人/km²である²¹⁶。
- 州都のメダン市では、年間平均気温が26.8°C、年間降水量がおよそ2,137 mmである²¹⁷。
- 2009年における北スマトラ州の農村地域貧困率は12%強であり、全国平均の約17%より低い。比較対象となっている32州・地域の中では、21番目の高さである²¹⁸。
- 2013年時点において、北スマトラ州5歳未満児の成長阻害割合は42.5%（全国平均は37.2%）、低体重割合は22.4%（全国平均は19.6%）、消耗症割合は14.9%（全国平均は12.1%）であり、いずれも全国平均を上回っている²¹⁹。

(3) 州の農畜産業に関する情報

- 2013年時点において、北スマトラ州の公式または非公式経済部門に雇用されている労働者のうち、農林水産業労働者が占める割合は、約43%である。この数値は、全国平均の40.8%より高い²²⁰。
- コメ、トウモロコシ、ダイズ、サトウキビ、オイルパーム、肉類、ラッカセイ、野菜、果実といったインドネシアの主要農畜産物のうち、北スマトラ州の州別市場占有率が高いのは、オイルパーム（占有率39.9%で第1位）、野菜（占有率19.6%で第2位）、トウモロコシ（占有率6.9%で第4位）、果樹（占有率5.9%で第4位）、コメ（占有率6.7%で第5位）、サトウキビ（占有率3.9%で第5位）、肉類（占有率6.3%で第6位）、ラッカセイ（占有率3%以上）である²²¹。
- 北スマトラ州の主要な農畜産輸出品は、パームオイル原油、ゴム、タバコ、ハーブ・香辛料、コーヒー、茶、ビンロウジ、ココナッツオイルである。投資の機会が高いとされている農畜産物は、特定されていない²²²。

²¹⁶ BPS-Statistics of Sumatera Utara Province (2015) Sumatera Utara Dalam Angka 2015

²¹⁷ Climate Org ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016年6月18日アクセス

²¹⁸ Cervantes-Godoy and Dewbre (2010) Economic Importance of Agriculture for Sustainable Development and Poverty Reduction: Findings from a Case Study of Indonesia

²¹⁹ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

²²⁰ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

²²¹ Prof. Dr. Bustanul Arifin (2014) The State of Indonesia's Food Security

²²² Global Business Guide ウェブサイト <<http://www.gbgindonesia.com/>> 2016年6月18日アクセス

(4) 県基礎情報



- 西パップク県は北スマトラ州の内陸部、トバ湖の西側の山間部に位置する。
- 面積は 1,218.3 km²、2014 年の人口は 44,520 人、人口密度は 37 人/km²である²²³。
- 2014 年の県の歳入は 4,637 億ルピアである²²⁴。
- 2003 年 7 月にダイリ県から分立。県都サラックは、ダイリ県の県都シディカランから車で 1 時間半。外国人向けのホテルはない。

(5) 県の農畜産業に関する情報

- 農地面積（水田、畑、農園面積の合計）は約 102,354 ha で、全面積の 84.0 %を占める²²⁵。
- 主な農畜産物は、以下に示すとおりである。
食用作物：コメ、トウモロコシなど
園芸作物：オレンジ、パイナップルなど
商品作物：ガンビール、コーヒー、ポチェリなど
畜産物：水牛、豚など
- ガンビールの産地で、作付面積は 910 ha、生産量は 1,527 トンである。ガンビールはほとんどがインド経由で国際市場にて売買されるが、全世界生産の 8 割はインドネシアで生産され、北スマトラ州では同県が唯一の生産県である。ガンビールをバティック（ろうけつ染）の染料としても活用しており、インクとして製品化する試みもある。
- アロマセラピーで用いるパチョリ油の原料のパチョリ（Nilam）も生産している。世界市場でのパチョリの 8 割がインドネシア産である。
- 県内の共同放牧地（30h 程度）には、東南アジアで一般的に見られるアジア水牛 25 頭が放牧されている。これらの水牛は、それぞれ個人オーナーがいるものの、この共同放牧地で一括飼育されている。本県周辺地域では昔から伝統行事の際に水牛を食する文化慣習があり、牛

²²³ BPS Kabupaten Pakpak Bharat (2015) Pakpak Bharat Dalam Angka 2015

²²⁴ BPS Kabupaten Pakpak Bharat (2015) Pakpak Bharat Dalam Angka 2015

²²⁵ BPS Kabupaten Pakpak Bharat (2015) Pakpak Bharat Dalam Angka 2015。なお、この統計には、牧草地、住民所有林なども含まれてしまっていると考えられ、過大評価の可能性はある。

肉よりも水牛肉を好む傾向にある。本県周辺地域での牛肉と水牛肉の販売価格は概ね同額であり、農業局畜産係によるとその販売価格は 130,000~260,000Rp./kg である。しかし、基本的に本県内で飼育されている水牛は、県内で販売および自家消費される場合が多い。

- 本県農民が森林に樹生する木(インドネシア名:KEMENYAN, 英文名:Strax Benzoin Dryand)の樹液を採集し安息香原料²²⁶として仲買人に販売している。農民はこの樹木に傷を付け、ゆっくりと染み出てくる粘性の強い樹液を採集し、日陰にて乾燥させたものを県内に買い取りに来る仲買人に販売する。農業局によると、県内 3~4 ヶ所の地区の森林にこの樹木が多く樹生しており、地区毎に約 100 人程度の農民がこの採取作業に従事している。年間の樹液生産量は約 1kg/本程度であり、インドネシア国内では 910,000~1,170,000 Rp./kg 程度で売買されるが、県内での仲買人への販売価格、年間採集量及び販売量、並びに家計における収入割合などは農業局は把握していない。この樹木は元々当地に自然樹生しているものであるが、場所によっては農民が植樹し、まとまって樹生している地区もある。
- 本県には、2015 年に BPTP (Institute for Agricultural Technology) のメダン支部から資金と技術援助を受けた肉牛肥育場とそれに付随するバイオガス発生場がある。飼育されている肉牛は、ブラーマン系のインド牛 10 頭であり、数年間肥育された肉牛は、メダンにある飼料会社買い取られる予定である。牛舎は、屋根付きのコンクリート床面であり、専用の飼料箱と飲料水槽が 2 頭ずつに設置されている。床面は、牛体の前方から後方にかけて傾斜があり、糞尿の清掃をした際にはそれらが後方の溝に落ち、その後バイオガス発生タンクにたまる仕組みとなっている。タンク内で発酵したバイオガスは上部の配管を通り、小型ガスタンクに充填できるシステムとなっている。しかしながら、既に配管に不具合がありガスが漏れる状態とのことで、現在は機能していない。
- なお、上記の肉牛にはガンビールの搾りかすを与えているが、自家製の配合飼料(トウモロコシ、ふすま、米屑など)とガンビール残渣を 9:1 の割合で混ぜ合わせ最後に糖蜜を添加し給餌している。尚、ガンビール残渣は肉牛が好み消化しやすくするために、尿素を添加した後にコンクリート床面の倉庫内(日陰)にて一定期間ビニールで密閉状態(嫌気性状態)にし、いわゆるサイレージ化している。このサイレージの臭気からは、若干添加している尿素量が多い感じではあるが、肌触りと見た目から良性発酵しているサイレージと言える。これは、尿素を添加することにより pH を急激に下げることによって、比較的外気温が高い当地でも、良質のサイレージを生産することを可能にしている。農業局関係者からの聞き取りによると、ガンビールはトウモロコシよりもタンパク質含有量が高い。そこで、ガンビール残渣を使用することで、県外に飼料原料として販売され農民の重要な収入源となっているトウモロコシの代替飼料となるという副効果も期待される。
- 本県内では農業局の推奨もあり、各所でミカン栽培が行われている。栽培は、農家の庭先や

²²⁶ 安息香とは、Styrax 属(Styracaceae)植物の樹幹に傷をつけて得られる芳香性の樹脂であり、香料、化粧品、防腐剤、軟膏剤、安息香酸及び桂皮酸原料などに用いられる。安息香は、生薬市場においてスマトラ安息香およびシヤム安息香に 2 大別されており、前者の産地はスマトラ、マレーシアで後者はラオス、ベトナム、タイで採取されている。スマトラ安息香は、S.benzoinDRYAND.および S.sumatranus J.J.Smith から得られる樹脂であり、その形状は、薄い桃色~暗赤褐色不整の塊片、バニラの様な香気を有するものである。

専用栽培圃場の両方が存在する。本県のミカンは、苗を植えてから約3年で収穫ができ、若干種が多いものの甘味の強い品種である。ミカンコバエ状のハエによる被害を抑制するために、粘着性の強い誘因液をビニール袋に入れて吊るし、袋から染み出た誘因液にハエが付着する袋をミカンの木に2~3個ずつ吊るす対策を行っている。苗木は等間隔に植えられ、手入れも行き届いている。しかしながら、メダンから本県の幹線道路沿いには各所でミカンが山積みで販売されており、競争相手は多いと推測されることから、大消費地から非常に離れている本県では輸送コストがかかり価格競争では不利である。

(6) 農畜産品加工の現状

- ガンビールの加工品として、ガンビール茶の生産が行われ、西パップク県公社が販路開拓を始めている。現状では、西パップク県出身者のロコミによって細々と販売されている。
- 西パップク県公社は、ガンビールを原料とするインクの製造を試作しており、まずは選挙時の投票済証明用のインクとして採用されることを目指している。また、プリンター用インクとしての販売可能性も追求している。

(7) 日本との連携への関心

ガンビールを直接輸出するための輸出先として、日本に期待している。日本企業によるガンビール加工技術向上への支援も望んでいる。



ガンビールの葉



西パップク県公社が製造販売する
ガンビール茶

5.2.11 アチェ州中アチェ県

(1) 要約

湖畔の高原都市である県都タケゴンを中心とした中アチェ県は、コーヒーと柑橘類の栽培環境に恵まれている。同県は、アチェ・ガヨ・コーヒーの一大生産地である（注：ガヨというのは、地域の民族名である）。ガヨ・コーヒーは、日よけを目的として樹木と混植されることが多いが、近年はミカンとの混植が主流となっている。このミカンには、クプロック・ガヨ・アチェ・ミカンという名称がつけられており、高値で販売されている。

(2) 州基礎情報

- アチェ州は、インドネシア西部に位置するスマトラ島の最北端に位置する。
- 2014年時点で、面積は56,771 km²、人口は4,907,000人、人口密度は86人/km²である²²⁷。
- 州都のバンダアチェ市は、年間平均気温が27.3°C、年間降水量が1,734 mmである²²⁸。
- 2009年におけるアチェ州の農村地域貧困率は24%強であり、全国平均の約17%より高い。比較対象となっている32州・地域の中では、6番目の高さである²²⁹。
- 2013年時点において、アチェ州5歳未満児の成長阻害割合は41.5%（全国平均は37.2%）、低体重割合は26.3%（全国平均は19.6%）、消耗症割合は15.7%（全国平均は12.1%）であり、いずれも全国平均を上回っている²³⁰。

(3) 州の農畜産業に関する情報

- 2013年にアチェ州の公式または非公式経済部門に雇用されている労働者のうち、農林水産業労働者が占める割合は、45%強である。この数値は、全国平均の40.8%より高い²³¹。
- コメ、トウモロコシ、ダイズ、サトウキビ、オイルパーム、肉類、ラッカセイ、野菜、果実といったインドネシアの主要農畜産物のうち、アチェ州の州別市場占有率が高いのは、ダイズ（占有率7%で第3位）とオイルパーム（占有率6.1%で第3位）である²³²。
- アチェ州の主要な農畜産輸出品は、コーヒーである。投資の機会が高いとされているのは、農園作物である²³³。

(4) 県基礎情報



²²⁷ BPS Provinsi Aceh (2015) Aceh Dalam Angka 2015

²²⁸ Climate Org ウェブサイト (2016) <<http://ja.climate-data.org/>> 2016年6月18日アクセス

²²⁹ Cervantes-Godoy and Dewbre (2010) Economic Importance of Agriculture for Sustainable Development and Poverty Reduction: Findings from a Case Study of Indonesia

²³⁰ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

²³¹ Food Security Council, Ministry of Agriculture and World Food Program (2015) Food Security and Vulnerability Atlas of Indonesia 2015

²³² Prof. Dr. Bustanul Arifin (2014) The State of Indonesia's Food Security

²³³ Global Business Guide ウェブサイト <<http://www.gbgingonesia.com/>> 2016年6月18日アクセス

- 中アチェ県は、アチェ州の内陸中央部に位置する。
- 面積は 4,454 km²、2014 年の人口は 192,204 人、人口密度は 43 人/km²である²³⁴。
- 県の歳入は、1 兆 2,050 億ルピアである²³⁵。
- 同県の標高は、海拔 200m から 2,600m まで、幅広く分布している。同県面積の約半分は、標高 750m から 1,500m であり、起伏のある高原が広がっている。県都タケゴンの標高は、約 1,250m であり、ラウト・タワル湖（湖水面積約 55km²）に面した高原都市である。
- 気温は 20-28°C であり、インドネシアの中では冷涼な気候である。年間降水量は 2,184mm で、インドネシア全体の平均値約 2,700mm より少ない。日照率（日照時間と可照時間すなわち日の出から日没までの時間との比）は、42.9%である。朝方には、ラウト・タワル湖に霧がたちこめることが多い。
- 中アチェ県に多くみられる土壌は、ポドゾル性褐色土、ポドゾル性赤黄色土（礫質および沖積土）、リトソル、複合ポドゾル性赤色土、複合トンジナ（tonzina）土（堆積岩）、黒ボク土（火成岩）、ラトソルである。

(5) 県の農畜産業に関する情報

- 農地面積は 54,036 ha（水田 14,016 ha、畑 20,291 ha、農園 19,729 ha²³⁶）で、全面積（431,839 ha²³⁷）の 12.5%を占める。
- 主な農畜産物は、以下に示すとおりである。
 食用作物：コメ
 園芸作物：トウガラシ、エシャロット、ジャガイモ、トマトなどの高原野菜、オレンジ（特にクブロック・ガヨ・アチェ・ミカンという種が有名）、アボガド、ジャックフルーツなど
 商品作物：コーヒー（ガヨ・コーヒー）
 畜産物：水牛、山羊など
- 中アチェ県は、ガヨ・コーヒーと呼ばれるアラビカコーヒーの生産地で、農民の 8～9 割がコーヒー栽培に関わっている。
- トゥンパンサリ栽培²³⁸と呼ばれるコーヒーとクブロック・ガヨ・アチェ・ミカンの混植が行われている。ミカンの木は、コーヒーの日除け機能を果たしている。また、両者の収穫期も重複せず（コーヒーの収穫時期は 11～1 月と 3～5 月の 2 回。ミカンの収穫時期は 5～8 月）、季節的な労働力集中も避けられる。
- JC（Japanese Citron²³⁹）と呼ばれる柑橘類がクブロック・ガヨ・アチェ・ミカンやシナム・ミカン接ぎ木苗の台木として使われている。JC は、病気と乾燥に強く、穂木の成長を促進し、

²³⁴ BPS Kabupaten Aceh Tengah (2015) Aceh Tengaht Dalam Angka 2015

²³⁵ BPS Kabupaten Aceh Tengah (2015) Aceh Tengaht Dalam Angka 2015

²³⁶ BPS Provinsi Aceh (2015) Aceh Dalam Angka 2015

²³⁷ BPS Kabupaten Aceh Tengah (2015) Aceh Tengaht Dalam Angka 2015

²³⁸ 一石二鳥のような意味。

²³⁹ 現地での呼び名はユズの英語名と同じ Japanese Citron だが、ユズとは異なる柑橘類のようである。

多くの品種に適合するため台木に適しているとのことである。

(6) 農畜産加工の現状

- 代表的な農産加工品は、コーヒーである。ガヨ・コーヒーの名で知られており、インドネシア全土だけでなく世界的にもブランド名が普及している。県庁所在地のタケゴン市内には、USAID（米国国際開発庁）等の支援を受けた大規模なコーヒー生産者組合があり、品質管理を行った上で、アメリカをはじめとする世界各国にコーヒーを輸出している。生産者から直接コーヒーを買いつける目的で、中アチェ県を訪れる業者も多くいる。以前は生豆を県外/国外に出していたが、近年は一次加工あるいは焙煎を行った上で販売するなど、6次産業化に成功している。近年は、ガヨ・コーヒーを飲ませるカフェがタケゴン市内やアチェ州内に多く開店し、地元の若者などで賑わっている。
- コーヒーに関しては6次産業化に成功しているが、柑橘類などその他の農産品に関しては加工が進んでいない。

(7) 日本との連携への関心

JC やクプロック・ガヨ・アチェ・ミカンなど、柑橘類の栽培と加工に関する連携を希望している。



ガヨ・コーヒーとクプロック・ガヨ・アチェ・ミカンのトゥンパンサリ（混植）栽培



県農業局の苗木センター
(JC を台木としたクプロック・ガヨ・アチェ・ミカンの接ぎ木苗)



コーヒー生産者組合の加工場兼事務所入り口



コーヒー生産者組合の加工場

5.2.12 アチェ州アチェブサル県

(1) 要約

アチェブサル県はアチェ州の北西部に位置し、州都バンダアチェ市を取り囲む形である。沿岸地域から森林に囲まれた標高 1000m 以上の高地までである。バンダアチェ市の郊外として園芸なども発展しつつある。

(2) 県基礎情報



- アチェブサル県は、アチェ州の州都バンダアチェ市に隣接する。アチェブサル県は 23 の地区、68 郡、604 村からなる。
- 面積は 2,974 km²、2014 年の人口は 384,618 人、人口密度は 129 人/km²である。県の歳入は、1 兆 2,660 億ルピアである²⁴⁰。
- 同県の標高は、海拔 0 m の沿岸地域から 1,700 m まで、幅広く分布している。土地は 44% が傾斜地となっている。
- 赤道近くの熱帯地域に位置しており、気温は 25-29°C である。

(3) 県の農畜産業に関する情報

- アチェブサル県の農地面積（水田、畑、農園面積の合計）は約 94,176 ha で、全面積の 31.7% を占める。水田に適した湿地は 23,000ha、園芸用が 13,000ha である。全面積の 59% が保全地区(171,362ha)となっており森林面積が多い²⁴¹。
- 農業、水産、林業が盛んである。主な農畜産品は、以下に示すとおりである。
食用作物：コメ、キャッサバ、トウモロコシ、大豆、緑豆、ピーナッツ
園芸作物：トウガラシ、ほうれん草、ランブータン、スイカ、ランサ（ドック）、バナナ、マンゴー、パパイヤなど
商品作物：ココナッツ、クミリ、ピナン（檳榔）
畜産物：肉牛、水牛、山羊、肉用地鶏、ブロイラーなど

²⁴⁰ Aceh Besar Dalam Angka 2015

²⁴¹ Aceh Besar Dalam Angka 2015

- アチェ州内で最初に整備された灌漑システムを持つ。米、トウモロコシ、大豆、緑豆、ピーナッツ、各種野菜のほか、ランブータンやスイカの産地でもある。州都バンダアチェへの農産品供給地である。
- 県東部のサレエ（Saree）地区では、園芸センターやカフェなどを組み合わせたアグロツーリズムが試みられている。同地区では 2016 年からアグロツーリズムのマスタープランを作成し、バスターミナル整備、観光地を結ぶ道路、食事処、商店街の拡張・補強を計画している。園芸センターのマスタープランにも、観光の目的地、販売所、ゲストハウス、遊歩道などを整備することが盛り込まれている。観光客は現在、平日は 1 日 1,000 人、週末は 1 日 3,000 人ほどである。現在はメダンからアチェに車が通過するだけであるが、サレエに立ち寄ってもらう計画としている。
- 県都のコタ・ジャントには、農業省の農業テクノパークが設置された。
- アチェ州内で最も畜産業の盛んな県で、飼育数は肉牛が州内 2 位、水牛、ヤギ、卵用鶏、ブロイラーが州内 1 位である。種牛の生産や肥育、冷凍肉生産などへの投資が期待されている。

(4) 農畜産加工の現状

アチェブサール県では、農畜産加工はさほど発達していない。主なものは、キャッサバなどのチップ加工である。サレエでは農業高校と協力して、サトイモのジュースの開発など新たな付加価値化を試みている。これには農村の女性グループが携わっている。

(5) 日本との連携への関心

関心は、アグロツーリズム、食の都などであり、サレエでアグロツーリズムを振興しており、観光と農業の連携に関する連携を希望している。



サレエにあるコーヒーショップ



サレエにある園芸センター

5.2.13 アチェ州バンダアチェ市

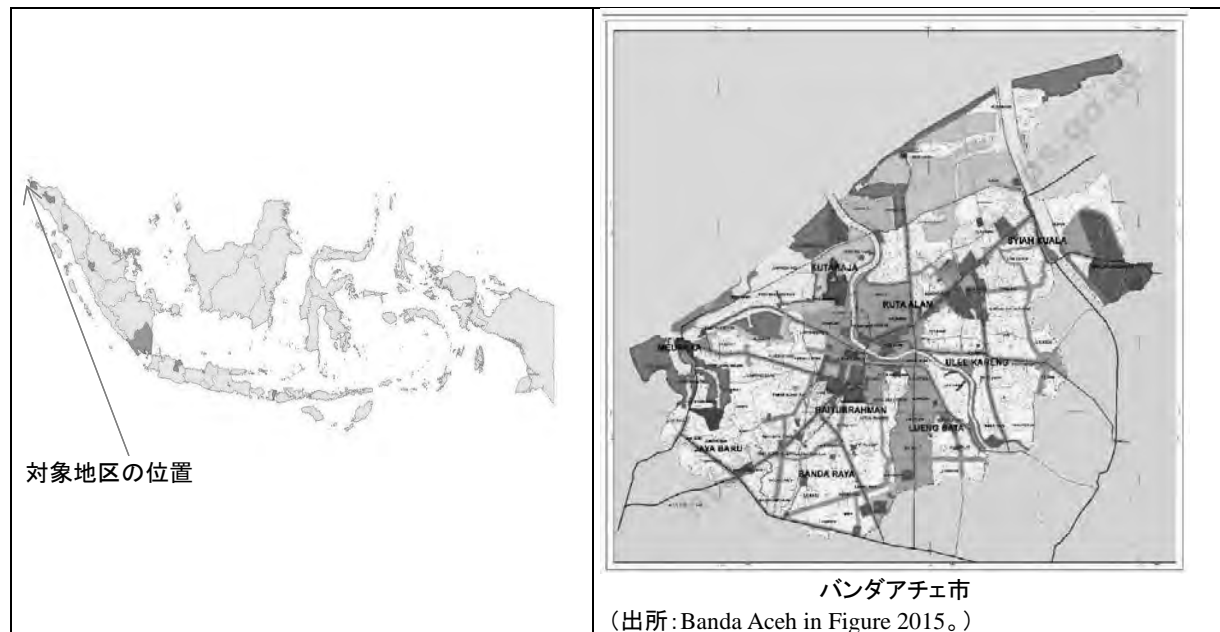
(1) 要約

バンダアチェ市はアチェ州の州都であり、北西海岸部に位置する。インドネシア領域へ最初に

イスラム教が入った古い町として知られる。近年は、イベント開催など観光客誘致に熱心である。

市内には、美しいバイトゥラフマン・モスクのほか、2004年のスマトラ沖大地震を記憶するための津波博物館や、発電船跡などの津波遺構を活かしたダークツーリズムの先進地とも言える。また、アチェ風の麺であるミー・アチェ、鰹や鮪のカレーなど名物料理屋も多い。市内にはアチェ・コーヒーを飲ませる多数のカフェが存在し、乾燥牛肉（デンデン）も人気がある。

(2) 市基礎情報



- バンダアチェ市は9の地区からなる。このうちの5地区が沿岸地区である。水産業にポテンシャルがあり水産加工施設の整備などを計画している。
- 面積は 61.36 km²、2014年の人口は 249,282 人、人口密度は 4,063 人/km²である²⁴²。
- 赤道近くの熱帯地域に位置しており、平均気温は年間を通じ 25-29°C である²⁴³。

(3) 県の農畜産業に関する情報

- バンダアチェ市の農地面積（水田、畑、農園面積の合計）は 282 ha で、全面積の 4.5 % を占める。市内には農地が少なく、水田面積は 72 ha に過ぎない。農産品の多くは隣州の北スマトラ州から運ばれてくる²⁴⁴。
- 主な農畜産物は、以下に示すとおりである。
食用作物：コメ
園芸作物：マンゴー、ジャックフルーツ
商品作物：特になし
畜産物：特になし

²⁴² Banda Aceh in Figure 2015

²⁴³ Banda Aceh in Figure 2015

²⁴⁴ Banda Aceh in Figure 2015

(4) 農畜産加工の現状

バンダアチェ市では、水産品の冷蔵や加工が盛んであるが、農畜産加工はさほど発達していない。主なものは、デンデン(Dendeng, 乾燥牛肉)、豆腐・テンペ（材料はブラジル産のダイズ）などである。

(5) 日本との連携への関心

食の都に関する連携を希望している。

第6章 自治体間のマッチング結果と今後の方向性

6.1 相互訪問を通じたマッチングの具体化

6.1.1 候補自治体選定時点のマッチング案

第4章で示したとおり、本調査で自治体間の相互訪問（日本側自治体関係者等によるインドネシア訪問2回、インドネシア側自治体関係者の本邦招聘1回）に参加した自治体は表6.1のとおりである。本節では、これらの相互訪問それぞれの概要を説明する。

表 6.1 自治体マッチングと相互訪問参加実績

	日本側自治体名	インドネシア側自治体名	連携内容案	第1回インドネシア訪問	本邦招聘	第2回インドネシア訪問
1	福島県福島市	東ジャワ州マラン市およびバトゥ市	果物にかかる農商工連携を通じた農業振興	○	○	○
2	千葉県南房総市	北スラウェシ州トモホン市	道の駅を通じた農業・観光振興	○	○	○
3	高知県越知町	アチェ州中アチェ県	柑橘類を中心とした地域資源の活用による農業振興	○	○	○
4	兵庫県神戸市	中ジャワ州スマラン市	食都のコンセプトを通じた都市近郊農業の振興		× (3度日程調整したが不調)	○
(5)	兵庫県	西ヌサテンガラ州東ロンボク県	相互訪問段階では未定(訪問の結果、農業交流となった)		○(特定の交流・マッチング相手のない状態で参加)	○

注:兵庫県と東ロンボク県はマッチングではなく交流。第2回インドネシア訪問で初めて一対一の交流となり、本邦招聘時点では、お互いを特定の交流相手と位置付けていない状態での参加であった。

(出所:調査団作成)

6.1.2 日本側自治体による第1回インドネシア訪問

日本側自治体による第1回インドネシア訪問は2016年7月24日から8月2日の10日間の日程で実施された(福島市のみ、参加者の業務の都合上7月29日までの6日間)。4.3節にて既述のとおり、福島市、南房総市、高知県越知町の3チームに分かれて現地調査を行った。各日本自治体からの参加者は表6.2のとおりである。

表 6.2 日本側自治体による第1回インドネシア訪問参加者

自治体名	所属先・役職
福島県福島市	福島市 農政部 農業振興室 6次化係長
	JA ふくしま未来 企画部 部長
	株式会社銀嶺食品 代表取締役 社長
千葉県南房総市	南房総市 総務部 企画財政課 課長補佐
	株式会社ちば南房総 代表取締役 副社長
高知県越知町	JICA 四国中小企業海外展開支援アドバイザー (高知県代理)
	株式会社岡林農園 代表取締役

第1回インドネシア訪問の各チームの詳細スケジュールは表 6.3 のとおりである。全チーム共通の活動として、まず初日にジャカルタのインドネシア農業省本省において、各自治体の農業振興の取組みやインドネシア自治体との連携への期待について発表した。さらに、最終日には先に帰国した福島市チームを除く、南房総市チームおよび高知チームにより、現地調査結果の報告を在インドネシア日本大使館および JICA インドネシア事務所にて行った。インドネシア農業省への報告も予定されていたが、先方の都合でキャンセルとなったため、後日、調査団から報告を行った。また、現地調査結果に基づき、本邦招聘にてインドネシア側参加者が視察すべき内容について各チームで検討した。以下、自治体チーム毎に現地調査内容を記述する。

福島市チームは、東ジャワ州マラン市とバトゥ市を訪問した。両市農業局との協議、果物加工業者やリンゴ観光農園等の現場視察を実施した結果、生鮮のサプライチェーンができる前に加工に重点が偏ってしまっていること、その割には加工の種類が少ないこと、生鮮用として品質の良い果物生産に力を入れるべきであることなどが福島側の見解として示された。今後の方向性として、グローバルゼーションに飲み込まれないよう、本邦招聘を通じて農業の6次産業化の福島モデルをインドネシア側に正しく理解してもらい、目標とする共通理念をもつことを目指すこととした。

南房総市チームは、北スラウェシ州トモホン市を訪問した。南房総市は本調査後に JICA 草の根技術協力事業を通じて、道の駅の技術支援をトモホン市に対して行うことを目指している。北スラウェシ州地域開発企画局（BAPPEDA）、トモホン市市長、市 BAPPEDA、市農畜水産局および市文化観光局等との協議を通じ、同市が道の駅を通じた農業・観光振興を目指すという意味が確認された。その建設・運営ノウハウの支援のため、南房総市との連携を強く望んでいることも確認できた。その上で、トモホン市の道の駅建設候補地の検討、何を軸とした道の駅を作るのか、たとえば、花を売るのか、農産加工品を売るのか、どのような観光を推進するのか等、の検討のため、現場視察を重ねた。その結果、トモホン市内には多くの観光資源があり、それらをトモホン市だけでなく、既に一大観光地となっている近隣のマナド（ブナケン）等と共に、より広域の観光地としてアピールすれば、一層観光客を誘致できる可能性があることを確認した。一方で、道の駅で販売すべき特産品の特定には至らなかった。従って、第2回インドネシア訪問時には、より広域の観光資源の確認、道の駅建設候補地の絞り込み、トモホン市道の駅構想の明確化、草の根技術協力事業実施のための準備協議を主に実施することとした。

高知チームはアチェ州の州都であるバンダアチェ市および中アチェ県を訪問した。現地では、アチェ州 BAPPEDA、州関係各局との協議、中アチェ県副知事、県 BAPPEDA および県関係各局との協議、タケゴン市内市場や県果樹苗木センター視察、トゥンパンサリ栽培（コーヒーとミカンの混植）農家の圃場視察並びにミカン生産者組合幹部との交流とインタビューなどを行った。その結果、第1次現地調査時に確認したユズとよく似ており「日本の柑橘」と呼ばれる植物（JC）はユズではないこと、地元ではコーヒーとミカンの混植がなされており、栽培技術は高くよく管理されていること、現状ではミカンの販売先は地元市場であり、地産地消型であること等が確認された。今後、越知町と中アチェ県の連携を進めるためには、ビジネスパートナーとなり得るインドネシア人材の育成から始める必要があること、そのためには日本側行政機関の巻き込み強化が必須であることも確認された。

表 6.3 日本側自治体関係者等第 1 回インドネシア訪問スケジュール

チーム名 視察先	福島チーム 東ジャワ州マラン市およびバトゥ市	高知チーム アチェ州中アチェ県	南房総チーム 北スラウェシ州トモホン市
2016/7/24 日	午前 午後	空路移動(羽田10:15→ジャカルタ15:55 NH855便)(菊池が同行) ジャカルタ着後、ホテルへ移動(菊池が同行)	
2016/7/25 月	午前 午後	07:15ホテル発 09:00 インドネシア農業省表敬および協議(チャンドラ次長) 09:45 農業省発 空路移動(ジャカルタ12:25→バンダアチェ16:45 QG836便+QG992便) エルメスパレスホテル(バンダアチェ)に宿泊	07:15ホテル発 09:00 インドネシア農業省表敬および協議(チャンドラ次長) 10:30 農業省発 空路移動(ジャカルタ13:15→マナド17:35 GA626便) スイスベルホテル・マレオサン(マナド)に宿泊
2016/7/26 火	午前 午後	08:30 ホテル発 09:00 アチェ州地域開発企画局にて日本側プレゼンおよび州関係各局と協議 11:00 陸路移動(バンダアチェ→タケゴン 10時間) バユヒルホテル(タケゴン)に宿泊	10:00-12:15 北スラウェシ州地域開発企画局表敬および日本側プレゼン(農業局と観光局も合流) 関係各局と協議(Ms. Conny BAPPEDA経済部長対応) 陸路移動(マナド→トモホン 1時間) 15:00 27日協議事前打合せ(@市BAPPEDA)(Ms. Irene課長が対応、農業省Ms. Syane同席) ガーデニア・カントリー・イン(トモホン)に宿泊
2016/7/27 水	午前 午後	08:00 ホテル発 陸路移動(マラン→バトゥ 0.5時間) 09:00 バトゥ市農業局表敬および協議 バトゥ市にて日本側プレゼン 11:00-16:00 バトゥ市現場視察(リンゴ栽培農家、リンゴ加工場、高原野菜栽培地など) カルティカ・ウィジャヤ・ホテル(バトゥ)に宿泊	10:00 日本側プレゼンおよび協議(@トモホン市長室)(市長、トモホン市地域開発企画局、農業局、観光局、中小企業局、産業界) 渡辺様マナドへ移動 13:00 農業省局長及び職員と昼食 14:00 (農業局職員同行)市内野菜畑視察、観光資源視察(ルルカン村展望台、ティンティンゴン高台、リノウ湖、ラヘンドン村温泉地帯) ガーデニア・カントリー・イン(トモホン)に宿泊
2016/7/28 木	午前 午後	09:00 バトゥ市農業局でまとめの討議 10:30 バトゥ市土産物店視察 12:00 マラン市土産物店視察 陸路移動(バトゥ→スラバヤ 2.5時間) 空路移動(スラバヤ 15:50→ジャカルタ 17:25 GA321便) 空路移動(ジャカルタ21:25→羽田07:10+1 NH856便)機中泊	09:00 ホテル発 09:30 中アチェ県知事室にて県副知事表敬および協議 10:30 陸路移動(タケゴン→バンダアチェ 10時間) エルメスパレスホテル(バンダアチェ)に宿泊 ベンテナン・センター(ミナハサ県ソンデール村)の伝統的機織り工房視察 トンダノ湖視察 竹手工芸品市場視察 花卉生産農家視察 ガーデニア・カントリー・イン(トモホン)に宿泊
2016/7/29 金	午前 午後	羽田07:10着 資料整理 14:00 ホテル発 14:30 アチェ州地域開発企画局にて州関係各局に結果報告および協議(@州地域開発企画局) エルメスパレスホテル(バンダアチェ)に宿泊	9:00 今後の計画について協議(@トモホン市地域開発企画局)(農業局長、観光局職員も参加) 陸路移動(トモホン→マナド 1時間) 空路移動(マナド16:15→ジャカルタ18:25 GA601便) センチュリーアトレットホテル(ジャカルタ)に宿泊
2016/7/30 土	午前 午後	08:30 ホテル発 空路移動(バンダアチェ 10:05→ジャカルタ 12:55 GA141便) センチュリーアトレットホテル(ジャカルタ)に宿泊	資料整理 センチュリーアトレットホテル(ジャカルタ)に宿泊
2016/7/31 日	午前 午後	資料整理 センチュリーアトレットホテルに宿泊 センチュリーアトレットホテル(ジャカルタ)に宿泊	資料整理 センチュリーアトレットホテルに宿泊 センチュリーアトレットホテル(ジャカルタ)に宿泊
2016/8/1 月	午前 午後	07:45 ホテル発 9:15 JICA結果報告 13:30 日本大使館 高田経済公使、新保書記官表敬 17:00 空港へ移動 空路移動(ジャカルタ21:25→羽田07:10+1 NH856便)	
2016/8/2 火	午前	羽田07:10着 調査団にて10:00 農業省に現地調査結果報告及び本邦招聘協議	

6.1.3 インドネシア側自治体の本邦招聘の概要

インドネシア側自治体関係者の本邦招聘は「訪問先各自治体において、農業・地域振興策に関する講義を受け、農業協同組合（JA）、道の駅、6次産業化施設、民間企業の取組みを視察すること、連携候補自治体との今後の協力方向性を検討すること」を目的に、2016年9月6日から15日の10日間の日程で実施された（なお、4.3節(3)にて既述の理由により、神戸市の連携候補先であるスマラン市参加者は本邦招聘に参加しなかった。東ロンボク県関係者は、具体的な連携候補自治体は決まっていな いものの、JICA の提案により知見の共有を目的とし本招聘に参加することとなった。北スラウェシ州トモホン市は、自治体首長である市長自身が連携に積極的に自費による本邦招聘の同行を希望し連携候補地自体の南房総市も受け入れる予定であった。しかし、インドネシア農業省よりこの時点では実務担当者による詳細協議の段階であり、市長自ら渡航する時期ではないとの判断から自粛するよう要請があり、9月のトモホン市長の来日は断念した。その後、本調査とは別にトモホン市と南房総市間でスケジュール調整等を行い、2016年12月にトモホン市議会関係者の南房総市への訪問が実現した。市長自らの南房総市訪問もさらに調整中である。）

下表に示すとおり、インドネシア4自治体および農業省からの合計9名の参加者が、視察内容に基づき、農業と観光チーム（南房総市、兵庫県、神戸市）、果物生産加工チーム（高知県越知町、福島市）の2チームに分かれ、日本の自治体を訪問した。

表 6.4 本邦招聘参加者および訪問先

訪問先自治体	No	所属先および役職
<ul style="list-style-type: none"> ● 千葉県南房総市 ● 兵庫県、および ● 兵庫県神戸市 		農業省
	1	国際協力局次長補佐（アジア太平洋課長）
		北スラウェシ州トモホン市
	2	トモホン市農畜水産局長
	3	トモホン市地方開発計画局長
<ul style="list-style-type: none"> ● 高知県および ● 高知県越知町 ● 福島県福島市 		西ヌサテンガラ州東ロンボク県
	4	東ロンボク県農畜産局長
	5	東ロンボク県地方開発計画局長
		東ジャワ州マラン市およびバトゥ市
	6	マラン市農業局アグロビジネス・普及部長
	アチェ州およびアチェ州中アチェ県	
7	バトゥ市農林業局長	
8	アチェ州農業食用作物局種子増産課長	
9	中アチェ県農業食用作物局米・二次作物部長	

本邦招聘の各チーム詳細スケジュールは表 6.5 のとおりである。2チーム共通の活動として、在京インドネシア国大使館表敬、日本の農業・農村開発の現況および官民連携での取組みに係る講義、将来の連携に利用可能な JICA スキームに関する講義、アンテナショップ視察、視察結果報告会を行った。各自治体訪問では、自治体による農業振興・地域振興策に係る講義、道の駅や農地、農産物加工場、JA 等の視察を行い、それぞれの地域性を活かして工夫した取組みが行われていることを学んだ。また、連携を模索している自治体同士では、第2回の日本側自治体によるインドネシア訪問における調査事項や協力方向性を話し合った。

以下、参加各市・県の本邦招聘報告会での発言内容を要約する。

(1) 東ジャワ州マラン市およびバトゥ市

マラン市およびバトゥ市では有機農業が盛んで、かつ、マラン市は農産物取引の拠点となっている。また、観光客も多い地域である。しかしながら、インドネシアでは伝統的市場で農産品を売ることが主流であり、JAの直売所のようなシステムはまだないので、ぜひ導入したい。福島市との連携では、人材育成に主に取組みたいと考えている。

(2) 北スラウェシ州トモホン市

南房総市の農業振興策では生産から流通まで一貫した取組みを行っている。また、神戸市では農業と他のセクター（観光等）を結び付け、同じく一貫した取組みを行っている。これら取組みを見て、トモホン市は加工や流通が未発達であり、観光インフラや観光PRも不十分であると思った。南房総市との連携の中では、道の駅の運営手法に関する人材育成を行いたい。Win-Winの関係で行う連携を構築していくために、具体的には、道の駅のインフラ整備と情報発信機能の構築を行うが、その中で南房総市の道の駅をトモホンの道の駅でもPRしたり、枇杷製品のビデオを見せたりすることができると思っている。

(3) アチェ州および中アチェ県

高知県と馬路村や越知町の取組みを見て、県と町村が協力し合って地域振興、農業振興を進めていると感じた。また、馬路村、越知町では加工製品の種類が豊富であった。福島市は6次産業化に積極的であり、民間も観光をうまく利用して農業振興を行っている。アチェでも参考にしたい。高知県と中アチェ県の連携では果樹や野菜の6次産業化での人材育成と工場建設を期待したい。

(4) 西ヌサテンガラ州東ロンボク県

神戸市と南房総市で得られた知見は、連携候補が現れるのを待っているのではなく、自分たちでイニシアチブをとるべきである、ということだ。キーワードは「一貫性を持った施策を、段階的、かつ、全てのステークホルダー（市民、農家グループ、事業者等）を巻き込んで行う事」である。東ロンボク県としては、農業と観光に基づいた地域振興を目指しており、特に農産品に付加価値をつける必要性を感じている。観光資源はあるのだが、十分に活かされておらず、バリ島からの日帰り観光客がほとんどで宿泊需要が生まれていないことも課題であると認識している。

表 6.5 本邦招聘詳細スケジュール

【農業と観光チーム】

日付	時刻	形態	研修内容
9/6(火)	～	-	ジャカルタ (6:15) →成田空港 (15:50) (ANA836)
	16:30 ~ 18:00	-	空港にて出迎え、ホテルへ移動(借上バス)
	18:00 ~ 19:00	-	日本国内での生活についてのオリエンテーション
9/7(水)	8:30 ~ 9:00	-	ホテルー在京インドネシア大使館移動(借上バス)
	9:00 ~ 9:30	-	在日本インドネシア共和国大使館表敬
	10:30 ~ 11:30	講義	プログラムオリエンテーション
	11:30 ~ 13:00	-	昼食(近隣にて購入)
	13:00 ~ 14:30	講義	日本の農業・農村開発の現況および官民連携での取組
	15:00 ~ 17:00	講義	JICA表敬、将来の連携事業に活用可能なJICAスキームの説明
	18:00 ~ 19:30	-	JICA主催懇親会
	19:30 ~ 20:00	-	JICA地球ひろばーホテル(借上バス)
	9/8(木)	10:00 ~ 12:00	-
12:00 ~ 13:00		-	海ほたるー南房総市役所(借上バス約1H)
13:30 ~ 14:00		-	南房総市副市長表敬
14:10 ~ 15:00		見学	道の駅おおつの里 花俱樂部 視察
15:10 ~ 17:00		見学	とみうら元気俱樂部、苺園、道の駅とみうら枇杷俱樂部 視察
17:00 ~ 17:30		-	ホテル移動(借上バス)後、チェックイン
9/9(金)	8:30 ~ 9:30	-	ホテルー道の駅ちくら潮風王国 (借上バス約40分)
	9:30 ~ 10:30	見学	道の駅ちくら潮風王国 視察(1H) 移動(借上バス約25分)
	11:00 ~ 12:00	見学	道の駅和田浦WA・0! 視察(1H) 移動(借上バス約30分)
	12:30 ~ 14:00	見学	農家レストランにて昼食及び有機農業に関するお話(1.5H) 移動(借上バス約15分)
	14:30 ~ 16:00	見学	農業6次化取組 視察(1.5H) 移動(借上バス約25分)
	16:40 ~ 17:40	見学	道の駅富楽里とみやま 視察(1H)
	17:40 ~ 18:00	-	道の駅富楽里とみやまーホテル(借上バス約20分)
9/10(土)	8:30 ~ 8:40	-	ホテルー道の駅とみうら枇杷俱樂部(借上バス約10分)
	9:00 ~ 10:30	講義	南房総市農業振興策 講義
	10:40 ~ 12:10	講義	道の駅運営手法 講義
	12:10 ~ 13:30	-	昼食
	13:30 ~ 15:00	実習	南房総市研修振り返り及び今後へ向けてのディスカッション
	15:00 ~ 17:00	-	枇杷俱樂部一品川プリンスホテル(借上バス約2H)
9/11(日)	12:30 ~ 13:00	-	各自11時までにチェックアウトし昼食を済ませる、ホテルー品川駅(徒歩)
	13:17 ~ 15:55	-	品川ー新神戸(13:17-15:55、新幹線のぞみ35号)
	16:00 ~ 16:30	-	新神戸ーホテル(借上バス約15分)、チェックイン
9/12(月)	8:15 ~ 9:00	-	ホテルー押部谷果樹団地(借上バス約40分)
	9:00 ~ 9:30	見学	押部谷果樹団地 視察
	9:30 ~ 10:00	見学	神戸ワイナリー 視察
	10:00 ~ 10:30	見学	六甲のめぐみ 視察
	11:00 ~ 12:00	見学	弓削牧場
	12:00 ~ 13:00	-	弓削牧場にて昼食
	13:30 ~ 14:00	-	神戸市表敬
	14:10 ~ 15:30	講義	神戸市「食の都」取組について 講義、協議
	17:00 ~ 17:30	-	JICA関西表敬
	17:30 ~ 18:00	-	JICA関西ーホテル(借上バス約15分)
9/13(火)	8:45 ~ 8:50	-	ホテルー兵庫県庁(借上バス約5分)
	9:00 ~ 9:30	-	兵庫県庁農政環境部長様表敬
	9:30 ~ 10:30	講義	兵庫農業振興策 講義
	10:30 ~ 11:30	-	兵庫県庁ー淡路麺業(借上バス約1H)
	11:30 ~ 13:30	見学	淡路麺業視察、昼食移動(借上バス約30分)
	14:00 ~ 14:30	見学	あわじ花さじき 視察移動(借上バス約1H)
15:30 ~ 18:30	-	新神戸ー品川(15:49-18:26、新幹線のぞみ34号)、ホテル移動(徒歩)	
9/14(水)	9:00 ~ 9:30	-	ホテルーJICA(借上バス)
	9:30 ~ 10:00	-	研修著作物利用同意書記入等
	10:00 ~ 12:35	発表	研修結果報告会
	12:40 ~ 13:30	-	鳥元麴町にて昼食後、移動(借上バス約15分)
9/15(木)	14:00 ~ 15:00	見学	東京交通会館内各地アンテナショップ 視察、移動(借上バス約20分)
	15:30 ~ 18:30	見学	浅草、秋葉原見学
9/15(木)	7:00 ~ 8:15	-	ホテルー羽田空港(借上バス)
	10:00 ~ 16:00	-	羽田ージャカルタ(10:15-15:55、ANA855)

【果物生産加工チーム】

日付	時刻	形態	研修内容
9/6(火)	~	-	ジャカルタ (6:15) →成田空港 (15:50) (ANA836)
	16:30 ~ 18:00	-	空港にて出迎え、ホテルへ移動(借上バス)
	18:00 ~ 19:00	-	日本国内での生活についてのオリエンテーション
9/7(水)	8:30 ~ 9:00	-	ホテルー在京インドネシア大使館移動(借上バス)
	9:00 ~ 9:30	-	在日本インドネシア共和国大使館表敬
	10:30 ~ 11:30	講義	プログラムオリエンテーション
	11:30 ~ 13:00	-	昼食(近隣にて購入)
	13:00 ~ 14:30	講義	日本の農業・農村開発の現況および官民連携での取組
	15:00 ~ 17:00	講義	JICA表敬、将来の連携事業に活用可能なJICAスキームの説明
	18:00 ~ 19:30	-	JICA主催懇親会
	19:30 ~ 20:00	-	JICA地球ひろばーホテル(借上バス)
9/8(木)	6:00 ~ 11:30	-	ホテルー羽田移動(借上バス) 羽田ー高知(8:00-9:25)(NAN561) 高知ー馬路村(借上バス約1.5H)
	11:30 ~ 13:00	-	昼食(お祈り)
	13:00 ~ 14:30	講義	馬路村農協運営手法等講義
	14:30 ~ 15:30	見学	馬路村農協ゆずの森加工工場視察
	15:30 ~ 17:30	-	馬路村ー高知(借上バス約2H)
9/9(金)	8:00 ~ 9:00	-	高知ー越知町(借上バス約1H)
	9:00 ~ 10:30	講義	越知町地域アクションプラン等講義
	10:40 ~ 11:30	見学	観光物産館おち駅視察
	11:30 ~ 13:00	-	昼食(お祈り)
	13:30 ~ 14:30	-	越知町長表敬
	14:40 ~ 15:40	見学	岡林農園柑橘類生産状況視察及び工場見学
	15:40 ~ 17:30	講義	岡林農園取組に関する講義
9/10(土)	9:00 ~ 10:00	-	高知ー越知町(借上バス約1H)
	10:00 ~ 11:30	講義	県農業・県庁による地域アクションプラン等について講義
	11:30 ~ 12:50	-	昼食
	13:00 ~ 14:30	実習	柑橘類加工体験
	14:40 ~ 16:00	実習	岡林農園社員との意見交換会
	16:00 ~ 17:00	-	越知町ー高知(借上バス約1H)
9/11(日)	8:30 ~ 9:00	-	ホテルー空港(借上バス)
	9:00 ~ 11:30	-	高知ー羽田(10:10-11:30、ANA564)
	12:30 ~ 13:00	-	羽田ー東京(借上バス) 東京駅にて昼食購入
	14:00 ~ 15:40	-	東京ー福島(14:00-15:32、新幹線やまびこ141号) 徒歩にてホテルチェックイン
	16:00 ~ 18:00	-	福島市内観光(借上バス)
9/12(月)	8:30 ~ 10:00	-	ホテルー福島市民家園見学(借上バス)
	11:00 ~ 12:00	見学	丸果中央商事 カット野菜工場 視察
	12:30 ~ 14:00	-	昼食(郷土料理いろり庵)、移動(借上バス)
	14:30 ~ 16:00	講義	福島市農業振興策 講義
	16:00 ~ 16:30	-	福島市農政部長表敬
	16:30 ~ 17:00	-	福島市役所ーホテル(借上バス)
	9/13(火)	8:30 ~ 8:50	-
9:00 ~ 10:00		見学	JAふくしま未来オフィス、JA直売所等視察
10:00 ~ 12:00		見学	果物共選場、営農経済センター等視察
12:15 ~ 13:15		-	昼食(アポカーレ福島北矢野目店)、移動(借上バス約10分)
13:30 ~ 15:00		見学	あづま果樹園 視察
15:00 ~ 18:00		-	あづま果樹園ー福島駅(借上バス約25分) 福島ー東京(15:50-17:24 やまびこ50号新幹線) ホテル移動(借上バス)
9/14(水)	9:00 ~ 9:30	-	ホテルーJICA(借上バス)
	9:30 ~ 10:00	-	研修著作物利用同意書記入等
	10:00 ~ 12:35	発表	研修結果報告会
	12:40 ~ 13:30	-	鳥元麴町店にて昼食後、移動(借上バス約15分)
	14:00 ~ 15:00	見学	東京交通会館内各地アンテナショップ視察、移動(借上バス約20分)
	15:30 ~ 18:30	見学	浅草、秋葉原見学
9/15(木)	7:00 ~ 8:15	-	ホテルー羽田空港(借上バス)
	10:00 ~ 16:00	-	羽田ージャカルタ(10:15-15:55、ANA855)

6.1.4 日本側自治体による第2回インドネシア訪問

日本側自治体による第2回インドネシア訪問は2016年9月27日から11月3日の間に実施された。各自治体の都合により合同日程での実施が不可能であったことから、第1回訪問とは異なり、各自治体が別々の日程で現地訪問を行った。各自治体からの参加者と日程を表6.6に示す。また、各自治体の詳細スケジュールは、表6.7のとおりである。

表6.6 日本側自治体による第2回インドネシア訪問参加者

調査時期	自治体名	所属・役職
9月27日～10月6日	千葉県南房総市	株式会社ちば南房総 代表取締役 副社長
		株式会社ちば南房総 取締役 統括部長兼 総務部長
10月13日～10月18日	兵庫県	兵庫県 農政環境部農政企画局 総合農政課 主査
		兵庫県 農政環境部農林水産局 農産園芸課 花き果樹班長
	兵庫県神戸市	神戸市 経済観光局 食都神戸担当部長・農業振興センター所長
		神戸市 経済観光局 農政部農水産課 食都神戸担当 係長
10月16日～10月22日	高知県越知町	越知町長
		株式会社岡林農園 代表取締役
		株式会社岡林農園 取締役 製造部工場長
10月30日～11月3日	福島県福島市	株式会社銀嶺食品 代表取締役 社長
		中央大学大学院 戦略経営研究科 教授

各自治体のインドネシア訪問に関する概要は以下のとおりである。

南房総市は、前回訪問に引き続き、市農畜水産局、文化観光局、農民グループ、観光業界等からヒアリングを行い、トモホン市の農業・観光の状況をさらに詳しく確認した。農業面では、有機野菜栽培や花栽培の現状を確認した。観光面では、前回未調査のトモホン市内および周辺観光資源を踏査し、観光地トモホンの相対的な現在地と可能性を確認した。これらの結果、トモホン市の観光面のポテンシャルは地域の中でも高く、地域の観光資源を結ぶ中核拠点となる可能性も見出すことができた。両市は、JICAの草の根技術協力事業を活用し来年度から道の駅事業で連携することで合意し、その基本構想、担当部署、役割分担等を協議した。

兵庫県は、連携候補相手がいないケースとして第2回訪問のみに参加し、民間企業の参加はなかった。後述するとおり、訪問先は当初はスマラン市が想定されていたものの、東ロンボク県を急遽訪問することになった。同県の道の駅に取組みたいという希望に基づき、農地視察や農家グループとの意見交換、観光地視察、同県との意見交換を精力的に行った。

神戸市は、第1回訪問に参加せず、連携候補相手であるスマラン市が9月実施の本邦招聘に不参加となったため、今回の訪問がスマラン市との初めての顔合わせとなった。神戸市からは民間企業の参加はなかった。スマラン市に対して神戸市の取組みを発表するとともに、スマラン市の近郊農業、農業観光、観光資源開発などの取組みを視察し、連携の可能性を検討・協議した。両市には港湾、食の街、異文化交流の歴史といった共通点があることが確認された一方、後述するいくつかの相違点や課題も確認された。

高知県越知町からは、第1回訪問では民間企業関係者のみが参加したが、今回は町長自ら現地

調査に参加し、アチェ州農業局長や中アチェ県知事と交流を深め、生産者組合との会合や現場視察も行った。両自治体は、第1回訪問の結果を基に日本側が作成した連携の長期ロードマップについて議論し、未利用の柑橘類など地域資源の掘り起こしと地域の価値観の重視を基本構想とし、人材育成から将来的なビジネス展開を目指すという方向性に合意した。

福島市は、マッチング当初はマラン市を中心とした果物加工の連携が想定されていたものの、第1回訪問の結果、より生産面に軸を置いた連携に可能性があることがわかった。この結果、今回の現地訪問では、リンゴの生産地であるバトゥ市を中心に農民グループ連合体等の現場視察や今後の連携に向けた協議を行った。

表 6.7 第 2 回インドネシア訪問スケジュール

【南房総市チーム】

チーム名			南房総チーム
視察先			北スラウェシ州トモホン市
9/27	火	午前	空路移動(羽田10:15→ジャカルタ15:55 NH855便)
		午後	ジャカルタ着後、ホテルへ移動 スイス ベルホテル エアポート ジャカルタ に宿泊
9/28	水	午前	空路移動(ジャカルタ5:30→マナド9:55 GA602) 陸路移動(マナド→トモホン:約1H) 昼食(ティノールにてミナハサ料理)
		午後	12:30-13:30 花市場サイトおよびパサール・トモホン視察 14:20-14:50 市長表敬 15:15-17:00 BAPPEDA、農業局、観光局、公共事業局、協同組合同と共ニ草の根案件形成に向けた協議 Mountain View Resort & SPAに宿泊
9/29	木	午前	8:00 花屋視察 8:30-9:45 市場運営公社(Perusahaan Daerah Pasar: PDP)ヒアリング 10:00-12:00 ShowWindow視察、農業局ヒアリング 昼食
		午後	13:00-13:30 菊農家ヒアリング 14:00-16:00 観光局、ホテル・レストラン協会(PHRI)ホテル部門代表者ヒアリング 17:00-19:30 Highland Resortホテル視察・マネージャーからヒアリング Mountain View Resort & SPAに宿泊
9/30	金	午前	9:30-11:30 ルルカン村(アグロツーリズム)にて高原野菜、有機野菜農家組合からヒアリング 昼食
		午後	14:00-15:30 サトウヤシ加工工場視察(産業観光資源の確認) 16:00-16:30 Kawangkoanにて落花生の加工、販売視察 Mountain View Resort & SPAに宿泊
10/1	土	午前	8:00ホテル発 マハウ山トレッキング 11:00-12:00 Bukit Doa視察(宗教観光、公園)
		午後	トンダノ湖水上レストラン昼食 プルタン村(陶芸の村)、愛の丘(Bukit Kasih)・温泉、巨石 Watu Pinabetenganを視察 Mountain View Resort & SPAに宿泊
10/2	日	午前	8:00 陸路移動(トモホン→サワンガン 約1H) 9:00 サワンガン村にて石棺(ワルガ)遺跡公園視察、ラフティング場所確認 陸路移動(サワンガン→ビトゥン:約1H)、途中Airmadidiの展望台を視察 ビトゥン市内(港等)視察
		午後	ビトゥン市内で昼食 Taman Marga Satwa Tandurusaミニ動物園視察 陸路移動(ビトゥン→トモホン:約2H) Gardenia Country Inn に宿泊
10/3	月	午前	8:00-9:00 陸路移動(トモホン→マナド:約1H) マナド市内で観光案内所の確認 10:00-12:30 借上ボートにてマナド→ブナケン島へ移動(約45分)、ブナケン島視察後マナドに移動(約1時間)(港にて奥山専門家と合流)
		午後	昼食 北スラウェシ州博物館視察 陸路移動(マナド→トモホン約1H) Gardenia Country Inn に宿泊
10/4	火	午前	9:00-11:00 BAPPEDA、農業局、観光局、公共事業局、協同組合同と共ニ草の根案件形成に向けた協議 11:30 市長表敬 陸路移動(トモホン→マナド 1H)
		午後	昼食 空路移動(マナド16:15→ジャカルタ18:25 GA601) センチュリーアトレットホテル(ジャカルタ)に宿泊
10/5	水	午前	10:00-11:00 農業省報告
		午後	昼食 13:30 JICA事務所報告 空路移動(ジャカルタ21:25→羽田07:10+1 NH856便)機中泊
10/6	木	午前	羽田07:10着

【兵庫県チーム】 【神戸市チーム】

チーム名			兵庫チーム	神戸チーム
視察先			西ヌサトゥンガラ州東ロンボク県	中部ジャワ州スマラン市
10/13	木	午前	空路移動(大阪/関西10:50→バリ15:55[GA883]便)	空路移動(東京/羽田10:15→ジャカルタ15:55 [NH855]便 terminal 2 着)
		午後	空路移動(バリ19:30→プラヤ、ロンボク20:15:GA7048) ホテルに移動	空路移動(ジャカルタ19:10 →スマラン20:20: [GA246] terminal 3発) Hotel Ciputra Semarang (+62 24 8447 888)
10/14	金	午前	7:30-9:00 プラヤ→セロン(車で約1時間) 9:00-11:30 東ロンボク県との協議: 地方開発企画局及び農業局: 東ロンボク県センバルン郡の開発についてプレゼン、東ロンボク県知事表敬、「兵庫県の6次産業化」取組み報告、協議	8:00-10:30スマラン市との協議: 副市長表敬、農業局・地方開発庁・観光局との協議 - 表敬 - スマラン市のポテンシャル発表 - 神戸市「食の都」取組み発表 - 連携可能性についての協議 <u>スマラン市内視察: 農業局の取組みと近郊農業</u> 10:40 ミジェン(Mijen) 農業普及センター(BPP) - 農業局の普及の取組み視察 11:45 薬用ハーブ園(Kampung Jamu)
		午後	13:00-18:00 県都セロン周辺のトゥガラシ畑、港湾施設、家畜(牛)市場、有機農業を行うホテル経営者との面会、県職業訓練センター 19:00-20:30 セロン→センバルン 21:00-22:30 若手農業リーダーと意見交換	13:00 市農業局グマンパティ・チェポコ農園(Kebun Dinas Cepoko Gunung Pati) - グアバ、野菜などの栽培と販売の取組み視察 - 農民との面談 (ランチ) 16:00-17:00 Crispy Farm視察 - 市内のレストラン向けに水耕栽培で有機農作物生産を行う農業企業
10/15	土	午前	7:00-9:00 センバルン地区の野菜畑視察 10:00-12:00 コーヒー農家グループ、旧野菜工場跡(Agrindo)、「道の駅」設置候補地	<u>スマラン市内視察:</u> 9:00-12:00 カンドリ農業観光村(Desa Wisata Kandri Kota Lama: 農業と観光の連携事例)視察
		午後	13:30-15:00 センバルン地区のジャガイモ畑でジャガイモ農家グループリーダーと面会 15:30-18:00 センバルン→セロン(途中でロンボク植物園建設地を視察) 21:00-22:30 東ロンボク県とのラップアップ協議	13:00-17:00 オランダ時代の歴史景観地区(Kota Lama)の取組みについて説明と視察
10/16	日	午前	9:00-11:30 セロン→北ロンボク 観光に関するセンバルン郡との関係を見るため、センダンギレ滝、ティウケレップ滝付近の状況視察	<u>スマラン市内視察: 観光資源視察</u> 08:30 Hortifarm視察(民間の観光園芸農場)
		午後	15:00-17:30 北ロンボク→スングギビーチ スングギ・ビーチ周辺での観光開発状況の視察	同上
10/17	月	午前	空路移動(プラヤ、ロンボク09:40→ジャカルタ10:40:GA435)	8:00-9:30 スマラン市とのまとめの協議: - 視察報告、連携の可能性協議
		午後	13:30 JICA報告 空路移動(ジャカルタ19:35→クアラルンプール22:40 MH724、クアラルンプール23:45 - 関空07:15+1 MH52]便)機中泊	空路移動(スマラン13:50 →ジャカルタ 15:00 [GA239]) 17:00 JICA報告 空路移動(ジャカルタ23:30 → 羽田08:50+ NH5480]便)機中泊
10/18	火	午前	関空07:15着	羽田08:50着

【高知県越知町チーム】

チーム名			高知チーム
視察先			アチエ州中アチエ県
10/16	日	午前	空路移動(羽田10:15→ジャカルタ15:55 NH855便)
		午後	ジャカルタ着後、ホテルへ移動 イビス スタイルズ ジャカルタエアポートに宿泊
10/17	月	午前	5:15 空港へ移動 6:30 空路移動(ジャカルタ6:30→バンダアチエ9:20 GA140便) 到着後 陸路移動(バンダアチエ→タケゴン 10時間)
		午後	19:30 中アチエ県知事招待の夕食会兼意見交換会 バユヒルホテル(タケゴン)に宿泊
10/18	火	午前	8:00 タケゴン市内市場視察 9:00 コーヒー生産者組合視察 10:00 ミカン生産者団体視察 11:00 コーヒー/ミカン混植栽培現場視察
		午後	13:30 県農業食用作物局にて協議 16:30 タケゴン市内が一望できる展望台訪問 バユヒルホテル(タケゴン)に宿泊
10/19	水	午前	10:00 陸路移動(タケゴン→バンダアチエ 10時間)
		午後	エルメスパレス・ホテル(バンダアチエ)に宿泊
10/20	木	午前	9:00 州農業食用作物局長表敬および州農業食用作物局にて協議
		午後	14:00 バンダアチエ空港へ移動 15:40 空路移動(バンダアチエ15:40→ジャカルタ18:35 GA147便) センチュリーアトレットホテル(ジャカルタ)に宿泊
10/21	金	午前	ジャカルタ市内視察
		午後	12:30 JICA事務所長報告兼JICA主催による昼食会 15:00 大使館報告(高田公使および新保書記官) 空路移動(ジャカルタ21:25→羽田07:10+1 NH856便)機中泊
10/22	土	午前	羽田07:10着

【福島市チーム】

チーム名			福島チーム
視察先			東ジャワ州バトゥ市およびマラン市
10/30	日	午前	空路移動(羽田10:15→ジャカルタ16:05 NH855便)
		午後	ジャカルタ着後、乗継ぎ空路移動(ジャカルタ18:35→スラバヤ19:50 [SJ256]便) スラバヤ市内ホテルに宿泊
10/31	月	午前	陸路移動(スラバヤ7:00→バトゥ9:30) 9:30 バトゥ市農業局との協議 10:30 バトゥ市長表敬、市幹部会議でプレゼン
		午後	14:00 農民グループ連合体等の現場視察 バトゥ市ホテルに宿泊
11/1	火	午前	8:30 PT. BWRと懇談 9:30 農民グループ連合体・若手農民リーダーとの懇談・意見交換 11:00 バトゥ市農業局と次の展開に関して協議 陸路移動(バトゥ→マラン)
		午後	13:00 マラン市市場局にてヒアリング 15:00 マラン市農業局と次の展開に関して協議 マラン市ホテルに宿泊
11/2	水	午前	空路移動(マラン8:30→ジャカルタ9:50 [SJ251])
		午後	農業省園芸作物総局と協議、JICA報告 空路移動(ジャカルタ21:25→羽田07:10+1 NH856便)機中泊
11/3	木	午前	羽田07:10着

6.2 各マッチングの結果

6.2.1 福島県福島市と東ジャワ州マラン市・パトゥ市のマッチング結果

(1) 両自治体の現状と連携ニーズ

1) 福島市の現状と連携ニーズ

福島市は、福島県の県庁所在地であると同時に、福島県内における市町村別の農業産出額が第2位の農業を主産業とする地方都市である²⁴⁵。その農業産出の主力はモモ、リンゴ、ナシなどの果物生産であり、農業産出額の約6割を占める。福島市が「くだものの宝石箱」と自称するほど、福島産の果物は多種類で高品質であることから、一般に生鮮用として流通する傾向が強い。

しかし、2011年3月の東日本大震災およびそれに伴う原発事故を受け、果物をはじめとする福島産の農産物は風評の影響を強く受け、売上高が大きく減少してきた。それに加えて、震災前から続く人口減少、農業者の高齢化、後継者の不足、耕作放棄地の増加といった問題が深刻になり、農業はさらに厳しい状況となっている。

福島市はこれまで、JAふくしま未来とともに、安全性の確保と風評払拭のため、農地除染、放射性物質に関する米の全量全袋検査、全出荷者による農産物出荷前の放射性物質自主検査などを徹底し、それらのデータを基にした安全安心の農産物生産に全力を尽くしてきた。その結果、基準値を超える放射性物質を含む農産物の出荷が事実上不可能な全国有数の安全管理システムを構築・運用してきた。また、全国各地での市長によるトップセールスやミスピーチ・キャンペーン・クルー（販売促進を目的としたキャンペーン隊）による販売促進を通じて安全性を広報するとともに、果物を活用した新作スイーツコンテストを毎年開催し、新商品の開発を試みてきた。

JAふくしま未来は、福島市の協力の下、地元のパン製造老舗企業である株式会社銀嶺食品と包括的業務提携を結び、果物などの農産物の生産・加工・販売を統合した6次産業化を「福島モデル」として推進し始めた。これは、風評の影響で、生鮮用中心の果物の販売が大きく落ち込んだため、生鮮以外の加工用としての果物用途の需要を掘り起こし、生産者・加工者が一体となって新たな販売先の開拓を進めるものである。これにより、リンゴを加工して大手ファーストフード企業へアップルパイ用の餡として納入したり、果物を使った菓子やパンの材料として加工・販売したりする動きが現れた。

福島市には、この新しい「福島モデル」を国内だけでなく海外へも展開するとともに、ドライフルーツのような、福島産果物加工品の輸出や外国産果物（特に福島では入手できない熱帯産果物）加工品の輸入を通じて、福島市の農家や加工業者の収入向上を目指したいとの考えがある。同時に、農産物に関する全国有数の安全管理システムを海外に適用することで、日本国内外に根強い福島産農産物への風評を払拭したいと考えている。

以上の観点から、本調査を通じて、福島市は、果物生産・加工が盛んで、かつ「福島モデル」の展開に関心のあるインドネシアの地方都市との連携を希望するに至った。

²⁴⁵ 平成26年市町村別農業産出額（推計）

2) マラン市およびバトゥ市の現状と連携ニーズ

マラン市とバトゥ市は、ジャワ島東部の東ジャワ州中部の隣接する地方都市である。いずれもジャワ島における農産物生産・加工の中心地のひとつとして知られる。

隣接のマラン県を加えた3県・市は「大マラン圏」(Malang Raya) という名の広域圏を形成し、農産物生産・加工を中心とした、3者間での有機的な連携を図ってきた。本調査において、マラン市とバトゥ市を一括して扱ったのはそのためである。すなわち、マラン県は農産物生産・原料供給、バトゥ市は農産物生産・原料供給と一次加工、マラン市は二次加工と流通、という3者間の大まかな役割分担があり、マラン市が大マラン圏の中心的役割を果たす。

マラン市では、市内の農家が生産する野菜はすべて有機野菜とされており、有機認証の取得に補助を行っている²⁴⁶。市内には各地から供給される農産物の一時的な保管および小売商人との売買の役目を果たす中核市場があり、そこで集荷される様々な果物を原料とする果物加工が盛んである。市内にはHACCP認証を取得して輸出も手がける果物加工企業をはじめ、約20社程度の中小企業が果物チップやアップル・ストゥルーデル(詰め物を幾層にも巻く甘い西洋菓子)など、加工食品や菓子の新商品を次々に試作している。

バトゥ市は、高原野菜や果物の栽培の先進地であり、年間400万人が訪れるインドネシア有数の観光地でもある。東南アジアでは珍しいリンゴの産地で、その生産量は全国の約3割を占め²⁴⁷、飲料、菓子などへの加工が盛んである。リンゴ以外にもクプロック・ミカン(みかんの品種)、クリスタル・グァバ、イチゴ、柿などの果物栽培も盛んで、高原野菜も含めた有機認証に積極的に取り組んでいる。農家や農民グループの中には、観光が刺激となって、自ら農産物の生産、加工、販売を手がける6次化を実現したケースもある。

しかしながら、マラン市でもバトゥ市でも、農産物の激しい価格変動を抑えられないほか、有機認証を進める一方で、農家レベルでの化学肥料や農薬の使用が増加するというジレンマに悩まされている。また、農産加工品の主力が油で揚げたチップスなどで種類が少なく、チップスは真空フライ機の導入だけで新規参入が容易なため、中小企業間の過当競争に陥る弊害が出ている。

マラン市は、HACCP認証を取得した果物加工企業の製品を日本へ輸出したいという希望があり、そのための日本の提携先を探したいと考えている。当該企業は、チップスなど最終製品の他に、ジャムやピューレなどの半加工製品の輸出も考えている。

バトゥ市は、リンゴをはじめとする果物や野菜の品質向上、輸入農産物に対抗できる競争力の強化、新たな農産品加工技術の獲得などの点で、日本との連携を希望している。同時に、加工品のパッケージや輸出を含めた販路開拓などにおいても、日本の技術や経験を学びたいと考えている。また、観光を振興し、農産物の価格変動を抑えるため、市営企業(P.T. Batu Wisata Resources: BWR)を設立したが、その運営についても日本からの支援を求めている。

²⁴⁶ マラン市農業局長からのヒアリング。

²⁴⁷ BPS, Statistik Tanaman Sayuran dan Buah-buahan Semusim Indonesia 2015 (2015年インドネシア単年作野菜・果物作付統計) および BPS Kota Batu (2015), Kota Batu Dalam Angka 2015 のリンゴ生産量に基づき計算。

(2) マッチングの経緯

両者のマッチングは当初、福島市もマラン市・バトゥ市も果物加工品の輸出を求めていることから、相互間での貿易をマッチングの内容とする方向で協議を始めた。福島市の銀嶺食品が熱帯果物加工品を自社商品に使ってみたいという意向を示した際、マラン市の果物加工企業は銀嶺食品向けにドライフルーツやジャムやピューレなど半加工製品での果物加工品輸出を提案した。逆に、マラン市側は、インドネシアにないモモやナシの果物加工品を自社製品に使ってみたいという意向を示し、福島側が対応可能と回答した。こうしたやり取りから、福島市の銀嶺食品とマラン市の果物加工企業との間でマッチングが成り立つのではないかとの予測が生まれた。

しかし、第1回のインドネシア訪問時の現場視察において、マラン市の果物加工企業の生産現場が家内工業の域を出ておらず、加工品の種類もチップなどに限られていて新製品の開発を行う準備も不足していたため、福島市から見ると、上記のマッチングに対応可能な状態とはみなされなかった。また、マラン市の果物加工業における生産・販売が競争の激しい果物チップに偏っている現状に加えて、原材料供給元がマラン市内の果物市場に依っているため、大マラン圏を含む現場の農家と加工業者との緊密な結びつきは見られなかった。これらを踏まえ、福島市は、企業間取引を急ぐよりも、生産者・加工者が一体となって取り組む生産＝加工＝販売の統合によって農家への利益還元を目指す「福島モデル」を適用することが、まず優先されるのではないかとの判断に至った。福島市はこの経緯をマラン市へ説明した。これにより、将来的な福島市との協力可能性を残しながらも、マラン市の望む果物加工品の相互輸入を通じたマッチングを今回は見送ることとなった。

その一方で、バトゥ市のリンゴ生産・加工などの現場視察を通じて、銀嶺食品は、輸入農産物への対抗や農産物の価格安定化のため、農産物の生産＝加工＝販売の統合的対応を通じた産地ブランディングがバトゥ市に必要であるとの仮説を立て、バトゥ市側と協議した。その結果、バトゥ市でのリンゴなどの農産物ブランド化を通じた産地ブランディングには「福島モデル」の適用が効果的であり、銀嶺食品が、包括提携先のJA ふくしま未来とともに中長期的にバトゥ市の産地ブランディングに関わっていく意向が示され、バトゥ市側もそれに対する検討を始めた。

福島側は、大マラン圏が果物など農産物の生産＝加工＝販売の中心地としての役割を強化していくことがインドネシアの農業にとって重要であるとの認識は、マラン市・バトゥ市と共有するところであるが、両市の役割は異なると考えた。すなわち、マラン市は農産物加工品の集積・販売ハブとしての役割を果たすため、市場の卸売機能の充実や保冷倉庫などの設備を充実させることが重要である。一方、バトゥ市は、生産と一次加工における品質向上と安定供給を行う役割がある。ここでは産地ブランディングを進め、農産物生産・加工に関する他産地との差別化と農業組織強化を図ることが重要である。このような観点から、まずはバトゥ市との連携を優先し、その後の然るべき時期にマラン市との協力を検討する、という二段階対応をとるに至った。

(3) マッチングの結果

上記のような経緯を経て、福島市は、銀嶺食品を中心に、「バトゥ市青果物のサプライチェーン

再構築と福島との共同ブランディング事業」(仮称)を JICA 中小企業海外展開支援事業案件化調査として JICA 側へ提案することを計画した。

そして 10 月 31 日、バトゥ市長への表敬の後、バトゥ市政府高官が出席した会議において、バトゥ市長、バトゥ市農業政策アドバイザー、バトゥ市農業局長に対して上記提案案件の説明を行い、基本的に了承された。

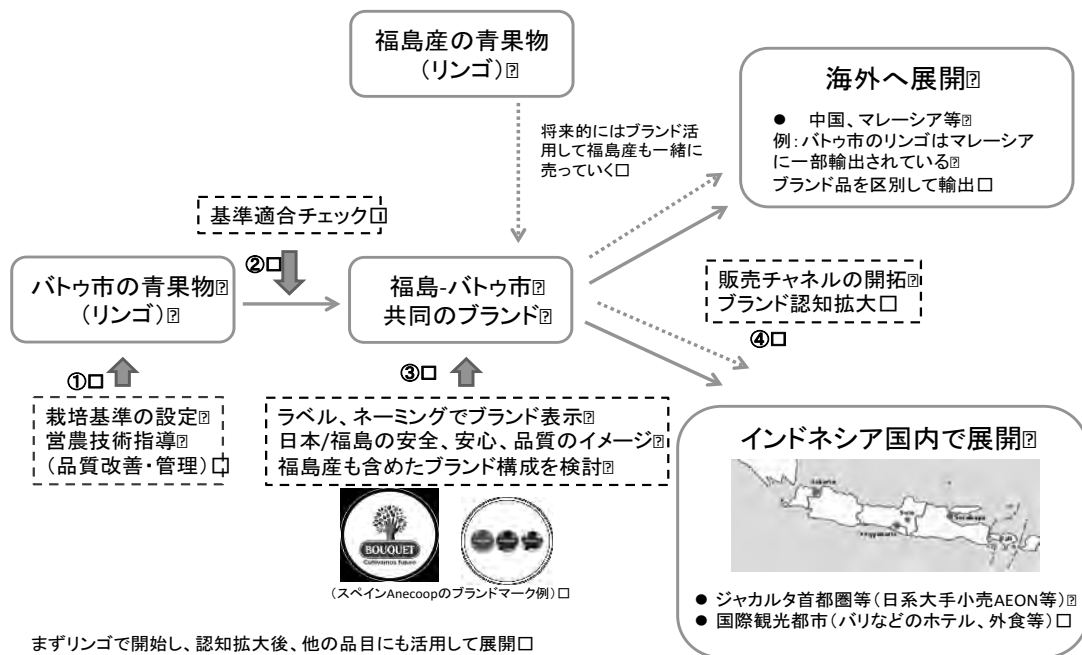


図 6.1 福島市とバトゥ市の連携構想の概要

(出所：銀嶺食品)

1) 連携の概要

この連携では、まず、バトゥ市が高品質の安全・安心な農産物を安定的に市場へ供給する体制を確立するために、農産物の品質向上とその品質を保証するしくみを作る。このしくみづくりにおいて、福島のもつ安全・安心および高品質を実現させるノウハウを活用し、ブランディングを図る。すなわち、福島側から見れば、それらのノウハウを「福島モデル」として輸出し、輸出先での産地ブランディングに活用させる。

これにより、バトゥ市は農産物をバトゥ産の名でブランディングし、販売チャネルを開拓しながら、インドネシア国内の高級スーパーマーケットなどへ販売して輸入農産物との競争に打ち勝ち、中国やマレーシアなどの海外へも輸出していく。他方、福島側は、バトゥ市との共同ブランドを活用し、将来的には福島産農産物のインドネシアなどでの販売も視野に入れる。

なお、ブランディングにおいては、福島側のノウハウをバトゥ市へ提供することから、両者間

で技術指導・共同ブランド契約を結び、バトゥ市からはブランドラベル使用料として、福島側へ技術指導・品質認定料を支払うことが想定される。いわば、「福島モデル」の輸出に係るライセンス・ビジネスであるが、福島側は技術指導・品質認定料収入を第一義的な目的とはしていない。

最初の対象農産物は、バトゥ市のリンゴを想定する。インドネシアでは、健康ブームの影響もあってか、リンゴの国内需要（国内生産＋輸入）が2008年の30.6万トンから2014年には38.1万トンへ増加した²⁴⁸。アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、中国などからリンゴが輸入され、その販売網は大都市部だけでなく、地方の農村部にまで行き渡っている一方、リンゴの国内生産は2012年をピークに減少し続けている。東南アジア随一の産地であるバトゥのリンゴは、実が小さく、品質も優れないにもかかわらず、価格は割高のため、生鮮用としては輸入リンゴに対抗できていない。観光農園でのリンゴ狩りと加工用が主流となっているが、加工品の種類が少ないため、高付加価値化できていない。

福島市は高級リンゴの産地であり、以前からその栽培技術を中国などへ伝授してきた。福島リンゴのブランディングはJA Fukushima未来が中心となって確立してきており、栽培技術、営農指導や選果なども含め、ブランディングのノウハウをバトゥ市のリンゴに活かすことができる。

2) 連携の担い手および実施体制

福島側では、銀嶺食品が中心となり、包括的業務提携先のJA Fukushima未来とともにコアチームを形成し、それを福島市が側面サポートする形をとる。バトゥ市側は、バトゥ市農林業局とバトゥ市営企業のPT. BWRがコアチームを形成し、バトゥ市がそれを側面サポートする形をとる。福島市とバトゥ市は、産品プロモーションにおいて相互に協力する。

バトゥ市側で重要な役割を期待されるのが前述のPT. BWRである。PT. BWRは、バトゥ市が100%出資する市営企業であり、当初は観光振興のために設立された。これは、バトゥ市の観光業のほとんどが民営であり、官民投資バランスを考慮したバトゥ市長の意向により設立されたものである。ところが設立後の活動は不活発で、休眠状態となったため、外部人材を招いて組織改革を行い、組織の再生を図っている。バトゥ市は、従来の観光振興に加えて、農産物の流通量の調整を通じて、農産物の価格安定化を図ることをPT. BWRの新たな機能と位置付けている。

本連携では、PT. BWRが第三者としてバトゥ産農産物の品質保証を行い、販売先を探し、バトゥとしての産品ブランディングにおける中核的役割を担うことを期待している。このため、銀嶺食品とJA Fukushima未来は、PT. BWRに対して、営農指導や品質管理に関するノウハウを提供することを計画している。同時に、JA Fukushima未来が中心となり、ブランディングを担う人材としてリーダー農家や営農指導員の育成にも取り組む。

本連携の実施体制イメージは次の図6.2のとおりである。

²⁴⁸ Sholikah Rahmawati (2014), “Preferensi Konsumen terhadap Apel Lokal dan Impor dengan Metode Multifishbein untuk Upaya Peningkatan Pemasaran Apel Lokal”, Universitas Gadjah Mada, (http://etd.repository.ugm.ac.id/index.php?mod=penelitian_detail&sub=PenelitianDetail&act=view&typ=html&buku_id=67260, 2016年12月8日参照)、および、BPS (2014), Buletin Statistik Impor Desember 2014, BPS (2015), Buletin Statistik Impor Desember 2015

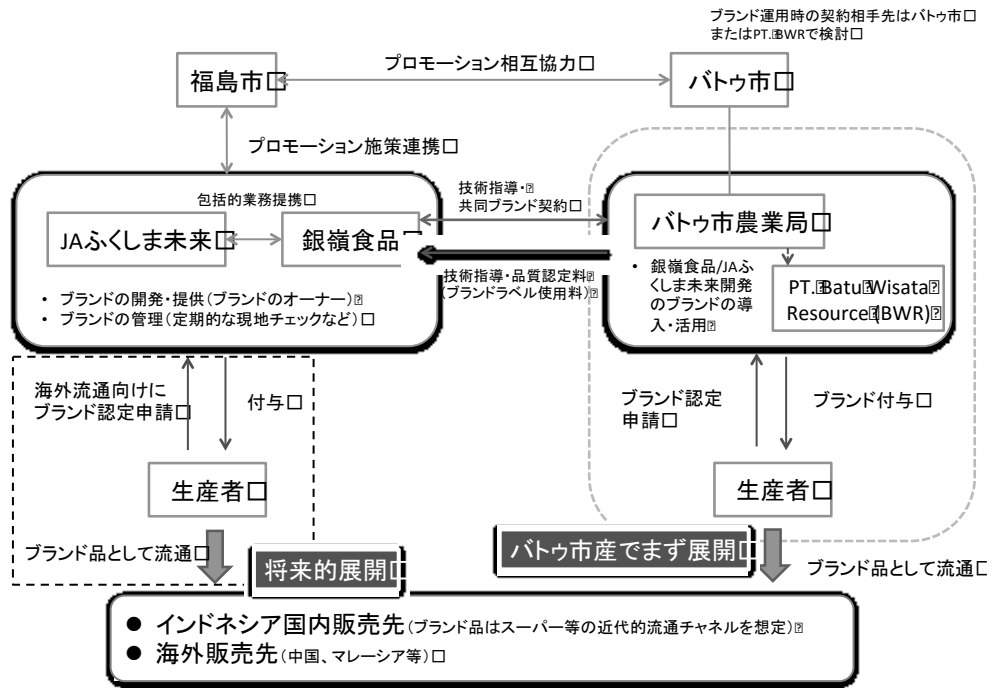


図 6.2 案件化調査の実施体制イメージ

(出所：銀嶺食品)

3) 案件化調査の内容案

案件化調査の内容は、まだ暫定的ではあるが、以下のような項目を想定している。

表 6.8 案件化調査の内容案

1. バトゥ市のリンゴの品質・特性の分析 ・特性データに基づいて特徴、潜在力を把握 ・インドネシアでの嗜好を踏まえたポジショニングを検討 ・ブランディングの方向性の検討	
産地の品質向上	産地の品質基準導入
2. 栽培方法の改善点の分析と基準の検討 ・栽培方法の基準と技術指導のガイドラインを検討→ブランドに合ったリンゴを生産できるようにする	4. ブランド・スキームの検討・作成 ・ネーミング・ロゴ ・ブランドの認証基準、運用方法と体制→大手小売店の求める基準等を参照 ・技術指導・共同ブランド契約の形態・内容の検討、料金体系 ・バトゥ市農林業局とリーダー農家と協力して試行 ・選果機の活用による運用効率化の検討→日本製の選果機をバトゥ市へ一時的に持ち込み
3. ブランドを支える人材の育成 ・リーダー農家の育成 ・営農指導員の育成（指導ガイドラインの試行） ・福島＝バトゥ市でのブランディングチームの検討	
5. ブランド品の販売チャネルの検討（販路開拓調査） ・ジャカルタ首都圏等の大都市部の近代的流通（日系大手小売 AEON 等）での販売可能性調査 ・バリ島など国際観光地での流通可能性（ホテル、外食等）	
6. インドネシアでテスト販売／展示会への出展 ・上記3で構築したチームにより、上記5で検討した販路等でテスト販売や展示会へ共同出展→ブランディングの発信活動、ブランド効果の検証	

（出所：銀嶺食品）

4) 案件化調査のスケジュール案

本連携での案件化調査は、2017～2018年の2年間を想定している。想定される活動ごとの具体的なスケジュールは、以下のとおりである。

活動	2017年 8-9月	2017年 10-12月	2018年 1-3月	2018年 4-6月	2018年 7-9月	2018年 10-12月
バトゥ市のリンゴの市場調査 ・インドネシアでの嗜好調査 ・ポジショニング	市場調査					
栽培方法の改善点の分析と 栽培方法の基準の検討	現状調査 ・栽培方法の課題、基準、改善案検討					
ブランドを支える人材の育成 ・リーダー農家の育成 ・営農指導員の育成	現状調査 ・生産体制 ・営農指導体制		パイロット活動(リーダー生産者、指導員育成)			
ブランド(認証)スキームの検討・作成	現状調査 ・大手小売等の既存認証調査 ・関連法制度調査		ブランド(認証)スキーム検討・作成			
販売チャネルの検討(販路開拓調査) ・販路開拓 ・流通、物流の最適化策	現状調査 ・既存流通チャネルの調査 ・バトゥ市のリンゴの流通調査			ブランド(認証)を活用した販売チャネル開拓		
産地でテスト販売/展示会への出展					パイロット活動	
● 事業計画策定 ● ODA案件計画策定					事業計画、ODA計画案作成	

図 6.3 案件化調査のスケジュール（案）

（出所：銀嶺食品）

(4) 今後の展開と課題

前述のとおり、福島側が提案した「バトゥ市青果物のサプライチェーン再構築と福島との共同ブランディング事業」（仮称）は、JICA 中小企業海外展開支援事業案件化調査として JICA 側へ提案するものである。したがって、現段階ではまだ提案前の構想段階である。

しかし、すでに、バトゥ市側からは、「まさにバトゥ市が必要としているニーズを含んだものである」「福島モデルを是非適用したい」（バトゥ市農業政策アドバイザー）、「すぐに実施へ向けて動きたい」（バトゥ市長）といった、極めて好意的な反応が出ている²⁴⁹。

銀嶺食品も帰国後、福島市長と面会して本提案について説明を行い、了承された。さらに銀嶺食品は、本提案に関する記者会見も行き、その内容が11月8日付「福島民報」朝刊の1面トップを飾った²⁵⁰。

銀嶺食品は、案件化調査の提案準備を進め、2017年3月頃にJICAへ提案する。これが採択されれば、案件化調査は2017年8月ごろから実施される。すでに、JAふくしま未来、リンゴ栽培農家、その他外部専門家・コンサルタントを含む実施チーム案も作られている。

2年間の案件化調査においては、ブランディングのためのラベル（認証）スキーム、生産方法・基準、営農指導改善策、リーダー農家育成、販路開拓と流通最適化策などを検討する。それを踏まえて、2019年からは、草の根技術協力事業プロジェクト等のようなODA案件の実施を計画する。

バトゥ市は、11月10日付で、案件化調査の提案に対するサポートレターを銀嶺食品宛に発出した。ただし、2年間という案件化調査期間が長すぎるとも感じており、期間を短くして早急な結果を出したいとの希望がある。

案件化調査に続くODA案件は、(1)ブランディングのためのラベル（認証）スキームの導入・運用のための体制構築、(2)リーダー農家等を活用した生産者の育成、ブランド認証基準に合った生産地としての全体の底上げ、(3)営農指導技術・体制の改善、(4)農産物の品質管理改善（生産～集荷・出荷～流通まで。基準運用、選果機導入・活用）、(5)ブランドラベリング（認証）スキームを活用した生産から流通の最適化、の5つを目標として実施する構想である。

福島市とバトゥ市との連携は、「福島モデル」を輸出し、園芸農業の先進地であるバトゥ市に適用することで、インドネシアの農業の付加価値向上のためのモデルが構築され、それが他地域へ広まることが期待される。このモデルが成功すれば、ブランディングされたバトゥ産の農産物が

²⁴⁹ 福島チームのバトゥ訪問に関する記事が複数の地元紙に掲載された。1) *Surya Malang*, October 31, 2016. “Datang ke Kota Batu, Pejabat Jepang: Apel Batu Belum Seperti Apel Fukushima”（バトゥ市へ来た福島の高官：バトゥのリンゴはまだ福島のリンゴのようではない）<<http://suryamalang.tribunnews.com/2016/10/31/datang-ke-kota-batu-pejabat-jepang-apel-batu-belum-seperti-apel-fukushima>>, 2) *Malang Post*, October 31, 2016. “Fukushima Kembangkan Apel Batu”（バトゥのリンゴを福島が発展させる）<<http://www.malang-post.com/news/kota-batu/fukushima-kembangkan-apel-batu>>,

3) *Malang Voice*, October 31, 2016. “Kota Fukushima-Kota Batu Jajagi Kerjasama Peningkatan Branding Buah Apel”（福島市とバトゥ市、リンゴのブランディングを高める協力を進める）<<http://malangvoice.com/kota-fukushima-jajagi-kerja-kota-batu-jajagi-kerjasama-peningkatan-branding-buah-apel/>>

²⁵⁰ 福島民報の該当記事は以下のとおりである。「6次化福島モデル世界へ インドネシアに農業支援 銀嶺食品」<<http://www.minpo.jp/news/detail/2016110836255>>

高級品として他産地の農産品と差別化され、輸入農産物との競争に打ち勝ち、海外へ輸出される可能性が出てくる。他方、福島側にとっては、「福島モデル」が海外で適用されることは、6次産業化の有効なモデルとして広く認知されるとともに、安全安心の基準とノウハウが国際的に認知されることで、福島産農産品の風評払拭に多大なる貢献となるという意味も大きい。

この連携は、ノウハウの輸出という比較的コスト負担の少ない取組みである反面、人材育成、システム・組織強化といった長期的な関わりを必須とする。このため、福島市とバトゥ市は、10年、20年といった長いスパンで連携を進め、人的交流や文化交流などを通じて、対象を農業以外の他分野へも広げ、両市の関係を着実に深めていくことを考えている。

6.2.2 千葉県南房総市とトモホン市のマッチング結果

(1) 両自治体の現状と連携ニーズ

1) 南房総市の現状と連携ニーズ

南房総市の人口は、これまで若年層の流出が続いたことにより、逆ピラミッド型の人口構造となっている。また、自然減による人口減少が顕著である。農業部門においては、今後、高齢農業者のリタイアと農業就業者の減少により、次世代への農業経営や技術等の伝承が途絶えてしまうという危機感を抱いている。そのような状況下、地域振興策の一つとして、道の駅を活用し、年間を通じた観光客誘致、特産品のブランド化、農水産物直売による生産者所得向上等に成功してきた実績がある。特に、第三セクター（株）ちば南房総が運営する「道の駅とみうら枇杷倶楽部」は、2000年に「全国道の駅グランプリ」を獲得し、2015年2月には「全国モデル道の駅」に選定されるなど、道の駅を通じた地域振興のエキスパートである。

南房総市は、同市のもつ道の駅の設置・運営のノウハウを他国に広めることを通じて、短期的には市職員の国際化や適応能力向上を目指している。さらに、長期的には国際感覚を養った職員によって、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）等を含む今後の産業構造の国際化への対応、東南アジア諸国情勢の把握と連携が、南房総市の産業の生き残りの鍵となると考えている。またインドネシアとの連携による市内の各道の駅へのメリットとして、長期的にはインドネシアからの観光客増加につながることも期待されている。同市は上記の考えに基づき、ベトナムにおいても、JICA 草の根技術協力事業を通じ、道の駅を通じた地域振興を支援しており、本調査を通じインドネシアへの道の駅展開を期待している。

2) トモホン市の現状と連携ニーズ

トモホン市は「花の町」として知られ、花卉、養豚などの有力な産地であり、高原野菜も栽培している。市内の伝統市場パサール・トモホンは地域随一の規模を誇り、州内およびインドネシア東部地域への作物販売拠点地としての役割を果たしている。一方で、加工、パッケージング、コールドチェーンなどの面は発展途上であり、目立った加工品は存在しない。ごく一部の農民が有機栽培を行っているものの、ジャワ島などと比べ食の安全に対する消費者の意識がまだ高くないことから、化学肥料や農薬を使用した従来型の産品との価格差が小さく販路に課題があり、有機栽培は広まっていない。

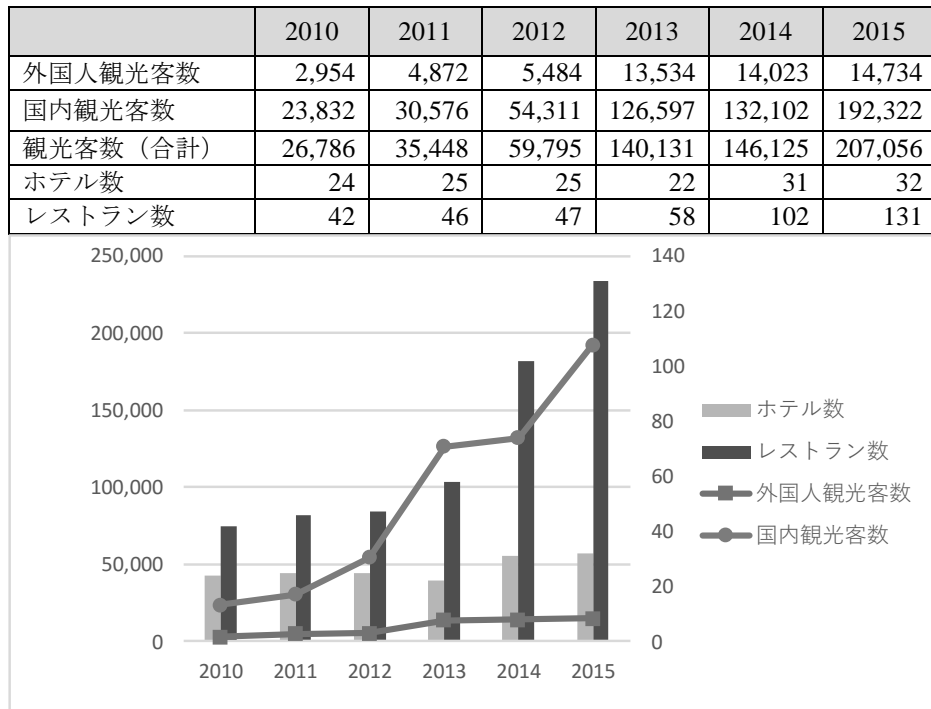
同市は毎年国際フラワーフェスティバルを開催しており、また「7つの山、7つの湖、7つの滝」の標語が表すように美しい景観と冷涼な気候を持つ観光地でもある。トモホン市およびその周辺地域の観光資源には、美しい自然を活かしたトレッキングやラフティング、足湯などが楽しめる数多くの温泉、段々畑の美しいルルカン村のアグロツーリズム、伝統的なミナハサ式建築、食用の犬、蛇、コウモリなどが見られる伝統的地元市場のパサール・トモホン、「ワルガ」と呼ばれる古代の石棺が集まった遺跡公園等がある。また地熱を利用しサトウヤシから砂糖を作る工場があり、エコツーリズム／産業観光の可能性もある。

一方、周辺には世界的に有名なダイビングスポットであるブナケン島への入口である州都マナドがあり、マナドと比べてトモホン市の集客力はまだ弱い。さらに、主要な港を持つ工業都市であるビトゥン市も、希少な海中生物を見られるレンベ島や世界最小級のメガネザル「タルシウス」などの希少動物を見られるタンココ自然保護区を擁しており、トモホン市は、観光客数自体はビトゥン市を上回っているものの、外国人観光客に対する訴求力では見劣りする部分がある。近年、マナドへの国際線就航によって北スラウェシ州全体の観光客が表 6.9 のとおり増加しており、トモホン市としては、従来からの海への観光客ではなく、山岳地方への観光客をトモホン市に一層、呼び込みたいという意識がある。

しかし、トモホン市はこの 10 年で観光開発が進んだもののいまだホテル数やアクセス道路等の観光インフラの整備が不十分で、長期休暇で滞在する一部の欧州人観光客を除くと、多くはマナドからの日帰りツアー客に留まっている。トモホン市および周辺の英語の観光情報はインターネット上でも限定的である等、情報発信が不十分という課題もある。トモホン市のみならずマナド市内においても、観光案内所として実質的に機能しているのはマナドの空港内案内所のみというのが現状であり、観光客への対応は少数の旅行代理店や各ホテルが担っている。

こうした中、トモホン市農畜水産局は、2015 年に育苗、研修、観光農園の役割を持つ施設「Show window」を開設するなど、農業と観光を結ぶためのアグロツーリズムを推進している。

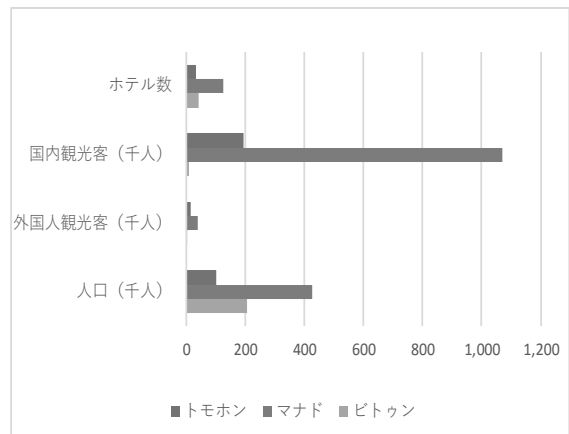
表 6.9 トモホン市の観光統計の推移



(出所：Kota Tomohon Dalam Angka 2015, 2016)

表 6.10 トモホン周辺3市の観光統計比較（2015年）

	トモホン	マナド	ビトゥン
人口（人）	100,373	425,634	205,675
外国人観光客数	14,734	38,400	1,427
国内観光客数	192,322	1,070,681	8,753
観光客数（合計）	207,056	1,109,081	10,180
ホテル数	32	125	40
レストラン数	131	354	



注：ビトゥン市の観光客数は2014年データ。

(出所：Kota Tomohon Dalam Angka 2016、 Kota Manado Dalam Angka 2016、 Kota Bitung Dalam Angka 2016 より調査団作成)

(2) マッチングの結果と今後の展望

本調査による相互訪問を通じ、南房総市とトモホン市は、JICAの草の根技術協力事業を活用し来年度から道の駅事業で連携することで合意した。その概要は以下のとおりである。

1) 連携事業の目的

連携事業の目的は、「花市場、有機野菜直売所、観光情報センター、避難所の4つの機能を持つ道の駅を整備し、トモホン市の農業・観光振興に貢献する」である。このうち観光情報センターには、休憩所および土産物・飲み物等の売店を設置する。観光情報については、トモホン市のみ

ならず、トンダノなどを含むミナハサ高原全域、さらにはマナド市、ビトゥン市なども含んだ広域観光ルート設計、情報提供を行うことを目指す。またトモホン市には約 10 年に 1 度の割合で噴火を繰り返しているロコン山があり、道の駅には避難所としての機能も持たせる。

さらに現段階では連携事業には含まないが、将来的にトモホン市が道の駅に追加してゆく機能として、市役所出張所機能、農産品加工、カフェ、レストラン、ホテル等が想定されている。

トモホン市がこのような多機能の道の駅を志向しているのは、本邦招聘において様々な機能を持つ多様な道の駅を視察した経験が反映されている。特に農産物直売所を通じた農家の所得向上には、トモホン市のみならずインドネシア側参加者全員が強い関心を示した。トモホン市では、仲買人を通じて調達した産品を小売業者が伝統市場や商店で販売していることから、これらと競合しない商品として、外国人向けホテル・レストランや中間層以上を対象にした有機野菜直売と、現在伝統市場であまり取り扱われておらず観光資源でもある花市場がトモホン市側から提案された。

産地直売を通じては、所得向上のみならず、これまで産地直売の経験をほとんど持たない花、有機野菜農家が直売に取り組むことで、これら農家の販売グループ形成が期待される。さらに消費者の声に直接触れることで市場ニーズに合った商品の生産が可能となる等の効果が期待される。なお、市場と道の駅の組み合わせは、日本や道の駅を導入済みの東南アジア諸国でも例がなく、成功すれば新しい道の駅の形が生まれると期待される。

2) 場所

既存の「花市場」を整備、活用する。「花市場」は、市のバスターミナルと伝統市場パサール・トモホンから約 500m の距離にあり、市の目抜き道路の迂回路にあたる環状道路上にある。この道路は、マナドから市内に入り、市中心部を避けてアグロツーリズムのサイトであるルルカン村や観光地トンダノ湖方面に向かう道路につながる戦略的な道路であり、現在拡幅計画が進行中である。さらに、北スラウェシ州で建設中の高速道路が、すぐ近くを通る計画となっている。「花市場」敷地は全体で 2ha の市有地である。「花市場」として 2008 年に政府の支援を受けて建設が始まったが、途中で中止されたまま 3 区画の建物が残っている。当初は別の立地も検討したが、トモホン市側の強い要望を受け、「花市場」の既存資源を有効活用することに決定した。



「花市場」位置図



「花市場」写真

3) 連携事業の実施者

<日本側>

南房総市および（株）ちば南房総が JICA 草の根技術協力事業に申請し、その範囲内で支援を行う。

<インドネシア側>

トモホン市長の下に、以下のプロジェクトチームを設置する。

プロジェクトチーム	各業務担当部署
代表： BAPPEDA 局長 副代表： 農業局長 関係部局：公共事業局、文化観光局、市場運営公社	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体計画：BAPPEDA 施設インフラ課 ● 道の駅施設整備：公共事業局 ● 花市場、有機野菜市場の運営：市場運営公社 ● 観光情報センターの運営：観光局（インドネシアホテル・レストラン協会（PHRI）トモホン支部に業務委託） ● 花農家・有機農家の指導：農業局

4) 資金源

JICA 草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）、およびトモホン市の独自予算を活用する。

5) スケジュール

JICA 草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）の選考状況によるが、早ければ 2017 年 4 月以降に採択決定する見込みで準備を進める。採択後に両市の間で合意書を締結し、その後 3 年間のプロジェクトとして実施する。

6) 役割分担

両市の役割分担は、以下のとおりである。草の根技術協力事業という 3 年間の小規模事業ですべて行うことは不可能であるため、トモホン市側で実施可能な花市場および有機野菜直売所の整備、運営は原則としてトモホン市が実施し、南房総市は全体の構想づくりや運営指導と、観光情報センターを整備する。

なお、有機野菜という呼称を用いているが、トモホン市の有機野菜の栽培が限定的である状況に鑑み、実際には減農薬野菜から始めるのが現実的と考えられる。

南房総市 (草の根事業予算の範囲内で実施)	トモホン市
<ul style="list-style-type: none"> ● 施設全体の設計・構想づくり支援 ● 運営体制づくりの支援 ● 観光情報センター／休憩所の整備（棟 1 の施設整備を含む） ● 観光情報システム（デジタル地図、サーバー等）の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地、駐車場、入札代行、各種手続き ● 電気水道、光ファイバー等の整備・維持管理・支払い ● 施設全体の設計（案） ● 観光情報センター／休憩所の運営体制整備（観光局・PHRI） ● 花市場および「有機」野菜直売所整備（棟 2、3）（公共事業局） ● 花市場および「有機」野菜直売所の運営体制構築（農業局・市場公社） ● 有機野菜栽培農民支援（農業局）

6.2.3 兵庫県神戸市と中ジャワ州スマラン市のマッチング結果

(1) 両自治体の現状と連携ニーズ

1) 神戸市の現状と連携ニーズ

神戸は人口 150 万を擁する大都市であり、国際港神戸港を有する商業とサービス業の街である。地域総生産の割合は、第一次産業が 0.1%、第二次産業が 19%、第三次産業が 80%（2013 年）と第三次産業の占める割合が多い²⁵¹。雇用においても第三次産業の従事者が多く、ファッション産業や観光関連産業などが発展している。古くから神戸港をゲートウェイとして発展してきた。1960 年代から山を削り人工島を造成し、1981 年にはポートアイランドを完成させ、その後六甲アイランドも大きく発展し、おしゃれな街というイメージが定着した。1995 年に阪神淡路大震災で大きな被害を受けるも復興を果たした。

神戸市の農業は地域総生産の 0.1%、労働人口の 0.7%を占めるに過ぎないが、農業地域は市の面積の 3 分の 1 と大きな割合を占める。主に北区と西区にある約 6,000 戸の農家により営まれている。農業産出額は約 170 億円で、全国の市の中では大きな額である。

今まで蓄積されてきた神戸のファッションなどのイメージを活かし、2015 年度より「食都神戸 2020」構想を推進している。神戸産農畜産物をはじめとした「食」の海外展開を行う「FIND KOBE」、地元の食を消費する地産地消を推進する「EAT LOCAL KOBE」などに取組んでいる。神戸市の食の海外展開は、最高品質のものをその国の高級市場へ展開することを狙っている。

港湾都市として古くからヨーロッパやアジアの文化が融合してきた。かつての西洋人居住区である異人館や海岸通り、中華街である南京町など国際色豊かな町づくりも行ってきた。国際交流も幅広く行っており、世界の 8 ヶ国の 10 都市と、姉妹都市、友好都市、親善協力都市の関係を結んでいる。また 3 ヶ国 3 港と姉妹港、友好港の関係を結んでいる。

- 姉妹都市・友好都市：シアトル市、マルセイユ市、リオデジャネイロ市、天津市、ラトビア共和国リガ市、ブリスベーン市、バルセロナ市、仁川広域市
- 親善協力都市：フィラデルフィア市、大邱広域市
- 姉妹港・友好港：シアトル港、ロッテルダム港、天津港

インドネシアをはじめとするアジア諸国は経済発展が目覚ましく、将来的な神戸産農畜産物の輸出やインバウンド観光客向けの広報対象として大きな可能性があることを認識している。将来的なビジネスチャンスにつながる可能性があるため、特に人材育成・人材交流の面で、インドネシアとの連携に関心がある。

2) スマラン市の現状と連携ニーズ

スマラン市は人口 150 万人を擁する港湾都市で、かつ食の街として知られている。また、中国系、オランダ植民地の居住区、イスラム寺院などがあり異文化交流の街でもある。

²⁵¹ 平成 25 年度兵庫県市町民経済計算（確報）の概要。

農業の GRDP に占める割合は 1%、雇用に占める割合は 3.95%と大きくないが、市の南側には農村地帯が広がっており、農地面積は 52%を占める²⁵²。

日本との関係では、終戦後に残留日本兵と地元の住民との 5 日間戦争があり、現在でも 10 月 14 日には平和を祈願する式典を日本兵の子孫も招き、行っている。姉妹都市の中には神戸市とも姉妹都市となっているオーストラリアのブリスベーン (Brisbane) 市がある。

- 姉妹都市：ブリスベーン市、ベトナム国ダナン市

神戸市とスマラン市には、港湾、食の街、異文化交流という類似点がある。スマラン市も農業の占める割合は大きくないが、都市市場向け農業、農業観光、農村でのファーマーズマーケットなどに取組んでおり、マーケティング、官民連携などについて後述する課題がある。

また、スマラン市の旧オランダ植民地時代の街並であるコタ・ラマ (Kota Lama) は、街全体が当時の建築のまま残されているという貴重なものであるが、一部を除き、放置されて有効活用されていない。神戸市の知見を活かし建物や街並を保全しつつ再生し、観光客を惹付ける街として再生したいという民間側の希望がある。

(2) マッチング結果と今後の展望

1) マッチングにおいて明らかになった課題

双方の都市間で多くの類似性があるものの、2016 年 10 月の神戸市の行政官の訪問がお互いの第 1 回目のコンタクトであり、おかれた環境や歴史に基づいた双方の認識の差、理解のギャップなど以下について認識された。

- 食の都の認識：双方とも食の街としているが、神戸市はハイエンドの高級食材を高級市場に展開することを目指しており、スマラン市にそのような市場があるかは疑問である。他方、スマラン市側はローカルな地元の食の街である。スマラン市の食を輸出したいという希望はあるが、加工レベル、加工プロセスなどが、日本市場の求める品質水準に達していない。また、同じアジアとは言え、食の嗜好性には大きな差がある。
- 行政と農民の関わり方：神戸市の農民に対する支援は補助金や施設の支援、マーケティングに対する調整などが多い。農業技術支援は県の業務であり行っていない。他方、スマラン市農業局は農民に対する技術支援が主であり、マーケティング支援や民間連携などは行っていない。
- 農家の取組み：神戸市の農家はどちらかというと富裕層である。補助金も受けられ農協を中心に活動している。スマラン市の農家は貧困層である。収入を上げるためのアグリビジネスを振興したい。また、独自資金で補助金もなくビジネスを成功させている例も見られる。
- 観光と農業：神戸市は都市に農村の産物を売るようなファーマーズマーケットなどの取組

²⁵² Semarang City in Figure 2015。

みを行っている。他方、スマラン市では農村に都市の人を呼び込むような活動を重視している。

- 歴史的な景観の街づくり：スマラン市では民間の有志グループがコタ・ラマという広い歴史的地区を保存しつつ再生しようとしている。神戸市でも外国人の居住地を保全しつつ観光地として栄えてきた。
- 行政や人々の意識：行政官や農家、市民の意識も大きく異なる。スマラン市では行政においては議会より市長が主導している。しかし、行政側が策定したルールや計画を必ずしも市民側が徹底するわけでもない。

連携を通して、インドネシア側のスマラン市および日本側の神戸市双方に便益が創出され、持続的な Win-Win 関係が構築されることを目指すことが目的である。しかし、次のような課題がある。

- 当初神戸市側がメリットとして想定した神戸の食を展開するには、神戸の食材は高級市場向けであり、現在のスマラン市場での展開は難しい。
- スマラン市側の食を神戸市に輸入するには品質的な問題がある。また、スマラン市側の課題を解決するためのノウハウが必ずしも日本側の行政にあるわけではない。

2) 連携の方向性

上記のような差異や課題が見受けられたものの、類似性も多く、かつて神戸市が辿ってきたような道や課題をスマラン市も抱えている。従って、次のような連携の種は見られる。

- スマラン産品の都市の消費者向けマーケティング、さらにはブランド化、ジャカルタ市場向けマーケティングなどを行う。これを通して、神戸の食材もジャカルタへの展開を図る。さらには、神戸のものをスマランに、スマランのものを神戸にという貿易やビジネス連携に発展することも望まれる。
- 神戸市の外国人居住区の発展の取組み経験を活かし、コタ・ラマ地区について観光客を惹付けるように保全・再生する。将来的には、スマランの人が神戸を訪れ、神戸の人でもスマランを訪れるようになることができればよい。この中で、何らかの形でのビジネス連携が産まれることが望まれる。

このような取組みは早急にできるものではない。2016年10月がファーストコンタクトなので以下のような交流を続けていくことが望ましい。

- 農業について、スマラン市の行政官、農家グループ、農業事業者が神戸市を訪問し、神戸市のブランド化やマーケティングの取組みを見て、神戸市の農業者、JA などと意見交換する。神戸市側からも JA、関心のある農業者などがスマラン市を訪問し、お互いを知るとともにインドネシア市場の成長性などを理解する。
- 街づくりについて、スマラン市の行政官、街づくりグループなどが神戸市を訪問し、神戸市の街づくりの歴史、取組みなどについて学ぶとともに意見交換し、彼等の意識の向上を

図る。日本側からも街づくりグループや、関心のあるビジネス関係者がスマラン市を訪問し、街づくりの方向性を検討するとともに市場の成長性などを理解する。

- 相互訪問を通して、お互いの意識を向上するとともにビジネス連携の種を探し、JICA の中小企業進出支援などのスキームも活用し、将来の連携に向けてのアイデアを醸成し、ロードマップを作成し双方で共有する。

3) 将来的な連携のアイデア

以上の人的交流を通して、お互いの認識、発展度合いの差、ビジネスチャンスなどを理解し合い、意識を醸成することが第一歩となる。これらを通して、インドネシア市場の成長性や機会を捉え、あるいは日本市場でのインドネシアのリソースの活用可能性などを検証し、ロードマップを作成し、両方で共有する。

下表は、ロードマップのアイデアの一例として示しているものである。

表 6.11 将来的な連携に向けてのロードマップのアイデア

	活動	対象	2017	2018	2019	2020	2021
1	人材交流	行政、民間					
	農業分野		■ ■	■			
	街づくり分野		■ ■	■			
	その他		■	■			
2	アクションプラン作成	行政、民間	■				
3	街づくり連携プロジェクト	行政、民間		■ ■	■ ■	■ ■	
4	食の都に向けたマーケティング支援プロジェクト	行政、民間			■	■	■
5	民間ビジネス展開支援	行政、民間			■	■	■
6	ビジネス連携	民間					■

(出所：調査団作成)

日本は今後、人口減少時代となり市場拡大はあまり見込まれない。他方、2020年にはインドネシアの人口は2.7億人に達すると見込まれている(国連推計²⁵³)。経済成長に伴い所得も増加し、高所得層、中間所得層の数は更に増加する。経済成長に伴い生活スタイルも変化し、タイで見られたように食文化さえも変化し得る。20年前のタイでは日本食レストランには日本人しかいなかったが、現在ではランチタイムにオフィスワーカーで溢れている。従って、人材交流を通して神戸市の食をインドネシアに根付かせるチャンスがあると考えられる。

²⁵³ United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division, *The 2015 Revision of World Population Prospects*.

上表のロードマップはアイデアでしかないが、このようなチャンスを見逃さないためにも今のうちから人材交流を通し、将来的な連携、ビジネス連携の種を見出し、芽を育てていくというものである。まずお互いのことを理解し、共通点、相違点、接点、お互いの協力が役立ちそうな点などを探し、育てていき、将来的な連携へ結びつけるものである。各プログラムの概要は下表のとおりである。

表 6.12 各プログラム案の概要

	プログラム	趣旨	場所	時期・期間	資金源
1	人材交流	行政官、農家グループ、民間セクター、市民グループなどがお互いに訪問し、それぞれの抱える課題、差異、経験としてお互いに役立つ点、お互いのチャンスなどについて意識を向上し、かつ、ビジネスチャンスなどを探る。	スマラン/神戸	2週間 x3名 x 双方向 x 各分野	JICA 研修 など
2	アクションプラン作成	人材交流を通じて、お互いにとって興味があり、相互利益となるようなアイデアを醸成し、目標を定めてアクションを作成する。	スマラン/神戸	2週間 x3名	JICA 研修 など
3	街づくり連携プロジェクト	神戸の外国人居住区の経験を活かし、コタ・ラマの保全と再生、観光利用のための仕組みづくりを行う。これを通してビジネスチャンスを見だし、民間ビジネス連携の可能性を探る。	スマラン	3年間のうち適宜往来	JICA 草の根技協など
4	食の都に向けたマーケティング支援プロジェクト	将来的な食の都に向けたブランド化、マーケティングを支援する。この活動を通して、神戸の知名度をスマラン、インドネシアで向上させる。スマランの食をインドネシアのハイエンドな市場へのマーケティングを共同して行う。神戸の食のマーケティングも同時並行的に行う。	スマラン	3年間のうち適宜往来	JICA 草の根技協など
5	民間ビジネス展開支援	以上の活動からアイデアの出した民間ビジネス連携の芽を支援する。	スマラン/神戸	適宜	JICA 中小企業展開支援など
6	ビジネス連携	自発的にビジネス連携が行われる。	スマラン/神戸	適宜	民間資金など

(出所：調査団作成)

6.2.4 高知県／越知町とアチェ州／中アチェ県のマッチング結果

(1) 両自治体の現状と連携ニーズ

1) 高知県／越知町の現状と連携ニーズ

高知県では、全国より 15 年先行して人口が自然減の状態に陥った。人口減少による経済の縮みが若者の県外流出と中山間地の衰退を招き、さらに経済が縮むことで県民の暮らしが一層苦しくなるという「人口減少の負のスパイラル」をたどってきた²⁵⁴。県内経済規模の縮小にともない、県内の事業者は、外に打って出て「外貨」を稼ぐことが必要になった。このような背景から、高知県では、他県で一般的な「地産地消」にとどまらず「地産外商」政策が推進されている。

今回の連携対象となっている柑橘類に関しても、高知県はユニークな背景を有している。2015 年の全国ミカン収穫量は 777,800 トンだが、高知県の収穫量は 6,850 トンと、国内シェア 0.9%にすぎない²⁵⁵ (図 6.4 参照)。一方、2013 年のユズの全国収穫量 22,934 トンのうち、高知県は 47.3% (収穫量 10,859 トン) を占める²⁵⁶ (図 6.5 参照)。全国生産量 10,880 トンのブントでは、高知県のシェアは 93.0%に達する²⁵⁷。このように、高知県では、全国生産量が少ないマイナーな種類の柑橘類が多く生産されており、結果として、これらの柑橘では高い国内シェアを誇っている。

高知県が推進する地産外商の観点から、高知産の農産物、農産加工品、高知県が有する技術やノウハウを海外展開し、「外貨」を稼ぐことに関する連携について関心がある。高知県下のユズ加工関連民間企業がインドネシアに海外展開

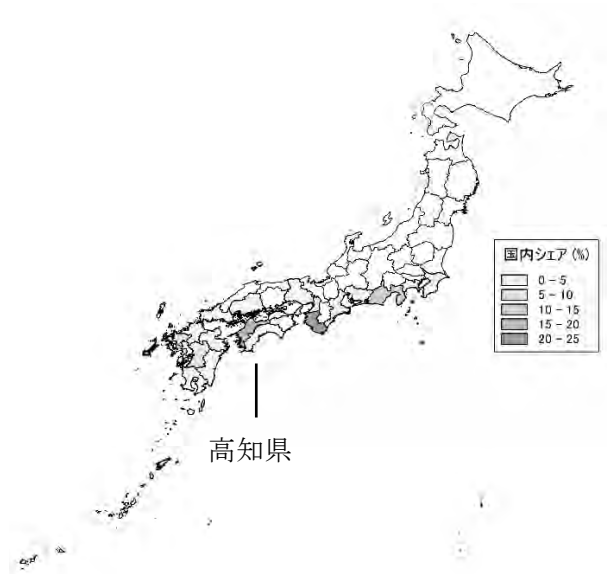


図 6.4 ミカンの県別生産シェア (2015 年)

(出所：農林水産省ウェブサイトを基に調査団作成)

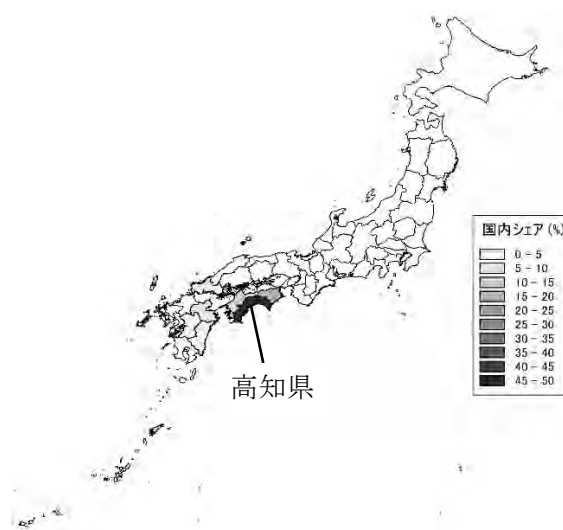


図 6.5 ユズの県別生産シェア (2013 年)

(出所：e-Stat ウェブサイトを基に調査団作成)

²⁵⁴ 第 3 期高知県産業振興計画 PR 版パンフレット (2016) 高知県産業振興推進部

²⁵⁵ 農林水産省ウェブサイト作況調査 (果樹)

< http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/ > 2016 年 9 月 7 日アクセス

²⁵⁶ e-Stat ウェブサイト平成 25 年産特産果樹生産動態等調査 (2016)

< <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001143671> > 2016 年 9 月 7 日アクセス

²⁵⁷ e-Stat ウェブサイト平成 25 年産特産果樹生産動態等調査 (2016)

< <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001143671> > 2016 年 9 月 7 日アクセス

していくことは、「外商」の観点から高知県および越知町の施策と合致すると考えられる。一方、高知県および越知町は、ユズなど柑橘類の栽培技術を海外に流出させることは回避したいと考えている。

2) アチェ州／中アチェ県の現状と連携ニーズ

中アチェ県の県都タケゴンは、アチェ州の州都バンダアチェ市から陸路で9-10時間を要し、北スマトラ州の州都メダン市からも同程度の距離にある。大都市から離れた遠隔地方都市であり、タケゴンに至る道中には人家がまばらな地域も多い。外資による投資は少なく、外部の大都市との交流も活発でないように見受けられ、地域の伝統的価値観が保存されている。ラウト・タワル湖や湖に流れ込む清流といった観光資源もあるが、あまり開発されていない。世界的に有名なアチェ・ガヨ・コーヒーの生産地であり、柑橘類や伝統的在来品種米の栽培、ラウト・タワル湖での養殖など、多くの地域資源に恵まれている。コーヒーやミカンのように、地域外の顧客も視野に入れた商業的農業が広く行われており、農家の現金収入源となっている。

農家の8割は、オランダ植民地時代からコーヒーを栽培している。過去においては、一次産品生産（コーヒー豆）のみだったが、現在は、焙煎からコーヒーショップの経営までを地域内で行っている。中アチェ県農家は、6次産業化の成功体験と一定のノウハウを有している。

中アチェ県では、村ごとにクロンボックタニと呼ばれる農民組織がある。コーヒーに関しては、Baitul Qiradh Baburrayyan 組合という生産者組合が組織されている。同組合は、1995年設立で、2002年に登記されており、アメリカなどにコーヒー豆を輸出している。ミカンについては、タケゴンにクプロック・ガヨ・アチェ・ミカン生産者団体（正式名：Masyarakat Perlindungan Indikasi Geografis Jeruk Keprok Gayo Aceh²⁵⁸）という名称の組織が設立されている。この団体は、クプロック・ガヨ・アチェ・ミカンを地理的表示制度に登録することを主目的に近年結成されたもので、法人化されていない。

柑橘類では、クプロック・ガヨ・アチェ・ミカン（*citrus reticulata/nobilis* sp）が有名である。クプロック・ガヨ・アチェ・ミカンは、1924年にオランダによって Berkendal 村と Redines 村で開始された。2006年には、農業省によって、県の推奨果樹に指定された。標高 1,000m 以上の高地に適した種であり、中アチェ県と隣のベネルムリア県（注：旧中アチェ県から分離した）でしか栽培できない。最も適しているのは、標高 1,200m 付近である。クプロック・ガヨ・アチェ・ミカンの特徴は、皮が厚く、甘みと酸味が強いことである。他地域に栽培されているクプロック・ミカンとは味が異なる。品質が良いことで有名であり、価格も高い。1993年にはジャカルタのミカン・コンテスト、1997年にはボゴールのミカン・コンテストで、金賞を獲得した。クプロック・ガヨ・アチェ・ミカンの生産量は、1980-2000年以降大幅に減少した。ディプロディア病、ミバエなどの病虫害が発生したことがその原因である。現在、アチェ州のミカン（Jeruk Siam および Keprok）国内生産シェアは、0.3%にまで落ち込んでいる（図 6.6 参照）。県農業食用作物局は、その対策として、東ジャワの農業省柑橘類・亜熱帯果樹研究センター（ICSFRI）で苗を殺菌してもらい、2010年から苗の植え直しを行っている。苗は、農家の指定グループ（BBU Pepalang、Penangkar Jeruk Akbar Tani、Penangkar Jeruk Riza Horti の3グループ）に生産してもらい、政府から配布している。

²⁵⁸ 「クプロック・ガヨ・アチェ・ミカン地理的表示保護のためのコミュニティ」の意。

自分で苗を作っている農家もいる。県農業食用作物局は、県の苗木センターでも研究と開発を継続している。ミカンの栽培技術は概して高く、自然栽培が主流である。一部に白枯れなどが見られるが、接ぎ木や苗の消毒が行われていることもあり、日本でよくある葉の欠乏症は見当たらない。クプロック・ガヨ・アチェ・ミカンの栽培には、十分な日射量（8時間／日程度）が必要であり、南側斜面が適している。霧が多いと病気などの問題が発生するため、霧の多発地域は不向きである。県農業食用作物局は、表 6.13 に示すとおり、中アチェ県内のクプロック・ガヨ・アチェ・ミカン可能栽培面積を試算している。中アチェ県内の郡位置は、図 6.7 に示すとおりである。クプロック・ガヨ・アチェ・ミカンは、2016年3月22日に、インドネシア政府の地理的表示制度に登録された。

中アチェ県には、他にも30種類程度の柑橘類があると言われているが、柑橘類の加工は進んでおらず、あまり利用されていない種類もある。2016年10月に調査したところ、タケゴン市内の市場では、図 6.8 に示す6種類の柑橘類が販売されていた。10月はミカンの収穫期ではなく、収穫期にはもっと多くの柑橘類が市場で販売されるそうである。このうち、JCと呼ばれる柑橘類は、オランダ植民地時代の1930年代に導入された。酸味の強いこの柑橘類は、調理用ミカン（Jeruk Sayur：直訳すると野菜のようなミカン）と呼ばれている。当地では、香り調味料として料理に使われることもあるが、主たる用途はクプロック・ガヨ・アチェ・ミカンの接ぎ木苗を生産する際の台木である。JCは、日本のユズに類似しているが、皮が薄く、ミカンに似た香りがするとともに香りが弱い。県農業食用作物局によれば、JCの特徴は、以下に示すとおりである。

BOX : JC の特徴

- 茎が丈夫で、4-6 m の高さまで成長する。
- 枝の数が多く、また、枝には棘がある。
- 新芽の色は紫だが、成長して葉になると濃い緑色になる。
- 花は小さく、雌しべと花びらは濃い紫色である。
- 熟した果実の表皮は、黄色または橙色である。
- 果実1個あたり8-10程度の種を含む。100kgのJCでは、8,000-10,000個の種を含むことになる。種の発芽率は、40-60%である。
- 多くの果実は枝の上部になる。枝の上部は、多くの水分を含む。
- カンキツ・エクソコーティス病などに弱い。茎と根は、疫病菌の被害を受けやすい。



図 6.6 ミカン（Jeruk Siam および Keprok）の州別生産シェア（2014 年）

（出所：BPS - Statistics Indonesia ウェブサイト <<http://www.bps.go.id/index.php>> 2016 年 9 月 7 日アクセス）

表 6.13 中アチェ県内クプロック・ガヨ・アチェ・ミカン可能栽培面積

番号	郡	可能栽培面積 (ha)
1	Atu Lintang	9,086
2	Pegasing	4,267
3	Silih Nara	3,775
4	Kebayakan	2,642
5	Bintang	2,467
6	Bebesen	2,195
7	Lut Tawar	1,960
8	Kute Panang	1,815
9	Bies	985
10	Ketol	0
11	Celala	0
12	Rusip Antara	0
13	Jagong Jeget	0
14	Linge	0
合計		29,192

（出所：中アチェ県農業食用作物局）

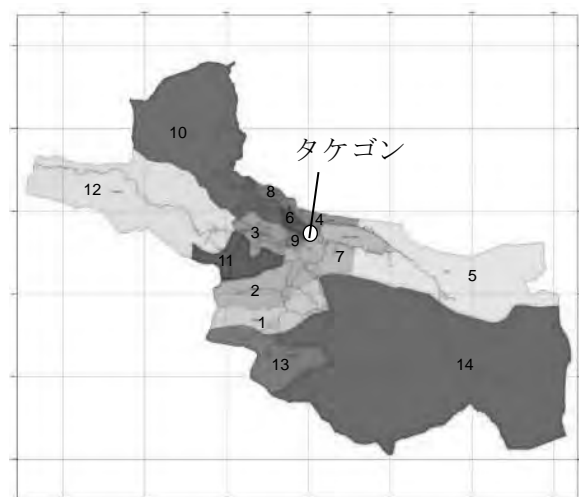


図 6.7 中アチェ県内の郡位置図

（図中の番号は表 6.13 に対応している）

（出所：中アチェ県農業食用作物局提供の地図から調査団作成）



クプロック・ガヨ・アチェ・ミカン
(生鮮用 Rp. 15,000/kg)



シラム・ミカン (生鮮用 Rp. 8,000/kg)



マドゥ・ミカン (生鮮用 Rp. 15,000/kg)



JC (香り調味料用 Rp. 20,000/kg、種子は薬用にもなる)



ニピス・ミカン (香り調味料用 Rp. 10,000/kg)



プルット・ミカン
(香り調味料用 Rp. 6,000/個、薬用や洗髪にも用いられる)

図 6.8 タケゴン市内の市場で販売されていた柑橘類 (種類と価格は 2016 年 10 月時点)

(出所：調査団作成)

ミカン栽培は、トゥンパンサリ栽培²⁵⁹と呼ばれるコーヒーとの混植がほとんどである。トゥンパンサリ栽培におけるミカンは、コーヒーのシェードツリーの役割を果たしている。シェードツリーには様々な樹木が用いられるが、県農業食用作物局は、3 年ほど前からコーヒーとミカンのトゥンパンサリ栽培を推奨している。コーヒー／ミカンのトゥンパンサリ栽培面積は、3 年間で 150 ha ほどに拡大した。ミカンだけを栽培している農園は、山頂近くにわずかに見られるが、数年前から栽培を開始したばかりで収穫には至っていない。トゥンパンサリ栽培を行っている農家

²⁵⁹ 一石二鳥のような意。

は、山の中腹など傾斜地を利用して農業を行っていることが多い。水田など稲作とトゥンパンサリ栽培を両方行っている農家は稀である。コーヒーが小さいうちに野菜と混植をすることはある。県農業食用作物局の情報に基づく簡易試算によれば、農家が実践しているトゥンパンサリ栽培の収益性は表 6.14 に示すとおりである。病虫害などの防除に要する経費は、コーヒーよりもミカンの方が高い。県農業食用作物局によれば、ミカンの価格は変動が大きく、安定性もコーヒーの方が高い。保存などの面でも、コーヒーに優位性があると思われる。現時点では、トゥンパンサリ農業の中心はあくまでもコーヒーであるが、6次産業化が進んだコーヒーの収益性をこれ以上改善することは容易でなく、今後はミカンへの期待が高まるものと思われる。

表 6.14 農家が実践しているコーヒー／ミカンのトゥンパンサリ栽培収益性（簡易試算）

作目	ha あたり本数	年間収穫量	農家庭先単価	農家売上高
コーヒー	1,350 本	0.75 t/ha	Rp. 60,000/kg	Rp. 45 百万（約 36 万円）
ミカン	20 本	1.30 t/ha	Rp. 11,000/kg	Rp. 14 百万（約 11 万円）
合計	1,370 本	2.05 t/ha	-	Rp. 59 百万（約 47 万円）

（出所：県農業食用作物局情報に基づき調査団作成）

上記現状に鑑み、ミカンの加工と販売に関し、日本から技術を学び、地域経済を発展させたいという意向がある。コーヒーについても、日本向け販売を拡大したいというニーズがある。

(2) マッチングの結果

1) 連携の進め方

高知・越知とアチェは、図 6.9 に示す 3 つのステップで連携を進めていこうとしている。ステップ 1 では、高知・越知とアチェの両者がどのような連携をしたいのかを構想し、それを長期ロードマップの形にとりまとめる。この段階では、必ずしも実施可能性は考慮されておらず、受益者目線で何をやりたいかを構想する。ステップ 2 では、長期ロードマップの構成要素である各活動の実施可能性を確認し、実施に向けた準備をする。具体的には、各活動の実施に必要な予算、人材、機材の確保を目指す。ステップ 3 では、実施可能性が確認された活動を実施するとともに、進捗をモニタリングする。

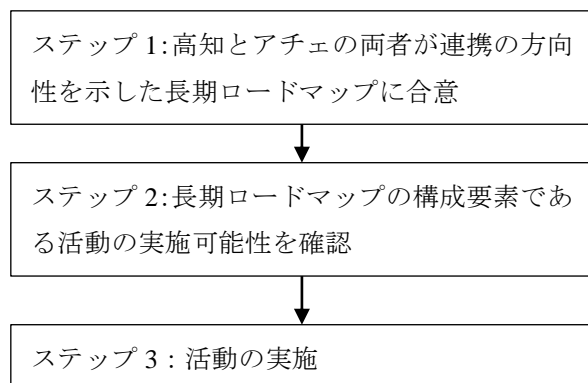


図 6.9 高知・越知とアチェの連携の進め方（連携の 3 ステップ）

2) ステップ 1（高知・越知とアチェの両者が連携の方向性を示した長期ロードマップに合意）の進捗

2016 年 10 月に実施された第 3 次現地調査では、関係者（越知町、株式会社岡林農園、中アチェ県ミカン生産者組合、中アチェ県農業食用作物局、アチェ州農業食用作物局）により、以下に示す方向性で連携を進めていくことが合意された。

基本構想

中アチェ県の柑橘類栽培は自然栽培が中心で、生産と環境とのバランスが保たれている。このような自然栽培に化学的な栽培技術を導入すると、化学肥料や農薬による副作用が出て、状況が急激に悪化することがある。これに対抗するには、さらなる化学的栽培技術を導入しなくてはならなくなる。高知県側が柑橘類の栽培技術を海外に持ち出したいとの意向を示していることもあり、栽培については、現状を維持していくことを基本方針とする²⁶⁰。加工と販売については改良の余地が多く、未利用になっている柑橘類も多くある。本連携計画では、これら未利用柑橘類の掘り起こしに重点を置く。掘り起こしに際しては、中アチェ県特有の文化や価値観をより良い方向で発展させるよう留意する。

中アチェ県の現状に鑑みると、ただちに両国間のビジネスを開始することは難しい。本連携計画では、まずインドネシア側に信頼できるビジネスパートナーを育成し、その後で本格的な共同ビジネスの展開を目指す。本計画の中核となるのは、中アチェ県ミカン農家の人材育成である。

連携計画名

連携計画名は、「未利用の柑橘類など地域資源の掘り起こしと地域の価値観を重視した高知ーアチェ連携プログラム」とする。

連携目的

連携を通して、インドネシア側（中アチェ県とアチェ州）と日本側（越知町と高知県）双方に便益が創出され、持続的な Win-Win 関係が構築されることを目指す。

連携事業の関係者とその参画メリット

連携事業の関係者その参画メリットは、表 6.15 に示すとおりである。

²⁶⁰ 2016年5月の第1次現地調査では、インドネシアでのユズ栽培とインドネシアから日本への技能実習生の受け入れを中心にした連携が構想されていたが、2016年7月の第2次現地調査で連携の方向性が修正された。

表 6.15 両国の連携事業関係者とその参画メリット

	日本	インドネシア
民間	<p><u>株式会社岡林農園</u> 日本側で中核となる事業実施者。 参画メリットは、中アチェ県に信頼できるビジネスパートナーを確保できることと、将来的にインドネシア側民間関係者と共同ビジネスを開始できた際に、一定割合の技術報酬等を受け取ること。</p>	<p><u>中アチェ県ミカン生産者団体</u> インドネシア側で中核となる事業実施者。 現時点で同団体は法人化されていないが、将来的に日本側民間関係者と商取引を行うのであれば、法人化が必要。 参画メリットは、高知県をはじめとする日本側の技術や知見を取り入れながら、ビジネスを展開できること。</p>
自治体	<p><u>越知町と高知県</u> 地場産業の振興と岡林農園のような地元企業の海外進出を支援する立場。 参画メリットは、両自治体が推進する地産外商施策を推進できること。</p>	<p><u>中アチェ県農業食用作物局</u> 柑橘類の栽培指導、加工、販売、ミカン生産者団体運営などの指導を行う立場。 <u>アチェ州農業食用作物局</u> 本計画の進捗をモニタリングし、他地域への普及を構想していく立場。 両自治体の参画メリットは、地域アクションプランや地産地消・外商といった地域開発計画手法を日本側から学び、効果的な中アチェ県開発を推進できること。</p>

(出所：調査団作成)

長期ロードマップ

本連携計画の全体像を示したものが、図 6.10 に示す長期ロードマップである。長期ロードマップの期間は、5 年間で想定している。5 年目の時点で連携実施の成果を精査し、良好な結果が得られているようであれば、さらなる継続も視野に入れる。明確な区分はないが、概ね最初の 3 年間程度を人材育成期間、それに続く 2 年間程度を共同ビジネス実証期間と想定している。人材育成期間は国際協力の側面が強いが、共同ビジネス実証期間ではビジネスの側面が強くなる。

図 6.10 に示すとおり、長期ロードマップは 10 の活動から構成されている。行政職員を対象にした活動が 3 つ、民間事業者と農家を対象にした活動が 7 つである。これら活動の中で実施が必須なのは、「ビジネスパートナー育成（中アチェ県ミカン農家に対する 6 次産業化技術研修）」である。同事業に続いて重要なのは、「日本人専門家短期派遣」である。

番号 活動名	主たる活動場所	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
1. 行政職員を対象にした活動						
1-1	6次産業化推進に関する政策支援研修（計画立案） 高知県	■				
1-2	6次産業化推進に関する政策支援研修（事業実施） 高知県		■			
1-3	6次産業化推進に関する政策支援研修（モニタリングと計画見直し） 高知県			■		
2. 民間事業者と農家を対象にした活動						
2-1	〇〇ガヨ製品フェアトレード 高知県		■			
2-2	ビジネスパートナー育成（中アチェ県ミカン農家の6次産業化研修）第1グループ 高知県		■			
2-3	ビジネスパートナー育成（中アチェ県ミカン農家の6次産業化研修）第2グループ 高知県			■		
2-4	日本人専門家短期派遣（短期専門家の断続的派遣） 中アチェ県		■			
2-5	ミカン生産者団体法人化／強化 中アチェ県		■			
2-6	ボランティア派遣 ※ 中アチェ県		■			
2-7	中アチェ民間関係者のビジネス展開促進 中アチェ県				■	

※ 青年海外協力隊等の派遣は現在実施できないため、民間等のボランティアも含めて実施可能か検討

図 6.10 長期ロードマップ

（出所：調査団作成）

3) ステップ 2（長期ロードマップの構成要素である活動の実施可能性を確認）の進捗

2016年10月に実施された第3次現地調査では、連携ステップ2の一部、特に本連携の中核となる「ビジネスパートナー育成（中アチェ県ミカン農家に対する6次産業化技術研修）」について、議論が行われた。結果として、活動の実施に先立って解決すべき問題が多くあることが確認された（例えば、中アチェ県からの長期研修生受け入れ体制の整備や資金の捻出など）。関係者は、今後、それらの課題を克服する手段を模索していくことに合意した。現時点で想定している全10活動の概要と想定される課題は、以下に示すとおりである。

活動の概要と想定される課題

長期ロードマップを構成する10の活動の概要と想定される課題を表6.16に示す。

表 6.16 活動の概要と想定される課題

番号	活動名	概要	場所／実施者／受益者	資金源／期間	課題
1-1	6次産業化推進に関する政策支援研修（計画立案）	アチェ政府関係者が、高知県が推進している地域アクションプランにおける行政の役割と計画立案手法を学ぶ。	場所：高知県 実施者：高知県庁 受益者：中アチェ県農業食用作物局とアチェ州農業食用作物局	資金源：JICA 草の根技術協力など ²⁶¹ 期間：15日間程度	実施に関し高知県の了承が必要
1-2	6次産業化推進に関する政策支援研修（事業実施）	アチェ政府関係者が、高知県が実施している地域アクションプラン実施における課題とその解決法を学ぶ。	同上	同上	同上
1-3	6次産業化推進に関する政策支援研修（モニタリングと計画見直し）	アチェ政府関係者が、高知県が実施している地域アクションプランのモニタリング計画見直し手法について学ぶ。	同上	同上	同上
2-1	〇〇ガヨ製品フェアトレード	ガヨは、中アチェ県を代表する民族名で地域の名称でもある。ガヨは、高知弁でもよく使われる言葉である。両者のつながりをストーリー化し、〇〇ガヨ（注：〇〇部分は、後日決定する）製品のフェアトレードを実施する。当面の製品は、ガヨ・コーヒー。売上の一部は、将来の活動費に充当。	場所：高知県 実施者：高知県民間関係者 受益者：中アチェ県コーヒー生産者組合とコーヒー生産農家	資金源：日本側民間関係者 期間：特に限定しない長期間	特になし
2-2	ビジネスパートナー育成（中アチェ県ミカン農家の6次産業化研修）第1グループ	中アチェ県の若手有望ミカン農家を（榎岡林農園に派遣し、果樹の生産・加工・販売から経営に至るまで、実務を通して技術を移転する。若手農家は、中アチェ県ミカン生産者団体の幹部候補生を、同団体ならびに中アチェ県農業食用	場所：高知県 実施者：（榎岡林農園） 受益者：中アチェ県ミカン生産者団体	資金源：未定（中アチェ県あるいはアチェ州負担が望ましい。他事業への応募も検討。） 期間：2-3年間	JICAには、本活動実施に適したスキームがない。資金捻出と日本側受け入れ体制整備（ビザ取得、保険、生活環境整備など）が困難。受け入

²⁶¹ 越知町関係者は、官民連携の促進を目指す本調査の出口戦略として、想定する連携事業に現状で適用可能な JICA スキームが草の根技術協力のみであることに、必ずしも満足していない。草の根技術協力では、「特定の団体や企業が自社製品・サービスの調達や地域住民への提供等を通じ、経済的利益を得る」ことが禁じられている。途上国での長期的な活動も期待されている一方、国内での長期研修は前例がない。国内でのビジネスを主体とする日本の民間企業にとっては、事業実施がビジネスの妨げになる恐れがある。国際協力事業の運営に精通した開発コンサルタント/NGO 等との協業も難しい。官民連携促進の出口戦略としての草の根技術協力は難しい面が多いが、現時点では、官民連携に適した JICA スキームが存在しない。

番号	活動名	概要	場所／実施者／受益者	資金源／期間	課題
		作物局が選抜して派遣する。研修生は、将来的に、(株)岡林農園のビジネスパートナーになることが期待される。本連携計画の中核となる極めて重要な活動。			れ体制整備には、JICA など経験がある機関による支援が必要。高知県内インドネシア人留学生ネットワーク等も活用。
2-3	ビジネスパートナー育成（中アチェ県ミカン農家の6次産業化研修）第2グループ	同上	同上	同上	同上
2-4	日本人専門家短期派遣	日本から、短期専門家を中アチェ県に断続的に派遣し、現地の状況を調査する。簡易な器具で実施できる農産加工など、短期間に実施が可能なものについては、事業の一環として試験的に製造・販売を行う。製品に対する需要が高く、簡易な器具での生産が間に合わない状況になった場合には、アチェ側民間関係者が維持管理をできる適正レベルの加工機械導入も検討する。	場所：中アチェ県 実施者：(株)岡林農園 受益者：中アチェ県ミカン生産者団体、中アチェ県農業食用作物局	資金源：JICA 草の根技術協力など 期間：3年間	草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）や中小企業海外展開支援事業等の候補から適切なスキームを選定する必要がある。
2-5	ミカン生産者団体法人化／強化	中アチェ県タケゴンのミカン生産者団体を法人化し、同団体の組織運営能力を強化することによって、日本側民間関係者のビジネスパートナーとなり得る体制を整備する。同県内で既に輸出を含めた活動を行っているコーヒー生産者組合の事例を参考にする。	場所：中アチェ県 実施者：中アチェ県農業食用作物局 受益者：中アチェ県ミカン生産者団体	資金源：中アチェ県農業食用作物局またはアチェ州農業食用作物局 期間：1年間	特になし
2-6	ボランティア派遣	中アチェ県タケゴンにボランティアを派遣し、現地の有望若手農家との共同作業を通じ、地域の価値観、伝統、文化を踏まえた支援の方向性を模索する。	場所：中アチェ県 実施者：未定 受益者：中アチェ県ミカン生産者団体	資金源：未定 期間：1年間	アチェ州には、現在、青年海外協力隊の派遣ができない。民間ボランティアも含めて検討。ボランティア志願者の有無も要確

番号	活動名	概要	場所／実施者／ 受益者	資金源／期間	課題
2-7	中アチェ民間関係者のビジネス展開促進	中アチェ県ミカン生産者団体が、(株)岡林農園の指導の下、商品開発／マーケティング／販売を行う。(株)岡林農園は、売上高に応じた指導料を受領する。あるいは、中アチェ県と高知県の民間関係者同士が、双方にとって利益となる取引を開始する。	場所：中アチェ県および想定される市場（バンダアチェ、メダン、ジャカルタなど） 実施者：中アチェ県ミカン生産者団体、(株)岡林農園 受益者：全関係者	資金源：民間資金（中アチェ県／アチェ州からの助成を期待） 期間：暫定的に2年間。結果により延長。	活動開始までに有望な未利用地域資源の掘り起こしができるか。

注：活動番号は長期ロードマップに対応している。
(出所：調査団作成)

(3) 今後の展望と課題

本件調査終了後は、ステップ2に関する議論を継続し、具体的な連携活動を開始するための条件を整備する必要がある。ステップ2作業においては、様々な資金源とスキームを特定・分析し、できる限り多くの活動をパッケージで実施できるよう工夫する。

ステップ2を完了し、ステップ3（活動の実施）に移行するための課題は、大きく二つある。一つ目の課題は、ビジネスパートナー育成（中アチェ県ミカン農家の6次産業化研修）の実施に適切なJICAスキームが見当たらないことである（草の根技術協力などでは本邦での長期研修実施は禁止されてはいないものの、裨益対象者の人数が限定されるという観点などから採択された前例がないためJICAスキームを活用する際には工夫が必要）。高知とアチェは、コストシェア方式によってこれら事業を実施しようとしているが、資金の捻出が大きな壁となっている。適切なスキームがないことは、資金面以外にも影響を及ぼしている。研修生のために適切なビザを取得したり、保険に加入したりする必要があるが、高知とアチェの関係者は経験とノウハウを有していない。コストシェア方式に関する議論を継続しつつも、関連がありそうな他事業の情報も収集し、事業内容が適性であれば応募を検討していくことも必要であろう。二つ目の課題は、ステップ2に関する議論を継続し、上記課題に対する解決策を見出していく際のファシリテーターが不在になることである。本調査期間中は、調査団が両者の仲介をする形で議論が進行していた。調査終了後はファシリテーターが不在となるので、日本側とインドネシア側が直接連絡を取り合って協議を進める必要があるが、両国関係者は、現状ではファシリテーター不在で議論を進めることは困難だと述べている。

両国関係者は、アチェ側がビジネスパートナー育成（中アチェ県ミカン農家の6次産業化研修）に向けた予算措置を開始し、高知側がJICA事業や農林水産省事業への応募を検討するなど、連携実現に向け大変意欲的である。関係者が上述の課題を解決し、できる限り早期に具体的な活動を開始することが期待される。

6.2.5 兵庫県と東ロンボク県の交流結果

(1) 交流の経緯

第4章で述べたとおり、本調査では兵庫県および東ロンボク県は、当初マッチング候補となっておらず、同調査に継続して参加することで各々知見の蓄積を目的としていた。東ロンボク県は、第4章で示したとおり有力な連携候補自治体であった北海道の参加取りやめの影響もあり、連携相手候補を見つけることができていなかった。しかし、インドネシア政府が重視する東部インドネシアに属すこともあり、連携相手はないものの研修目的で本邦招聘に追加参加することとなった。一方兵庫県は、インドネシア側から連携先としての指名がなかったため、職員の研修の意味も込め、神戸市に同行する形でスマラン市を訪問することとなった。

しかし本邦招聘の際、唯一連携相手のなかった東ロンボク県が、第3次現地調査での自県訪問を兵庫県に積極的に働きかけ、兵庫県も同意したことから、兵庫県の訪問先はスマラン市から東ロンボク県に変更することとなった。東ロンボク県の熱意が兵庫県の東ロンボク県訪問を促す展開となった。

(2) 東ロンボク県からの提案

兵庫県による現地調査にあたり、東ロンボク県は、リンジャニ山東部のカルデラ内にあるセンバルン郡での農業と観光を関連付けた地域振興を目的とする、東ロンボク県の身の丈に合った道の駅構想を提案した。

本調査開始当初、東ロンボク県はジャガイモとニンニクの生産増、品質向上をセンバルン郡での農業開発の主軸にする計画を持ち、それに対する日本側からの支援を考えていた。しかし、本邦招聘での南房総市における視察や講義、神戸市や兵庫県での視察を踏まえて、道の駅を活かした農業と観光の連関へ構想を変化させた。東ロンボク県の道の駅構想は、以下のとおりである。

- センバルン郡にステーション機能を果たす道の駅を設置し、同郡内にある様々な農業や観光資源を結びつける。
- 道の駅には、特産品や有機農産物を主とするファーマーズマーケット、駐車場、休憩所・レストラン、トイレ、情報センター、そして地元向けの伝統市場の6つの機能を持たせ、これらを連関させながら少しずつ拡充していく。
- 道の駅候補地は、同郡の市街地の中心に位置し、日曜市の立つ、かつての乗合ターミナル跡を想定する。すぐ近くには観光案内所もある。
- 県都セロンの生産地集荷施設である Sub Terminal of Agribusiness (STA) をセンバルン郡から供給される高原野菜の集荷・卸売市場的に機能させ、道の駅と結びつける。STA はロンボク島最大の都市で西ヌサトゥンガラ州の州都であるマタラムからスンバワ島へ向かうフェリー港を結ぶ幹線道路沿いに立地し、昔からパイナップルが道端で売られる場所として知られていた。このため、STA 付近は通行客等の集客が期待できる。

ここで重要なのは、道の駅が既存の地元経済活動を壊さない、つまり伝統市場と共存させなければならないという考えである。これは、本邦招聘において東ロンボク県がトモホン市とともに、南房総市で何度も議論した点でもあった。

(3) 兵庫県側からの提案

兵庫県は当初インドネシア側との連携を想定していなかったが、東ロンボク県からの道の駅構想提案と現地視察を踏まえて、次の2つの提案を行った。

1) 兵庫県と東ロンボク県の農業経営者交流

兵庫県からの現地調査参加者2名は、現地視察で出会った、自分の作る農産品の良さとその理由を即座に答えられた農業経営者、質問に対して皆で話し合うコーヒー農園経営者、農産品の栄養成分を数字で科学的に説明できるニンニク農業経営者、300人のグループを束ねるジャガイモ農家リーダーなどを、農業研修生としてではなく、兵庫県の青年農業経営者の「先生」として学びたいと提案した。センバルン郡には経営感覚に優れた若手農業経営者が存在し、6次産業化への芽があるとの判断から、最初は相互交流で小さく始め、少しずつ民間事業連携・投資などを目指す考えがこの背後にある。

2) 道の駅に関する連携

日本では道の駅は市町村が行う事業であるため、兵庫県自体とこのテーマで連携することは難しいが、県内の3~4市へ連携を促すための情報提供をまず行う。兵庫県としては、日本の道の駅がハード偏重になっている中、東ロンボク県が示した、6機能をつなげながら小さく始めて大きく育てるということを、兵庫県の市町村に学んでもらいたいという意図がある。東ロンボク県には失敗例や民間委託を含む兵庫県内の道の駅の事例から学んで欲しい、という意向が示された。

(4) 今後の展望

当初連携を想定していなかった両自治体であったが、相互訪問を通じお互いの熱意や誠意を感じ取り、兵庫県の2つの提案のとおり、最初は相互交流から小さく始め、少しずつ大きく育てていくために、長期的な付き合いを互いに検討していくことで合意した。こうした提案内容は、基本的に中長期で考えるものであり、具体的な段取りが決まったわけではなく、まだ構想段階に過ぎない。

農業経営者交流については、兵庫県も東ロンボク県も資金が前提となる。また、小さく始めて長く続けることが大事なので、時間をかけて何らかのスキームを作っていく。一方、道の駅交流については、兵庫県内の3~4市に東ロンボク県に関する情報を提供し、連携の可能性を探るよう促す。いずれの提案でも、中長期の交流のため、兵庫県庁内で内部協議した上で、JICA 関西との協議が期待される。

兵庫県側は、農業経営者交流を行う準備のため、早ければ、今年度内に東ロンボク県へ専門家

を派遣したい希望を持っている。また、東ロンボク県側も、道の駅構想を少しずつ実現していくために、新年度に向けた予算措置等を考えつつ、兵庫県側と引き続きコンタクトをとっていく意向である。

(5) 教訓

東ロンボク県と兵庫県のマッチングは当初想定されていなかったものであるが、本邦招聘を経て示された東ロンボク県側の熱意ある態度や、兵庫県による現地調査で相手側の良いところを積極的に学び、取り入れていきたいという方針など、日本・インドネシア両自治体の意向や考え方が合致したものである。兵庫県と東ロンボク県の連携にかかる本調査の教訓として以下の点が挙げられる。

第一に、自分の地域や農業をこうしたい、という能動的な熱意がまず存在することである。その熱意と「こうしたい」の具体化により、学習効果が大きく高まる。今回は、東ロンボク県側の「機会を活かしたい」という思いに加えて、「こうしたい」を常に進化させていく姿勢が兵庫県側に伝わった面が強い。最初から連携相手がいなくとも、能動的な意欲を持つ地方自治体のリーダーならば、連携の糸口を見出す能力を発揮できる。

第二に、能動的な熱意を踏まえた現場の力の重要性である。東ロンボク県の「道の駅」の着想は、実際に本邦研修で南房総市や神戸市、兵庫県で道の駅や農産物直売所などを訪れた際に学んで得たものである。また、兵庫県職員は、周到な受け入れ準備のもとでこの機会に何かを必ず得たいという東ロンボク県の能動的な熱意を感じるとともに、現場で実際に何人もの農家と出会うことによって、その熱意が現実に根ざすものであることを確認した。

第三に、自治体レベルとして対等と言い難い日本の都道府県とインドネシアの県・市との組み合わせが、意外な連携を生み出す可能性である（日本の都道府県にあたるのは、インドネシアでは州となる）。兵庫県は、県内の様々な市町村の農業の現状を把握している中、農業経営者の経営感覚を醸成させる必要性を実感しているようであった。それは、市町村や農業経営者にとって、国内では、なかなか自覚しにくいことである。兵庫県としては、農業経営者交流や道の駅交流によって、市町村や農業者が「学ぶ」ことに大きなメリットを感じている。このような観点から、日本の都道府県対インドネシアの州、日本の市町村対インドネシアの県・市というレベルが必ずしも合っていないとしても、日本の都道府県が適切な市町村を選び、インドネシアの県・市と連携を促すということもあり得るということが確認された。

なお、東ロンボク県と兵庫県の連携構想は両自治体の意向や考え方が合致した結果であるが、相互訪問すれば必ず何かしらの連携案が生まれる、ということではない点に留意が必要である。本事例は、他の自治体が連携候補同士、具体的な連携案を話し合っているという状況において、東ロンボク県と兵庫県が相互に学び合う真摯な姿勢で歩み寄った結果である。

第7章 考察および JICA 事業の展開にかかる提案

本章では、本調査の実施を通して得られた経験・考察などから、「地方」対「地方」の支援・連携による JICA 事業の農畜産分野における協力の展開にかかる提案を行う。

7.1 考察

5 事例のマッチング（ただし兵庫県—東ロンボク県は交流）の結果は次表のとおり要約される。

表 7.1 マッチング・交流の成果

	連携自治体 連携テーマ	内容	今後の展開
1	福島県福島市-東ジャ ワ州バトゥ市（・マラ ン市） 連携テーマ:果物にか かる農商工連携を通 じた農業振興	<ul style="list-style-type: none"> 高品質な原材料を継続的に供給できるよう「福島モデル」を導入し、長期的に生産、加工、流通の仕組みを改善。福島-バトゥ共同ブランドを立ち上げ、インドネシア国内市場と海外市場へ展開。案件化調査中に営農指導や栽培技術向上を担える人材育成し、その人材を活用して「福島モデル」の定着を促す。 インドネシア側にとって、農家所得の安定と向上、地域の発展に貢献、地場で連携する新たなモデルとなり得る。日本側にとって、将来的に何らかの技術提携料、加工材料供給の他、JA の持つ営農指導や産地形成のノウハウ輸出という新たなモデルとなり得る。 	<p>詳細調査（中小企業海外展開調査）が必要。事業化はその先という長期戦略。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業海外展開支援「案件化調査」（2017-18）
2	千葉県南房総市-北ス ラウェシ州トモホン 市 連携テーマ:道の駅を 通じた農業・観光振興	<ul style="list-style-type: none"> 有機野菜直売、花市場、観光情報センター、避難所の4機能を持つ道の駅整備。 農家所得の向上と安定、農業・観光振興に貢献し、市場と道の駅の新しい組合せのモデルとなり得る。日本側は、知名度向上、国際化対応人材育成に貢献。 	<p>事業化（草の根技術協力）を目指すことが確実で最も先行。</p> <ul style="list-style-type: none"> 草の根技協：地域活性化特別枠（2017-19）
3	高知県越知町-アチェ 州中アチェ県 連携テーマ:未利用の 柑橘類など地域資源 の活用による農業振 興	<ul style="list-style-type: none"> 長期的視点で未利用柑橘類などの資源を掘り起こし、地域の価値観を重視したビジネス展開。信頼できるビジネスパートナーを育成し、将来的に共同ビジネス展開を目指す。人材育成を中核とし、1)行政官に対する政策支援研修、2)民間セクターに対するフェアトレード、3)ビジネスパートナー育成研修、4)生産団体強化、5)ボランティアによる支援方向性検討、6)ビジネス展開。 中アチェ側にとって、越知町の技術や知見を取り入れながら将来的にビジネス展開、農家所得の向上と安定、行政も地域開発手法を取り入れ効果的に開発。日本側にとって、ビジネスパートナーを確保し将来的なビジネス展開、自治体も高知県の推進する地産外商政策に貢献。 	<p>事業化（草の根技術協力）に踏み込む可能性あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 草の根技協：地域活性化特別枠（2018-20）を含む複数事業の展開を検討
4	兵庫県神戸市-中ジャ ワ州スマラン市 連携テーマ:食都の コンセプトを通じた都 市近郊農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> 両都市の類似性を活かし、人材交流から始め連携内容を検討：1)スマラン産品の都市消費者/ジャカルタ市場マーケティングとブランディング、2)神戸の外国人居住地区の発展の取組み経験を活かし、オランダ時代の歴史的景観地区であるコタ・ラマ地区の保全・再生による観光客の誘致、3)将来的なビジネス連携の可能性模索。 スマラン側は、神戸の都市マーケティングの経験と知見を取り入れ地域の発展に貢献。神戸側は、知名度の向上、観光客の増加、神戸産品のマーケティングに貢献。 	<p>現時点で具体的な事業化は想定されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> JICA 事業を絡めて今後の展開を検討
(5)	兵庫県-西ヌサテンガ ラ州東ロンボク県 連携テーマ:農業と観 光の連携に関する知 見共有と展開	<ul style="list-style-type: none"> 2つの提案を検討：1)兵庫県と東ロンボク県の農業経営者交流、2)「道の駅」に関する連携 東ロンボク側では、日本の技術とノウハウの導入による地域開発。日本側では農民の意識改革、市や道の駅の人材育成に貢献。 	<p>現時点で具体的な事業化は想定されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> JICA 事業を絡めて今後の展開を検討

（出所：調査団作成）

7.1.1 マッチングの結果とプロセスから

調査結果とプロセスから、連携のタイプ、マッチングの4類型、対象産品やアプローチ、各参加者のメリット、ニーズ、投資ボトルネックとの関連などについて、マッチング結果とその過程、参加者アンケート結果を基に、以下に考察する。

(1) 参加機関による連携のタイプ

当初、下図に示すように両国の自治体が連携し、その下で自治体と民間企業という官民連携が行われるというモデルを想定していた。本調査の日本側参加5自治体について、実際に誰が本調査への参加・インドネシア自治体との連携に向けた議論を主導し、誰が相互訪問に参加したかを整理すると、図中に示される、1) 自治体主導型、2) 中間型、3) 民間主導型の3つのタイプが確認された。

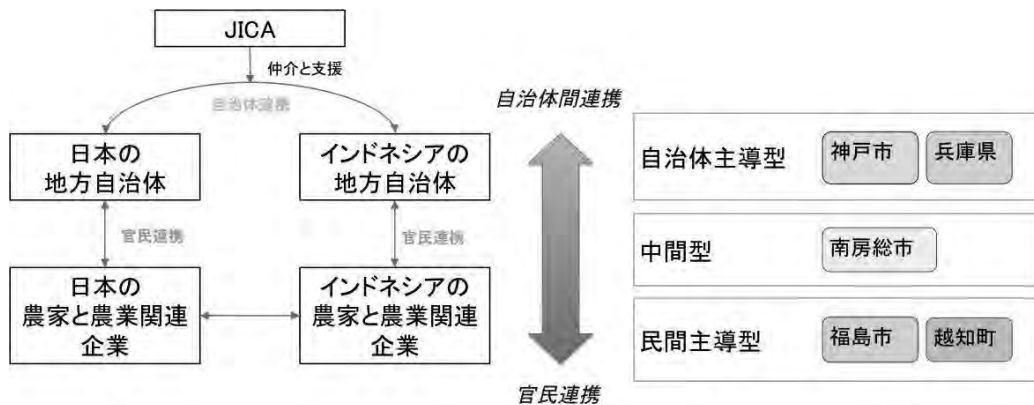


図 7.1 想定した連携モデルと5事例のタイプ

(出所：調査団作成)

高知県と福島市など、官民連携を自治体が支える当初想定したモデルに沿ったものもあった。神戸市、兵庫県の事例は民間セクターが参加せず、本調査時点では自治体のみが参加しており、自治体主導型といえる。南房総市については民間が参加したが第三セクターであり、どちらかというとな官の色合いが強い。

民間セクターが参加した3事例は、より連携の話が進んだ。民間セクターにはより連携のインセンティブがある。ただし、最も連携実現性の高い南房総市は、第三セクターであるので純粋な民間セクターとは異なる面がある。(具体例としては、組織のトップが市長であるため市との意思疎通や方向性が図りやすく、実施時の市からの協力も得やすい。)

公的機関のみの連携事例は、当初の想定外であったが何らかの将来の連携の種が生まれた。特に、兵庫県と東ロンボク県との事例では、マレーシア、シンガポール、タイなどとの競争にさらされているインドネシアの農家の経験には日本側も学ぶ点があるという、相互学習型の連携アイディアが出された。このように各自治体とも課題を抱えており、参加した自治体には何らかの連携ニーズが存在することが確認された。

(2) マッチングの類型にあてはめた分析

マッチングの類型

本調査では、インドネシアと日本の双方が Win-Win となるマッチングが想定されている。インドネシア側のメリットは技術移転や協力効果が想定できるが、日本側自治体にとって、国際協力を行う義務はないため、連携に携わった場合のメリットを想定しておく必要がある。第1章に記したとおり、本調査を始めるにあたり、マッチングのメリットの視点として、日本側、特に民間セクターから見たメリットをタイプ分けして、A. 製品輸出型、B. 産品輸入型、C. 海外進出型、D. 知見共有型の4つの類型を想定した。このマッチングによるメリットが連携や進出の根本要因となり得る。更に、対象産品とアプローチにより分類した。

この類型を想定しつつ調査を実施した結果、本件の5つの事例は下図のように類型にあてはめることができる。

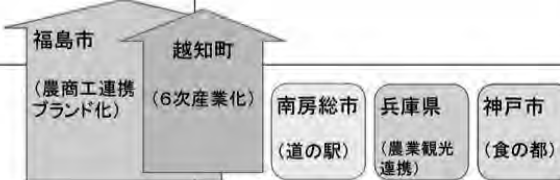
	対象産品	アプローチ
類型	1. コメ 2. 園芸作物(野菜・果樹)およびその加工 3. 畜産及びその加工	4. 一村一品・地場産業振興策・6次産業化・観光連携 5. 人づくり
A. 製品輸出型		
B. 産品輸入型		
C. 海外進出型		
D. 知見共有型		

図 7.2 5つの事例の類型化

(出所：調査団作成)

マッチングの試行の結果、すぐにビジネスに結びつき日本側のメリットになるというものではなく、全ての事例において知見共有型から海外進出型などに展開するものとなった。まず知見共有(お互いが相手を知ること)から始まり、それが他の3類型(または別の類型)へ段階的に展開することを期待しているものである。知見共有は、内容によって短期の場合も中長期にわたる場合もある。

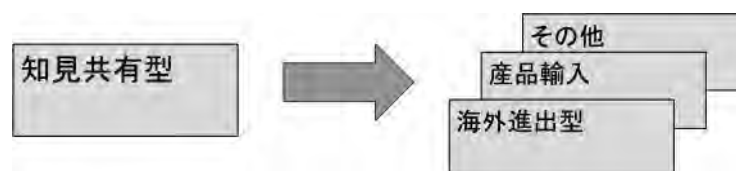


図 7.3 知見共有型からの展開

(出所：調査団作成)

ただし、福島と高知のケースは、単に「知見共有」を目的にした連携ではなく、将来的なビジネス展開に踏み込んだ連携内容となっている。両ケースは、将来的に日本側民間企業がインドネ

シア側から技術指導料を受け取る海外ビジネスの展開が想定されており、「知見共有型」から「海外進出型」の組み合わせと言える。両ケースの本来的な目的は、「知見共有型」というより「海外進出型」である。いきなり「海外進出型」の連携を開始することが難しいため、そこに至る過程として「知見共有型」すなわち人材育成の組み合わせを提案している。

産品とアプローチ：農村振興アプローチで人材育成など基礎を作ってからビジネス連携

ビジネス連携の場合は、何らかの産品を想定している。当初は、産品輸入を想定し、インドネシアで生産・製造する加工品あるいは半加工品を原材料として日本に輸入し、製品を製造する等の日本とインドネシアの農商工連携を想定していたものもある。想定していた産品ですぐにビジネス連携できるものはなかった。しかし、想定外に短期的な連携のアイデアとして、高知県越知町におけるガヨコーヒーのフェアトレードが挙げられた。

調査対象となった農村地域の自治体の地場産業レベルのインドネシアの農産加工の現況は、中アチェ県のガヨコーヒーを除き、ほとんど家内工業であり日本の加工業者が魅力を感じるレベルに達していない。従って、すぐにインドネシアの原料を輸入するという日本とインドネシアの農商工連携は難しい。

このため産品ベースよりも長期的視野で人材やキャパシティ向上を行う農村産業アプローチ(6次産業化、道の駅、産直、一村一品など)で行うことが必要となった。特に、ビジネス連携には長期的に人材育成、人的交流から行い、パートナーとなり得る人材を育成してビジネス連携の基盤を作る必要があることが明らかになった。

人材交流：どの自治体の事例も、まずは人材交流から入り、その後に具体的な連携のイメージが生まれてくる。具体的な連携イメージが固まってくれば、それに見合ったスキームを探すことになる。福島市のように、当初想定していた連携(果物加工品の輸出入)とは違う方向(ライセンスビジネスとしての営農指導の展開)へ進んだのは、やはり現場を見て現地の人々と意見交換する中からであった。兵庫県は、県としての直接のメリットではなく、市町村や農業青年への教育ということにメリットを感じたが、それもまた、現場で直に農民と会ったからこそ得られた考えだった。日本からインドネシアへ、インドネシアから日本へ人材が動き、そこで学ぶことから何かが始まる。

ビジネス人材育成：工場建設や機材導入を伴うビジネス展開は初期投資が大きく、リスクが大きすぎる。いきなり輸出入等の取引を始めることも難しい。まずはビジネス人材の育成から始め、信頼できるビジネスパートナーが得られた段階で本格的ビジネスを展開するという高知-アチェモデルは、他国や他産業分野にも応用できる。また、越知町一者だけでなく、地域全体の取組みを目指すものである。この方法であれば途上国に進出したいという中小企業も多いと思われる。

(3) 各対象地域の置かれた条件と適したアプローチ

対象地域の置かれた条件はそれぞれ異なる。5つの事例の対象地域を都市化度合い(人口密度を仮の指標とする)と発展度合い(一人当たりの域内総生産)により、各地域のポジショニング

を表したものが次図である。スマラン市とマラン市が都市部にあり、スマラン市、マラン市、バトゥ市の発展度合いが高いことがわかる。このような置かれた状況に応じ、連携は、異なるタイプとなった。

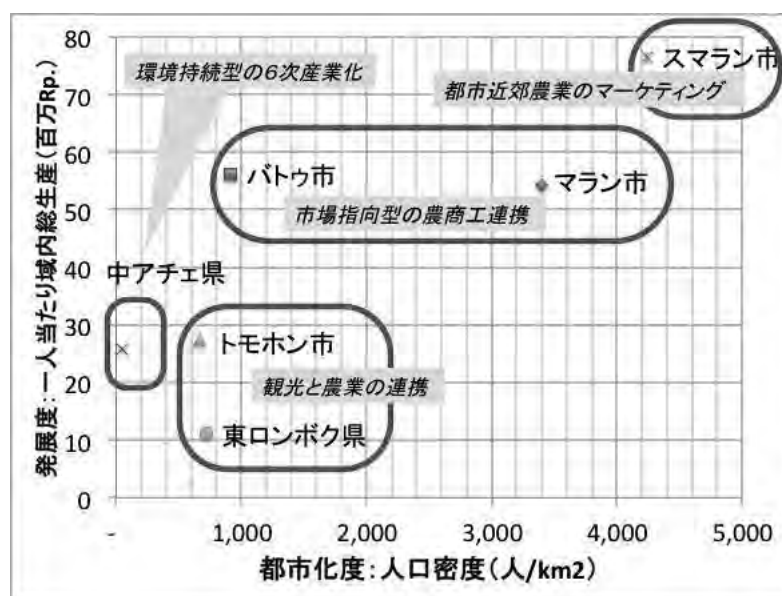


図 7.4 対象地域のポジショニング

注：マッチングを行った自治体について結果を後から分析して作成した。
(出所：各自治体統計から調査団作成)

市場指向型の農商工連携：バトゥ市／マラン市は、アクセスが良くより進んだ地域で、市場指向の農商工連携となった。短期的視野の下に活用しきれていないリンゴ等の資源の価値を高め、高品質な原材料を継続的に供給できるように、長期的に生産、加工、流通の仕組みを改善する農商工連携を行う。共同でブランドを立ち上げ、インドネシア国内市場と海外市場へ展開する。インドネシアでの競争力を強化するモデルとなり得る。

環境持続型の6次産業化：中アチェ県は、アクセスが悪く、より開発の進んでいない地域で、環境持続的な6次産業化となった。環境や文化を破壊しないよう、地元の人気がついていない未利用柑橘類などの資源を掘り起こし、地域の価値観を重視した6次産業化によるビジネス展開を目指し、パートナー人材の育成などを長期的に行うものである。このような地域では、より小規模の活動である6次産業化であればできないことはない。中アチェ県と同等もしくは経済発展度が低い国での狙い目は農商工連携より6次産業化が適していると思われる。

観光と農業の連携：トモホン市や東ロンボク県は、観光ポテンシャルの高い地域で、観光と農業の連携が提案された。情報発信強化を通じて観光市場を活性化すると共に、これを活用し、道の駅と市場の組合せにより多くの観光客を引きつけ、農家所得の向上と地域発展を図る。

都市近郊農業マーケティング：スマラン市は都市部であり、都市近郊農業の課題に対して、「食の都」というインドネシアでは新しい概念のアプローチが試された。

以上のように地域の置かれた状況に応じて、自治体の規模が大きく発展段階の進んだ地域では

農商工連携を目指した取組み、比較的進んでいない地域ではより小規模の活動である6次産業化を目指すということになった。必然的に、日本のマッチング相手も日本国内での地域の置かれた状況が似通った相手となった。

(4) 想定される連携事業による両者のメリット

マッチング5事例の連携により、現時点で想定されるメリットは次表にまとめられる。民間セクターの関与している事例では、将来的なビジネスによる双方のメリットが全面に出てくるが、第三セクターが関与した事例、自治体のみでの連携の事例では、現段階では知見の共有あるいはより国際協力色の強いものとなっている。

表 7.2 想定される連携によるメリット

	日本側		インドネシア側	
	民間セクター	自治体	民間セクター	自治体
福島市とマラン市／パトゥ市	- 将来的な共同ビジネスによる技術報酬	- 福島モデルの輸出による風評払拭	- 果物製品の国内市場、海外（中国、マレーシア等）への展開 - 農家所得の向上	- 果物や野菜の品質向上、輸入農産物に対抗する競争力の強化、農産品加工技術の獲得、販路開拓などの技術とノウハウの導入による地域開発
南房総市とトモホン市	- 知名度の向上 - 観光客数の増加 - 国際協力事業の受注（草の根技術協力事業）	- 職員の人材育成、今後の産業の国際化対応	- 農産物直売所を通じた農家所得向上 - 観光客数と客単価増による観光収入増加	- 市場と道の駅の組合せの手法習得と地域開発
高知県越知町とアチェ州中アチェ県	- 将来的な共同ビジネスによる技術報酬	- 地産外商施策の推進 - グローバリゼーション下のコミュニティの強化	- 技術や知見の導入によるビジネス展開	- 地域アクションプラン、地産地消、地産外商などの地域開発計画手法の習得による地域開発 - グローバリゼーション下のコミュニティの強化
神戸市とスマラン市	- 農業者の交流を目指す等、将来的な何らかの連携	- 知名度の向上、観光客数の増加、海外販売	- 農家所得の向上	- 近郊農業と観光の連携の手法習得による地域開発
兵庫県と東ロンボク県	- ビジネス指向の農業を軸とした知見の共有と交換	- 日本側の市や道の駅の人材育成、県職員の国際化対応人材育成	- 農家所得の向上	- 技術とノウハウの導入による地域開発

(出所：調査団作成)

これらの民間セクター、自治体側のメリットは次のようにタイプ分けされる。

民間セクターのビジネス展開：民間セクターの参加している福島市、高知県越知町の事例では、より海外進出のメリットの明らかな民間セクターが核となり、それを自治体が支援し、自治体側も地域の活性化など何らかのメリットが期待されている。第三セクターが参加している南房総市の事例では、南房総市の道の駅の経営で顕著な成功を基に、既にベトナムでの協力実績もある国際協力指向の自治体が本調査の機会を活用した事例とも言える。

自治体の面する各種課題への対応：これら本件に参加している自治体の背景には、福島市、高知県越知町、南房総市ともにこのままでは発展しないという何らかの危機感があり、現状打開の

ために海外展開という機会を活かそうという機運があるといえる。福島市の場合は、震災後の風評の長期化より、民間企業を窓口とし、地域としてJAが営農指導、産地ブランド化を行い、地域としての風評の払拭や全国でも新たな取組みをしようという事例と言える。越知町や南房総市の場合は人口減少で過疎化が進み、海外に打って出て海外からも学ばなければ取り残されるという危機感があると言える。中には、グローバリゼーションに飲み込まれないような強いローカルコミュニティの形成と維持が必要との認識を持って、参加している自治体もあった。

自治体の海外展開：神戸市の事例は、自治体自体に海外指向があり、「食の都」というコンセプトを打ち出し、市として海外展開をしている自治体が、発展著しい新興国市場にも関心を示したものとと言える。

潜在的メリット：兵庫県の場合は、危機感や海外進出などの機運があるわけではないが、調査に参加した結果、国内市場が頭打ちでTPPなど新たな環境で、新興国の置かれた農畜産業の現状を見ることにより、知見を交換することによりお互いに刺激し合うことが停滞した国内市場や将来の国際化への備えとなり得ることという必要性を認識された事例とも言える。自治体の抱える潜在的なメリットを掘り起こした例とも言える。

インドネシア側と日本側のニーズ

前述した参加者のメリットは参加者のニーズとも言える。また、今回の調査のプロセスを通し、日本とインドネシアの政府のニーズにも対応してきた。これらのニーズは次表に示される。

表 7.3 各アクターのニーズ

	アクター	ニーズ内容
日本側	政府	日本政府の政策的重点地域であるアチェ支援*1
	自治体	進出する民間セクター支援による地域活性化 高齢化などで地域の停滞に対するなんらかの対策 自治体連携を通じた地域振興（地方創生、地域活性化） 職員の国際化対応人材育成
	民間セクター	ビジネスチャンス（信頼できるパートナー確保、原材料輸入など）、進出リスク軽減
インドネシア側	政府	食糧安全保障の確保、農民所得の向上と安定、東インドネシア地域開発*2
	自治体	技術や投資誘致による地域開発
	民間セクター	技術や投資

注1：外務省：対インドネシア共和国 国別援助方針 平成 24 年 4 月、「不均衡の是正と安全な社会造りへの支援」の一環。；注2：国家開発 9 大アジェンダ (Nawacita) のうちの「地方を村落など周縁の強化を土台とするインドネシア建設」の一環
(出所：調査団作成)

政策ニーズとビジネスニーズ：インドネシア政府、本件のカウンターパート機関である農業省の農業政策の重点の一つに、地方開発を進めることがある。インドネシア側から提案された 10 自治体を見ると、東インドネシア (3)、スマトラ島 (4)、カリマンタン島 (1)、ジャワ島 (2) と、ジャワ島以外を重視していることがわかる。ロングリストからショートリスト、更には候補を絞り込む段階で、ジャワ島以外を優先するよう方針が示された。また、日本側からもアチェ州が重点地域である方針が示されている。

他方、日本側の民間企業のニーズは、信頼できるビジネスパートナーの確保など共同ビジネスであり、最もビジネスをしやすい場所に進出をしたいという要望がある。対象地域は、ビジネス

面のポテンシャルからアチェを含めたインドネシア側候補が選定されたわけではない。民間企業から見れば、必ずしもポテンシャルが高いと言えない地域であり、政策的なニーズとビジネスニーズのマッチングの難しさが見られた。

インドネシア側と日本側のニーズ：本件の連携では、Win-Win の連携を検討しているが、インドネシア側は援助を期待していることがうかがえた。日本側がメリットを感じなければ、官民連携のニーズのマッチングは難しい。インドネシア側に日本側のメリットまで理解してもらうには、このような取組みを継続的に行うなど中長期的な取組みが必要である。

(5) インドネシアの投資環境・提案型事業におけるボトルネックとの関係

2 章で述べたインドネシアの投資環境や JICA 提案型事業におけるボトルネックのレビューから、次のようなことが言える。

インドネシア農畜産分野の投資環境

インドネシアに投資する日系企業は製造企業がほとんどであるが、近年、人口 2 億 4 千万を有する膨大な食品マーケットを有するインドネシアに魅力・関心を持つ農機・食品メーカーをはじめとした日系企業の進出が著しい。しかし農畜産分野への投資は、1) 農産物特有の手続きが煩雑、かつ 2) 地方に立地することが多く、インフラ不足や情報も限られ信頼できるパートナー探しの問題もあり、リスクが高くなるため日本の中小規模の企業にはハードルが高い。具体的な課題は次のとおりである。

- 農畜産分野での外資出資比率上限が園芸作物で 30%、農園作物で 95%であり、海外展開では適切で信頼できるパートナーの選定が重要
- 農畜産分野での投資許可申請には、農業省から投資調整庁への推薦が必要
- GAP、GHP、GMP 取得を奨励している

JICA 提案型事業におけるボトルネック

上述のように農畜産業への投資は、リスクが高く中小規模の企業にはハードルが高い。このこともあり、JICA 提案型事業は、中小規模の企業が自前資金で実施するにはリスクが大きいので、JICA の資金を使って調査や試行をしてリスクを減らすという意味もある。

JICA の農畜産分野での提案型事業のレビューの結果、案件を通じて共通するリスク要因は、1) 地方での市場やインフラが未成熟、2) 農畜産物特有の価格設定などの規制、3) 技術の不適合、4) 事前情報収集の困難さなどが挙げられている。具体的な要因は次のとおりである。

- 地方において対象地域の市場規模やインフラが想定を下回る
- 商品の公益性が高く価格設定などの規制がハードルとなりビジネスの成立が困難
- BOP 向けビジネスとしての商品のスペック／商品が合っていない
- 技術が現地の環境や状況に対応していない
- 基本的な競合・市場・ニーズ・インフラに関する情報が事前収集できていない

本調査では、農産物特有の規制や手続き（手続き、価格規制、投資規制）、地方立地、技術不適合、事前情報収集困難など、ビジネス環境整備のために取組む課題が多いことが確認された。JICAの資金を通じた民間提案型事業の実施後において、民間企業による事業化の実現に至るケースは必ずしも多くない。本調査ではその課題抽出も行ったが、農畜産業特有の課題に加え地方での立地も多いため、一中小規模の企業だけでは解決できるような環境・条件が揃っていない点は、事業実施の検討において事前に十分留意される必要がある。

特に、日本の中小企業にとってインドネシアで信頼できるビジネスパートナーを探し出すことが重要である。JETROからは大手の会社を紹介されることが多いが、この場合、日本の中小企業にとっては規模が大きすぎて取引が難しい上、パートナー確保の競争も激しい。

(6) 調査の手法

本調査を通じて得られたマッチング手法の課題について、以下に挙げる。

1) 出口戦略とフォローアップの必要性

出口戦略

参加する企業や自治体の本来の目的は連携そのものではない。連携により何らかのメリットを期待している。どのような連携により何をを目指すのかを明らかにした上で事業を開始することが望ましい。本調査では、日本側自治体及び関係する民間企業の6次産業化、地域振興の技術やノウハウを活かしたインドネシア農業分野の課題解決への貢献を目的としていたが、本調査への参加の結果、日本側自治体や企業にどのようなメリットがあり、インドネシア側とどのような連携をすればどのような支援を得られる可能性があるか（活用可能なODAスキーム）について、関係者間で共通理解が若干不足していた。

本調査は当初より、既存のJICAおよびJICA以外の協力スキームでの事業実施を出口戦略のひとつと想定しつつ、参加する自治体および民間企業が自らインドネシア自治体との連携を模索し、出口戦略を検討する想定であった。参加自治体に対し提案型事業の採択を確約するものではないとの説明を行う一方で、各スキームについてまとまった形での説明は行われなかった。

これは、連携意欲の高い自治体の参加を想定していたためでもある。しかし実態としては、JICA国内機関からの声かけに応じて参加した自治体も多く、日本側民間企業からは、「当初は何を目指した調査か理解しにくかった」との声もあった。民間企業が参加している農水省等の国内事業は最初から出口を想定しており、民間企業はその手法に慣れているという背景もあると考えられる。今後は、調査の後に何が期待できるのか（出口戦略すなわち将来的なメリット）を明確にし、説明を徹底する必要がある。仮に本調査に類似した案件を実施の際には、開始当初に出口戦略は参加組織が自ら模索するのかJICAスキーム適用の可能性はあるかどうかなどを明確にし、想定されるスキームがある場合にはその説明会の開催、複数の参加自治体・企業が応募した場合の対応の明確化（同一対象国、同一セクターの提案を採択できるようにしておく）などが必要と考えられる。さらに、出口戦略となるスキームがある場合には、調査終了後に当該スキーム下での事業

が始まるまでの空白期間へのサポートも必要である。

フォローアップの必要性

マッチングした自治体側からフォローアップの要望が強く出された。今回の事例のように、海外展開や国際協力に参画していきたいという民間企業や自治体はあると思われるが、途上国で活動することは、彼らにとってハードルが高い。JICA が、マンドートの1つである国際協力における市民参加を促進するためには、出口戦略を自治体側に委ねるのではなく、徐々に国際対応能力を強化していくことが重要である。

日本側とインドネシア側の双方から信頼を得ながら連携を進めることが不可欠である。日本側関係者からは、途上国での業務には不慣れな面もあり、直ちに信頼を得ることが難しいとの見解が示されている。連携の初期段階においては、国際協力の経験が豊富な人材をファシリテーターとして活用すべきである。草の根技術協力事業のアドバイザーまたはファシリテーターとして JICA がコンサルタントを活用するなどにより、市民参加は大きく進むのではないかとと思われる。

出口戦略に応じたスキームの想定

連携の方法はケースバイケースとなっており、出口戦略に応じた柔軟なスキームが必要となってくる。本件では次のようなスキームが望まれることとなった。なお、類似調査実施の際には、調査に参加した自治体からの個別ニーズ全てに JICA 事業として効率性の観点から対応しにくいケースもあり、JICA 以外のスキームでの実施可能性も事前に調べる必要がある。

人材育成のための受け入れスキーム：官民連携に貢献するのであれば、民間ビジネス人材の育成にも JICA が貢献できるよう適切なスキームが必要である。民間人材の育成は、日本の民間企業が中心になって実施することが想定されるが通常業務を行いながらの実施となり、また農産物生産の技術移転はその栽培サイクルを通じて行う必要があるので、日本での長期研修生受け入れが想定される。草の根技術協力に含めることは考えられるが、長期研修生受け入れ単独ニーズに適したスキームは ODA を含めた公的支援では確認されず、今後の検討が期待される。

一体的な活動実施と自治体や民間企業の負荷軽減（包括技プロ実施の検討）：高知—アチェの連携では、複数の活動により構成される長期ロードマップの実施が提案された。これらの活動を効率的かつ着実に実施するためには、全活動を1つのパッケージとして包括的に実施・運営していくことが望ましい。現時点では、草の根技術協力により3年を上限としてこれらの活動を1パッケージで包括的に実施できる可能性はあるが、将来的には、日本での長期ビジネス人材育成、日本人専門家による技術的調査、先方政府職員の短期研修、二国間連携のファシリテーションなどを包括的に実施することも検討すべきである。

また、JICA 提案型事業の提案書作成や精算業務などは、初めての自治体や中小企業にとって負担が非常に大きい。したがって、個別の提案型事業として連携事業を実施するよりも、複数の連携事業を包括技プロのサブプロジェクトとして取り込むことができれば、負担を大幅に減らすことができ、より積極的に日本の知見と経験を活用できる。

2) マッチング手法と条件整備

ニーズを把握した上でのマッチング

当初、日本側とインドネシア側の自治体のロングリスト 10 自治体ずつを選定、10 対 10 のマッチングにより 5 対 5 のショートリスト選定、お互いの自治体訪問後 5 組のマッチングをするという想定をしていた。

第 4 章で述べた通り、実際には日本側のニーズとインドネシア側のニーズを、間に立つ調査団側で考慮し、より連携成立の可能性の高い連携候補について情報提供した上で自治体が連携希望先を選び、早期にマッチング候補を特定するという方法に変更することとなった。本調査の対象自治体は広範な地域に散在しており、限られた現地調査期間で複数自治体を訪問することが難しかった点を踏まえても、早期にマッチング候補を特定できたことは有効であった。日本側自治体へのアンケートからも、結果としてマッチングが成立したことから、複数の自治体を訪問しなかった今回のマッチング方法は、好意的に受け止められていた。

このように、コンサルタントがある程度事前に調査をしてニーズを確認した上で、相手先を探すという方法は、日本側の自治体関係者の時間的制約を考慮すると、より現実的であったといえる。一方で、インドネシア側 10 以上の候補自治体全てについて現地調査を実施し、日本側自治体が連携の是非を判断できるレベルでのニーズや情報を収集するには、調査期間が十分ではなかった。調査期間を十分に確保しつつ、ある程度対象地域を絞ることで、コンサルタントによる事前の情報収集が充実すると共に、場合によっては日本側自治体が複数の候補自治体を訪問することも可能となると考えられる。

政策ニーズとの擦り合わせ

第 4 章で述べたように、マッチングの候補が出た段階で、インドネシア政府側から地域的な政策的優先度が示された。また日本側からも、一部優先地域が提示された。このように特定の地域支援など政策的な優先度を参加した民間企業に途中で示すのは、調査への参加継続や活動そのものの障害となり得る。政府間の取組みなので、まずお互いの政策に合わせるよう政策のすり合わせを行い、政策的な障害を民間企業に負わせないようにする必要がある。また、「知見共有型」事業と「海外進出型」をはじめとするその他の連携タイプでは、連携によって目指すもの、すなわち連携相手に求める条件も異なってくるため、政策的な優先地域を反映するのは、市場アクセスや規模などの条件が必ずしも当てはまらない、「知見共有型」の自治体のみとするのも一案である。

日本側のニーズとリソースの把握

本調査では、日本側の候補自治体のロングリスト作成に時間的制約が大きく、結果として民間セクターが含まれた候補自治体の数は限定的となった。今後類似の調査を実施するにあたっては、日本側のニーズの有りそうな企業や自治体などのリソース調査が重要である。日本と途上国両国のマッチングと連携を目指すのであれば、日本側自治体や民間企業と綿密な協議をしながら、本調査の趣旨に十分な理解を得たうえで、連携構想を練っていく必要がある。そのためには国内での十分な調査が必要であるが、今回調査では、国内作業が大幅に不足していたといえる。

3) 運営面の課題

連携のための調整コスト

多くのステークホルダーを関与させればさせるほど調整コストが大きくなる。特に、公的機関の間の調整は、大きなコストがかかる。調査の段階では多くのステークホルダーを巻き込むのではなく、関係者を絞って調整にかかるコストを減らし、情報収集が容易となるような方法が望まれる。また、複数の自治体を一堂に会してマッチングを図ろうとしたが、多くのアクターの都合や行動の調整に相当なコストがかかった。また、本調査では連携意欲のある自治体および自治体に関係する企業を候補としたが、実態は候補自治体間で連携への積極性にかなりの差があり、このことも調整コストを大きくした。ここでも、意欲のあるステークホルダーを限定的に対象とすると共に、案件当初に調査趣旨を丁寧に説明し、関係者が参加を検討する時間も十分にとることが、結果としてその後の効率的な調査運営に資すると思われる。

インドネシアの自治体と日本の自治体の行動の違い

インドネシアの自治体では、本件を説明するとまず、自費でも市長が日本に行くというトップダウン的なアプローチが随所で見られた。他方、日本側の自治体では、まず事務方が調査して成果が見える段階までセットアップしてから市長が動くという組織文化の違いが見られた。

本邦自治体参加の留意点

日本側自治体にとって議会シーズンは多忙であり、海外調査あるいはインドネシア側の自治体の受け入れなどはこの時期を外すなどの配慮が必要である。また、本調査では自治体によるインドネシア現地調査を10日間で準備していたが、この期間すべてに参加することが難しい自治体・企業も多かった。多忙な参加者の事情を考慮し、より参加しやすい調査期間の設定、またそれに応じた対象地域の選定（移動に片道2日かかるような対象地域では実質的な調査が1日程度となる）も必要と考えられる。さらに、各自治体での手続きに必要な時間も勘案し、調査準備期間も十分にとる必要がある。

民間セクター参加の留意点

官民連携を行う場合、両国共に民間人材が調査に参加することが必要である。民間企業が関与する場合は早く答えを出すこと、特に、次の支援スキームの提案などスピード感が必要である。

7.1.2 どのような連携が可能か

(1) 何故地方自治体連携なのか

下記の本調査の目的に照らし、何故、地方自治体連携なのかについて、調査結果から考察する。

- 1) インドネシア政府の昨今の農業・食料安全保障政策や優先課題に関する情報の収集を行う。
- 2) インドネシアにおいて本邦企業や自治体による農畜産物の地場産業振興や高付加価値化、6次産業化等の支援ニーズを検討し、提携・参入による開発効果の発現や提携する上での課題分析を行う。
- 3) インドネシアの農産品およびその加工品のポテンシャルを分析し、本邦技術や知見の活用可能性を検討する。
- 4) 以上を踏まえて、本調査により「地方」対「地方」の支援・連携による JICA 事業の農畜産分野における協力の展開を検討する。

インドネシアの農畜産分野の優先課題・政策と支援ニーズ

第2章で述べたインドネシア政府の農畜産分野における優先課題および政策、並びに本調査の結果明らかになった対象自治体の抱える課題、それらに対する特定された支援ニーズを整理したものが次表である。

表 7.4 インドネシアの農畜産分野の課題・政策、対象自治体の課題、支援ニーズ

優先課題ならびに政策	本件対象自治体	支援ニーズ
1. 食糧安全保障	該当なし	該当なし
2. 地域格差の是正	東ロンボク、中アチェ、トモホン、西パップak、リマプルコタ	農業と観光の連携、道の駅、6次産業化
3. 都市と農村の格差是正	スマラン	食の都
4. 農産物の付加価値化	マラン/バトゥ	市場指向型農商工連携、ブランド化

(出所：調査団作成)

インドネシアでは発展著しいジャカルタとその他の地方の格差が拡大し、地方の開発が重要とされ、地方の主な産業である農畜産業の振興が必要である。そのためには、農産物の付加価値化/加工など、日本の自治体や企業の技術のノウハウが役立つと想定していた。しかし、すぐに活用できるというものは多くなく、民間セクターが進出するためのビジネスの基盤を築く必要性があった。農畜産セクター、かつ地方ということで、インフラ、市場の未成熟さに加えて、パートナー確保のなどビジネスの基盤整備が必要であることが明らかになった。

インドネシアの農畜産品並びに加工品のポテンシャル

当初はインドネシアから原料を日本に輸入し、日本の企業が加工、販売するという国境を超えた農商工連携の可能性も検討していた。その際、農畜産品を生鮮で日本に輸入することは制約が大きいため、加工品又は半加工品を輸入することを想定していた。インドネシアの自治体も企業もすぐに日本に輸出することを希望しており、政府の政策も投資や技術の導入を推奨している。調査の結果、インドネシアを代表するような大規模な食品加工企業とは異なり、地方の自治体レベルの中小企業の産品は、加工品でも家内工業レベルであり、コーヒーなどの工芸作物以外にすぐに日本に輸入できるものはなく、世界有数の厳しい日本の市場水準を満たすものではなかった。

自治体の地場産業レベルでの主な農畜産加工について、調査対象自治体における主な産品を下表に示す。

表 7.5 調査した対象自治体の主な農畜産加工品

	自治体	主な農畜産物加工品
1	北スラウェシ州トモホン市	バナナチップ、サトウヤシ加工（輸出向け）、落花生加工等
2	西ヌサトゥンガラ州東ロンボク県	アラビカコーヒー、野菜スナック、黒ニンニクなど
3	東ジャワ州マラン市	リンゴ、パイナップル、ジャックフルーツ、サラックなどの果物のチップやゼリー、フリーズドライの赤ワケギ、テンペ、チョコレート菓子など
4	東ジャワ州バトゥ市	リンゴを活用した加工品（リンゴチップ、リンゴジュース、アップルサイダーピネガー（Tonik Apel）、アップルティー）、キノコチップ、ヤムイモパン、アロエベラドリンクなど
5	中ジャワ州スマラン市	地元素材を活かした各種チップ、各種もち菓子類、春巻き、薬草を活用した健康食品
6	西ジャワ州インドラマユ県	余剰マンゴーのシロップやジャムなどへの加工
7	西ジャワ州スメダン県	スメダン豆腐
8	ランブン州	ドリアンの加工（ドリアンかき氷）、パイナップルやマンゴスチンのジュース、バナナやキャッサバチップス、バナナのから揚げ、ドリアン羊かんなど各種トロピカルフルーツの加工、コーヒー、タピオカ、飼料、ヤギミルクパウダー、ミルクキャンディー
9	西スマトラ州リマプルコタ県	ガンビールノキの加工（乾燥）
10	北スマトラ州西パップク県	ガンビールノキの加工（乾燥原料生産）、ガンビール茶
11	アチェ州中アチェ県	ガヨコーヒーの加工
12	アチェ州アチェブサール県およびバンダアチェ市	キャッサバチップ、デンデン(Dendeng, 乾燥牛肉)、豆腐・テンペ（材料はブラジル産のダイズ）、サトイモジュース

（出所：調査団作成）

本調査で確認することができた対象地域の地場産業レベルでの農畜産品加工は、一部の例外を除き、農家の女性が自宅の炊事場で行うレベルから加工機械を導入した家内工業レベルである。産品は乾燥、フライ（チップ）、ドリンク、菓子類などである。中には HACCP 認証を取得した工場もあるというが加工レベル、衛生状態、品質管理などは、国際的な食品工場の基準からみれば充分とはいえないものであり、あくまで農村での家内工業で販売も地域内で売るレベルである（以下、198~200 ページ写真参照）。

家内工業レベルを超える例外的なケースは、中アチェ県のガヨコーヒー、トモホン市のオランダ出身者経営のサトウヤシ工場、ランブン州の外資による大規模加工会社の3件が確認されたが、自治体間のマッチングという本調査の趣旨に該当するのは、中アチェ県のガヨコーヒーのケースのみである。中アチェ県のコーヒー加工は対象自治体の中で最も生産から加工までが進んでいる。ここでは農民の8割がオランダ植民地時代からコーヒーを栽培しており、大規模なコーヒー生産者組合があり、品質管理を行った上で加工品をアメリカ等に輸出している。コーヒーは伝統的な輸出用の工芸作物であり、オランダ植民地時代からの長い伝統に育まれたノウハウがある。



スマラン：農村での家内工業



スマラン：農村での同産品（キャッサバチップ）



スマランの農村女性グループによる加工菓子



スマランの菓子



アチェブサール：街道沿いのチップ加工



アチェブサールチップ加工：スライス機を導入



アチェブサール：サトイモジュース



アチェ：デンデン（乾燥牛肉）



アチェ：デンデンの屋上での乾燥



アチェ：デンデンのスライサー



アチェ：デンデン冷凍庫



西パップク：ガンビール加工設備



西パップク：ガンビール天日乾燥



マラン：最も進んでいると言われるチップ工場



マラン：チップで埋め尽くされている土産店



バトゥ：リンゴジュース加工



バトゥ：リンゴチップ加工



バトゥ：リンゴチップ加工。フライ機



訪問したほとんどの自治体では日本への輸出を考えていたが、上述のように中アチェ県のコーヒーの事例を除き、品質的に市場要求を満たすようなものではなく概ね日本の加工技術を導入する状況にはない。しかし、インドネシアには人口規模と経済成長による自国の成長市場がある。

国内市場が停滞し、高品質のもので飽和している日本の市場と異なり、最も可能性があるのは、成長し巨大マーケットとなる可能性のある自国の市場である。インドネシアではまだ伝統的市場が多く近代的市場が発展途上である。経済成長に伴い、近代的市場が増えて食市場も拡大していく。それぞれの置かれた状況や技術レベルに応じ、市場に合わせて生産から加工、流通・販売まで見据えた上でできることから始めるという取組みにポテンシャルがあると言える。

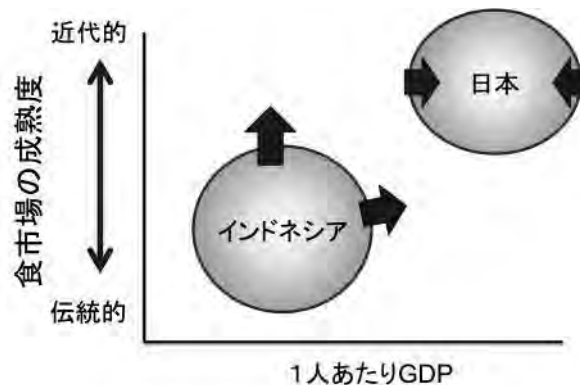


図 7.5 食市場の可能性

(出所：吉村・石川「世界の食市場とフードバリューチェーン構築支援に向けて」『Regional Trend』Vol.14, 2015年3月、62頁を基に調査団作成)

近代的市場であるジャカルタのスーパーマーケットの生鮮農畜産物について、果物を例にとると、その多くは中国、ニュージーランド、オーストラリアからの輸入品で占められている。ジャカルタ市場にある果物の多くは、一目して日本市場のものより見劣りすることがわかる。この近代的市場に参入できないようでは、世界でも最高品質を要求する日本市場に参入できる可能性は現時点ではほとんどない。自国市場で外国からの輸入品に対して競争力を持てるだけのものを生産、販売することが重要である。自国内の市場で競争力を持つことができれば、将来的に海外市場にも輸出できることになる。したがって、インドネシアの農畜産物には、特に生鮮品に大きなポテンシャルがあると言え、原料となる農畜産物の質が向上・安定すれば加工品の品質も向上し、ポテンシャルが生まれるであろう。

対象自治体の中で、生産から加工までが比較的進んでいるといえるバトゥ市を例にとると、バトゥ市は高原野菜や果物栽培の先進地で、東南アジアでは珍しいリンゴの産地である。しかし、生鮮リンゴは品質と価格において地元市場でも中国の輸入産品に対して競争力がない。付加価値化と言われているもののほとんどが加工であり、加工品の主力が油で揚げたチップスである。チップスは真空フライ機の導入だけで参入できるため、中小企業間の過当競争に陥るリスクがあり、将来的に可能性のあるものではない。懸念されるのは、生鮮用のリンゴの品質や収量が落ちていることである。良い品質の農産物がなければ加工しても付加価値がつかない。

バトゥ／マラン市においては、生産段階から良い品質のリンゴを継続的に生産し、加工、流通、販売といった一貫した取組みにより、品質向上、価格競争力強化ができ、輸入品に対しても競争力を持つことができる。これにより農家所得も向上する。所得が向上すれば、後継者も確保でき、農家のステータスも向上し、地域の活性化にも繋がる。バトゥ市にはこのようなポテンシャルが

ある。これに対して日本の地域的な取組みの経験が活用できる。

中アチェ県では、大都市から離れており地域の伝統的価値観や資源が保存されている。このような地域資源を発掘し、着実な高付加価値化を図ることにより、農家所得の向上や地域活性化が図られる。これに対しては地域資源の発掘のような一村一品的なアプローチ、6次産業化のアプローチなどが活用できる。また、コーヒー組合で培われたノウハウも活用できる。

東ロンボク県、トモホン市では経済成長に伴う観光需要と農畜産業を結びつけることにより、地域開発に貢献することができる。これに対して、日本の地域振興の取組みである、道の駅、農業と観光の連携などのアプローチが活用できる。

日本の自治体を取り巻く課題と取組み

他方、第3章で述べた日本の食料・農業・農村を取り巻く情勢や課題、本件対象自治体の該当する課題、それに対する自治体の取組みを整理したものが次表である。

表 7.6 日本の自治体を取り巻く課題、対象自治体の課題とそれに対する取組み

日本を取り巻く情勢と課題	当該課題を抱える本件対象自治体	自治体の取組み
1. 高齢化や人口減少の進行 (国内市場の縮小と変化)	南房総市	「道の駅」や「6次産業化」による地域活性化
	高知県越知町	「6次産業化」による地域活性化
	兵庫県	「6次産業化」による地域活性化
2. 世界の食料需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展	神戸市	「食の都」による海外展開
	高知県(越知町)	「地産外商」による海外展開
3. 社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化 (女性の社会進出、単身・高齢化世帯の増加)	神戸市	「食の都」による安全・安心な食品供給
4. 農地集積など農業・農村の構造変化(農地集積、高齢化)	南房総市	「道の駅」による地域活性化
	高知県越知町	「6次産業化」による地域活性化
5. 国内外の新たな市場やロボット技術等の多様な可能性 (海外日本食市場、国内健康食品市場、ハイテク技術)	神戸市	「食の都」による安全・安心な食品供給と海外展開
6. 東日本大震災からの復旧・復興 (風評など)	福島市	「福島モデル」による安全・安心な食品供給

(出所：調査団作成)

また、これらの課題に対する主な取組みは次表に大別できる。

表 7.7 日本の自治体を取り巻く課題に対する主な取組み

日本の取組み	具体的な取組み	本件該当自治体
1. 農畜製品の付加価値向上のための官民連携での取組み	1.1 農商工連携	福島
	1.2 6次産業化	越知、兵庫、南房総
	1.3 農畜製品のブランド化	福島、神戸
2. 農村・地域振興のための官民連携での取組み	2.1 地産地消と農産物直売所	南房総
	2.2 都市と農山漁村の共生・交流およびグリーンツーリズム	南房総、神戸、越知
	2.3 道の駅	南房総、兵庫
	2.4 一村一品	該当なし
	2.5 グローバル・フードバリューチェーン戦略	神戸

(出所：調査団作成)

日本の自治体は、次のような課題を抱えていることが言える。

- 農村地帯では、高齢化、人口減少で自治体の存続自体の危機感を抱き、海外の成長の活力を活用。
- 人口停滞により日本の食市場に成長が見込まれず縮小傾向にあるため海外の成長市場に対する展開が必要。
- 安全・安心な食品を求める市場ニーズの変化に対して安全・安心な食品の提供が必要。
- 震災による風評の払拭のため安全・安心な食品の提供が必要。

このような課題を抱える日本の自治体や企業にとって、人口増加と経済成長により市場拡大しているインドネシアは魅力のあるものであり、なんらかの機会を捉えたいという機運がある。今回、事例とした扱った自治体だけでも、自治体側および企業側からのニーズが確認された。他方で、これまでインドネシアに関心がなかった、なぜインドネシアなのか、といったコメントも候補自治体からは聞かれており、前項に述べたようなインドネシアのポテンシャルを説明し、理解を得ていくことも必要である。

「地方」対「地方」の支援・連携による JICA 事業の農畜産分野における協力の意義

インドネシアの農畜産分野の優先課題に対して、インドネシア政府の政策は産品ベースの増産を目指したものが多く、また、付加価値化はほとんどの場合、加工を想定しており、加工のための工場への投資や技術導入で開発ニーズを解決できると認識しているようである。

しかし、今回調査に参加した民間セクターからは、即、技術を導入するにはハードルが高いこと、参入するには日本の企業や自治体の地域振興や付加価値化などビジネス基盤の底上げを図るアプローチベースの取組みの必要ことが認識され、このようなニーズが確認された。将来のビジネス連携の基盤を築く為に、自治体などが取組んできた地域活性化のアプローチ（6次産業化、農商工連携、地場産業振興、道の駅など）が有効である。これらのアプローチは、地域振興・付加価値化のため官民連携により、様々な品目で生産から加工、流通・販売に至るバリューチェーン全体で付加価値化を図るべくアプローチしており、これを通じて人材育成、商品開発、品質管理、ブランド化、マーケティングなどビジネスに必要な各種能力・ノウハウや基盤も整備され得る。この点でインドネシアのニーズに合致し、かつ日本企業とのビジネス連携に必要な基盤整備

もできると言える。なお、アプローチをただ持ち込むのではなく、日本への招へいが理解促進のために有効だった。インドネシア側からは、本邦招へいで実際の取組みを見て、はじめてこうしたアプローチ（コンセプト）が理解できたというコメントもあった。

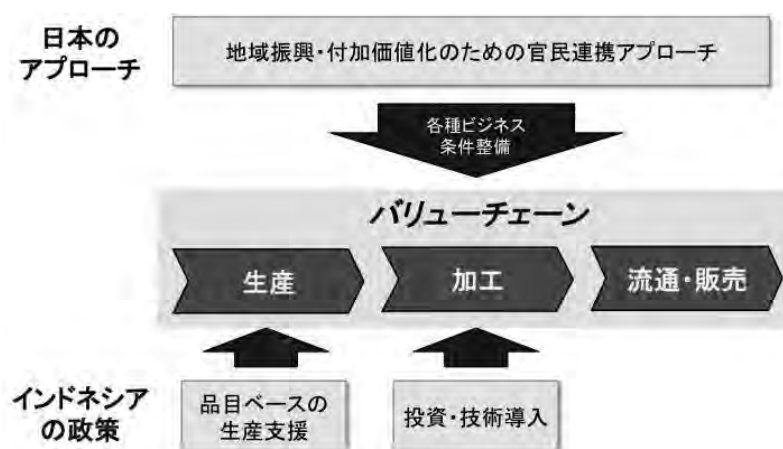


図 7.6 インドネシアの政策と日本の地域振興アプローチ

(出所：調査団作成)

また、インドネシアの農畜産品や加工品は、将来的にインドネシアの成長市場で競争力を持つポテンシャルがあり、そのために日本の知見や経験が活用できる。

本調査を通して、このような提案型、自治体提案型では掘り起こしが困難な潜在ニーズを掘り起こしたと言える。地域活性化のアプローチを行い、一企業ではハードルの高いビジネス連携の基盤を築きつつ、民間連携を容易にする環境づくりと合わせた取組みが必要である。このような地域活性化のアプローチの技術やノウハウは日本国内では地方自治体にあり、その点で地方自治体連携のニーズや意義があると言える。

他方、日本とインドネシアの連携により、民間セクターだけでなく、国内市場の停滞、国際化への対応、過疎化への対応など各種課題に直面している日本の自治体側にも、連携のニーズや意義があると言える。

(2) 連携の内容：どのような連携が有効か

出口戦略による連携のタイプ

本調査では、本調査においてどのアクターがインドネシアチブをとったかにより次表に示す3つの連携のタイプが確認された。この違いは、必然的に調査の出口戦略とも密接に関連している。民間主導連携タイプは既に連携のリソースがある自治体が民間企業による連携を支援する一歩進んだタイプ、国際協力タイプは JICA 事業を活用して主体的な海外進出を行うことで地方活性化を図るタイプ、自治体主導連携タイプは、本調査を機にこれから具体的な連携を検討するような導入タイプと分けられる。

表 7.8 出口戦略／日本側アクターによる連携のタイプ

タイプ	内容	連携メリット/ニーズ	アプローチ	事例
民間主導連携タイプ	海外進出に関心のある民間セクターが核となり自治体が支援する	ビジネス展開 地方活性化など	地域活性化アプローチとビジネス連携の組合せ	福島市 高知県越知町
国際協力タイプ	海外進出、あるいは国際協力に関心のある第三セクターや自治体が連携する	国際協力による国際化・地方活性化	取組んでいるアプローチ	南房総市
自治体主導連携タイプ	自治体同士が連携し、将来的な民間連携の芽を育てていく	海外展開への布石（神戸市） 潜在的ニーズ（兵庫県） 将来に向けた国際化対応など	知見共有・交流	兵庫県 神戸市

（出所：調査団作成）

これらのタイプの違いには、日本側自治体のニーズが表れているということもできる。日本側のニーズには次のようなものがあった。

民間主導連携タイプ：官民連携のマッチングで、当初想定していたものである。これらは双方向のものであり、どちらかのニーズが先にありきというものではない。高知チームや福島チームのように、民が主で官が従という形で進むことが話を進めやすい。背景には自治体にも地方活性化など何らかの動機がある。

国際協力タイプ：自治体の取組みを海外に展開・活用したいという例もあった（南房総）。今までの実績を活かし国際協力に関心のある自治体が連携するものであり、国際協力を通して、地域の国際化対応、活性化を図る。日本側のリソースありきで話が始まるものである。

自治体主導連携タイプ：自治体同士が連携して、神戸市のように海外展開への取組みや兵庫県のように潜在的ニーズを掘り起こすもの。なお、東ロンボク県と兵庫県のケースは、日本側が連携を想定していない状況での交流が、様々な要因が重なった結果として連携に向けた可能性が見出されたものであり、一般化できるものではない。あくまでも、条件次第ではこのような潜在的なニーズを掘り起こすことができる場合もありうるという事例である。

インドネシア側の地域性による連携タイプ

また、インドネシア側では置かれた地域性により連携内容が異なり、内容別にタイプが分けられる。本調査で確認されたものは近郊農業マーケティング、市場指向型の農商工連携、観光と農業の連携、地域資源活用型の6次産業化などの連携内容によるタイプが考えられる。

表 7.9 インドネシア側の地域性による連携タイプ

地域性	課題	連携タイプ	支援ニーズ	自治体の例
都市近郊地域	都市と農村の格差是正	近郊農業のマーケティング	産直市場、地産地消	スマラン市
発展が進んだ／市場アクセスの良い地域	農産物の付加価値化	市場指向型農商工連携	農商工連携、ブランド化	マラン市／バトゥ市
観光市場アクセスの良い地域	地域格差の是正	観光と農業の連携	農業と観光の連携、道の駅	トモホン市、東ロンボク県、リマプルコタ県
アクセスの悪い地域		地域資源活用 6次産業化（地場産業振興）	6次産業化、一村一品	中アチェ県、西パクパク県
全地域	それぞれの課題	知見共有	あらゆるアプローチ	

(出所：調査団作成)

7.2 JICA 事業の展開にかかる提案

本調査の結果、インドネシアの地方自治体で農畜産分野での支援ニーズはどの自治体でも大きいことが明らかになった。ただ、企業との提携・参入によって技術を導入するには、農畜産分野ではビジネスに必要な各種能力・ノウハウや基盤の整備など一中小規模企業での取組みにはハードルが高い。この点で、日本の付加価値化や地域振興のアプローチ（取組み）がこれらの課題解決に貢献でき、このようなアプローチに対するニーズがあることが明らかになった。インドネシア農業省にとってもこのようなアプローチは新しい施策であり関心が高い。

他方、日本側に地方自治体間連携への支援ニーズがあるかが課題であったが、本調査の結果、JICA 提案型事業の事前段階の調査ニーズ、潜在的なニーズが存在することが明らかになった。特に、日本側自治体も、国内市場の停滞、国際化への対応、過疎化への対応など各種課題に直面しており、これら課題への対応の一環として、連携ニーズがあることが確認された。

従って、双方のニーズは存在し、本調査のような取組みを通じたマッチングにより、JICA の支援事業に発展する可能性は十分にあることが明らかになった。

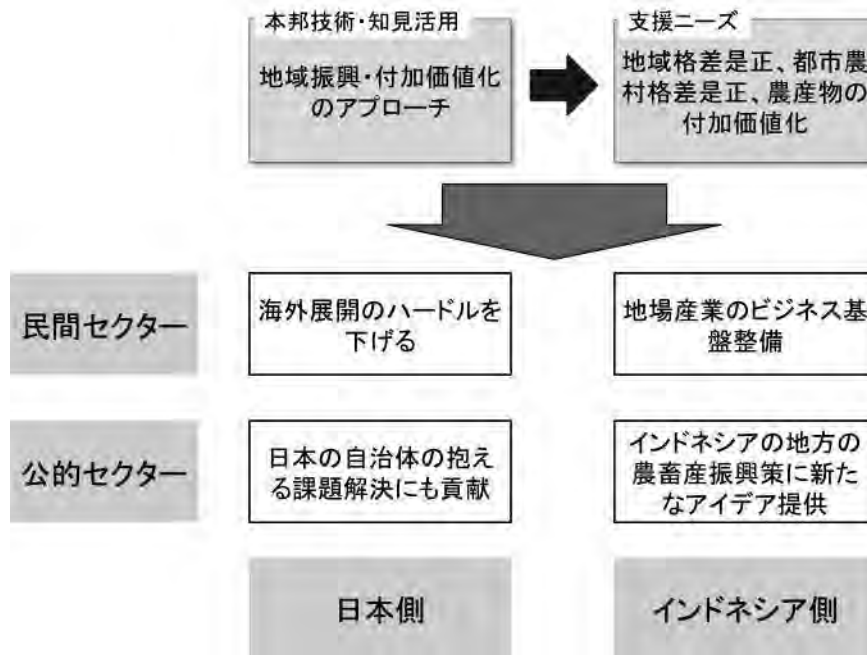


図 7.7 自治体連携のニーズと意義

(出所：調査団作成)

このような取組みを更に効果的、効率的に行うためには、出口戦略を見据えた取組みが必要であり、そのための提案を以下に記す。なお、本調査はインドネシアを対象としたが、他国でもある程度適用できるものである。

(1) 想定される連携タイプに応じた支援ニーズの発掘と事前準備

本調査で提案された連携事業は、1) 民間主導連携、2) 国際協力、3) 自治体主導連携の3つのタイプの事業である。他方、その方向性は、インドネシア側の地域性を反映し、1) 近郊農業マーケティング、2) 市場指向型の農商工連携、3) 観光と農業の連携、4) 地域資源活用型の6次産業化、5) 知見共有の5つのタイプに分けられる。

表 7.10 提案プロジェクトの連携タイプと方向性

		インドネシア側の地域性に基づく連携の方向性				
		都市近郊	市場指向型	観光連携	地域資源発掘	知見共有
連携タイプ	民間主導連携					
	国際協力					
	自治体主導連携					

(出所：調査団作成)

本調査の類似調査を今後実施する場合には、このような連携タイプに応じた対応、さらに可能な場合には連携の方向性を絞ったマッチング、調査実施を行うことが望ましい。連携のタイプに応じて上述の3つの支援ニーズの中でより該当しやすいニーズは異なっており、下表に示すようニーズ発掘の方法も異なる。想定される事業を踏まえた効率的で効果的な調査や事業を行う必要

がある。

表 7.11 ニーズ発掘と類似調査の方法

想定事業	ニーズ発掘・類似調査の方法
民間主導連携	本調査のような類似調査を通じて提案型事業の事前準備として活用可能
国際協力	本調査のような類似調査を通じて提案型事業の事前準備として活用可能 参加自治体を増やすため、日本国内で自治体向け研修や啓蒙活動等市民参加事業への幅広い取組み
自治体主導連携	人材交流や研修・啓蒙活動など幅広い地道な取組みから日本側の連携ニーズを育成

(出所：調査団作成)

1) 民間主導連携タイプ

本調査における民間主導連携タイプは、海外と連携したい企業というリソースを特定する必要があり、かつ同企業が日本側自治体との何らかの連携関係にあることが必要である。本調査でも、インドネシアと何らかのつながりや関心を持つ企業の存在があり、その活動を支援する形となった。したがって、このような企業を連携の種として探し出すことが重要である。例えば、日本の各種の取組みの中で、インドネシアと何らかの関係を持つ企業、JICA の提案型事業にインドネシアを対象国として応募した企業などである。

インドネシア側は、自治体の置かれた状況により、それぞれの開発の状況やニーズが異なっている。市場アクセスが良い地域なら市場指向型となり、観光市場へのアクセスがよければ農業と観光の連携、アクセスが悪い自治体では地域資源活用型といったようにニーズは異なるものであった。このように相手国のニーズが確認される場合は、特定ニーズに絞り、ニーズの発掘と事前段階の調査を実施することも効率的である。

これらのニーズのマッチングは双方向であるので、どちらのニーズが先にありきという話ではなく、同時並行的に進めることとなる。

2) 国際協力タイプ

国際協力タイプのアクターは、何らかの形ですでに JICA 事業や海外との連携に関心のある自治体である。草の根技術協力事業（自治体提案型）に応募した経験のある自治体、JICA 事業を受け入れている自治体などからリストアップすることが出来る。

また、相手国のニーズが確認される場合は、特定ニーズに絞り、ニーズの発掘と事前段階の調査を実施することも効率的である。例えば、インドネシアでは、道の駅に関して調査対象自治体の中でも3自治体から要望があった。このような自治体は数多いと推測され、道の駅に絞ったプロジェクトファインディングなどが考えられる。

さらに、調査に加えて、関心を持つ自治体を掘り起こすには、自治体と企業に JICA 事業の研修などで裾野を広げる取組みが望まれる。

3) 自治体主導連携タイプ

自治体主導連携タイプは、兵庫県や神戸市のように民間企業を当初のアクターに含まず、他の

2 タイプと比べ連携の方向性をこれから探ろうという自治体である。本調査の結果、このようなケースでも、場合によっては何らかの可能性が生まれてくること、その背景として、過疎化、国際化対応など自治体の抱える様々な課題が途上国との連携ニーズにつながるということがわかった。しかも既成の枠にとらわれないような連携のアイデアも出てくる可能性もある。ある程度テーマを決めて人材交流をすることにより将来的に民間連携や国際協力型になる可能性もある。

ただし本件のような調査でこのような潜在的なニーズを掘り起こし、連携の可能性を探ることは効率的とはいえず、実際に途中で参加を取りやめる自治体もあった。まずは地方自治体や企業の関係者の意識の醸成が必要で、このようなニーズの掘り起こしには、国内で自治体グローバル化人材育成研修、提携人材育成研修、広報などの活動を通して着実に裾野を広げてゆくことが望まれる。

(2) フォローアップの必要性

本調査に参加した自治体関係者からは、調査後のフォローアップの必要性が強く要望された。特に、フォローアップを行うファシリテーターの JICA による配置が強く要望された。

また、ほとんどの関係者は JICA の各種の事業について詳しくなく、JICA 事業の紹介、応募の仕方などの講習会が必要との意見もあった。本調査ではインドネシア側に対しては本邦招へいの際に実施したが、スケジュールの都合で日本側参加者に対してこのような機会を設けることはできなかったことから、今後類似の調査を行う際には、調査の初めに JICA の各種事業説明を行うことが有効である。

(3) 事業スキームの柔軟性

7.1 節で述べたように、本調査を通して、民間セクターや自治体が国際協力に参加する際、必要となる事業に対応する JICA スキームが十分でないことが確認された。小規模な個別ニーズに対する JICA スキームについては、調査コストも考慮する必要があるが、市民参加型事業のスキームの柔軟性が望まれる。例えば小規模事業でも実施しやすい条件に緩和する、事業のインキュベーション期間を設ける、また対象国のパートナーとなる人材を中長期で本邦招へいし研修を実施することも項目に組み込みやすいスキームとするなどが求められる。

以上に提案した日本と途上国の自治体間連携を支援・推進するためのプログラムの概要案は下表に示すとおりである。

表 7.12 日本と途上国の自治体間連携を支援・推進するためのプログラムの概要案

プログラム	概要
支援ニーズ発掘・マッチング段階	
JICA 事業の事前準備	
ニーズ発掘・事前準備（類似調査）	民間主導連携、国際協カタイプ連携の事前準備、事業化支援の一部として対象地域やパートナーとのマッチング、現地での基礎的な調査、及び JICA 事業の説明を行う。
相手国特定ニーズ発掘・事前準備（類似調査）	相手国のニーズが確認される場合、特定ニーズに絞り、ニーズの発掘と事前段階の調査を実施する。同時に相手国に対する特定ニーズに対する政策提言を行う。
自治体等への啓蒙活動	
自治体グローバル化人材育成研修	自治体関係者を対象に、JICA の自治体／提案型事業の紹介、事例紹介、自治体の抱える課題、今後の連携可能性などについて意見交換などを行う。
自治体グローバル化人材育成研修（現地版）	対象国において自治体関係者を対象に、JICA の自治体／提案型事業の紹介、事例紹介、自治体の抱える課題、今後の連携可能性などについて意見交換などを行う。
JICA 事業紹介セミナー	自治体関係者、企業を対象に提案型事業の紹介、応募の仕方、事例紹介、コンサルタントの紹介、希望者の登録などを行う。
自治体国際化動向把握調査	自治体グローバル化人材育成研修などに参加した自治体に対してその後の動向などについて、把握する。
フォローアップ段階	
草の根技術協力事業へのファシリテーターの導入	ニーズ発掘・事前調査の後、JICA がコンサルタントサービスを提供し、提案にいたるプロセス、事業実施プロセス（特に初期段階）、国際協力に係る専門的知見が必要な場合に、自治体を支援する。
事業実施段階	
提携人材育成研修	自治体、企業に相手国人材を受け入れてビジネスパートナーとなり得る人材育成を行う。
パッケージ型自治体連携	ニーズ発掘・事前調査を通じて提案された自治体連携事業をパッケージとして実施する。コンポーネントは各種組み合わせる。

（出所：調査団作成）

別 添

別添 1 : 本調査に関するインドネシアおよび日本における主な新聞報道

別添 2 : 本調査参加日本自治体作成の本邦招聘時
対インドネシア自治体説明資料

別添1：本調査に関するインドネシアおよび日本における主な新聞報道

1. Koran Manado (マナド新聞) 2016年7月28日付、1面および15面

JFE Terima Delegasi Minami-Boso Jepang

Tomohon, KM- Iklim investasi di Kota Tomohon semakin bergairah. Buktinya, Rabu (27/07), Wali Kota Jimmy F Eman SE Ak menerima kunjungan delegasi dari Kota Minami-Boso Jepang di Show Window Kakaskasen

Satu Tomohon Utara. Kedatangan delegasi dari Negeri Sakura tersebut dipimpin Fumio Kato selaku Wakil Direktur PT CIBA Minami-Boso, serta Katsuhito Shii didampingi Taketoshi Watanabe sebagai penanggung jawab proyek JICA (Japan Internasional Cooperation Agency) dan Michiko selaku



DELEGASI Kota Minami-Boso Jepang Bertemu Wali Kota Tomohon Jimmy Eman.(foto ist)

konsultan JICA. Dalam kesempatan tersebut, Eman mengapresiasi kedatangan delegasi dari Minami-Boso Jepang yang difasilitasi JICA, sekaligus mempresentasikan tentang kondisi Kota Tomohon, termasuk tingkat IPM yang berada di atas rata-rata di Sulawesi Utara. "Pada

prinsipnya Pemerintah Kota Tomohon sangat terbuka terhadap iklim investasi ataupun melalui program kerjasama," ujar Eman.

Selain itu juga, Eman mempresentasikan terkait program Tomohon Internasional Flowers Festival (TIFF) 2016. "Untuk itu, sangat dimungkinkan terjalin kerjasama dibidang pariwisata, pendidikan, kebudayaan, serta pertanian maupun bidang lainnya seperti transportasi sebagai wujud pengembangan infrastruktur. Bantuan dari sisi pendanaan sangat penting dalam mengembangkan berbagai konsep pembangunan dan semoga JICA dapat berperan secara positif," kata Eman.

Berkaitan untuk memantapkan rencana kerjasama, maka Pemerintah Kota Tomohon mendapatkan undangan untuk mengunjungi Kota Minami-Boso Jepang pada September mendatang. Ikut hadir dalam pertemuan ini, diantaranya Kepala Bappeda Tomohon Ir Enos Pontororing MSi, Kepala Dinas Tanakan Ir Ervinz DH Liuw MSi, Kepala Dinas Pariwisata dan Kebudayaan Mariam Rau SH, Kepala Dinas Perindag Ruddle Leng-kong SSTP dan Kepala Bagian Humas Protokol Fransiskus F Lantang SSTP. (Stevytampi)

Baca JFE koran 15

ジミー市長、南房総市代表団を歓迎

トモホン市の投資環境が一層活気づいている。7月27日、ジミー・エマン Jimmy F Eman SE Ak 市長が市の北トモホン区第一カカスカセンにある「ショーウィンドウ」で日本の南房総市代表団の訪問を迎え入れた。「桜の国」(日本)からの代表団は、ちば南房総株式会社の加藤文男副社長が率い、同市の石井克仁氏、JICA(国際協力機構)プロジェクトの責任者・渡辺剛智氏、JICA コンサルタントの菊池美帆子氏が同行した。

この機会においてジミー市長は、JICAの計らいで訪問した南房総市の代表団を大変歓迎し、トモホン市の人間開発指数(貧困撲滅率など)が北スラウェシの平均値を上回っているなど市の状況を説明。「市は方針として、投資環境あるいは協力プログラムに門戸を開いている」と述べた。

市長はトモホン国際フラワー・フェスティバル(TIFF)2016についてもプレゼン。「その(道の駅の)ために、観光、教育、文化の分野で協業できる可能性がある。農業またはインフラ開発実現としての交通機関などの分野でも同様だ。さまざまな建設コンセプトを発展させるため資金は極めて重要であり、JICAが前向きな役割を果たしてくれることを望む」と述べた。

協力計画をより適切なものにするために、トモホン市政府は9月に日本の南房総市への招聘を受

けている。この会合に参加するのは、Ir Enos Pontororing Msi エノス地域開発企画局（BAPPEDA）局長、Ir Ervinz DH Liuw Msi エルフィンツ農畜水産局長、Mariam Rau SH マリアム観光文化局長、Ruddie Lengkong SSTP ルディ商工局長、Fransiskus F Lantang SSTP ランタン市長室広報部長などである。

【写真説明】 トモホン市のジミー市長と会見した南房総市の代表団



Analisa/julhan darussalam
SALAMI: Bupati Aceh Tengah Nasaruddin menyalam Walikota Ochi Provinsi Kochi, Jepang, Yasuyuki Koda, Senin (17/10) malam.

Walikota Ochi Jepang Kunjungi Aceh Tengah

Takengon, (Analisa)
Walikota Ochi Provinsi Kochi, Jepang, Yasuyuki Koda mengunjungi Kabupaten Aceh Tengah sebagai bentuk apresiasi atas dukungan daerah itu melalui program kajian data *collection survey on public-private-partnership for activating agricultural promotion in Indonesia* oleh *Japan International Cooperation Agency* (JICA).

Perwakilan kantor pusat JICA Taketoshi Watanabe menjelaskan, kunjungan Walikota Ochi ke Takengon, Aceh Tengah dilakukan selama 3 hari sejak 17-19 Oktober 2016. Walikota Ochi melakukan pertemuan dengan Bupati Aceh Tengah Ir. H. Nasaruddin, MM, Senin (17/10) malam.

Selain itu, kunjungan tersebut juga sebagai tindak lanjut dari kunjungan rombongan Pemerintah Provinsi Kochi ke Provinsi Aceh dan Kabupaten Aceh Tengah pada Juli 2016 lalu.

Kemudian, ditindaklanjuti juga dengan kunjungan dua pejabat dari Pemerintah Aceh dan Pemkab Aceh Tengah yang mengikuti program undangan JICA ke Jepang pada September 2016.

Diskusi lanjutan
"Kedatangan rombongan dari Pemerintah Kota Ochi kali ini untuk melakukan diskusi lanjutan tentang peluang kerja sama antara kedua daerah," ujar Taketoshi Watanabe.

Selain Walikota Ochi, tambahnya, rombongan pihak Jepang lainnya adalah President Okabayashi Farm Co. Ltd Fujio Okabayashi, Board Member and Factory Director, Okabayashi Farm Co. Ltd Takayuki Nakamura dan perwakilan Tim Studi JICA Jun Tsurui.

Pemerintah Kota Ochi telah memiliki teknologi pengolahan jeruk dengan berbagai varian kemasan, karenanya Bupati Nasaruddin menyambut positif kunjungan Walikota Ochi sebagai langkah untuk menjalin kerja sama terutama di bidang pengolahan jeruk keprok Gayo.

Selama di daerah dingin itu, rombongan Walikota Ochi dijadwalkan mengunjungi Pasar Terpadu Paya Ilang dan melihat prosesing kopi di Koperasi Baburayan.

Dilanjutkan pertemuan dengan lembaga Masyarakat Perlindungan Indikasi Geografis-Jeruk Keprok Gayo Aceh (MPIG-JKGA dan melihat lokasi perkebunan jeruk masyarakat dan berwisata. (jd)

WALIKOTA OCHI, JAPAN, VISITED CENTRAL ACEH

Mayor of Ochi, Kochi Prefecture, Japan, Yasuyuki Koda, visited Central Aceh District as a form of appreciation for the area through the program of Data Collection Survey on Public-Private Partnership for Activating Agricultural Promotion in Indonesia by JICA.

Representative of JICA head office Taketoshi Watanabe explained that the visit of the Mayor of Ochi to Takengon, Central Aceh was conducted for three days from October 17 to 19, 2016. The Mayor of Ochi had a meeting with the Regent of Central Aceh Ir. H. Nasaruddin, MM, on Monday night (17/10).

In addition, the visit was also a follow-up from the visit of Kochi Provincial Government delegation to Aceh Province and Central Aceh District in last July 2016.

Then, it was also followed up with a visit of two officials from the Government of Aceh and Central Aceh District who followed JICA program invitation to Japan in September 2016.

Further Discussion

"The arrival of the group of Ochi City Government this time was for further discussion of cooperation opportunities between the two regions," said Taketoshi Watanabe.

In addition to Mayor of Ochi, he added, the group of other Japanese parties are President Okabayashi Farm Co. Ltd Fujio Okabayashi, Board Member and Factory Director, Okabayashi Farm Co. Ltd. Takayuki Nakamura and representatives of JICA Study Team Jun Tsurui.

Ochi City Government has already had a citrus processing technology with different variants of

packaging, therefore Regent Nasaruddin responded positively to the visit of Mayor of Ochi as a step for future cooperation, especially in the processing of Gayo tangerines.

During at the cold area, the group of Mayor of Ochi was scheduled to visit Paya Ilang Integrated Market and looked at coffee processing at Baburrayan Cooperative.

Continued with the meetings with the institution of Geographical Indication Protection Community-Gayo Aceh Tangerines (MPIG-JKGA) and viewed at the community's citrus plantation and traveling. (Jd)

Caption: Shaking Hands: Regent of Central Aceh province Nasaruddin greeted Mayor of Ochi, Kochi Province, Japan, Yasuyuki Koda, Monday (17/10) night.

6次化福島モデル世界へ インドネシアに農業支援 銀嶺食品

銀嶺食品（本社・福島市）は県内で培った農産物の6次産業化の仕組みをインドネシアに輸出し、途上国の産業支援につなげる。インドネシアで地元農産物の生産、加工、販売体制を確立し、「福島モデル」を普及させる。JAふくしま未来、福島市と協力して事業展開する方針。

■事業化の可能性精査

銀嶺食品は今年1月、JA新ふくしま（現JAふくしま未来）と包括的業務提携契約を結び、農産物の生産から加工、販売までを一体となつて行う6次産業化を展開してきた。規格外の農産物を加工して付加価値を高めて販売する取り組みは県内外に広がっている。茨城県のJAは福島の取り組みを参考に事業を進めている。

今回のインドネシア進出は、国際協力機構（JICA）の発展途上国の農畜産分野開発に位置付けられている。銀嶺食品の岡崎慎二社長（37）と同社特別顧問で中央大大学院戦略経営研究科の杉浦宣彦教授（50）、JAふくしま未来関係者らは10月下旬から今月3日まで、JICAの「インドネシア国官民連携型農業振興活性化支援情報収集・確認調査」として現地視察した。

視察団が東ジャワ州にある人口18万人ほどのパトゥ市で県内の6次産業化の事例を説明すると、パトゥ市幹部から「ぜひ福島モデルを導入したい」との申し出があった。

パトゥ市ではリンゴを収穫できるが、インドネシア国内の流通経路は未整備で輸入に依存しているのが現状。ニンジン、ジャガイモなどの野菜も採れるが一般に流通しておらず、生産から販売までの体制を整える方針。現地新聞各紙に「福島モデルがパトゥ市の農業（リンゴ）を良いものに変えていく」と好意的に捉える記事が掲載された。

銀嶺食品はJAふくしま未来などと現地調査の内容を踏まえ、具体的な事業創出の可能性を精査していく。来年2月にJICAの補助事業に採択されれば同年4月から2年間、事業化を調査し、今後10年の長期計画で営農指導から市場や販路の整備を進める。

杉浦教授は「福島発の仕組みがインドネシアに広まれば、福島の名が価値ある名前として世界に伝わる」と東京電力福島第一原発事故からの風評払拭（ふっしょく）につながると分析する。

福島市は農業に関する行政運営や市場経営、JAふくしま未来は営農指導、流通規格の形成、直売所運営などの協力を想定している。岡崎社長は将来的にインドネシアに現地法人の設立や日本との人的交流の構想を掲げ、事業拡大を視野に入れている。



1. 南房総市資料

南房総市における 農業者に対する支援

南房総市農林水産部

南房総市の現状

- 農家数3,258戸 内専業779戸
- 酪農家100戸 3,600頭 日本酪農の発祥地
- 農業産出額106億円 主に酪農・花卉・果樹
- 漁家数396戸 19億円 関東地区唯一の捕鯨基地
- 林野面積12,497ha 市域の54%
- 観光客数 約5,000千人 全国最多 市内8箇所の道の駅
- 第1次産業従事割合 21%
- 第3次産業従事割合 62%

人口：約40,000人
世帯数：約17,300世帯



農業者の要望を聞く組織を運営



市内で新たに農業を始める人を支援

事業名	内容	対象者	支援額
就農研修支援	市長が認定した農家で研修を受ける（2年間まで）	・55歳以下 ・研修終了後1年以内に営農を開始する	月に5万円
研修生受入支援	市長の認定を受けて、農家になりたい者に技術を教える	・認定農業者 ・農業生産法人 ・3戸以上の農家で構成する団体	月に3万円
経営自立安定支援	地域の中心的な農家になることを目指して営農する	・55歳以下 ・営農を開始してから3年以内	【親が農家ではない】 一年目 月に5万円 二年目 月に3万円 【親が農家】 一年目 月に3万円

研修風景

4

木質燃料の暖房機を買う人を支援

支援内容：購入費の1/2 または、20万円



薪暖房機
スーパーゴロン太



5

農家の商品開発を支援化

支援内容：建物・機械導入費の30%



近藤牧場の社長

酪農⇒乳製品の加工⇒自社販売



農家の商品開発を支援化

支援内容：専門家の料金・取引企業の紹介

育苗⇒体験・素材⇒自社・大手企業



南房総産ビジネス倶楽部



◎ 概要

南房総産農林水産物を活用する事業を展開したい、個人、団体または法人が出会えるプラットフォームです。

さまざまな知識と技術を集め、チャレンジする人を支援します。



南房総産ビジネス倶楽部



◎活動内容

- ・人材育成と商品開発セミナー
- ・開発商品のグランプリ
- ・消費者モニター調査
- ・取引事業者の紹介
- ・専門家の派遣



販売先の拠点となる道の駅



飲食



物産販売



2. 南房総市道の駅資料



枇杷倶楽部 (日本・千葉県)



地域の輝きを創る道の駅

～地域資源を活用した活性化システム～



キリボン産業村 (タイ・ナコンシータマラート県)



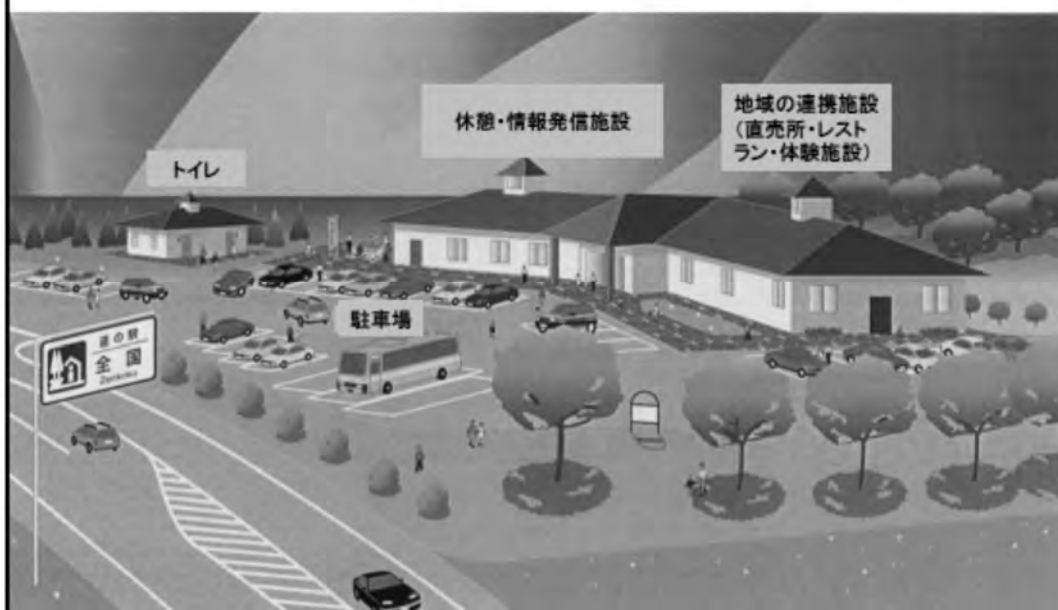
ビンアン道の駅 (ベトナム・クアンナム省)

「道の駅」って、何？

- ①始まり＝「鉄道に駅があるように、道にも駅があれば」(1993年)
- ②「形態」では無く、「機能(休憩・情報提供・地域連携)」の集合体
- ③道路利用者の利便性だけでなく、地域振興効果に注目集まる
- ④道の駅数 1093駅÷1742市町村＝63%
- ⑤地域の「必然性」の追求から、「道の駅」に仕上げる
- ⑥直売<レストラン<商品開発＝2X以下<3X以下<20X
- ⑦3.11で見直される「立地」と「防災機能」
- ⑧東南アジアで進化する道の駅⇒地域振興の拠点から、ハブへ

①

国が示す『道の駅』の形態と機能



日本における道の駅の機能



③

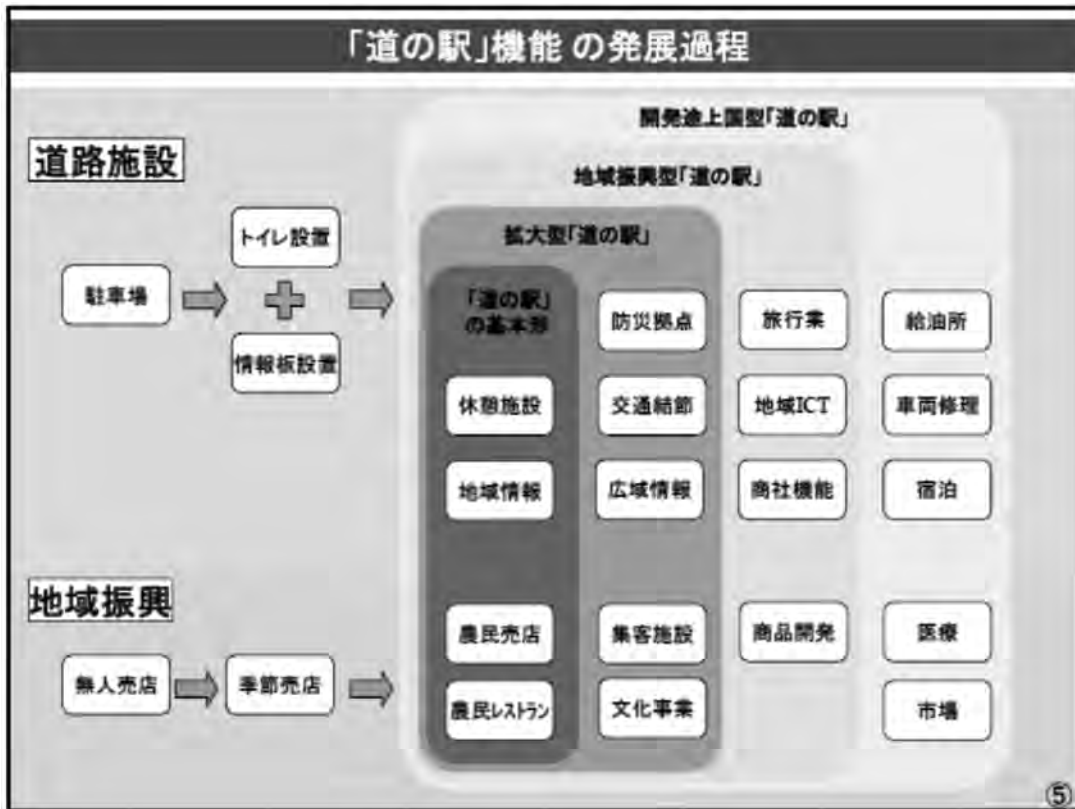
被災した道の駅



はまなすステーション(気仙沼市)

高田松原(陸前高田市)

④

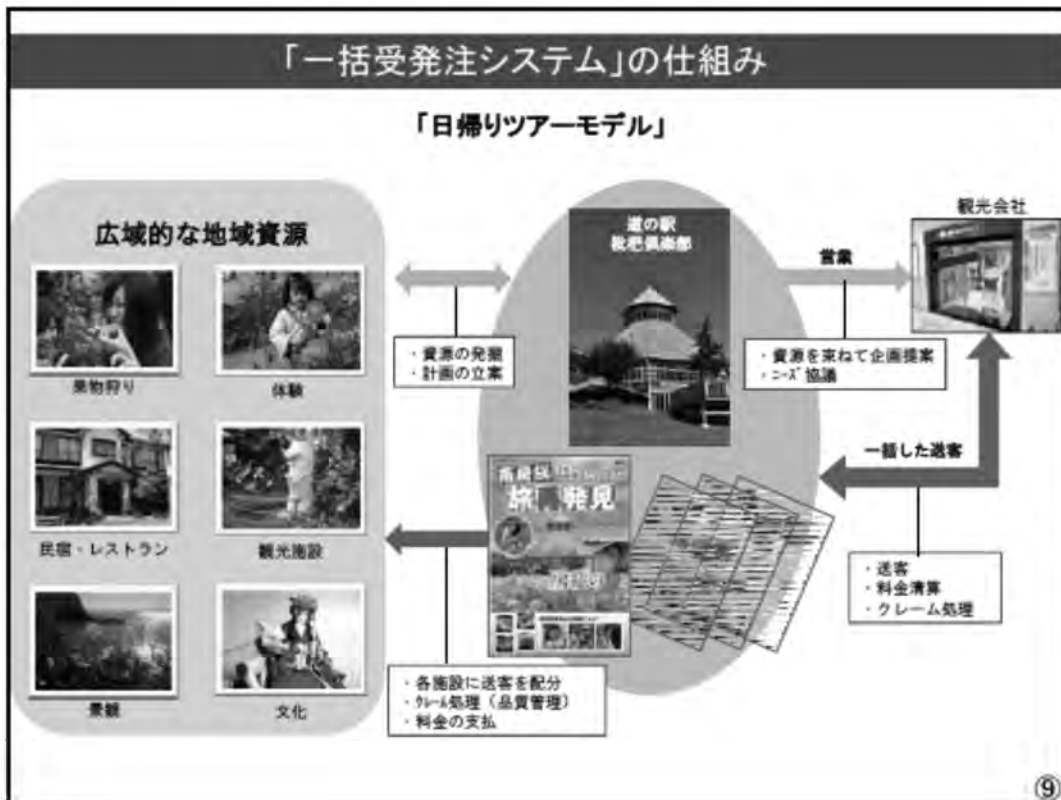


道の駅「枇杷倶楽部」の主な機能

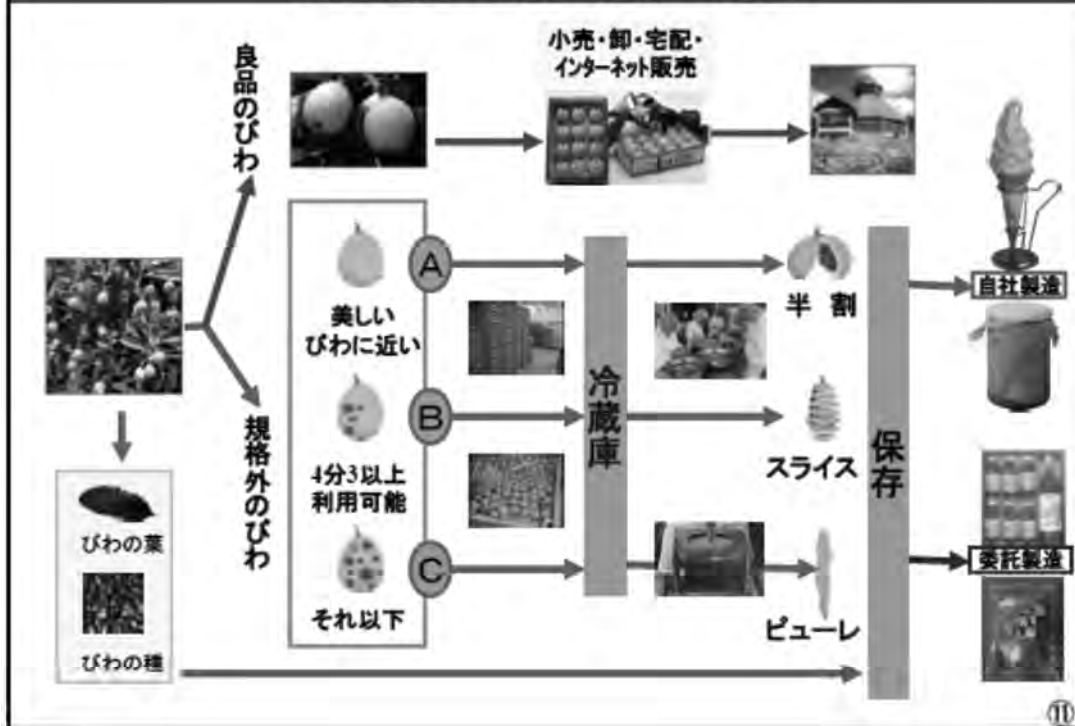


『南房総いいとこどり』の発信情報





枇杷倶楽部での『びわ』加工の流れ



『びわ』を活用した開発商品



枇杷倶楽部の文化事業



⑬

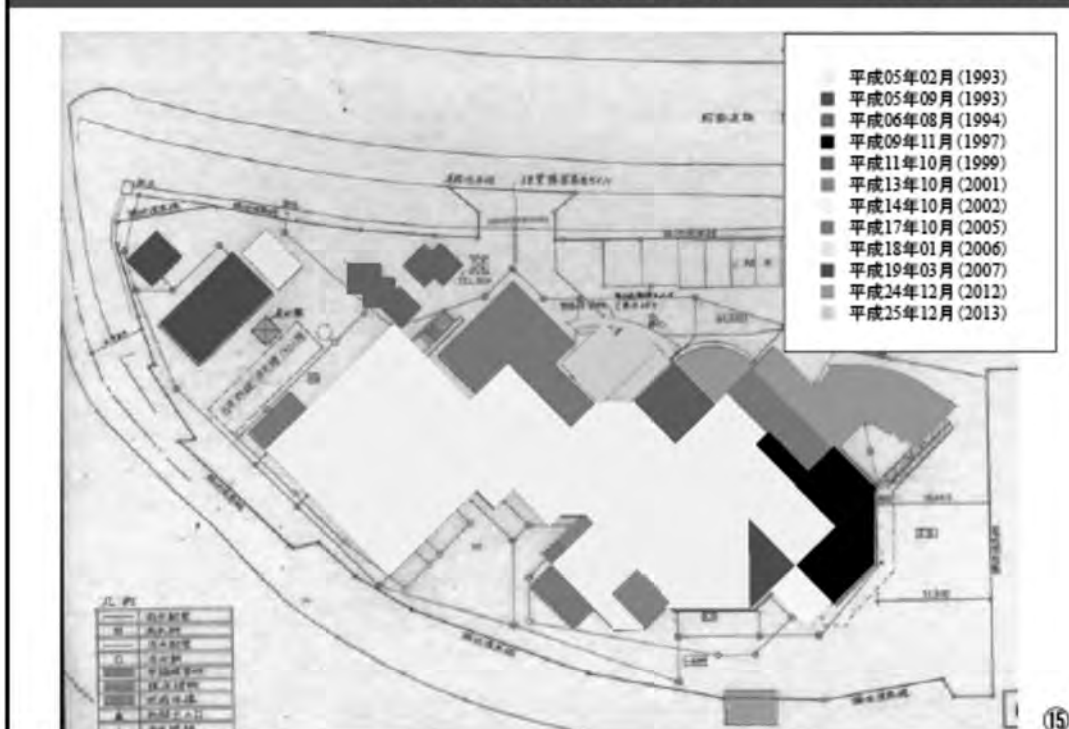
フォルムを変えず機能を上げる



⑭

枇杷倶楽部増築の足跡

(1992年～2013年)



道の駅「枇杷倶楽部」の効果

道の駅の旅客数	観光バスの誘致	ツアー客の誘致	観光売上
●2011年9月期 509,519人	●2011年9月期 1,910台	●2011年9月期 49,776人	●2011年9月期 63,433千円
●2012年9月期 529,890人	●2012年9月期 2,897台	●2012年9月期 80,697人	●2012年9月期 83,017千円
●2013年9月期 510,737人	●2013年9月期 3,098台	●2013年9月期 90,663人	●2013年9月期 81,631千円
●2014年9月期 582,513人	●2014年9月期 3,400台	●2014年9月期 108,659人	●2014年9月期 83,112千円

レストラン・民宿の閉歇期の縮小

個人観光客の再訪

商品開発の展開
(枇杷関連食品)

雇用の創出
(雇用者数69名)

民間の進出
(各自で別館設置)



道の駅・枇杷倶楽部

税収の拡大

観光農業の拡大
(花・果樹・野菜)

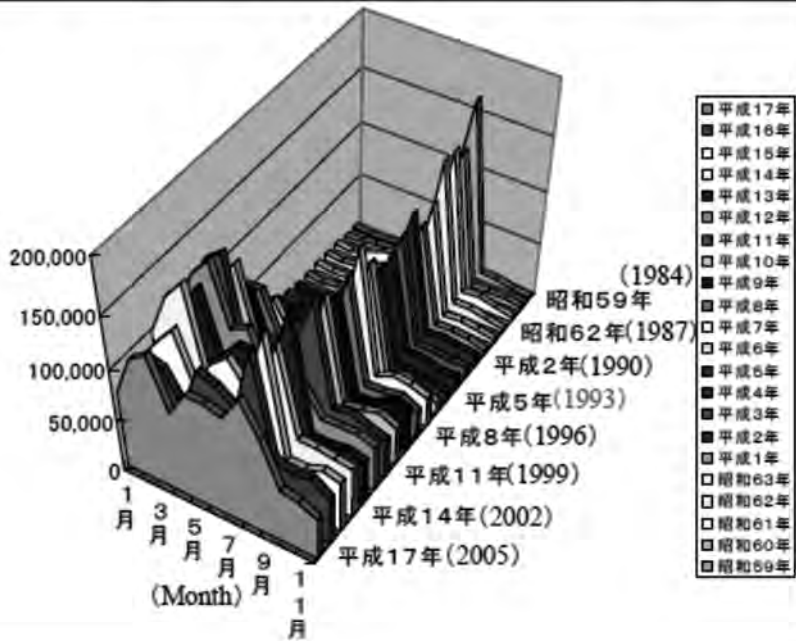
周年観光型へ
(花の異質化)

交通結節の実現
(パーク＆ライド)

経営体の売上	経営体の赤字(税引後)	地域経済効果 (南房総市内)	(南房総市外)
●2011年9月期 493,049千円	●2011年9月期 525千円	●2011年9月期 229,307千円	151,379千円
●2012年9月期 525,774千円	●2012年9月期 467千円	●2012年9月期 239,971千円	131,918千円
●2013年9月期 669,235千円	●2013年9月期 529千円	●2013年9月期 341,183千円	
●2014年9月期 698,806千円	●2014年9月期 1,801千円	●2014年9月期 328,019千円	170,406千円

道の駅設置による観光客平準化の効果 (富浦町)

(富浦町)



17

「道の駅」の様々な形

単独型



枇把倶楽部



花倶楽部



潮風王国



和田浦



富楽里

クラスター型

道の駅ネットワーク

川場(群馬県)

- ソフトクリーム
- 加工品
- 加工所
- 陶芸体験
- 休憩広場
- ビジターセンター
- 農民売店
- 肉加工所
- 全体図
- 水辺空間
- 蒸気機関車
- 歴史資料館
- 果樹園
- 温泉浴場

18

「地域連携機能」の様々な形



直売所(魚)



花・苺園



直売所(野菜・花)



ギャラリー



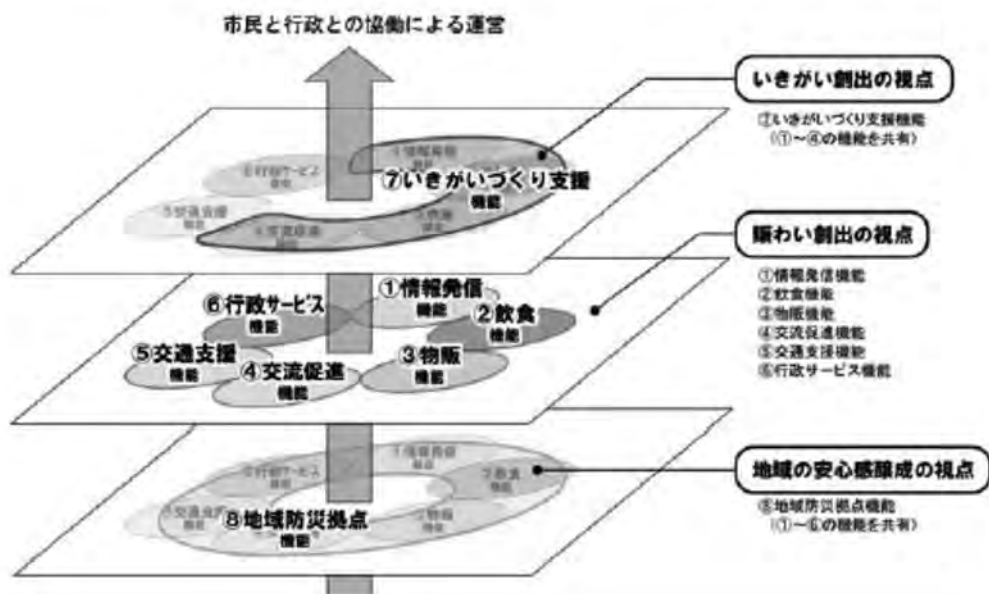
レストラン・カフェ



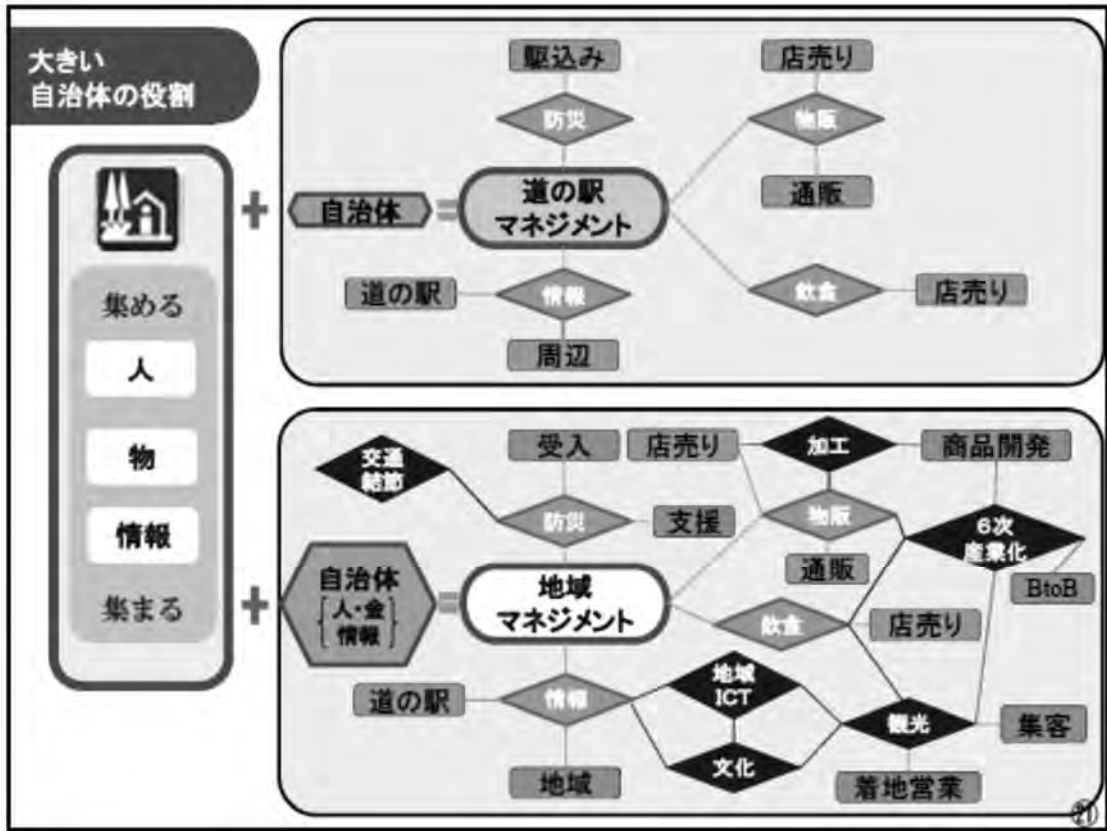
加工施設

19

進化する「道の駅」の機能 (和田浦)



20



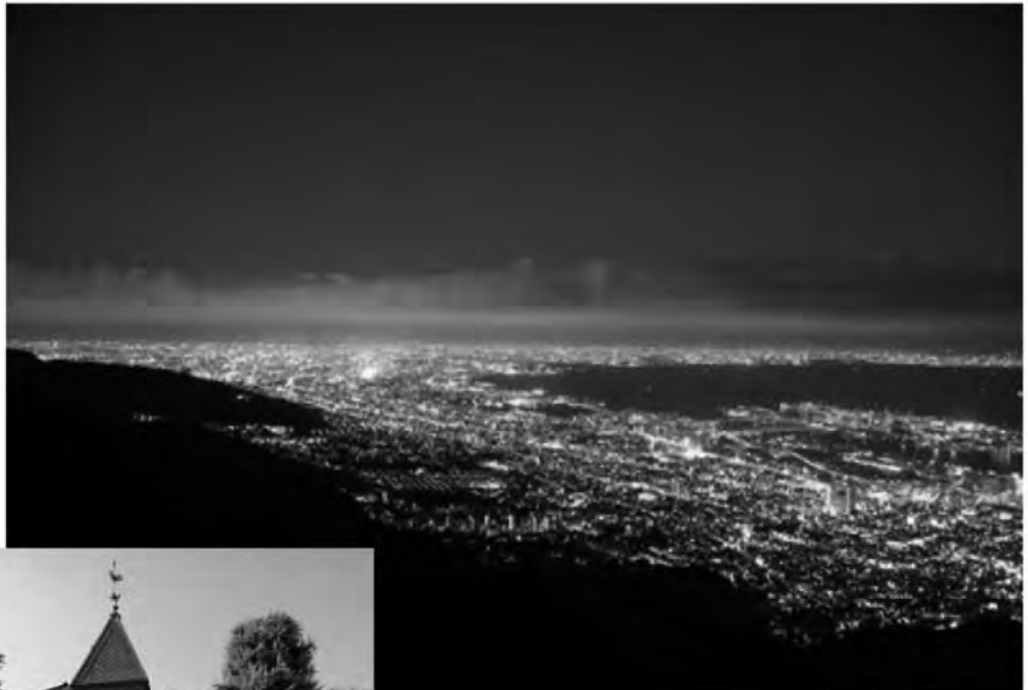
3. 神戸市資料



神戸の
ポテンシャル



3



4

異国情緒あふれる港町「神戸」

<商い>



「港」易の街

江戸時代に、海軍練兵所（長瀬舟、坂本龍馬が所屬）がおかれ、神戸は横浜から神戸への交通をむかえる。江戸末期には、北方交易（黒田産物共済）の開始を皮切りに、神戸港が開港。明治には、外国人居留地が誕生。大正期には、早くもアメリカとの航路を開くと横浜に次ぐ海運量の街となる。その後も貿易は絶えず、1960年代には、シアトルを始めとする海外都市との提携。80年代以降、ポートアイランドの建設などの整備を押し進め、一時は国内コンテナ取り扱い量1位（世界第4位）の街につく、貿易の街となる。

<文化>



軽い精神

神戸の気風は、伝統よりも「新しいもの」を取込みが強く、日本における初物が街に溢れて行った。ドイツ人による洋菓子店（1858）、オーグスタに由来する洋館（1921）、エジソンが発明したキネスコープを飛来した品物専業（1896）など、ファッション/文化に関わるアイテムの取込みは神戸発祥であり、ゴルフ、マラソン、ボクシングといったスポーツ、コーヒー、洋食、洋菓子、ペーカリーといった食文化においても、神戸の街は、軽く、柔軟な姿勢で、いち早く新しいものを取り込み、街としての豊かさを蓄んできた。

<食>



生きている日本の食文化県

神戸は、近畿圏の食文化を守りながら、開港とともに来住した西欧、中国人により、もたらされた異文化交流をもたらし独特の地域である。南には神戸内、奈良からの新鮮な肉類に恵まれ、西は、播磨地方を産む灘産地産物が豊富、製菓等の産業へと発展し、北には、京都との交流をもつ丹波地方が隣接することで醤油、柿をはじめとする山産品に恵まれている。田舎、山、河川、海平の全てに恵まれ、全国有数の良でも、日本の歴史風土のほとんどもを継ぐ街であり、そのが、ハブとなるのが、今の神戸市である。

神戸市の農漁業





LANDSCAPES
MOUNTAIN & SEA

こうべ旬菜



キャベツ

コマツナ

水菜

ほうれん草

きくな

チンゲンサイ



シロナ

ブロッコリー

レタス

トマト

ミニトマト

モロヘイヤ



青ネギ

キュウリ

ナス

スイートコーン

大根

ニラ





9



10





13



14

別添-30



神戸でつくられる

こまつな、ほうれんそう、みずな、きくな、ちんげんさい、しろな、きゃべつ、れたす、ぶろっこりー、とうもろこし、なす、きゅうり、あおねぎ、にら、とまと、みにとまと、だいこん、もろへいや、じゃがいも、にんじん、たまねぎ、はくさい、しろねぎ、びーまん、おくら、ししとう、あかとうがらし、まんがんじとうがらし、かぶら、ごぼう、たけのこ、わけぎ、みぶな、ばんせいな、しいたけ、たあさい、るっくら、なのはな、からしな、くうしんさい、めきゃべつ、たかな、のざわな、ざにーれたす、くれそん、かりふらわー、しそ、せろり、にんにく、ふき、みつば、かほちゃ、みずなす、ながなす、そらまめ、すなっぶえんどう、いんげん、えだまめ、ささげ、すつきーに、とうがん、かんしょ、さといも、うすいえんどう、きぬさや、ぐりーんびーす、すいか、ばせり、はじる、ごーや、あおうり、あすばらがす、しいたけ、じねんじよ、うこん、きくいも、やーごん、しょうが、みょうが、すいき、とうがん、ばぶりか、まくわうり、みょうが、らっかせい、らていつしゅ、かぶら、れんこん、すべあみんと、へばーみんと、ほおずき、ぶちヴえーる、こーるらび、けーる、おかわかめ、ごーや、やんぐこーん、ばくちー、びーつ、こりんきー、つるむらさき、わさびな、にくな、あいすぶらんと、しんすい、こうすい、ほうすい、にいたか、おうしゅう、うめ、いちじく、きよほう、ふじみのり、びおーね、ペリーエー、でらうえあ、しゃいんますかつと、ずいほう、しゃるとね、かべるね、そーづいにおん、りーすりんぐ、びのわーる、あきひめ、やよいひめ、さちのか、おいしーペリー、とちおとめ、さがほのか、ペにほっぺ、もも、すもも、ねくたりん、そるたむ、まつもとわせ、たいしゅう、しんしゅう、そうしゅう、さいじょうがき、あたごかき、みかん、ぶるーペリー、らずペリー、ぶらっくペリー、くり、ゆず、すだち、れもん、さくらんぼ、はっさく、めろん、ぶるーん、きうい、りんご、さんしょ、ろーりえ、いかなご、いわししらす、すまのり、たい、あなご、ひらめ、すずき、わかめ、めぼる、はも、なまこ、かわはぎ、しまあじ、まあじ、まるあじ、さわら、たちうお、かれい、いわし、はまち、さば、したびらめ、あいなめ、くろたい、きはだ、おこぜ、きす、かます、かき、あわび、たご、するめいか、あおりにか、えび、あさり、やまだにしき、こしひかり、きぬひかり、ひのひかり、そば、しろだいた、くろだいた、きぬむすめ、むぎ、あずき、こうべびーふ、ろっこうきゅう、こうべほーく、ろっこうさんろくきゅうにゅう、ちーず、うこつけい、きじ、ゆり、ちゅーりっぷ、くらじおらす、はす、きく、かーねーしょん、とるごぎきょう、すとっく、なでしこ、あすたー、こすもす、ひまわり、けいとう、せんにちこう、すいとびー、すたーちす、ふりーじあ、ぼんじー、びおら、へごにあせんばふろーれんす、さるびあ、ぶるーさるびあ、にちにちそう、じにあ、べんたす、ぶりむらぼりあんさす、のーすぼーる、るびなす、おだまき、だりあ、まつはぎく、でーじー、ベちゅにあ、ばら、これおぶしす、ひゅーけら、りしまきあ、ありっさむ、いんばちえんす、きんぎょそう、とれにあ、はぼたん、まりーごーると、るとべきあ、まとりかりあ、あきらんさす、せらにうむ、りんどう、ぼびー、せーじ、らべんだー、くりすますろーす



FOOD SCENE

ECLECTIC GOURMET FOOD

「食」で賑わう 世界の都市

サンフランシスコ

年間800回ものファーマーズマーケット
ファストフードからの脱却



フェリービルディング



ファーマーズマーケット



スーパーマーケット



食育施設

ポートランド

全米で住みたい街 No. 1
人口1人あたりレストラン数全米No 1



ファーマーズマーケット



スーパーマーケット



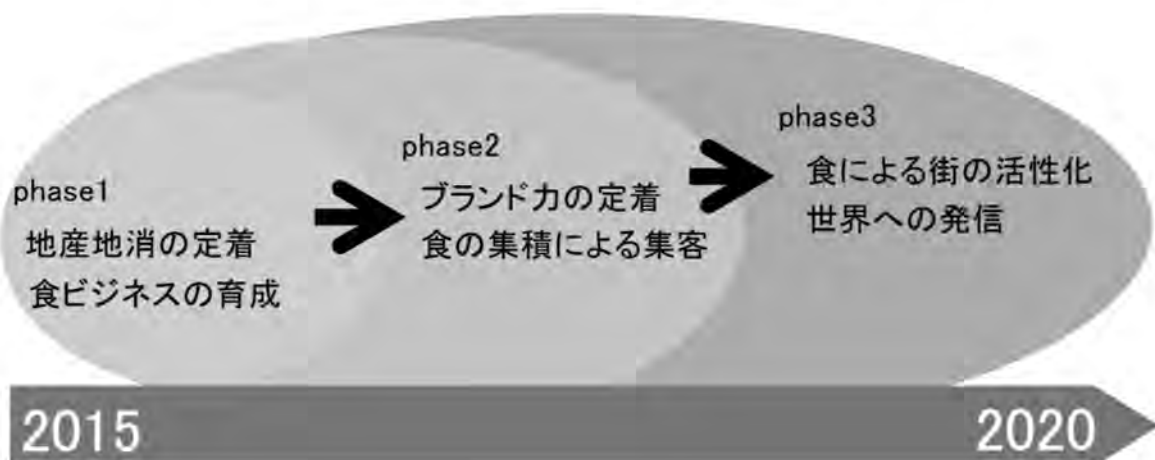
フードカート（屋台）



行政と大学の連携による食の研究施設

「食」を軸とした
街の活性化

「食都神戸2020」構想の流れ



「農漁業と食ビジネス」の活性化による 質の高い暮らしと経済の発展

ブランド力の定着 & 食の集積

世界の組織との連携
プロジェクトのグローバル化



新たな物流システムの構築
産地と消費地間のループ型物流



「食文化」の拠点整備
商店街や関連施設の活性化



神戸の「食」ブランドの拡大
メディアとの連携、発信



食による街の活性化 & 世界への発信

世界規模の「食」イベントの開催
世界の食文化交流



神戸の食ブランドの海外プロモーション
「食都 神戸」の海外への発信



農・食・医の連携
医療産業との共同事業など



フードデザインコンテスト
クリエイターと食ビジネスの融合



LOCAL
PROGRAM





29





31



別添-39

GLOBAL PROGRAM

FIND KOBE
ON NEXT SATURDAY
— 食都神戸 —

Twenty years since the Great Hanshin Earthquake. Girls flying around in the sea and fields, running through the city like the wind. Finding treasures and people.

Girls who are about to enter universities or colleges suddenly made a plan for a little adventure to find the treasures of the city. Everything is shining beautifully like jewelry. Yes, like the glitter of the city.

On next Saturday, the plan will be carried out. Wow! This treasure hunting journey will be addictive!

"Find the treasures of the city which are still unknown to the world with my own eyes." Now, let's go find (the treasures of) Kobe.

You Tube Search on YouTube : Special movie delivery of "FIND KOBE"



香港Food Expo 2015



香港Food Expo 2015



神戸フードフェアin香港

37



神戸フェアinシンガポール

38



料理教室でのPR(香港)

3.



神戸いちじくの輸出

4.



神戸いちごの輸出

41



「出版社」とのタイアップ

42

 **KOBE**




Slow Food®

スローフードインターナショナルとの連携

43



アグリインバウンド

別添-45

世界から食を 求めて集う街

45

ゴール①:

食を起点とした

都市ブランドの確立

「食都神戸2020」構想の成功によって、「食文化の都」として世界中から注目を集め、国内外からの来神者数が増加します。神戸ビーフはもちろんのこと、神戸で生産される農水産物、加工品が「神戸」という都市ブランドがもたらす付加価値を享受し、食を起点とした産業の活性化を実現します。「食都神戸」は市民の誇りにもつながり、地産地消の拡大や地場産業の発展とともに街全体が活性化されていきます。

2020年目標

- ✓ 「食都神戸」認知度：市民80%
- ✓ 世界で最も訪れたい街ランキング

ゴール②:

地産地消の

ライフスタイル化の実現

2020年には、神戸の至る所でファーマーズ・マーケットが毎週開催(年間約50回、来場者約5万人)され、神戸の目玉の一つに成長します。

CSA (Community Supported Agriculture) の考え方が広がり、地産地消が神戸市民の日常として定着し、地元のレストランでも地元農漁業者への理解と支援が広まります。

2020年目標

- ✓ ファーマーズマーケット: 50回/年・5万人/年
- ✓ 地産地消を実践する人: 60%以上



ゴール③:

未来を担う

神戸地産ブランド品の充実

2020年には、神戸ビーフ、灘五郷の日本酒、スイーツ、ベーカリーだけではなく、地産地消を体現した神戸独自の価値ある地産品が誕生します。

神戸の風土で育まれた在来種や独自の食材が、世界の食の機関で登録され、「6次産業化の先進都市」として、神戸の農水産物を活用した加工商品やレストランなど、新しい「食」が地元の暮らしと経済を支えます。

2020年目標

- ✓ 神戸産を活用する企業・レストラン 300社
- ✓ 新しい神戸の地産品: 100アイテム
- ✓ ARK OF TASTE登録: 10品目



ゴール④:

ローカルに特化した ランドマークの形成

現在ある「神戸ワイナリー農業公園」や「六甲のめぐみ」に加え、飲食物販施設「FARM CIRCUS」、「(仮)フラッグシップショップ」など、ローカル商品に特化した神戸の新しいランドマークが生まれます。
2020年には、生産者とシェフとの交流が促進される新たな食文化の集積エリアが誕生し、農漁業地域と街がより身近になり、世界中から食に興味のある人が集う場所として、賑わいを見せます。

2020年目標

✓ 拠点施設利用者:年間150万人



ゴール⑤:

食起業家が次々に生まれる 環境の創出

2020年、世界中から食のプロフェッショナルを目指す若者達や新規就農希望者が神戸に移住し、数々の個性的なファームやローカル・レストランが誕生。若い世代があふれる神戸にしかない食産業が賑わいます。

2020年目標

✓ 食ビジネスの起業数:年間10社



ゴール⑥:

食のプロフェッショナル の集積

神戸市は、国際的な食の機関との提携により、神戸のシェフや農漁業者との交流を促進するプログラムを実践し、グローバルな視点を持った未来を担う食のプロフェッショナルを目指す若者達が神戸に集まります。

2020年には、世界規模の食のイベントが開催され、世界中から食のプロフェッショナルが神戸に集積されます。

2020年目標

- ✓ 世界規模の食のイベントを神戸で開催
- ✓ 食のプロフェッショナル数: 100名



ゴール⑦

世界市場での 神戸フード認知の醸成

海外でのフードイベントへの参加や食に関する国際交流を継続的に行うことで、世界市場における神戸フードの認知が高まります。

2020年、世界で有名な神戸ビーフのブランド価値とともに灘五郷の日本酒や神戸スイーツ、フルーツなど、神戸フードが総合的に認知が高まり、世界から高い評価を得ています。

2020年目標

- ✓ 輸出品目: 20品目
- ✓ 世界で最も訪れたい街ランクイン



「食都神戸」



2020年、世界で注目されている日本の都市がある。
それは「神戸」。

2015年、神戸市は「食都神戸」の構築に着手。

5年後、神戸市は「新しい食文化と食ビジネス」の発信地
となり、街全体が賑わい、産業の活性化に結びついている。

いま、神戸市は世界中からの観光客であふれ、
あこがれの街として全国からの移住者が増えている。

4. 高知県資料



**NIPPON
POSITIVE
PROJECT**

高知県の取り組み

Overview of Kochi Government's PR & Marketing Activity and etc.

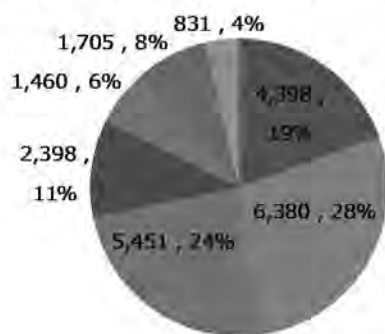
2016.9.10

1. 高知県の姿



項目	数値	全国順位
人口	723千人	45位
面積	710,393ha	18位
森林面積割合	83.3%	1位
年平均気温	17.0℃	5位
年間日照時間	2,095時間	17位
年間降水量	3,659mm	1位

高知県の名目GDP / 2兆2,627億円 (全国シェア0.47%)



- 政府サービスその他
- 民間その他
- サービス業
- 卸売・小売業
- 建設業
- 製造業
- 農林水産業

1ha当りの産出額は全国2位

農業産出額等	965億円
漁業生産額	445億円
製造品出荷額	5,260億円
県外観光客入込数	408万人
観光総消費額	1,089億円

1

1

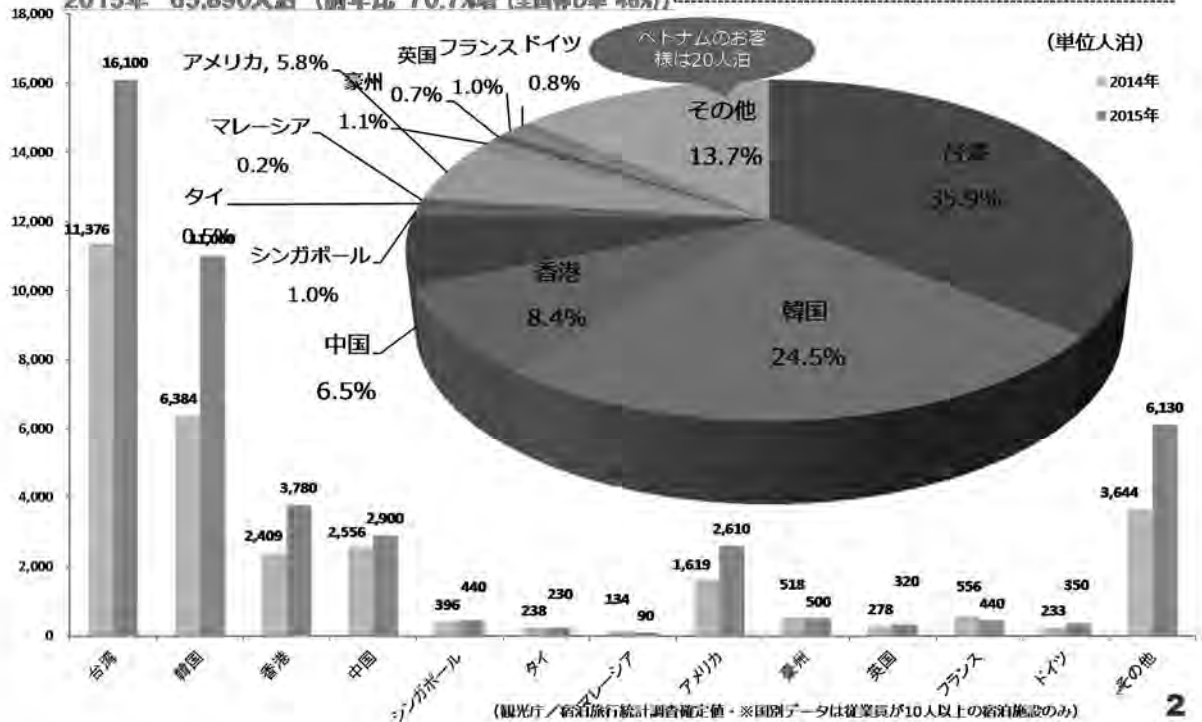
高知県の外国人延べ宿泊者数の推移／2014年-2015年（確定値）

【従業員数10人未満の宿泊施設も含む】

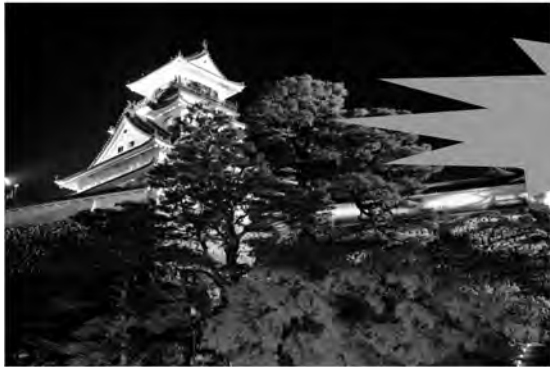
2013年 24,820人泊
 2014年 38,590人泊（前年比 55.4%増（全国伸び率 34%））
 2015年 65,890人泊（前年比 70.7%増（全国伸び率 46%））

※【従業員数10人以上の宿泊施設のみ】

2013年 20,830人泊
 2014年 30,341人泊（前年比 45.7%増（全国伸び率 34.6%））
 2015年 44,890人泊（前年比 48.0%増（全国伸び率 44.0%））



高知県の観光資源（1）-1 『歴史』（高知城）



日本3大夜城の一つ！



日本100名城の一つ！

高知県の観光資源（1）-2 『歴史』（龍馬像）



Ryoma Sakamoto
日本で人気No.1の歴
史上の人物！

4

高知県の観光資源（2）-1 『自然体験』



写真：高橋宣之

奇跡の仁淀ブルー

水質
日本No.1

日本では「最後の清流」
といえば「四万十川」を
想起するほど超有名



5

高知県の観光資源（2）-2『自然体験』



水質NO.1の清流での
Activity !



6

高知県の観光資源（3）『食』

じゃらん宿泊旅行調査2007・2010・2011・2012・2014・2015

「地元ならではのおいしい食べ物が多かった」ランキング

10年間で6回 日本第1位！



美味しい食
No.1

7

高知県の観光資源（４）
日本で一番人気のある本家よさこい祭り



日本全国200力所
以上に波及し、日本一
多く踊られる祭り



8

2. 高知県の戦略

第3期

高知県産業振興計画

3rd phase Kochi Prefecture Industry Promotion Plan



飛躍への挑戦！
高知県産業振興計画

9

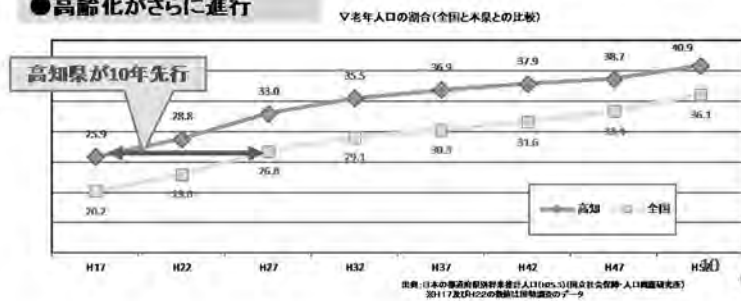
(1) - 1 戦略の背景



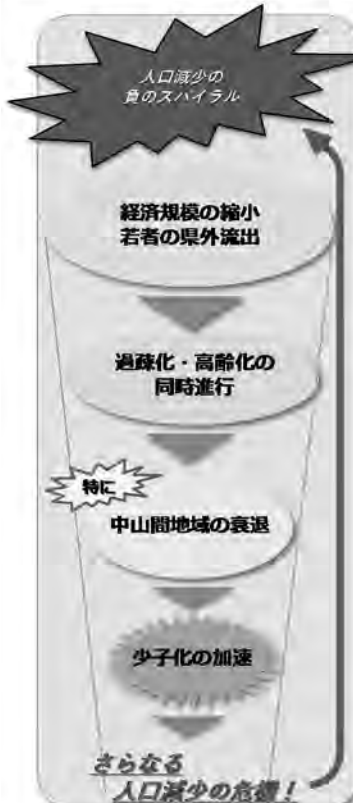
真っ先に人口減少・高齢化社会に突入した高知県



●高齢化がさらに進行



(1) - 2 戦略の背景



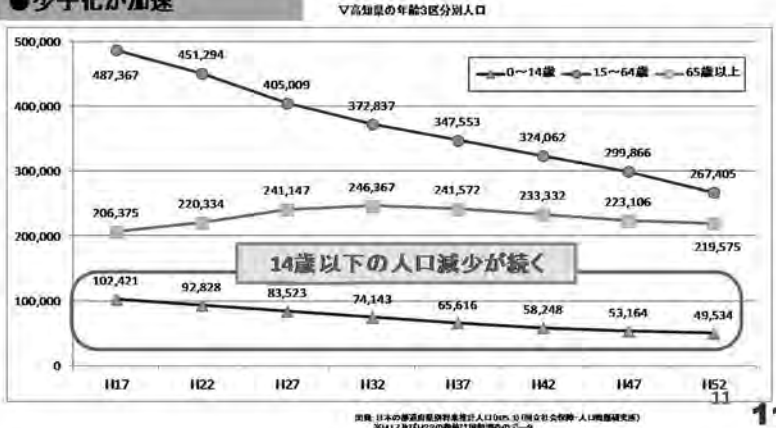
真っ先に人口減少・高齢化社会に突入した高知県

●特に中山間地域では過疎化が進む

▽県全体と県内中山間の人口の推移(昭和35年と平成22年の比較)

	S35	H22	S35→H22減少率
高知県全体	854,595人	764,456人	10.5%減
中山間地域	537,327人	311,790人	42.0%減

●少子化が加速



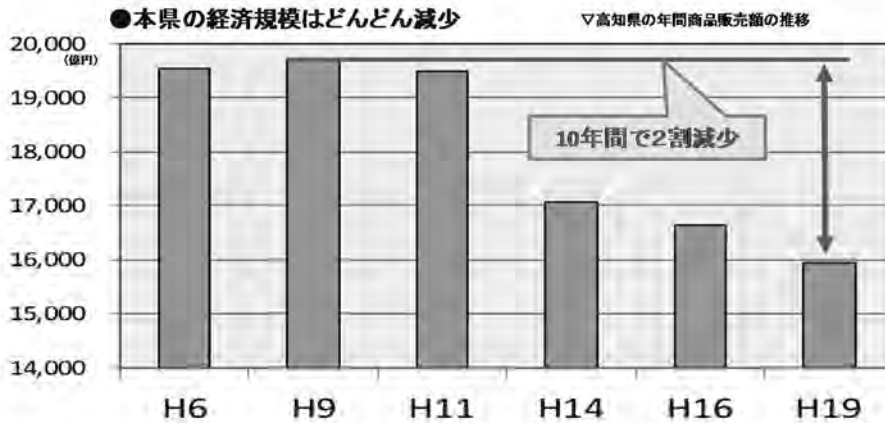
(1) - 3 戦略の背景

真っ先に人口減少・高齢化社会に突入した高知県

「人口減少の負のスパイラル」のダメージが県経済の様々な面に表れる

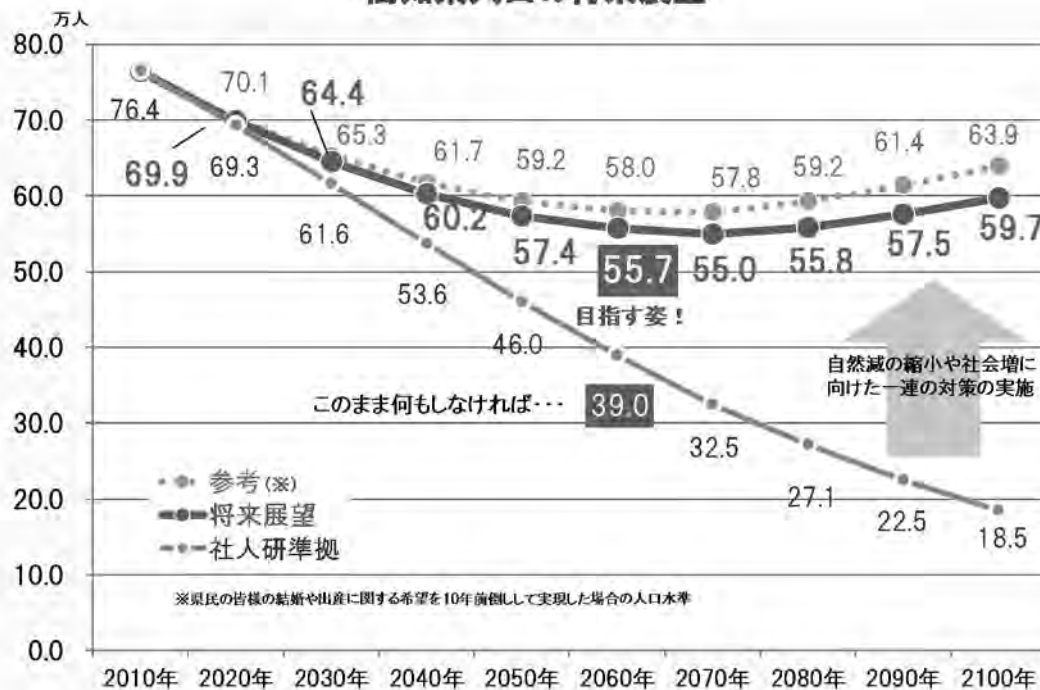
一人当たり県民所得

【平成20年度】 223.9万円 (全国平均の80.7%)
 【平成25年度】 244.7万円 (全国平均の86.0%)

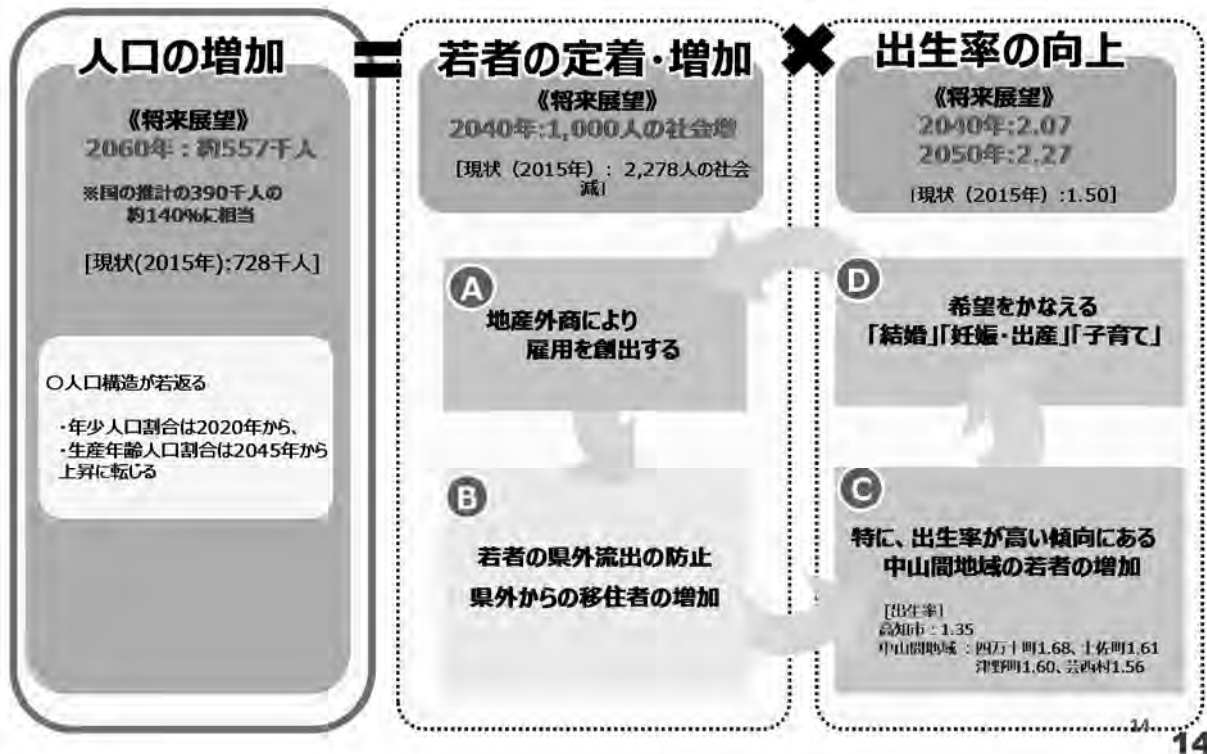


(1) - 4 戦略の背景

高知県人口の将来展望



(2) 人口減少の負のスパイラルの克服に向けた取り組み



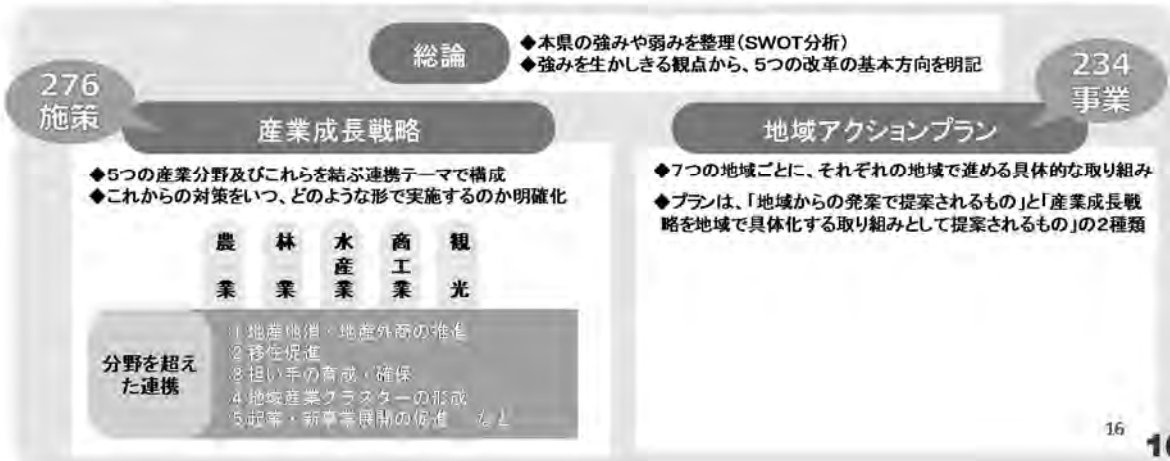
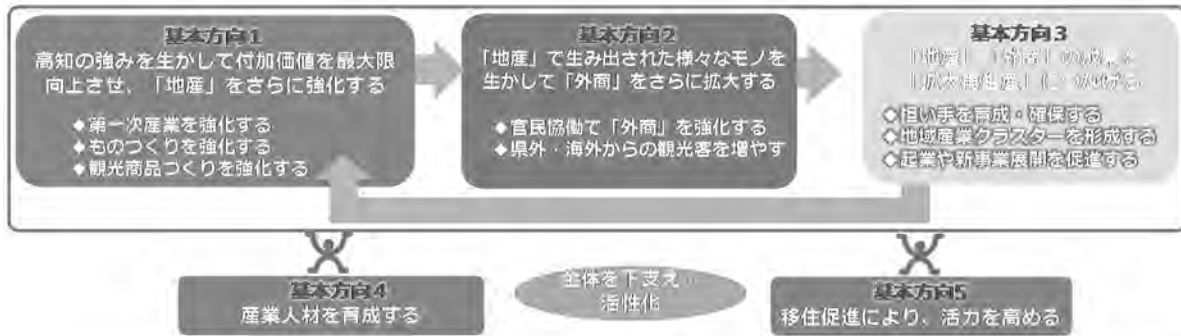
14

(3) 産業振興計画のPOINT



15

(4) 産業振興計画の全体像



(5) - 1 数値目標



(5) - 2 数値目標

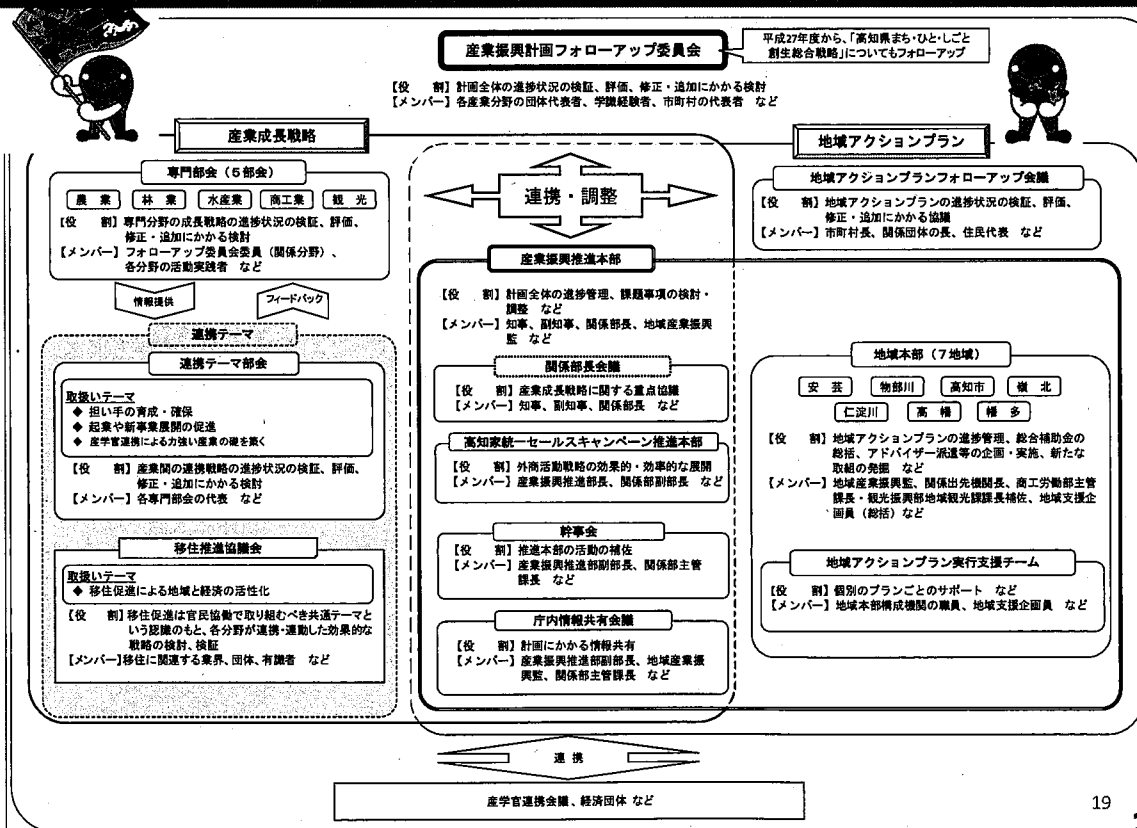
分野の目標	農業分野		林業分野		水産業分野		商工業分野		観光分野	
	地域で暮らし続ける農業		山で若者が働く、全県有数の産材産地		若者が住んでくれる元気な漁村		基盤再生産による雇用拡大と、地域の賑わいによる活気ある商工業		世界に通用する「本物と出会える高知観光」の実現	
目標項目	農業産出額等	NEW! 酪農生産量 ※材料等:主産1,3級目	原木生産量	木材・木製品 製造・出荷額等	漁業生産額 ※サンゴ類除く	水産加工 出荷額	製造品出荷額等	県外観光客 入込数	観光総消費額	
70年計画 (H27)	1,150億円 以上	13.3万t 以上	90万m ³ 以上	256億円 以上	490億円 以上	220億円 以上	7,000億円 以上	470万人 以上	1,410億円 以上	
5年後 (H33)	1,090億円 以上	12.2万t 以上	81万m ³ 以上	232億円 以上	476億円 以上	203億円 以上	6,400億円 以上	450万人 以上	1,300億円 以上	
現状	1,060億円 以上	11.6万t 以上	78万m ³ 以上	220億円 以上	460億円 以上	200億円 以上	6,000億円 以上	435万人 以上	1,230億円 以上	
2期計画 発射台	965億円 (H26)	9.5万t (H26)	59.2万m ³ (H27)	204億円 (H26)	445億円 (H26)	175億円 (H26)	5,260億円 (H26)	408万人 (H27)	1,089億円 (H27)	
2期計画 発射台	930億円 (H22)	-	40.4万m ³ (H22)	150億円 (H22)	-	160億円 (H21)	4,681億円 (H22)	388万人 (H23)	953億円 (H23)	

分野の目標	地産地消・産産外商 戦略(食品分野)		移住促進	
	・素材を生かした加工立派 ・製品が全県ブランドに		移住者と一層に創る元気な地域	
目標項目	食料品製造業出荷額等		県外からの年間移住者	
70年計画 (H27)	1,085億円以上		3期計画の取組による 成果を踏まえて既定	
5年後 (H33)	1,035億円以上		1,000組以上	
現状	1,000億円以上		518組(H27)	
2期計画 発射台	892億円(H26)		120組(H23)	
2期計画 発射台	861億円(H22)			

計画の実効性をさらに高めるため、PDCAサイクルにより、数値目標の到達状況を定期的に点検・検証しています。

18

(6) 官民協働による計画の推進体制



19

3. 高知県のブランディング戦略 -PR & Marketing Activity-

統一的なコンセプトとコピーのもと「高知県」の認知度を上げる

地産外商・観光振興・移住促進／産業振興計画に掲げる目標達成を加速化



22

高知県を好きになってもらうコンセプトとコピー

高知県は、ひとつの大家族やき。

高知家

(こうちけ)

47都道府県の中の、ひとつの「県」でしかなかった高知が、
一つの大きな「家族」に見えてくることにより、高知のあらゆる魅力を、
「笑顔」「幸せ」「安全・安心」「癒し」「親近感」「健康」「絆」「団欒」
といったあったかい「家族」のイメージと共に伝えます。

赤の他人が作ったものではなく、顔の見える「家族」がつくったものだからこそ、
積極的に買う/食べたいくなる「高知家の物産」。
見知らぬ地ではなく、あったかい「家族」がいる地だからこそ不安なく足を運べる「高知家の観光」。

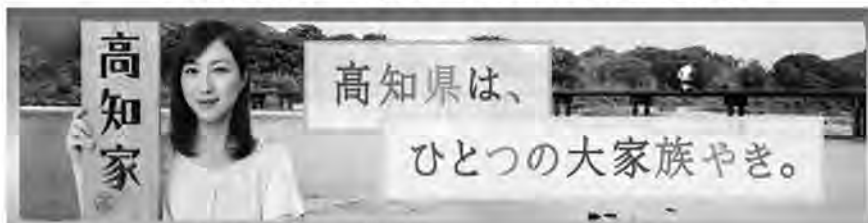
顔なじみの「家族」がいる地だからこそ、安心して住める「高知家の移住」。

「高知県」が「高知家」になることで、
あらゆる人にとって高知県が「自分ごと化」され、
高知の魅力を分かりやすく伝えます。

23

ここまでの振り返り ① / 1年目

1年目 = 平成25年度は、まず高知のことを知ってもらうべく、高知県に「家」をつくりました。



□高知家ウェブサイト90.8万PV
(目標70万PVの130%)

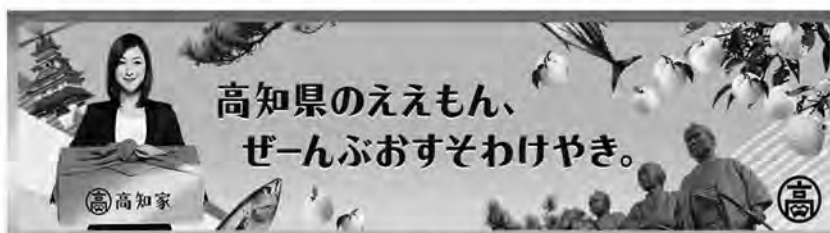
□移住者数270組 (468人)

〔平成24年度121組 (225人) の223%
平成23年度120組 (241人)〕

24 24

ここまでの振り返り ② / 2年目

2年目 = 平成26年度は、「家にあるええもん」を発表しました。



□高知家認知度28% (H27.3月末)
(前年度22%、目標25%)

□移住者数403組 (652人)

〔前年度270組 (468人) の149%〕

25 25

ここまでの振り返り ③/3年目その1

3年目=平成27年度は、家族全員を主人公=スターとして、
家族ご自身の言葉で様々な具体的な魅力を発信していただきました。



□高知家認知度36% (H28.3月末)
(目標35% 前年度実績28%)

□移住者数518組 (864人)
(前年度403組 (652人) の129%)

□スター登録者1,565人 (H28.3月末)
(目標1,000人)

ここまでの振り返り ③/3年目その2

NIPPON★POSITIVE★PROJECT

誰とでもすぐ家族のようになる高知家。
その明るさ、あたたかさ、豪快さ、寛容さ、おもてなしの心意気など、
高知家のポジティブな気質を様々な形で発信・おすそわけすることで、
日本を元気にするプロジェクト。

2/26から現在まで動画再生47.3万回超!



応募いただいた「命-POP踊ってみた動画」をオフィシャルサイトで紹介 (38作品)



4年目の展開

NIPPON POSITIVE PROJECT 第2弾 キャッチフレーズ

高知家には、ポジティブ力がある。



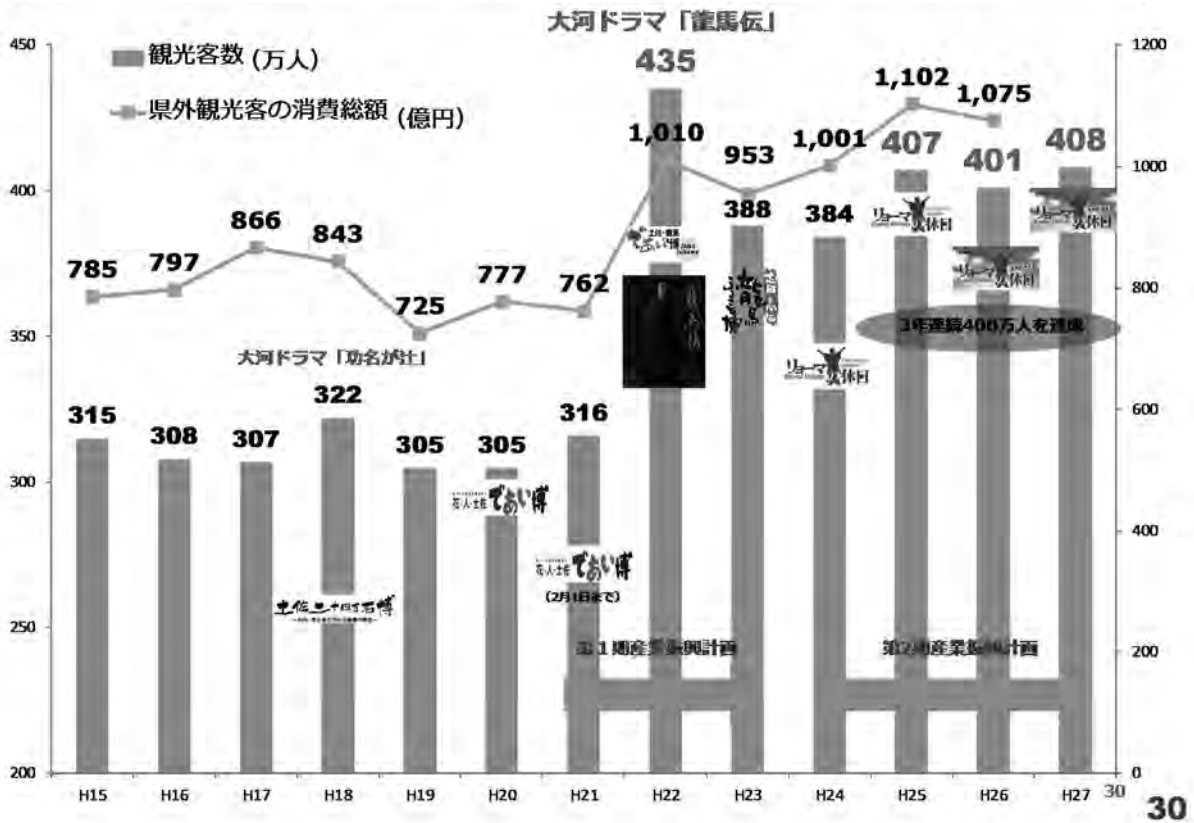
**NIPPON
POSITIVE
PROJECT**

落ち込んでいると、「大丈夫やき」と声をかけてくれる。
 どんな時も、ガハハと大きな声で笑う。
 ひとりの悩みは、みんなで抱え合う。
 高知家の家族には、「ポジティブ」という力がある。
 今こそ、高知の食べ物、自然、家族で、
 日本を前向きに。
 高知家にもできる、日本貢献があります。

4. 観光分野のブランディング戦略 -PR & Marketing Activity-Tourism-



県外観光客入込数及び観光総消費額の推移



観光キャンペーン「リョーマの休日」

高知県

リョーマの休日
Ryoma Holiday の休日

高知の幅広い魅力を5つのテーマで体感しよう!

Roman	Yasuragi	Oshih	Manabi	Active
ロマンの休日 歴史や自然から 土佐のパワーを感じて	やすらぎの休日 自然の優しさが 癒しの時間をくれる	美味しい休日 日本一の自慢! 土佐の食を食べつくせ!	学びの休日 世界が認めた 自然遺産や文化に学ぶ	アクティブな休日 土佐の自然と 全身でたわむれる!

2年連続の博覧会后、観光客の反動減の心配…
県内の周遊促進、新規誘客とともにリピーター促進をどのように図っていくのか…
平成24年4月から、「リョーマの休日」キャンペーンをスタート!

「龍馬パスポートⅠ」

■ リョーマの休日キャンペーンにあわせて「龍馬パスポート」をスタート

1. 高知県内の460を超える
観光施設でおトクな特典が
受けられる！(H25年度末現在)

龍馬パスポートを提示するだけで、施設の特典が何度でも受けられます。

【特典ピックアップ】

- 観光施設での団体料金の適用
(黒パスポートで年間パスポートをプレゼント)
- お食事処で食後のコーヒーサービス
- 体験メニューが10~20%OFF
- 宿泊施設で宿泊料金10~50%OFF など

黒パスポート利用者限定の
プレミアム特典もあり！

3. 観光情報がお手元に届く！

DMやメルマガで高知県の観光
情報をお届けします(希望者)。



2. ステージアップで賞品が当たる！

各ステージの必要スタンプ数を集めると青から赤、さらに黒へとステージアップ。
ステージアップするたびに、抽選で県産品などが当たります。



当初は
平成24年4月~平成26年3月
の2年間を予定

32

「龍馬パスポートⅡ」

龍馬パスポートは、スタンプを集めるごとにパスポートの色が変わり、どんどんステージアップしていきます。龍馬パスポートⅡでは、これまでの「青」「赤」「黒」の3ステージ制から5ステージ制になって難易度も楽しさもアップ! ゴールドパスポートをクリアして、「殿堂入り」を目指そう!

ステージ	申請書	ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4	ステージ5	GOAL
スタンプ数	3個	6個	8個	48個	72個	96個	殿堂入り
宿泊条件	-	-	1泊以上	7泊※ (必須かつ上限)	10泊※ (必須かつ上限)	12泊※ (必須かつ上限)	達成記念プレート の掲示と プレミアムプレゼント
体験プログラム 条件	-	-	-	1体験以上 (必須)	2体験以上 (必須)	4体験以上 (必須)	

■ 龍馬パスポートユーザー数

ステージ	青	赤	黒/ブロンズ	シルバー	ゴールド	殿堂入り
龍馬パスポートⅡ H26.9.30時点	84,282	19,776	9,297	390	86	16
龍馬パスポートⅡ H27.3.31時点	93,470	23,182	11,323	995	289	63

※ 龍馬パスポートは無料配布を行っておらず、申請書にスタンプ3つ集めて申請することが交付条件。

※ 赤パスポート以上の数値は、青パスポートユーザー数の内数。

※ H27.3.31時点で、県外ユーザー比率 約78%

33

『高知家の食卓』 県民総選挙2014

「地元ならではのおいしい食べ物が多かった」ランキング 3年連続第1位 (2010-2012)

県民総選挙の狙い

1. 観光客に「高知県民が薦めるお店はここ！」と紹介ができる！
2. 他県をリードするインパクトある取組でさらなる誘客を図る！



12月5日、告示セレモニーの様子

観光客に教えちゃりたい、「食の店」大投票！



投票期間：2013年12月25日 → 2014年1月20日

総投票数14,314世帯
(投票率4.5%)
※ 2015の2回目
22,600世帯 (同7.1%)

今後3年間の高知県観光



「よさこい」の戦略的な活用／2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて

2015.12時点／17か国(その他調査中)

(凡例) ① 現地チームによる活動 ② よさこい祭り(イベント)の開催 ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ H28認定(11か国) ⑬ ⑭ ⑮ H29認定(6か国)
 (※仏国は2チーム(パリ・ボルドー) (※米国としてはH28認定予定(ニューヨーク))

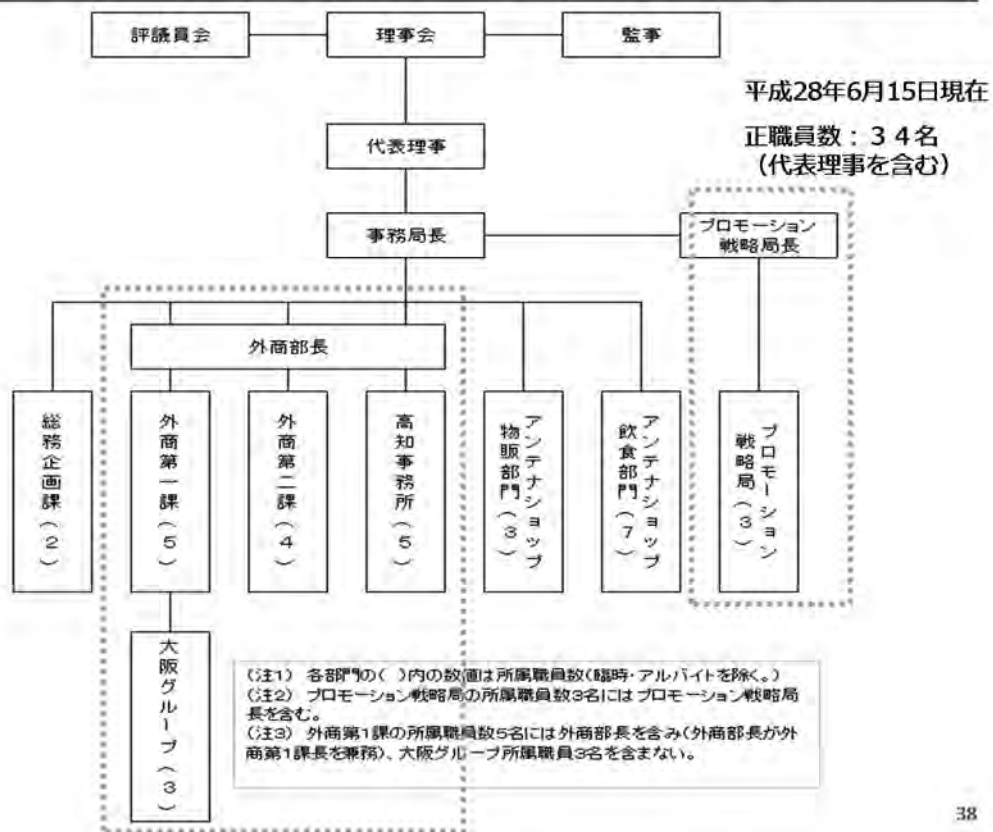


高知県出身NCAの青年海外協力隊(2016.1~) ○モロコシ、○エチオピア

5. アンテナショップ「まるごと高知」の活動



「まるごと高知」を運営する地産外商公社の組織



外商活動の全国展開をスタート!

外商部門の体制を強化し、公社が首都圏でこれまで培ってきたノウハウやネットワーク等を活かした外商活動の全国展開に着手

首都圏	外商課	<p>新たな外商先の発掘など、さらなる取引の拡大を目指し増員 既存外商先、大手卸売業者、パートナー企業との連携強化による外商の拡大 (H26) 7名体制 ⇒ (H28) 9名体制</p>
関西・中部	大阪G	<p>新たな拠点として、高知県大阪事務所内に大阪グループを設置 県大阪事務所・名古屋事務所、パートナー企業と連携した外商活動の展開 (H28) 3名体制</p>
中国四国九州	高知事務所	<p>中国、四国、九州エリアの外商支援強化のため増員 県、パートナー企業と連携した外商活動の展開 県内事業者に寄り添った支援を実施 (H26) 4名体制 ⇒ (H28) 5名体制</p>

【H28年度】
エリアごとの
戦略的な外商の
展開⇒体制強化

経済波及効果等

INPUT (一般財源投入額)	OUTPUT (活動の結果)	OUTCOME (活動の成果)
① 県補助金 2.08億円 (決算見込み額) ② 人件費負担 (県直接支給分) 0.52億円 (決算見込み額) ③ 建物の家賃負担 0.99億円 (決算見込み・公社返還後) ①～③合計 3.59億円	① フェア・商談会等の開催 ● 営業訪問 (面談) 1,388件 ● 展示商談会38回・553社 ● 産地招へい99回 ● 店舗を活用した商談67回 ● 高知フェアの開催145回 ② 県内330社の外商活動を支援 (H26年度/320社) ③ テストマーケティングや催事 への参加商品数 198商品 ④ 首都圏メディアへの精力的な プロモーション活動の展開 ● TV番組のべ76番組で県産品、 観光等を情報発信 ⑤ 観光・移住相談コーナーへの 相談件数 1,128件	① 成約金額 20.79億円 成約件数 6,555件 (H26年度/16.06億円、4,393件) ② 店舗での売上原価 2.7億円 (店舗売上4.7億円) ③ 観光客等の増加効果 (推計) 5.1億円 ④ ①～③経済波及効果計 ※43.2億円 (※①～③に生産誘発倍率 (1.22 ～1.58) を乗じた数値) ⑤ 広告効果 (広告費換算) 60.6億円 ④+⑤総計 103.8億円

40

店内の様子



41

41

高知県越知町の概要

平成28年9月9日



越知町のプロフィール

所在地

- ・北緯33度32分
- ・東経133度15分
- ・高知市（県庁所在地）から西方へ約3.2 kmの高知県中部

面積

- ・東西 15.2 km
- ・南北 16.6 km
- ・面積 111.95 km²

地域の特徴

- ・山林 約84%
- ・農地・宅地 約5%
- ・山：標高300m～1,000mの石鎚山系
横倉山（標高：774m 県立自然公園、植物の宝庫）
加羅立ヶ峠（標高：1,073m 町最高峰）
ほか
- ・川：主流 仁淀川（西から東へ蛇行）
支流 坂折川、柳瀬川
- ・地質：横倉山周辺（約4億3千万年前の日本最古の地帯）



越知町のプロフィール

気候

- ・年平均気温 16.3℃
 - ・最高気温 38℃
 - ・最低気温 -8.7℃
 - ・年間降水量 2,300~3,800mm
- ※比較的温暖で、降水量は日本国内で多い地域



人口 (H28.7.31現在)

- ・人口 5,969人 (男2,767人、女3,202人)
- ・世帯数 2,909世帯 (1世帯当たり約2.05人)
- ・65歳以上 2,621人 (43.91%)
- 平成27年度 出生数 27人
- 死亡者数 111人

産業

- | | H22年 | (S35年) |
|--------|-------|---------|
| ・第1次産業 | 17.0% | (63.3%) |
| ・第2次産業 | 23.4% | (11.9%) |
| ・第3次産業 | 59.6% | (24.8%) |
- ※主な産業の農業(第1次産業)は高齢化や後継者不足で減少
- ※人口1人あたりのベット数日本一で医療機関(第3次産業)が充実



奇跡の清流 仁淀川

- 越知町を流れる清流「仁淀川」は、その源を愛媛県の石鎚山(標高1982m)におき、愛媛県から高知県の7市町村を經由して太平洋へと注ぐ、流路延長124km、流域面積1560km²の清流で、四万十川、吉野川と並ぶ四国三大河川の一つです。
- その水質は透明度が非常に高く、平成24年度から27年度国土交通省発表の水質ランキングで4年連続日本一となりました。
- 清流の証である鮎が多く生育しており、釣り人が多く訪れます。また、カヌーやラフティング、キャンプなど、多くのアウトドアファンが訪れます。
- 近年、NHKの番組で仁淀川の澄み切った水の色を「仁淀ブルー」と表現したことで、さらに仁淀川が注目されるようになりました。



越知町の農業

農用地

- ・急峻な山腹に散在し、小規模
- ・平坦地においても、小区画・不形成で水害常襲地帯

単位：ha

耕地面積		平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
	田		195	149	147
畑		270	248	261	251
計		465	397	408	397

※ 平成20年は中山間直接支払交付金により増加したと思われる。



農家

- ・農業従事者の高齢化と共に減少
- ・新規就農者および後継者は少数

販売農家

経営体数		平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
	個人		372	285	234
法人		1	2	2	2
計		373	287	236	218

新規就農者（後継者含む、普及所調べ）

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
6名	3名	2名	6名	3名



越知町の農業

生産作物

- ・多品目を生産しており、単一品目の産地化、ブランド化がされていない
- ・主要な園芸品目は、生姜やピーマンなどの露地野菜であり、ハウス等の施設園芸は少数
- ・製薬会社の契約栽培により、ミシマサイコ、山椒などの薬用作物を多く栽培

◇主な野菜の栽培面積（単位：ha）

	きゅうり (露地)	ピーマン (露地)	カラー ピーマン (露地)	しょうが (露地)	にら	きといち
越知町	2	2	2	28	2	3
高知県	5	9	9	395	257	8

<H27年度農業振興センター調べ推定値>

・その他の品目
ししとう
アスパラガス
いんげん
トマト
なす
小ねぎ 等

◇主な果物の栽培面積（単位：ha）

	みかん	ゆず	ふんたん	日向夏	なし	くり
越知町	2	2	15	3	3	3
高知県	330	808	415	94	96	163

<H27年度農業振興センター調べ推定値>

◇薬用作物の栽培面積（単位：ha）

	ミシマサイコ	山椒	タイダイ
H26年	26.9	57.2	28.7
H27年	24.8	64.0	26.3



主な農産物

生姜

- ・高知県の生産量は全国NO. 1
- ・系統外出荷（民間加工会社）が大半
- ・近年の生姜ブーム等で比較的高値で安定
- ・連作障害や根茎腐敗、雑草防除等有効な消毒剤の開発が課題



露地ピーマン

- ・昭和42年から冷涼ピーマンとして露地栽培開始
- ・平成9年から赤（完熟）ピーマンの栽培開始
- ・近年、袋詰めピーマンの出荷量増
- ・比較的管理・出荷作業がしやすい
- ・一部農業者の若返りがあるものの、高齢化により栽培面積が減少



主な農産物

食用山椒

- ・柑橘系植物特有の隔年欠果（裏年、表年）による生産量の増減がある
- ・青実、乾燥実ともに価格の変動がある
- ・植栽から15年が経過し、改植が必要
- ・主な出荷先は関西



柑橘類

- ・主に柚子、文旦
- ・柑橘系植物特有の隔年欠果（裏年、表年）による生産量の増減がある
- ・主な用途は、JA出荷、直接販売、地元加工業者への販売
- ・地元加工業者への出荷、栽培委託により放任園解消に効果



その他の農産物

加工用わさび

- ・平成26年、試験的に32aを栽培開始
- ・契約栽培のため価格が安定し、栽培面積増
- ・労働力が収穫期に集中するため、面積に応じた雇用が必要



にら

- ・JAコスモス管内では隣接する佐川町のハウス栽培が中心
- ・越知町では一部ハウス栽培で主に露地栽培
- ・そぐりや袋詰め等、出荷調整作業が負担



白芽芋

- ・昭和51年から栽培開始し、栽培面積を拡大
- ・高齢化が進み、重量が重いため、比較的軽量な葉草栽培へ転換



水耕みつば

- ・昭和54年から栽培開始
- ・平成15年から3戸の栽培農家が、共同育苗や栽培研修など技術の更新や低コスト経営に取り組み、安定出荷



主的な農産物

薬用作物（三島柴胡）

- ・「根」が漢方薬の原料となる薬草
- ・大手生薬会社との契約栽培により「農事組合法人」を通じ全量を供給
- ・越知町が主産地で、高知県が日本一の産地
- ・重量が軽く女性や高齢者にも栽培しやすい
- ・イノシシ等の鳥獣による被害もほとんどなく、中山間地域に適した作物

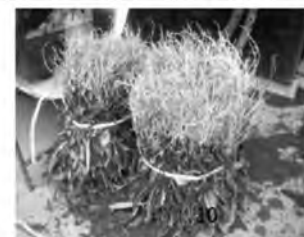
◇薬用作物の面積等		(ha)	
薬草名	平成26年産	平成27年	目標
ミシマサイコ	26.9	24.8	70
山椒	57.2	64.0	80
ダイダイ	28.7	26.3	30



山椒



ダイダイ



三島柴胡（根）

今後の対策

基幹作物

- ・産地として出荷を確保するための栽培面積確保、新規就農者の確保
- ・J A、生産組合等の組織強化を行ったうえでの、新規就農者の栽培指導
- ・初期投資における財政的な負担軽減
- ・水稲栽培については集落営農組織の立ち上げたうえでの共同利用機械等の購入、作業受委託等



薬用作物

- ・ミシマサイコ等、個々の栽培面積の拡大
- ・新規栽培者の開拓
- ・他品目との輪作体系や新作目導入による収量増



有害鳥獣対策

- ・新規狩猟者の確保
- ・加工処理場の整備
- ・最終処理場の整備



◇有害鳥獣駆除頭羽数

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
イノシシ	89	169	291	226	265	327
サル	18	27	14	5	13	17
鹿					12	21
カラス				10	19	132
ハクビシン・狸				8	4	347
農業被害総額(千円)	295	24,598	14,534	19,313	26,875 ¹⁾	38,413
被害面積(ha)	1.86	6.64	8.44	6.52	8.13	11.48